

海洋工事 安全施工チェックリスト

令和7年3月

日建連安全委員会
建設三団体対策協議会

はじめに

海洋工事における安全施工チェックリストは、海洋工事の計画、施工、日々、作業前等の各段階においてチェックすべき項目を簡潔にまとめ、工事現場等で迅速、的確に使用できるようにシート形式に記載した書籍として昭和53年12月に刊行されました。以来、法改正、技術の進歩、環境意識の高まり等の変化に対応すべく改訂を重ねて今日まで活用されています。

今回の改訂では、最近の動向に即した内容に改め、表現を見直すとともに根拠条文等も再確認を行いましたので、更に現実的でご利用しやすくなっていると自負しています。

現場の安全と環境対策レベルを高めるためには、本チェックリスト等を活用して頂き、抜けを防止することが重要ですが、実際に現場で作業に当たられる皆様が、「単に決められているから」、「指示されているから」という受け身の姿勢で確認、作業を行うのではなく、自らが各項目の意味するところ、根拠等を理解して行動することが大切です。したがって、本チェックリストの利用の際には、安全管理、環境対策及び関係法令等について詳しく記載しています「海洋工事における安全施工マニュアル」と「海洋工事における公害防止マニュアル」をぜひ併せて参照され、自らの行動をより能動的にするとともに、現場でのTBMやKYK等の機会に啓発資料として役立てられることをお勧めします。

最後になりますが、本チェックリストが海洋工事に携わる皆様方に今後も幅広く活用され、海洋工事の安全と環境維持に資することとなれば幸いです。

令和7年3月

日本建設業連合会安全委員会
海洋安全部会

海洋工事安全施工チェックリストの利用法

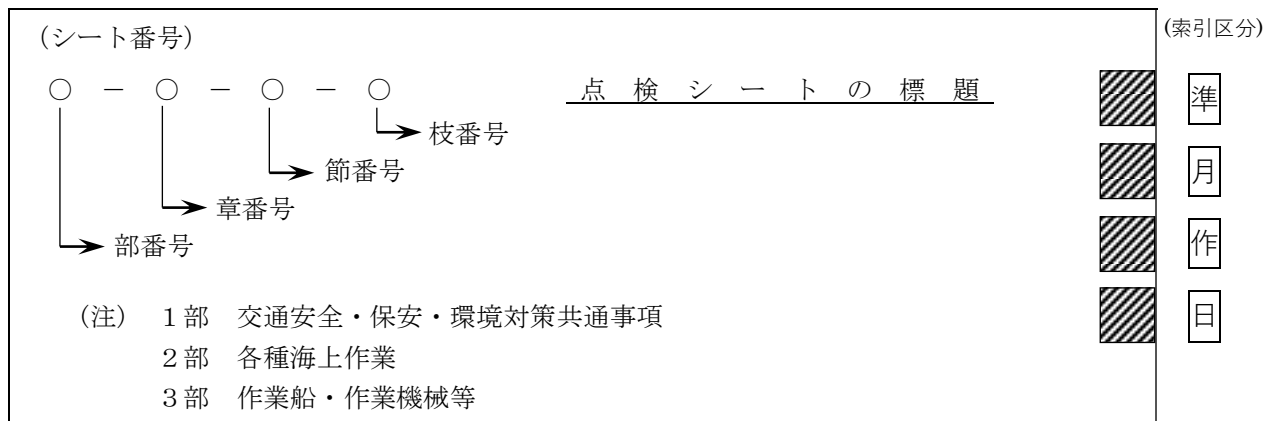
海洋工事安全施工チェックリストは、次の三部構成として、それぞれが点検内容を記載したシート形式となっています。

第1部 交通安全・保安・環境対策共通事項は、海洋工事に共通する点検内容を記載しています。

第2部 各種海上作業は、作業共通事項を含め主な海上作業別に点検内容を記載しています。

第3部 作業船・作業機械等は、使用する船舶・主な機械別に点検内容を記載しています。

各部の点検内容は、下図のように章と節に区分され、一部のシートには更に枝番号が加わったシート番号が付されています。各点検には該当するシート番号の点検シートを使用します。



○ 点検時期

各点検シートの左肩には、準備、作業、月例、毎日の点検時期を示す記号を付していますので、適切な時期に必要な点検を確実に実施することが出来ます。点検時期の記号の意味は次のとおりです。

準備段階点検

工事の準備段階、作業計画の作成段階等で行う点検です。

長期間の工事では、この点検シートにより毎年1回程度、見直し点検を行うことが望まれます。

作業点検

各作業において作業の直前・作業中に行う点検です。

作業船、作業機械の点検の大部分もこれに含まれています。

作業の流れに応じてその都度行う点検内容ですが、点検内容によっては、ある期間をまとめて行うものも含まれています。

月例点検

おおむね毎月1回行う点検です。

準備段階点検の中の毎月確認すべき内容、作業機械等の月例点検内容が含まれ

ています。

法令により 3 か月以内に 1 回のように定められている点検内容等も、その旨注記して含めています。

毎日点検 日

毎日の作業開始時又は終了時に行う点検です。

法令によって毎週 1 回のように定められている点検等も、その旨注記して含めています。

○ 点検者

① 海洋工事安全施工チェックリストは、次の点検者を想定して作成しています。

i 準備段階点検 (準 表示のシート)

統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、工事責任者等

ii 作業点検 (第 2 部の作 表示のシート)

作業責任者、工事責任者、機電責任者、運航管理者、安全管理者等

iii 作業船・作業機械等の点検 (第 3 部の月 及び作 表示のシート)

船長、安全担当者、作業指揮者、運転責任者等

iv 月例及び毎日点検 (第 1 部の月 及び第 2 部の日 表示のシート)

船長、安全管理者、運航管理者等

② 点検者は、担当者よりも上級の管理者等が行うことが望ましいのですが、細部は点検内容に精通した者を指名して行った方がよい場合があります。この場合は結果を報告させ、管理者等はその状況を把握しておくことが大切です。

③ 責任者は、現場巡視等の機会を利用し、計画的に点検シートを携行して継続して点検を行い、実態を把握することが大切です。

④ 第 2 部の「各種海上作業」の点検シートは、主として土木施工管理者の観点からの点検、また、第 3 部の「作業船・作業機械等」は、作業船、機電の直接責任者の観点からの点検として作成しています。

○ 点検シートの使用例（浚渫作業の例）

	準備段階（1 回だけ）	作業中（必要の都度）	月例	毎日		
点 検 シ ー ト	1－1	2－1－1	2－1－2	各	1－9 各シート	2－1－1 9
	∫	各シート 2－2－1	∫	シート	3－1－1	2－1－2 0
	1－8	2－2－2	2－1－8		3－1－9	2－1－2 1
	（1－5 は準用）	2－6－1	2－2－3			2－1 0－6
		2－6－2	2－6－5			
		2－6－3	2－6－6			
		2－6－4	2－6－7			
			3－2	}		
			3－3			
			3－4			

注) 曳船、グラブ浚渫船、土運船を使用する場合

○ 引用している法令等

引用している法令等は、令和5年3月末までの改正に基づいています。

○ 用語の意味と略称

職名等に関する用語は各種の法令等によって定められているものもあり、現場においては、それぞれ定められた用語を使用しますが、本書においては次のとおり統一して使用しています。

- | | |
|------------------|---|
| a 工事責任者 | 現地事務所又は企業体事務所の所長で、工事に關し総括的及び統括的な統制にあたる現地区域の最高の責任者をいう。 |
| b 作業責任者 | 工事責任者の命令を受け、工事現場で作業全般を指揮・監督している者をいう。 |
| c 作業指揮者等 | 法令等で定められている作業主任者・作業指揮者を含め、作業責任者又は作業船船長の命を受け、部分的な作業を直接指揮している者をいう。 |
| d 船長 | 自航作業船の船長をいい、非自航作業船の長でこれに準ずる者を含む。 |
| e 安全担当者 | 船安衛則で定められた作業船内の安全に関する担当者をいう。 |
| f 運航管理者 | 工事責任者の命令を受け、その業務のうち、作業船等の運航管理に関する技術的事項を行う者をいう。 |
| g 安全管理者等 | 安衛法で定められている総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び統括安全衛生責任者、店社安全衛生管理者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者ならびに船員法の船長、船安衛則の安全担当者、衛生担当者等をいう。 |
| h 工事関係責任者等 | 責任者等及び安全管理者等をいう。 |
| i 「2014 埋浚統一ルール」 | 一般社団法人「日本埋立浚渫協会」が定めた遵守すべき統一ルールをいう。 |

目 次

第 1 部 交通安全・保安・環境対策共通事項

シートNo.	点検シート	時期別	頁
1-1 調査と法定手続等			
1-1-1	対外機関との連絡調整……………	準	1
1-1-2	海域調査……………	準	2
1-1-3	主な海洋工事関係法令……………	準	3
1-1-4	工事関係適用法令と手続……………	準	4
1-1-5	作業船関係適用法令の確認……………	準	6
1-1-6	海事法令の適用（作業船）……………	準	8
1-2 安全衛生管理体制			
1-2-1	事業者の法的義務……………	準	10
1-2-2	特定元方事業者の法的義務……………	準	12
1-2-3	作業船所有者の法的義務……………	準	13
1-2-4	安全衛生管理活動体制……………	準	15
1-2-5	就業制限・健康管理・安全衛生教育……………	準	16
1-3 海上工事安全確保上の一般対策			
1-3-1	海上の特殊性に応ずる安全対策……………	準	17
1-3-2	気象・海象の把握……………	準	19
1-3-3	工事海域の安全確保……………	準	20
1-3-4	海上人員輸送の安全……………	準	21
1-3-5	墜落・転落の防止……………	準	23
1-3-6	飛来・落下物対策……………	準	24
1-3-7	火災防止対策……………	準	25
1-4 運航管理			
1-4-1	運航管理体制……………	準	27
1-4-2	運航管理業務……………	準	29
1-4-3	運航の安全……………	準	30
1-4-4	海難防止対策……………	準	31
1-4-5	通信・情報機器の整備・運用……………	準	33
1-5 作業船と作業船上の安全、衛生			
1-5-1	船体・機関・装備品等の現状確認（船安法関係）……………	準	34
1-5-2	船長に対する監督・指導（船員法関係）……………	準	35
1-5-3	作業環境の向上（船安衛則関係）……………	準	36
1-5-4	安全標識・管系及び電路の表示（船安衛則関係）……………	準	37
1-5-5	作業船員の服装・保護具（船安衛則関係）……………	準	38
1-5-6	作業船の衛生管理（船安衛則関係）……………	準	40
1-6 作業施設と作業上の安全、衛生			
1-6-1	危険防止のための基本的措置（安衛法関係）……………	準	41
1-6-2	機械による危険防止（安衛法関係）……………	準	43
1-6-3	電気による危険防止（安衛法関係）……………	準	45
1-6-4	通路・足場等の安全（安衛法関係）……………	準	46
1-6-5	非自航作業船等の安全と作業員の服装・保護具（安衛法関係）……………	準	47
1-6-6	電気事業法関係の手続等（電業法）……………	準	48
1-7 環境保全			
1-7-1	環境関係適用法令等……………	準	49
1-7-2	環境保全の実施体制……………	準	51
1-7-3	環境対策一般……………	準	53
1-7-4	水質汚濁の防止……………	準	55
1-7-5	油類等の排出防止……………	準	57
1-7-6	その他の環境対策……………	準	59
1-8 緊急措置体制			
1-8-1	緊急事態対処準備……………	準	63
1-8-2	緊急事態対処（予防）設備……………	準	64
1-8-3	各種緊急事態措置要領……………	準	65
1-8-4	台風等荒天対策……………	準	67
1-9 共通事項月例点検表			
1-9-1	調査と法定手続等……………	月	68
1-9-2	安全衛生管理体制……………	月	69
1-9-3	海上工事安全確保上の一般対策……………	月	71
1-9-4	火災防止……………	月	73
1-9-5	運航管理……………	月	74
1-9-6	作業船上の安全管理……………	月	75
1-9-7	作業船上の衛生管理……………	月	76
1-9-8	作業施設上の安全管理……………	月	77
1-9-9	環境保全対策……………	月	79
1-9-10	緊急措置体制……………	月	81

目 次

第 2 部 各種海上作業（1/2）

シートNo.	点検シート	時期別	頁	シートNo.	点検シート	時期別	頁
2-1 各種共通作業				2-1-15	高圧室内作業		
2-1-1	作業の準備体制……………	準	82	2-1-15-1	調査・届出等……………	準	120
2-1-2	資格の確認及び作業指揮……………	作	83	2-1-15-2	高圧室内作業計画……………	準	121
2-1-3	船長の遵守事項……………	作	84	2-1-15-3	高圧室設備の準備……………	準	123
2-1-4	船員の遵守事項……………	作	85	2-1-15-4	作業開始前の点検……………	作	124
2-1-5	運航・回航作業……………	作	86	2-1-15-5	高圧室内作業……………	作	125
2-1-6	曳航（押航）作業			2-1-16	溶接及び溶断作業		
2-1-6-1	調査・届出等……………	準	87	2-1-16-1	調査と作業計画……………	準	126
2-1-6-2	曳航（押航）作業計画……………	準	88	2-1-16-2	溶接設備の作業開始前の点検……………	作	127
2-1-6-3	曳船（押船）・曳航用具の準備 ……	準	90	2-1-16-3	溶接及び溶断作業……………	作	128
2-1-6-4	曳航（押航）作業開始前の点検……………	作	91	2-1-16-4	水中溶接・溶断作業……………	作	129
2-1-6-5	曳航（押航）作業の実施……………	作	92	2-1-17	S E P 等作業		
2-1-7	出入港・係留作業……………	作	93	2-1-17-1	調査・届出等……………	準	130
2-1-8	荒天準備作業……………	作	95	2-1-17-2	S E P 作業計画……………	準	131
2-1-9	位置決め作業……………	作	96	2-1-17-3	S E P の準備及び据付作業……………	作	133
2-1-10	荷役作業			2-1-17-4	栈橋、海上作業足場、作業構台等の設置……………	準	134
2-1-10-1	調査・届出等……………	準	97	2-1-18	作業基準（船員法）に基づく作業……………	作	135
2-1-10-2	荷役作業計画……………	準	98	2-1-19	安全衛生管理毎日点検表……………	日	137
2-1-10-3	荷役作業船の準備……………	準	100	2-1-20	運航管理毎日点検表……………	日	138
2-1-10-4	荷役作業場、荷役設備の準備……………	準	101	2-1-21	船長又は安全担当者の作業船点検 ……	日	139
2-1-10-5	荷役作業開始前の点検……………	作	103	2-2 警戒業務			
2-1-10-6	荷役作業の実施……………	作	104				
2-1-11	重量物取扱作業……………	作	105	2-2-1	警戒業務計画……………	準	140
2-1-12	船具・索具取扱作業……………	作	106	2-2-2	警戒船の運用……………	準	142
2-1-13	高所・開口部及び舷外作業……………	作	107	2-2-3	警戒船業務の実施……………	作	143
2-1-14	潜水作業			2-3 アンカー設置作業			
2-1-14-1	調査・届出等……………	準	108	2-3-1	調査・届出等……………	準	144
2-1-14-2	潜水作業計画……………	準	109	2-3-2	アンカー設置作業計画……………	準	145
2-1-14-3	潜水諸設備の準備……………	準	112	2-3-3	作業船、機材の準備……………	準	146
2-1-14-4	潜水作業開始前の点検……………	作	115	2-3-4	アンカー設置作業開始前の点検……………	作	147
2-1-14-5	潜水作業（一般）……………	作	116	2-3-5	アンカー設置作業の実施……………	作	148
2-1-14-6	作業別潜水作業……………	作	119				

目 次

第2部 各種海上作業（2/2）

シートNo.	点検シート	時期別	頁
2-4 ケーソン据付作業			
2-4-1	調査・届出等……………	準	149
2-4-2	ケーソン据付作業計画……………	準	150
2-4-3	ケーソン及び据付用機材等の準備……………	準	152
2-4-4	ケーソン据付作業開始前の点検……………	作	153
2-4-5	ケーソン据付作業……………	作	154
2-5 沈埋函沈設作業			
2-5-1	調査・届出等……………	準	155
2-5-2	沈埋函の作業計画……………	準	156
2-5-3	沈埋函沈設作業開始前の点検……………	作	158
2-5-4	沈埋函沈設作業……………	作	159
2-6 浚渫・掘削及び埋立作業			
2-6-1	調査・届出等……………	準	160
2-6-2	浚渫及び埋立作業計画……………	準	162
2-6-3	浚渫船及び付属船の準備……………	準	165
2-6-4	排砂管等の準備……………	準	167
2-6-5	浚渫・埋立作業開始前の点検……………	作	169
2-6-6	ポンプ船浚渫・埋立作業……………	作	170
2-6-7	グラブ船、バックホウ船浚渫・埋立作業……………	作	171
2-7 捨石（捨土）作業			
2-7-1	調査・届出等……………	準	172
2-7-2	捨石（捨土）作業計画……………	準	173
2-7-3	積込設備及び運搬船の準備と捨石（捨土）作業開始前の点検……………	作	175
2-7-4	捨石（捨土）作業の実施……………	作	176
2-8 海底地盤改良作業			
2-8-1	調査・届出等……………	準	178
2-8-2	作業の準備……………	準	180
2-8-3	海底地盤改良作業（サンドドレーン工法、サンドコンパクションパイル工法）……………	作	181
2-8-4	海底地盤改良作業（深層混合処理工法等）……………	作	183

シートNo.	点検シート	時期別	頁
2-9 杭打作業			
2-9-1	調査・届出等……………	準	185
2-9-2	杭打作業計画……………	準	186
2-9-3	杭打機・船の準備……………	準	188
2-9-4	杭打作業開始前の点検……………	作	189
2-9-5	杭打作業の実施……………	作	190
2-10 水中発破作業			
2-10-1	調査・届出等……………	準	191
2-10-2	水中発破作業計画……………	準	192
2-10-3	火薬関係施設の準備及び保安管理 ……	準	195
2-10-4	火薬類の荷役・運搬及び取扱い ……	作	196
2-10-5	水中発破作業の実施 ……	作	197
2-10-6	火薬類毎日点検表 ……	目	199
2-11 コンクリート打設作業			
2-11-1	調査・届出等……………	準	200
2-11-2	コンクリート打設共通作業……………	作	201
2-11-3	コンクリート打設作業……………	作	203
2-12 事前混合処理作業			
2-12-1	調査・作業計画等……………	準	205
2-12-2	事前混合処理共通作業……………	作	207
2-13	異常気象・地震等に対する措置……………	作	209

目 次

第 3 部 作業船・作業機械等

シートNo.	点検シート	時期別	頁
3-1 作業船等の共通事項			
3-1-1	作業船一般管理	月	212
3-1-2	船体・居住設備等	作	216
3-1-3	主機械	作	217
3-1-4	補助機械	作	218
3-1-5	電気設備	作	219
3-1-6	操舵装置・航海用具	作	221
3-1-7	揚錨・係船装置	作	222
3-1-8	救命・消防・危険物積付設備	作	223
3-1-9	機械装置等の月例点検標準	月	224
3-2	曳船・押船	作	225
3-3	クレーン船・揚錨船	作	226
3-4	ガット船・底開式土（石）運船	作	227
3-5 浚渫船			
3-5-1	ポンプ式浚渫船	作	228
3-5-2	グラブ式浚渫船	作	230

シートNo.	点検シート	時期別	頁
3-6	地盤改良船	作	231
3-7	杭打船・杭打機	作	233
3-8	大口径掘削機	作	234
3-9 海上足場、SEP			
3-9-1	海上足場	作	235
3-9-2	SEP	作	236
3-10	潜水設備（潜水土船、潜水器具等）	作	237
3-11	交通船・警戒船・事故防止設備	作	239
3-12	コンクリートミキサー船	作	240
3-13	揚土船	作	242

第 1 部 交通安全・保安・環境対策共通事項

項 目	事 項																									
1 監督官庁・関係機関	1 表 1 の作業海域等における表 2 の物件・人員・作業等について、表 3 の発注者、関係官署等の所管担当業務を確認したか。 表 1 <table><tr><th>作業海域等</th></tr><tr><td>工事現場</td></tr><tr><td>作業基地、資材補給地</td></tr><tr><td>海上輸送路</td></tr><tr><td>廃棄物処分場</td></tr><tr><td>中継・避泊錨地</td></tr></table> 表 2 <table><tr><th>物件・人員・作業等</th></tr><tr><td>作業船・作業施設</td></tr><tr><td>搭載機械等</td></tr><tr><td>作業員・船員</td></tr><tr><td>工事概要</td></tr><tr><td>交通関係・環境関係</td></tr><tr><td>緊急事態発生時</td></tr></table> 表 3 <table><tr><th>発注者・監督官庁、関係機関等</th></tr><tr><td>発注者の地方整備局、工事事務所</td></tr><tr><td>環境省</td></tr><tr><td>労働基準監督署</td></tr><tr><td>地方運輸局</td></tr><tr><td>運輸監理部、運輸支局</td></tr><tr><td>海上保安部署</td></tr><tr><td>経済産業局</td></tr><tr><td>都道府県・市町村</td></tr><tr><td>港湾管理者</td></tr><tr><td>警察署・消防署・保健所</td></tr><tr><td>その他の機関</td></tr></table> 2 表 3 の発注者・関係官署等の所在、窓口・電話番号（夜間を含む）を一覧表として作成したか。	作業海域等	工事現場	作業基地、資材補給地	海上輸送路	廃棄物処分場	中継・避泊錨地	物件・人員・作業等	作業船・作業施設	搭載機械等	作業員・船員	工事概要	交通関係・環境関係	緊急事態発生時	発注者・監督官庁、関係機関等	発注者の地方整備局、工事事務所	環境省	労働基準監督署	地方運輸局	運輸監理部、運輸支局	海上保安部署	経済産業局	都道府県・市町村	港湾管理者	警察署・消防署・保健所	その他の機関
作業海域等																										
工事現場																										
作業基地、資材補給地																										
海上輸送路																										
廃棄物処分場																										
中継・避泊錨地																										
物件・人員・作業等																										
作業船・作業施設																										
搭載機械等																										
作業員・船員																										
工事概要																										
交通関係・環境関係																										
緊急事態発生時																										
発注者・監督官庁、関係機関等																										
発注者の地方整備局、工事事務所																										
環境省																										
労働基準監督署																										
地方運輸局																										
運輸監理部、運輸支局																										
海上保安部署																										
経済産業局																										
都道府県・市町村																										
港湾管理者																										
警察署・消防署・保健所																										
その他の機関																										
2 関係団体等	1 次の関係団体等との連絡調整はよいか。 (1) 海難防止団体、災害防止協議会、情報管理組織等 (2) 漁業組合、旅客船協会、会員組合、鉱業権・採掘権・漁業権・入浜権等の保有組合 (3) 地域住民団体、環境保護団体等、廃棄物処理団体 (4) 日建連安全委員会 2 上記の所在、連絡者等は記録しているか。																									
3 発注者	1 発注者の担当窓口及び担当業務を十分理解しているか。 2 連絡・報告要領等について指導を受けているか。																									
4 緊急事態発生時の連絡報告	1 緊急事態発生時の部内外連絡先を定め、現場関係者に周知しているか。 2 緊急事態を次に区分し、報告体制（報告順序・内容等）を指示しているか。 (1) 人身災害（けが、溺者、行方不明者、急患、高気圧障害等） (2) 火災（作業船、施設、海面の油、危険物等） (3) 海難事故（足場への衝突・倒壊、作業船海難等） (4) 作業標識の流出、消灯、沈没、破損等 (5) 環境被害（油、廃棄物、有害物質の流出等） (6) 地震、高潮被害、津波 (7) 気象擾乱による被害等 3 急患、高気圧障害等の救急病院、再圧治療病院、輸送手段・経路、所要時間等は検討され、標示されているか。 4 応急措置要領は作成されているか。 5 通報連絡先一覧表・緊急時連絡先系統図を掲示しているか。																									

項 目	事 項
1 海図等の 備え付け	1 必要な水路図誌類を準備したか。 海図は大尺度のものを準備したか。(水路図誌目録で選定) 2 海図は、最新の水路通報によって正しく補正されたものか。(要すれば照合) 3 海図の複製には、管区海上保安本部経由で海上保安庁長官の承認を受けたか。(水路法24条) 4 世界測地系海図(WGS-84)を使用しているか。
2 危険物測 査	1 現場の危険水域指定の有無を調査したか。(海図等による) 2 海底作業の場合、磁気探査の必要の有無を確認したか。 3 危険海域内工事で土質が軟弱な場合、浚渫・掘削が進む都度、指定又は地質に応じた深度ごとに磁気探査・潜水調査等を計画しているか。 4 災害事故時に対する保険関係(機雷等に対する特約条項を含む)はよいか。 5 専門家(自衛隊・海上保安部署等)との協議をしたか。
3 埋設物 等、架空線 の調査	1 作業海域における次の埋設物等について調査したか。 (1) 埋設物：海底通信ケーブル、電力ケーブル、ガス管、水道管等 (2) 沈設物：魚礁及び漁業施設、定置錨等 2 調査の際、埋設物等の所有者の立会又は通知を計画しているか。 3 作業船の航路・避泊地及び作業海域における次の障害物等について調査したか。 (1) 沈船その他の障害物 (2) 作業船等のマスト、櫓等と架空線・架橋の高さ関係 4 投錨海域における埋設物等に対する影響 (注) 沈船などを拾得した場合は直ちに市町村長に届出ること。(水難救護法24条)
4 海域特性 等の調査	次の海域特性調査は十分か。 (1) 現場の水路通報、航行警報、港長公示等の調査 (2) 海上交通路、航路、作業海域の交通実態調査(「1－4－3 運航の安全」参照) (3) 漁業の実態、漁業権等の調査 (4) 海底資源採掘権等の調査 (5) 気象・海象等の海域特性の調査(「1－3－2 気象・海象の把握」参照) (6) 作業船泊地の安全に関する調査(「1－3－3 工事海域の安全確保」参照) (7) 台風接近時の避泊錨地関係の調査(「1－8－4 台風等荒天対策」参照) (8) 津波発生時の津波到達時間、津波流速、津波波高及び避難海域、および上陸避難する場合の避難場所等の調査 (9) その他地域、海域の特性に関する調査
5 環境対策 と手続	1 環境対策について検討したか。(「1－7－3 環境対策一般」参照) 2 環境に関する関係監督官公庁の許可等の手続き関係を調査したか。 (「1－7－1 環境関係適用法令等」参照) 3 地域協定覚書、制限条項等の内容を確認したか。

	法 令 名	略 称		法 令 名	略 称
港湾等整備関係	港湾法 同施行令・規則 漁港漁場整備法 同施行令・規則 海岸法 同施行令・規則 公有水面埋立法 同施行令・規則 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律 同施行令・規則	港湾令 ・ 漁港令 ・ 海岸令 ・ 埋立令 ・ 再エネ海域利用令	航行安全関係	海上衝突予防法 同施行令・規則 海上交通安全法 同施行令・規則 港則法 同施行令・規則 航路標識法 同施行規則 水路業務法 内航海運業法 海難審判法	海防令 ・ 海交令 ・ 海港令 ・ 港航令 ・ 航海令 ・ 海審令
船舶関係	船舶法 同施行細則 小型船舶の登録等に関する法律 小型船舶登録令・規則 海上運送法	船舶令 ・ 船舶細則 ・ 小型船舶登録令 ・ 海運令	防火・危険物関係	消防法 同施行令・規則 火災予防条例 火薬類取締法 同施行規則 危険物船舶運送及び貯蔵規則 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 火薬類の運搬に関する内閣府令	消防令 ・ 防取規 ・ 消火令 ・ 火危令 ・ 火薬府令
船舶安全関係	船舶安全法 同施行令・規則 船舶構造規則 船舶設備規程 船舶救命設備規則 船舶消防設備規則 小型船舶安全規則 船舶機関規則 満載喫水線規則 船舶区画規程 船舶防火構造規則 船舶復原性規則 船舶等型式承認規則 特殊貨物船舶運送規則	船舶安令 ・ 船舶構造令 ・ 船舶設備令 ・ 船舶救命令 ・ 船舶消防令 ・ 船舶安全令 ・ 船舶機関令 ・ 満載喫水線令 ・ 船舶区画令 ・ 船舶防火令 ・ 船舶復原性令 ・ 船舶等型式承認令 ・ 特殊貨物船舶運送令	環境保全関係	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 同施行令・規則 水質汚濁防止法 同施行令・規則 瀬戸内海環境保全特別措置法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同施行令・規則 河川法 底質の処理・処分等に関する指針 水産資源保護法 都道府県漁業調整規則（条例） 悪臭防止法 大気汚染防止法 同施行令・規則 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 環境影響評価法 特定化学物質障害予防規則 ダイオキシン類対策特別措置法 土壌汚染対策法 騒音規制法 振動規制法 循環型社会形成推進基本法 資源の有効な利用の促進に関する法律 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 自然公園法 同施行令・規則 自然環境保全法 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 同施行令・規則 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 同施行令・規則	海防令 ・ 海水汚濁令 ・ 瀬戸内海掃令 ・ 河川法 ・ 底質指針 ・ 水産資源保護令 ・ 悪臭防止令 ・ 大気汚染令 ・ 土壌地下水指針 ・ 薬液指針 ・ 環境評価令 ・ ダイオキシン令 ・ 土壌汚染令 ・ 騒音振動令 ・ 循環型社会形成推進令 ・ 資源有効利用促進令 ・ 建設リサイクル令 ・ 自然公園令 ・ 自然環境令 ・ フロン抑制令 ・ プラスチック新令 ・ プラスチック新令
船員関係	船舶職員及び小型船舶操縦者法 同施行規則 船員法 同施行規則 船員労働安全衛生規則 船員災害防止活動の促進に関する法律 船員保険法 船員職業安定法	船舶職令 ・ 船員令 ・ 船員労働安全衛生令 ・ 船員災害防止令 ・ 船員保険令 ・ 船員職業安定令	その他	電気事業法 電波法 同施行令・規則 航空法 電気工事士法	電波令 ・ 業波令 ・ 業波令 ・ 業波令
労働関係	労働基準法 同施行規則 年少者労働基準規則 女性労働基準規則 労働安全衛生法 同施行令・規則 高気圧作業安全衛生規則 酸素欠乏症等防止規則 クレーン等安全規則 ゴンドラ安全規則 有機溶剤中毒予防規則 ボイラー及び 圧力容器安全規則 粉じん障害防止規則 石綿障害予防規則	労基令 ・ 労年令 ・ 女安令 ・ 衛安令 ・ 高圧令 ・ 酸欠令 ・ クレン令 ・ ゴドラ令 ・ 有機溶剤中毒予防令 ・ ボイラー及 ・ 圧力容器安全規則 ・ 粉じん障害防止規則 ・ 石綿障害予防規則			

項 目	事 項
1 法令上の 工事海域区 分と、許可 申請、届出 手続	工事事務所には、「1-1-3 主な海洋工事関係法令」のうち必要なものが備え付けられているか。 または利用可能な状態にあるか。 工事現場等は、適用法令の区分により該当海域を検討し、それに対する許可申請等を行ったか。 (1) 海交法適用海域 (東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海) ① 「工事許可申請書」(航路及び周辺海域：海交法40条、海交則32条7項) ② 「工事等届出書」(上記以外の海域：海交法41条、海交則32条7項) (2) 港則法適用港の港域内及び境界付近 「工事又は作業許可申請書」(港則法31条、45条、港則則16条、20条の9) (3) 港湾区域内 ① 「港湾工事等許可申請書」(港湾法37条、港湾令13条、14条、15条、港湾則3条の4) ② 臨港地区内での水域施設等の建設又は改良、港湾管理者への届出 (港湾法38条の2、港湾令15条の2、15条の3、15条の4、港湾則5条) ③ 港湾区域の定めのない港湾 当該都道府県知事への「許可申請」 (港湾法56条、港湾令18条、港湾則27条の8) (4) 漁港内 「工事等許可申請書」(漁港法39条) (5) 海岸保全区域 (水際線から50m以内) 「海岸保全区域占有許可申請書」(海岸法7条、海岸則3条) 「海岸保全区域工事許可申請書」(海岸法8条、海岸則4条) (6) 公園法による特別地域 「公園法特別地域工事等許可申請書」(公園法20条、21条、23条) (注) 国立公園 地域 — 特別地域—特別保護地区 国定公園 地域 — 海域公園地区 普通地域 (7) その他の海域 鉱業・漁業等権利地区内の工事はそれぞれ関係官署の定める手続
2 届出時条 件の確認	工事許可、届出に付された条件、変更命令、制限事項、措置命令、指導事項を確認し、それら条件等の工事に及ぼす影響の調査、その措置について検討したか。
3 特殊作業 の許可申請・ 報告等	1 水路測量の手続を行ったか。(水路法6条) 2 航路標識を設置・管理・変更する場合の手続を行ったか。 (航標法4条、11条、13条、16条、21条、航標則1条、2条、3条、7条、9条、15条、16条、18条) 「航路標識設置(管理)許可申請書」「航路標識変更許可申請書」 3 事故発見した者は直ちに海上保安庁又は最寄りの保安本部・事務所へ通報すること。(航標法25条) 4 長大物件曳(押)航時の航路入航の通報義務を承知しているか。(海交法22条、海交則13条、14条) 5 海難発生時の報告義務を承知しているか。 (1) 「海難報告」(海交法適用海域：海交法43条、港則法適用海域：港則法24条) (2) 「海難報告書」(船員法適用船：船員法19条、船員則14条) 6 機械設備等の計画の届出はしたか。(安衛法88条) 7 大規模な作業を開始するときの計画の届出はしたか。(安衛法88条) 8 特定建設作業を行うときの届出はしたか。(騒音法14条、振動法14条)

準

1-1-4 工事関係適用法令と手続 (2/2)

項 目	事 項
4 火薬類及び危険物取扱上の申請届出、報告	次の諸手続は実施又は検討されているか。 (1) 火薬庫等の設置、火薬類の譲受・消費等に関する手続 (火取法12条、17条、25条、火取則13条、36条、48条) (2) 火薬類その他危険物の運搬に関する手続 (港則法20条、21条、22条、港則則13条、14条、危規則106条、115条、火取法19条) (「2-10 水中発破作業」参照) (3) 危険物貯蔵所の設置・管理に関する手続 (消防法10条、11条、危規則372条、373条、374条、384条、385条、390条の2) (「1-3-7 火災防止対策」及び「1-6-1 危険防止のための基本的措置(安衛法関係等)」参照) (4) 事故発生時の報告手続(火取法46条、危規則5条の10、海交法43条、港則法24条)
5 環境関係	(「1-7-1 環境関係適用法令等」参照)

1 - 1 - 5 作業船関係適用法令の確認 (1/2)

項 目		事 項				
適用法令の確認		1 使用予定の作業船について、下表により、それぞれの法令のどの船舶に該当するか検討確認したか。 2 作業船多数の場合、作業船適用法令一覧表を作成したか。				
作業船の適用法令区分		○印 適用		×印 適用除外 (GT：総トン数)		
法律・適用条項等		自航式作業船		非自航式作業船		
		(各法律欄の上段は、船舶の要件等)		(各法律欄の上段は、船舶の要件等)		
船舶法	通則	20GT未満	20GT以上	○		
		○	○			
	4条～19条	×	○	×		
小 型 船 舶 の 登 録 等 に 関 す る 法 律		20GT未満	20GT以上	×		
		○ (注1は×	×			
船安法	船安則 船構則 船設規 船救設則 船消設則 船機則 船区則 船復原則等	特殊小型船舶 (注2)	20GT未満 (左記を除く)	20GT以上	・国際航海に従事するもの ・沿海区域を越えて航行するもの ・自航船に押されて平水区域を越えて航行するもの(注5) ・自航船に曳(押)航されて人の輸送に供されるもの(注6) ・自航船に押航されるもので、押船と堅固に結合・一体となる構造を有するもの ・特殊船(注7)	左記以外
		×		○ (注3は、×)	○	×
	小 型 船 安 則	○	○	×		
	危 規 則	○ (危険物を積載する船舶に限る)			○ (左記に同じ。)	
	船 員 安 衛 法 則	湖川港内のみ航行	左記以外の船舶		×	
		×	×	○		
船 職 法		20GT未満	20GT以上	×		
	海 技 士	×	○			
	小 型 船 舶 操 縦 士	○ (注4は、×)	×			
船 災 防 法		船員法適用船舶	船員法非適用船舶	船員法適用船舶	船員法非適用船舶	
		○	×	○	×	
電 業 法		他に電力供給	電力供給なし	船安法適用船舶	左記以外	
		○	×	他に電力供給	電力供給なし	
		○	×	○	×	
安 衛 法	通 則	船員法適用船舶	船員法非適用船舶	船員法適用船舶	船員法非適用船舶	
		×	○	×	○	
	クレーン則	300GT未満	300GT以上	○		
		○	×			
海 海 港	衝 交 則	○		○		
海 防 法		○ (法定書類・設備については、個別に適用対象船舶が定められている。)		○ (左記に同じ)		

項 目	事 項
(注1)	総トン数20 t 未満の船舶のうち、ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係 留船、推進機関を有する長さ3m未満の船舶であって連続最大出力が20馬力未満のもの、推進機関及び帆装を有しない船舶（小型船登録法2条、小型船登録則2条）
(注2)	特殊小型船舶とは、水上オートバイ等の小型船舶をいう。（小型船安則2条2項）
(注3)	長さ12m未満の船舶（危険物ばら積船及び特殊船を除く。）で、次のいずれかに該当するもの ① 次の要件に適合するもの ・ 3人を超える人の輸送の用に供しないものであること。 ・ 推進機関として船外機を使用するもので、当該推進機関の連続最大出力が、船舶の長さが5m未満の船舶は3.7kW以下、長さ5m以上の船舶は7.4kW以下であること。 ・ 次に掲げる要件に適合する川以外の水域で告示で定めるもののみを航行するものであること。 *1 平水区域であること。 *2 海域にあつては、陸地により囲まれており、外海への開口部の幅が500m以下で、当該海域内の最大幅及び奥行きが開口部の幅よりも大きいものであり、かつ、外海の影響を受けにくいこと。 *3 面積が100km²以下であること。 *4 当該水域における通常の水象条件のもとで、波浪が穏やかであり、水流又は潮流が微弱であること。 ② 長さ3m未満の船舶で推進機関の連続最大出力が1.5kW未満のもの
(注4)	ろかい舟、長さ3m未満・推進機関出力1.5kW未満で、直ちにプロペラの回転を停止することができる機構を有する船舶、その他のプロペラによる人の身体の障害を防止する構造を有する船舶、係留船。（船職法2条1項）
(注5)	① 沿海区域を航行区域とする自航船と一体となって航行する船舶で、平水区域及び平水区域から最速速力で4時間以内に往復できる区域のみを航行するもの並びに管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものを除く。（船安則2条2項3号ハ）
(注6)	長さ12m未満の船舶で、次の要件に適合するものを除く。（船安則2条2項3号ヘ） ① 長さ5m未満の船舶にあつては、自航曳（押）船の推進機関の連続最大出力が7.4kW以下、長さ5m以上の船舶にあつては、自航曳（押）船の連続最大出力が15kW以下であること。 ② 5人を超える人の輸送の用に供しないものであること。 ③ 次に掲げる要件に適合する川以外の水域で告示で定めるもののみを航行するものであること。 *1 平水区域であること。 *2 海域にあつては、陸地により囲まれており、外海への開口部の幅が500m以下で、当該海域内の最大幅及び奥行きが開口部の幅よりも大きいものであり、かつ、外海の影響を受けにくいこと。 *3 面積が100km²以下であること。 *4 当該水域における通常の水象条件のもとで、波浪が穏やかであり、水流又は潮流が微弱であること。
	（現在告示で定められている海域は、中海、浦ノ内湾、江田島湾、羽地内海の4海域）
(注7)	特殊船とは、潜水船、水中翼船、エアクション艇、表面効果翼船、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶、潜水設備（内部に人員を搭載するもの）を有する船舶その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。（船安則1条4項） （告示で定める特殊な構造又は設備を有する船舶は、次のとおりとする。） - 一 水陸両用船 - 二 水面上に翼を有する船舶であって、船舶の航行中に船体の重量を船底に作用する 浮力及び揚力並びに翼に作用する揚力により支えることができるもの - 三 長さ3m以上又は推進機関の連続最大出力が1.5kw以上の小型 船舶であって、遠隔操縦により人が制御できる機能を有するもの - 四 浮体式洋上風力発電施設
(注8)	ろかいのみで運転する舟で、6人を超える人の運送の用に供するもの（船安則2条1項）
(注9)	5GT以上の非自航船で、常時船員法適用の曳（押）船に曳（押）航されて船員法適用水域を航行するのは、船員法が適用される。このうち、プッシャーバージについては、結合された押船（プッシャー）及び非自航バージが一つの船舶として取扱われ、プッシャーとバージの総トン数を合算したものが、その総トン数となる。
(注10)	プッシャーバージについては、上記注9と同様に取り扱われ、航行区域については、プッシャー及びバージのうちより狭い区域をその船舶の航行区域とする。

項 目	事 項
1 船舶法関係	1 船舶法の適用船（船舶法1条 船舶細則1条、2条） (1) 管海官庁の検印を受けた船舶国籍証書を船内に備え付けているか。（船員法18条） (2) 船名・船籍港、喫水等は明瞭に標示しているか。（船舶法7条） (3) 使用船名は証明船名と合致し、記載事項に変更はないか。（船舶法10条、11条） 2 小型船舶の登録に関する法律の適用船（小型船登録法2条） (1) 船舶番号を表示しているか。（小型船登録法8条、小型船登録則26条） (2) 国際航海をする場合は、船名、船舶番号を表示し、国籍証明書を備え付けているか。 （小型船登録法25条、小型船登録則38条） (3) 船舶の種類、船名、船籍港、所有者等の現状は、登録通知書、国籍証明書の内容と合致しているか。（小型船登録法7条、25条、小型船登録則39条）
2 船舶安全法関係	1 船安法同関連規程の適用船（船安法1条） 「1－5 作業船と作業船上の安全、衛生」、「3－1 作業船等の共通事項」の各点検シートで点検を行ったか。 2 小型船安則の適用船（小型船安則2条） (1) 「1－5 作業船と作業船上の安全、衛生」、「3－1 作業船等の共通事項」の各点検シートで点検を行ったか。 (2) 小型船舶検査機構の船舶検査を受けているか。（船安法7条の2） (3) 船舶検査済証を両舷に標示しているか。（船安則42条） (4) 危険物ばら積船、特殊船は管海官庁の検査を受けているか。（船安則14条、小型船安則4条） 3 船安法第2条「船舶の所要施設」の適用除外船及び船安法の適用されない船舶 （船安法2条2、船安則2条） 「1－6 作業施設と作業上の安全、衛生」の各点検シートにより点検を行ったか。 4 作業船は、航行区域を超え又は条件に反して航行したり作業することはないか。 （船安則5条～12条） 5 IMSBCコード（国際海上個体ばら積み貨物規則）掲載の貨物と荷積み国の主官庁の承認を受けた貨物をばら積み輸送する場合、荷送り人は、船積み前に船長に貨物の特性等を記載した所定書式により船長に提出しているか。（特貨則 第1条の2の2）
3 電気事業法関係	1 電業法適用船は「1－6－6 電気事業法関係の手続等（電業法）」により点検を行ったか。 2 同法の適用されない船舶で船安法適用船は、その検査を受けているか。
4 船舶職員法関係	1 船職法の適用船（船職法2条） (1) 法定の海技免状有資格者によって運航されているか。（船職法5条、18条） (2) 海技免状は船内に保管されているか。（船職法25条）

項 目	事 項
5 船員法関係、安衛法関係	安衛法の適用船及び海上作業足場 (1) 「1 - 6 作業施設と作業船上の安全、衛生」により点検を行ったか。 (2) 非自航式浚渫船・起重機船等、作業環境が前1項と類似のものについては、同項も準用して点検を実施したか。 （「1 - 6 - 5 非自航作業船等の安全と作業員の服装、保護具（安衛法関係）」参照）
6 海衡法・海交法・海防法関係	1 法令について、自航式、非自航式を問わず適用されるが承知しているか。 2 船長とともに、海洋工事にかかる許可申請・届出及び灯火・形象物等について検討したか。 3 給油は陸上給油を原則としているか。 4 油濁防止規程（総トン数400トン以上の船舶。但し、内航非自航船舶又は係留船は除く）を定め、備置き又は掲示しているか。（海防法7条） 5 油濁防止緊急措置手引書（総トン数400トン以上の船舶。但し、内航非自航船舶又は係留船は除く）を定め、備置き又は掲示しているか。（海防法7条の2） 6 油記録簿（総トン数100トン以上のビルジ等が生ずる船舶）を適正に記入し、3年間保存しているか。（海防法8条）（注1） 7 ビルジ等排出防止設備を設置しているか。 (1) 油水分離装置（ビルジ等が生ずる全ての船舶）（技術基準省令5条）（注2） (2) スラッジ貯蔵装置（総トン数400トン以上）（内航非自航船を除く）（技術基準省令6条） (3) ビルジ用濃度監視装置（総トン数10,000トン以上）（内航非自航船を除く）（技術基準省令7条） (4) ビルジ貯蔵装置（総トン数400トン未満は、(1)、(2)に代えて）（技術基準省令8条） 8 船舶からの廃棄物の排出が原則禁止されているが承知しているか。（海防法1条、2条） 9 100トン以上の船舶又は最大搭載人員15人以上の船舶には船舶発生廃棄物防止規定の策定、備付又は掲示しているか。（海防法10条の3） 10 全長12メートル以上の船舶に船舶発生廃棄物の排出に関する遵守事項等を掲示しているか。 （海防法10条の5）（注3） 11 油の海洋汚染防止のための技術基準に適合する薬剤を使用できるように準備しているか。 （海防法43条の7） 12 国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けた原動機を設置し、同証書及び原動機取扱手引書を船内に備置しているか。（海防法19条の7、19条の8） （注1） 油記録簿を適正に記入 容易に消せない筆記用具での記入、完了作業についての責任者の日付入り署名、油の取り扱いに関する受入設備を利用した場合の利用事実証明書類の添付など。 （注2） 技術基準省令 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」（昭58.8.24運輸省令38号） （注3） 船舶発生廃棄物排出遵守事項」の掲示 乗組員が対象の掲示、乗組員以外の乗船者がいる場合の掲示の2種類がある。

1－2 安全衛生管理体制

1－2－1 事業者の法的義務（1/2）

項 目	事 項
1 管理者等の選任	1 共同企業体の場合、一人を代表者として定め、届出しているか。（安衛法5条） 2 総括安全衛生管理者（安衛法10条、安衛令2条、安衛則2条） (1) 総括安全衛生管理者を選任し、報告しているか。（常時100人以上） (2) 総括安全衛生管理者は、安全管理者・衛生管理者に対し、法定業務の実施を指導するよう計画しているか。 3 安全管理者（安衛法11条、安衛令3条、安衛則4条、6条）（注1） (1) 安全管理者を選任し、報告しているか。（常時50人以上） (2) 安全管理者に安全に関する措置の権限を与えているか。 4 衛生管理者（安衛法12条、安衛令4条、安衛則7条、10条）（注2） (1) 衛生管理者を選任し、報告しているか。（常時50人以上） (2) 衛生管理者に衛生に関する措置の権限を与えているか。 (3) 安全衛生推進者を選任しているか。（常時10人以上50人未満） 5 化学物質管理者（安衛則12条の5） (1) リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場において、取り扱う事業者ごとに化学物質管理者を選任・技術的事項の管理をさせているか。 (2) 化学物質管理者の氏名を掲示等により、関係労働者に周知させているか。 6 保護具着用管理責任者（安衛則12条の6） (1) 化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果、保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任・必要な事項を管理させているか。 (2) 保護具着用管理責任者の氏名を掲示等により、関係労働者に周知させているか。 7 産業医（安衛法13条、安衛令5条、安衛則13条、14条、15条） (1) 産業医を選任し、報告しているか。（常時50人以上） (2) 産業医に労働者の労働時間に関する情報、その他の健康管理等を行うための情報を提供しているか。 (3) 産業医の勧告を受けたときは、内容その他の事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しているか、また、内容他を記録し保存しているか。（保存期間3年間） (4) 産業医に健康管理・衛生教育等に関する措置の権限を与えているか。 8 作業主任者（安衛法14条、安衛令6条、安衛則16条、18条） (1) 作業主任者を必要とする作業について、免許・技能講習修了資格者を作業主任者に選任し、作業者を指揮させることにしているか。 (2) 作業主任者の氏名及び職務内容を見やすいところに掲示し、周知させているか。 （安衛則18条）（「1－2－5 就業規則・健康管理・安全衛生教育」参照） （注1） 安全管理者の資格 ・ 理科系の大学又は高等専門学校を卒業後2年以上産業安全の実務経験のある者 ・ 理科系の高等学校又は中等教育学校卒業後4年以上産業安全の実務経験のある者 ・ 労働安全コンサルタント ・ 以上のほか厚生労働大臣が定める者 （注2） 衛生管理者の資格 ・ 都道府県労働局長の免許を受けた者 ・ 厚生労働省令の定めによる医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントのほか厚生労働大臣が定める者

項 目	事 項
2 安全確保の措置	1 次の危険を防止するための必要な措置を講じているか。(安衛法20条) (1) 機械、器具等による危険 (2) 爆発性・発火性・引火性のものによる危険 (3) 電気・熱・その他のエネルギーによる危険 2 作業方法から生ずる危険、墜落、崩壊等の危険場所から生ずる危険防止の措置を講じているか。 (安衛法21条) 3 ガス・粉じん・放射線・高温・排気等からの健康障害防止の措置はよいか。(安衛法22条) 4 作業現場の換気・照明等の計画は適切か。また、作業員の健康・風紀、生命の保持等に必要な措置を講じているか。(安衛法23条) 5 作業行動から生ずる危険防止措置をしているか。(安衛法24条) 主要作業の作業標準又は手順を準備しているか。 6 災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、作業場から作業員を退避させるよう指導しているか。(安衛法25条) 現場に災害発生時の措置標準を標示しているか。 (「1 - 6 作業施設と作業上の安全、衛生」参照)
3 委員会	安全委員会、衛生委員会は毎月1回以上開催しているか。(安衛則23条)

項 目	事 項
1 責任者等の選任	1 統括安全衛生責任者を選任し、届出しているか。(関係請負人を含め常時50人以上使用の特定元方事業者(元請))(安衛法15条、安衛令7条、安衛則664条) 2 元方安全衛生管理者を選任・届出し、技術的事項を管理しているか。 (安衛法15条の2、安衛則664条) 3 店社安全衛生管理者を選任し、届出しているか。(安衛法15条の3、安衛則18条の6・2項) 4 安全衛生責任者を選任し、統括安全衛生責任者に通報しているか。(安衛法16条)
2 協議組織の設置及び運営	1 特定元方事業者と関係請負人による労働災害防止の協議組織を設置したか。 (安衛法30条、安衛則635条) 2 協議会は関係請負人を参加させ、定期開催が計画されているか。(安衛法30条、安衛則635条) 3 作業間の連絡調整は定められているか。(安衛法30条、安衛則636条) 4 協議会議事録簿、連絡調整記録簿は準備されているか。
3 法規遵守の指導	1 特定元方事業者は、諸法規の遵守に関し、関係請負人を指導しているか。(安衛法29条) 2 違反の場合はその是正を指示しているか。
4 安全巡視	1 次の安全巡視を行うよう計画されているか。(安衛法30条、安衛則6条、637条) (1) 毎作業日に1回以上の巡視 (2) 巡視の際の安全指導と違反事項の是正 (3) 是正、指導に対する措置の報告 2 安全巡視における重要事項の記録簿は準備されているか。
5 安全教育	1 関係請負人の行う教育に対しての指導援助の体制はよいか。(安衛法30条、安衛則638条) 2 教育資料の準備はよいか。(安衛法30条、安衛則638条)
6 警報の統一	1 火災発生及び発破の警報は統一して定めているか。(安衛則642条、以下同じ) 2 エックス線装置通電中の警報は定めているか。 3 警報と警報発令時の退避措置等は関係請負人に周知させているか。
7 合図・標識の統一	1 クレーン、リフト等(安衛則639条) (1) クレーン等の運転合図は統一されているか。 (2) 合図は図表化され、運転者・関係作業員が見やすいよう準備されているか。 2 高圧室関係 (1) 高圧室内作業者に、気こう室及び作業室を標示する標識は統一されているか。 (2) 気こう室及び作業室への「関係者以外立入禁止」の標識は、外部の見やすい場所に掲示されているか。(高圧則13条) 3 その他の統一 (1) 事故現場等を表示する標識を統一的に定め関係請負人に周知させているか。(安衛則640条) (2) 有機溶剤を使用する場合、特別の措置、標識の統一、容器の集積場所の統一がなされているか。(安衛則641条)

項 目	事 項
1 作業船借入人の責任	船員法適用の作業船を貸借の場合、その借入人には、項目 2 以下の船舶所有者に関する規定が適用される。工事責任者は承知しているか。(船員法5条)
2 安全基準の遵守	船舶所有者は、船内作業において次の安全基準を遵守させているか。 (「1 - 5 - 3 作業環境の向上 (船安衛則関係)」、「1 - 5 - 4 安全標識・管系及び電路の表示 (船安衛則関係)」、「1 - 5 - 5 作業船員の服装・保護具 (船安衛則関係)」参照) (1) 作業環境の整備 (船安衛則17条) (2) 接触からの防護 (船安衛則18条) (3) 通行の安全 (船安衛則19条) (4) 器具等の整頓 (船安衛則20条) (5) 密閉区画からの脱出装置 (船安衛則21条) (6) 燃え易い廃棄物の処理 (船安衛則22条) (7) 管系等の表示 (船安衛則23条) (8) 安全標識等 (船安衛則24条) (9) 油に関する文書の備置き (船安衛則24条) (10) 照明 (船安衛則25条) (11) 床面等の安全 (船安衛則26条) (12) 足場等の安全、海中転落の防止 (船安衛則27条、27条の2) (13) 経験技能を要する危険作業 (船安衛則28条)
3 衛生基準の遵守	船舶所有者は、船内において次の衛生基準を遵守させているか。 (「1 - 5 - 6 作業船の衛生管理 (船安衛則関係)」参照) (1) 船内衛生の保持 (船安衛則 29 条) (2) 就業を禁止する疾病者の作業禁止 (船安衛則 30 条) (3) 健康検査に係る書面等の提出等 (船安衛則 31 条の 2) (4) 健康検査結果の医師からの意見聴取 (船安衛則 31 条の 4) (5) 健康検査実施後の措置・保健指導等 (船安衛則 31 条の 5・6) (6) 特殊作業者の健康診断 (船安衛則 32 条) (7) 長時間労働者の面接指導努力義務 心理的負担の程度把握の検査努力義務 心身の状態に関する情報の取扱い (船安衛則 32 条の 7・16・17) (8) ねずみ族及び虫類の駆除 (船安衛則 34 条) (9) 手を洗う設備、便所の整備 (船安衛則 35 条、35 条の 2) (10) 清潔な調理作業 (船安衛則 36 条) (11) 食料の貯蔵 (船安衛則 37 条) (12) 清水の積込みと貯蔵 (船安衛則 38 条) (13) 河川水等の使用制限 (船安衛則 39 条) (14) 飲用水タンク、水質検査 (船安衛則 40 条、40 条の 2) (15) 伝染病の予防 (船安衛則 41 条) (16) 伝染の防止 (船安衛則 42 条) (17) 医療機関との連絡 (船安衛則 43 条) (18) 医薬品・医療書の備付 (船員則 53、54 条)
4 危険防止器具	船舶所有者は、酸欠・有毒ガス・危険作業等に使用する検知器具、保護具等を備え付け適正な使用方法を教育しているか。(船安衛則44条、45条)

項 目	事 項
5 担当者の選任、業務指導、安全（衛生）委員会	1 安全担当者 (1) 船長の意見を聞き、安全担当者を選任しているか。(船安衛則2条～4条) (2) 安全担当者に、次の業務を行うよう指導しているか。(船安衛則5条、6条) 作業施設・用具の点検整備、安全装置・探知器具・消火器具・保護具等の点検整備、危険発生時の応急措置・防止措置等の準備、原因調査、安全教育、安全管理記録、作業設備、作業方法の改善意見具申 (3) 安全担当者は船員の安全に関する意見を尊重して措置し、記録簿を作成したか。 (船安衛則6条) 2 衛生担当者 (1) 衛生担当者を選任しているか。(船安衛則7条) (2) 衛生担当者に次の業務を行うよう指導しているか。(船安衛則8条) 居住環境衛生の保持、食料、水の管理、医薬品・医療書・衛生保護具の点検整備・管理記録 (3) 衛生担当者は船員の衛生に関する意見を尊重して措置し、記録簿を作成したか。 (船安衛則9条) 3 医師または保健師（努力義務） (船安衛則10条の9) (1) 船員の健康管理のための医学知識または知識を有する医師または保健師（以下医師等と表示）に健康管理等を行わせるよう努めているか。 (2) 健康管理等を行わせる場合、医師等への業務内容、医師等に対する健康相談の申出方法および医師等による線の情報の取扱い方法を船員に周知させるよう努めているか。 (3) 医師等に対し健康検査後の措置等の情報を提供するよう努めているか。 4 船員からの健康相談の対応 (船安衛則10条の10) (1) 医師等による健康管理等の実施を図るため、医師等が船員からの健康相談に応じ、対応するための体制の整備ほか必要な措置を講じるよう努めているか。 5 船員が選んだ委員を参加させた安全（衛生）委員会を編成しているか。(船安衛則12条)
6 安全衛生の教育と訓練	1 次の安全衛生教育の実施計画を作成しているか。(船安衛則11条) (1) 安全衛生基礎的事項 (2) 危険作業の作業方法 (3) 保護具、救命胴衣等の使用方法 (4) 船の設備、避難路等 (5) その他必要な事項 2 次の安全訓練を毎月1回以上実施するよう計画しているか。(船員則3条の4) (1) 防火操練 (2) 防水操練 (3) 救命艇等操練 3 教育及び訓練に関する記録簿を作成しているか。(船安衛則13条)

項 目	事 項
1 協議会	着工前に災害防止のための協議組織を設置し、「1 - 2 - 2 特定元方事業者の法的義務」各項の必要措置を講じたか。(安衛法30条、安衛則635～638条)
2 安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会	1 適正な委員で構成された安全委員会を設置したか。(安衛法17条) 2 安全委員会活動は活発に行われているか。規程類や諸計画は着工前に作成されているか。(安衛則21条) 3 危険性や有害性の調査は行われているか。(安衛法28条の2) 4 適正な委員で構成された衛生委員会を設置したか。(安衛法18条)。 5 衛生委員会活動は活発に行われているか。規程類や諸計画は着工前に作成されているか。危険性や有害性の調査は行われているか。(安衛則22条、安衛法28条の2) (注) 安全委員会・衛生委員会に代えて安全衛生委員会を設置することができる。(安衛法19条) 6 各委員会は毎月1回以上開催を計画しているか。議事の概要を周知しているか。(安衛則23条)
3 施工計画 (安全計画)	1 安全計画は、施工計画段階で検討され、議事録は現場に活用されているか。 2 施工上の重要な変更事項は安全計画上に反映、検討されたか。 3 作業の指揮命令系統は明示されているか。 4 社員、職長・班長等の組合せはよいか。 5 協力業者の安全管理体制・施工要領をチェックし、安全について指導したか。 6 危険・有害要因の特定や低減策を決めて目標の設定を行ったか。
4 安全巡視 の励行	1 安全巡視の実施計画は、次の規定(規程)に沿って示されているか。(安衛法15～16条、30条) (1) 統括安全衛生責任者又はその代理者は毎作業日に1回以上(安衛則20条、637条) (2) 安全管理者、安全責任者、安全当番は随時(頻度の規定は、なし)(安衛則6条) (3) 衛生管理者は毎週1回以上(安衛則11条) (4) 安全衛生推進者等は、随時(頻度の規定は、なし)(安衛則12条の3) 2 巡視の際の積極的安全指導、法違反の是正指導を厳格に行うよう指導したか。 3 要整備・改善事項の即時措置、措置事項の報告及びその確認体制はよいか。
5 安全点検 の実施	1 作業船・作業機械等の法定定期検査時期を一覧表として作成したか。 2 持込機械・借上げ機械等の受け入れ時検査の体制はよいか。 3 毎日の安全施工チェックリストによる点検体制は確立されているか。 4 機械等の作業(運転)開始前の点検を実施するよう指導しているか。 (安衛則170条)
6 毎日の安全活動計画	1 安全(作業)指示書書等の用紙は準備しているか。また活用されているか。 2 危険・有害要因が作業ごとに認識され、対策が実際になされているか。 3 安全活動計画はよいか。 (1) 安全朝礼、毎日の作業打合せ(TBM)、危険予知活動(現地KY) (2) 作業開始前の設備や使用機械の点検の励行と現場の整理・整頓・清掃・清潔(4S) (3) 安全衛生日誌の準備と記入 (4) 統括安全衛生責任者、安全担当者等の現場巡視と是正並びにそれらの記録
7 安全意識 の高揚	1 次のような安全意識の高揚対策を計画しているか。 (1) ポスター、たれ幕、標語等の掲示 (2) 安全ニュース、災害事例等の周知 (3) 安全標語募集、ヒヤリハット事例の発掘と水平展開 2 次のような安全衛生行事を計画しているか。 ① 安全大会 ② 安全週間 ③ 特別安全日の設定 ④ 安全教育 ⑤ 避難訓練

項 目	事 項
1 就業制限業務	1 就業制限業務についての有資格者の体制はよいか。 (1) 免許、技能講習修了者による業務（安衛法61条、安衛令20条、安衛則41条） (2) 年少者の就業制限業務（労基法56～62条、年少則8条、船安衛則74条） (3) 火薬類取扱者の制限（火取法23条） (4) 船舶職員としての業務（船職法18条） (5) 作業船の危険作業に従事する者の業務（船安衛則28条） （「2－1－4 船員の遵守事項」参照） 2 有資格者員数は余裕をもって確保し、その名簿を作成し、各人には免許証等を常時携帯させているか。
2 健康管理	1 雇入れ時の健康診断を実施し、記録を5年間保存しているか。（安衛法66条、安衛則43、51条） 2 定期の健康診断を実施し、記録を5年間保存しているか。（安衛法66条、安衛則44、51条） 3 特殊健康診断を実施し、記録を5年間保存しているか。 （安衛法66条、安衛則45条、51条、安衛令22条） 4 健康診断結果の記録・通知・報告を適切に行っているか。（安衛法66条、安衛則51～52条） 5 船員には医師による健康診断を受けさせ、証明書を保有させているか。（船員法83条） 6 中高年齢者には心身の状態に応じ、適正配置を考慮しているか。（安衛法62条） 7 海上作業では、睡眠不足、船酔者等を一時休息させているか。 8 高所作業に対する適正配置を計画しているか。（安衛法62条、船安衛則51条）
3 法定の安全衛生教育	1 安衛法に基づく教育計画 (1) 雇入れ時教育・作業内容変更時教育の計画はよいか。（安衛法59条、安衛則35条） (2) 危険又は有害業務の従事者特別教育の計画はよいか。（安衛法59条、安衛則36条） (3) 職長等の教育計画はよいか。（安衛法60条、安衛則40条） (4) 特別教育等について受講者・科目等を記録し保存しているか。（安衛則38条） 2 船員法に基づく教育訓練計画 (1) 教育計画・教育内容は適切か。（船安衛則11条、船災防則10条） （「1－2－3 作業船所有者の法的義務」参照） (2) 教育実施記録と、その保存を指導しているか。（船安衛則13条） (3) 防火・防水訓練、救命艇訓練、避難訓練の各計画はよいか。（船員則3条の4） 3 火取法に基づく保安教育の計画はよいか。（火取法29条）
4 作業員に対する自主的安全教育	1 作業主任者・職長・班長等に対する専門教育を実施しているか。 2 「海洋工事における安全施工マニュアル」等を活用した教育計画及び海洋工事の特殊性に対する知識教育の計画はあるか。（「1－3－1 海上の特殊性に応ずる安全対策」参照） 3 安全講習会等の計画はあるか。
5 作業員に対する自主的安全訓練	一般作業員に対し、次の海上特性に応ずる実技訓練計画はよいか。 (1) ワイヤロープ等の使用方法、格納方法、用途別結索方法、控索の滑らせ方、ボラード等への係止方法等 (2) 作業用救命衣の装着方法（恐怖心の除去） (3) 消火器取扱方法、油火災等の初期消火方法、感電防止方法と感電時の措置方法 (4) 作業船、作業足場等の次のような事項の案内と説明 危険物・立入禁止区画の確認、消火器・救命艇・医療箱の所在、AEDの使用方法、避難通路等 (5) その他の慣海訓練

1－3 海上工事安全確保上の一般対策

1－3－1 海上の特殊性に応ずる安全対策（1/2）

項 目	事 項
1 海上の特殊性	海上工事には地勢的な特殊性や航行船舶、漁業操業による制約等から、以下の項目2～6のような特殊性があることを認識しているか。
2 海上に作業船、足場が孤立する場合	1 人員輸送の体制 交通船の能力、便数は十分か。交通船に安全に乗下船できる設備を設けているか。 2 物資補給の体制 (1) 適正な補給路、補給船の係留設備、荷役設備等を設けているか。 (2) 燃料、資材、食材、飲用水の管理状況はよいか。それらの備蓄数量はよいか。 3 消防体制（陸上消防、船舶施設消防の援助が緊急に得難い。） (1) 火災予防意識は徹底しているか、特に火災予防上の秩序は保たれているか。 (2) 初期消火能力は十分か。自衛消防訓練を重視した計画がなされているか。 4 警戒態勢 (1) 工事施設の標示（昼間、夜間）はよいか。警戒船、見張り体制はよいか。 (2) 霧中信号、音響信号及び救命設備は整備されているか。 (3) 海事関係者等への広報周知は徹底しているか。 5 その他 (1) 通信連絡手段は数種類にわたり確保されているか。待受けの体制はよいか。 (2) 救急医療箱内の補充、法定の医療書は備え付けてあるか。 （「1－5－6 作業船の衛生管理（船安衛則関係）」参照） (3) 生活廃棄物、ごみ処理対策はできているか。 (4) 発電機等の動力の準備はよいか。また燃料の管理はよいか。
3 動揺する海面の場合	1 動揺する作業船等の作業計画の作成 (1) 作業船は努めて大型のものを使用することになっているか。 (2) 動揺による作業限界や稼働率の低下を考慮した工程が組まれているか。 (3) 横動揺の少ない係留方向、作業手順を計画しているか。 (4) プレハブ化を計り、海上作業を少なくする計画としているか。 (5) 浮体では動揺周期が異なることに留意しているか。（起重機船のケーソン吊り等） 2 動揺海面における作業指揮 (1) 作業指揮者、重要作業の作業員は、経験豊かな者を配置することになっているか。 (2) 動揺による作業力低下、注意の散漫化について考慮しているか。（事前の説明と予行、船酔い者のチェック体制） (3) 吊り荷の地切り・接地の場合は慎重に作業を行うよう指導しているか。 (4) ロープ取扱の訓練、吊り荷の振れ止め控索の使用の徹底を指導しているか。 (5) 小型船での積荷の重心低下、作業員の低姿勢を指導しているか。 3 動荷重の安全率の検討 (1) デリック・クレーン・吊り索・曳索等の動荷重に対する安全率はよいか。 (2) 索具類は常に弛みをとるよう指導し、さらに1本の増し索をとらせているか。 4 作業船の動揺に対する安全設備の整備 (1) 転落防止用手すり、作業床、墜落制止用器具等の親綱の整備はよいか。 (2) 移動物・重量物の固縛金具、石油ストーブ、食器等の滑り止めはよいか。 5 通航船舶の航跡波による動揺の警戒体制 (1) 船舶の航行速力・針路、水深地形等からの航跡波による影響の検討はよいか。 (2) 見張体制・警戒体制及び一般航行船舶への減速・迂回の要請はよいか。

項 目	事 項
4 浮体の場合	1 各状態の重心・浮心・傾心（メタセンター）の関係、静的復原性を検討しているか。 2 浮力（乾舷）に注意し、動的復原性を検討しているか。 3 安定確保のため次の事項に留意し指導しているか。 (1) 水密部の水密保持とトップヘビーの防止、軽荷状態でのバラスト海水の搭載 (2) フリーウオータ（傾斜により自由に移動する油・水・ビルジ等）の除去（タンクは満か空にする） (3) 積載物の荷崩れ・移動の防止 (4) 甲板上の水はけ・着氷の防止、甲板積荷物の吸水防止 4 浮体の係留力について検討しているか。
5 足場・甲板の複雑狭小	1 床面・タラップは、海水・雨水で濡れるため滑り止め等の措置はよいか。 2 不要物の陸揚げ、格納等、整理整頓を指導しているか。 3 海中転落防止対策はよいか。（「1 - 3 - 5 墜落・転落の防止」参照）
6 厳しい自然環境	1 季節的・地域的、異常気象軽視の傾向はないか。（特に次の場合） (1) 冬季の季節風（大陸高気圧の吹き出し） (2) 春先の東シナ海低気圧（春一番） (3) 地峡部の吹き出し風 2 うねり・波浪・磯波を警戒した安全作業計画 (1) うねり発生時期（台風等発生時期）を避けているか。 (2) ケーソン曳航作業等では、三角波の発生を検討したか。 (3) 突堤・岸壁作業等での作業員通路は波に対し安全か。 (4) 沖合い作業足場では、交通船の頭付けによる作業員の移乗方法を検討したか。 (5) 磯波海面における潜水作業の安全対策はよいか。 3 潮の干満に対する注意 (1) 仮置きケーソン等の浮力・安定・波の打ち込み等による影響を検討したか。 (2) 固定物（岸壁、足場等）に対する船舶の係留方法はよいか。 4 潮流・風圧等の外力に対する配慮 (1) 潮流・風力等の流動的・脈動的な外力に対し、係留索の強度はよいか。 (2) シーアンカー・振れ止め錨等の効用、走錨防止対策はよいか。 (3) 洗掘防止対策はよいか。 5 霧対策はよいか。（「1 - 8 - 2 緊急事態対処（予防）設備」参照） 6 河口付近の流木対策はよいか。 7 異種金属間の海中電食防止対策はよいか。

項 目	事 項
1 認識の高揚	気象・海象の正しい把握と変化への適切な対応は海洋工事の安全施工の前提条件である。この点、現場関係者に周知徹底しているか。
2 過去のデータ収集	1 気象・海象等の過去のデータは収集したか。 2 データは安全施工に反映されているか。例えば昇降設備・荷役設備等は、2箇所には設けているか。
3 地域特性の調査	1 地域的气象について、現地特有の諸現象・影響等を研究したか。 2 付近の古老・漁師等の経験（観天望気の特異点）等を聴取したか。 3 地域特性の科学的裏付けとして、専門家の助言を受けたか。 4 地域特性を整理し、作業指揮者等に徹底したか。 5 沿岸域情報提供システム（M I C S）の利用について検討したか。
4 予報の入手、情報の分析と伝達体制	1 天気予報の入手について、どんな手段が適切かを検討したか。 （例）気象協会・気象専門会社との契約、公的機関からのローカル気象の定期的受報 2 入手した気象・海象情報を分析・評価できる体制になっているか。 （例）気象担当者の指名若しくは運航管理者による兼務 3 気象・海象の注意報・警報等を作業現場（行動中の作業船を含む）に、迅速確実に伝達する通信手段は準備されているか。 4 毎日の天気予報を現場に周知させる手段は講じているか。 5 長期予報（向こう1カ月間及び3カ月間の概括予報）・週間予報を入手・記録する体制になっているか。
5 観測機器の備え付けと活用	1 気圧計・風向風速計・温度計・潮位計・流速計等の観測機器は備え付けられているか。自記式記録計はどれが必要か検討したか。 2 取扱責任者（正・副）を定め、定期的に点検・整備するようにしているか。 3 観測記録を作成し、天気図・予報等と比較して地域特性の把握が出来るようにしているか。 4 現地職員に現場の気象・海象等を判断できる教育訓練をする計画はあるか。 （観測データと観天望気により、直接天気変化を察知する経験も必要）
6 気象・海象と作業限界等	1 各作業船に対して、気象・海象条件による作業限界及び航行限界を調査したか。 （注）航行限界；避泊・回航等の航行ができる限界 2 作業限界は一律に定めることなく、各種作業の工種別又は使用する作業船に応じて、合理的に検討しているか。 3 降雨・潮流・視界等に影響される作業について、その条件を検討しているか。 4 作業中止等の指示・伝達、中止中の措置・対策、作業再開時の条件等は検討しているか。 5 台風等来襲時、避泊か現地停泊かの判断基準は定めているか。避泊場所を適切に選定しているか。

項 目	事 項
1 工事海域の設定と表示	1 工事海域は、関係官署・団体等の許可・届出の手續が完了しているか。 2 工事内容・海域・期間等を内容とするポスター・パンフレット等を作成し、関係先に幅広く周知しているか。 3 工事海域を表示する航路標識等は、海上保安庁長官の許可等を受けたか。(航標法4条、11条、21条) 4 その維持管理、消灯・位置移動等の機能障害の早期発見と応急対策及び復旧・変更の海上保安部署への報告は万全か。(航標法4条、11条、21条、23条) 5 空港・航空路付近での制限高さ、標示灯火等、航空法上の制限に問題はないか。
2 工事海域の警戒	1 一般船舶に対する安全 (1) 工事实施・工事海域の広報・周知について事前に幅広く行っているか。 (2) 海域表示、物件表示、霧中信号等の安全設備の準備はよいか。一般船舶に支障を与えない設置計画となっているか。 2 警戒船の業務 (1) 海交法・港則法適用海域における警戒船は、海上保安庁の指導に従っているか。 (2) 警戒船の警戒要領は、適切に定められているか。 (3) 警戒船は、荒天時でも行動可能で、かつ、転落者の救助設備、他船の消防支援設備、注意喚起用音響信号、発光器、強力マイク等を装備しているか。 (4) 現場内の無線通信配備は、適切に計画されているか。
3 作業船の泊地計画	1 航行情報・水路情報等の提供 工事海域周辺の交通情報・操業情報・水路情報等を収集し、各作業船に提供しているか。 2 泊地・避難地（錨地・係留地）の確保と安全対策 (1) 泊地・避泊地は協議調整のうえ選定確保されているか。 (2) 泊地の使用計画（月間・週間）が作成され、掲示ボードは準備しているか。 (3) 泊地内の運航ルールは定められているか。 (4) 泊地は、錨かき・揺れ回りの余裕・水深・静穏度等を勘案して選定されているか。 (5) 係留浮標の場合、係留力は十分か。対象船舶の上限を定めているか。 (6) 走錨のおそれのある風向・風速・潮流等の検討及び対策は講じられているか。
4 停泊中の安全確保	1 一般的な係留事項 (1) 舷梯等からの海中転落、ストープによる一酸化炭素中毒・火災、受電設備の故障等の事故防止対策を検討しているか。 (2) 潮の干満に応じた係留索、角の擦れ当て、係止方法、荒天時の増しもやい索、防舷物等はよいか。 (3) 当直者の遵守事項を定め、周知させているか。 (4) 無当直船の留意事項を確認するようにされているか。 2 停泊船等の他船に対する安全 (1) 海中物件を示すマーカーブイはあるか。他船を邪魔していないか。 (2) アンカーワイヤ、ポンプ船フロート等は他船の航路を妨害していないか。 (3) 海衝法、海交法、港則法に規定される灯火・形象物（標示板を含む）の準備はよいか。 (4) 夜間の照明は現場を照らし、明瞭に自船の存在を表示し、かつ、他船の見張を眩惑しないよう配慮しているか。

項 目	事 項
1 交通船の安全	1 法的に適合した船舶 (1) 交通船は、船安法又は小型船安則のいずれの適用船かを承知しているか。 (2) 適用船は、「1－5 作業船と作業船上の安全、衛生」及び「3－1 作業船等の共通事項」により点検すること。特に救命設備に注意のこと。 (注) 船舶が労働者を輸送する場合、安衛則531条が適用される。 (3) 最大搭載人員が定められ、それを掲示しているか。 (4) 船職法に定められた職員によって運航されているか。 (5) 小型船舶の乗組員の労働災害防止に関する通達を確認したか。(昭49.10.4労基発507号) 2 現場の条件に適合した性能の船舶 (1) 事故防止のため、交通船は輸送人員、航行区域、気象・海象等の条件に対し余裕のある大きさのものを準備したか。 (2) 速力は、現場の最大潮流よりも速いか。 (3) 波浪、うねりのある海面では船首着けのできる設備があるか。 (4) 応急出動、人命救助、オイルフェンスの展張等、多目的に使用できるものか。 3 交通船の船長に航路の交通状態、障害物等を十分研究させているか。発航前の検査・準備等を実施させ、安全運航を励行させるようにしているか。(船安法4～5条、船員法8条) 4 交通船について「人の運送をする内航不定期航路事業の届出」(内航海運業法)が必要か確認しているか、また傭船契約が必要か確認しているか。(内航海運業法第3条、11条、23条)
2 台船等の上乗り時の安全	1 気象・海象条件等に応じて、適宜、上乗りを禁止しているか。 2 台船には救命具等が備え付けられているか。(安衛則531条) 3 乗船者心得を定め、これの周知を図っているか。
3 発着桟橋における安全	1 発着桟橋の混雑が予想されるときは、桟橋指揮者を配置しているか。 2 動揺のある桟橋では、状況に応じて乗り降り援助者を指名しているか。 3 定期交通船の予定が変更された時は、桟橋に掲示する等周知しているか。 4 桟橋到着後、確実に係止されたのち、指揮者の指示により乗下船させているか。 5 風潮の影響で桟橋から交通船が離れるおそれがあるときは、係留索を追加しているか。 6 着船場所には防舷材を取りつけ、海中転落時に船と桟橋の間のはさまれ防止の措置をとっているか。 7 歩み板は十分な強度・幅・長さを持ち、片側をロープ等で固定しているか。
4 作業足場への昇降設備	1 足場の最初の上り口に踊場と丈夫で十分な高さの手すりが設備されているか。交通船にもつかまる支柱、手すり等があるか。 2 昇降設備と踊場は、干満を考慮し、交通船の昇降口に対し、高低関係は適切か。突出部分は小型交通船が下側にもぐり込まないような防護柵等を設けているか。 3 防舷物は十分な性能を有するか。ロープ付き救命浮環を備えているか。船首着けにも対応できるものか。 4 海中転落時、船体と足場本体に身体等がはさまれない隙間のある構造になっているか。 5 船と桟橋等が離れないよう引付け索・爪竿等、また、激突しないよう突張棒等が準備されているか。 6 荒天時のクレーン等による専用搭乗設備・専用カプセル利用その他を研究しているか。

項 目	事 項
5 乗船心得	1 乗船者心得の中に乗船心得を記載し、作業員に周知しているか。 2 乗船心得の内容 (1) 船員の指示により秩序ある乗下船を行っているか。特に飛び乗り、飛び降りの原則的禁止は守られているか。 (2) 救命器具の所在を確認しているか。 (3) 荷物等は別に揚げ降ろしを行い、作業員は身軽となって定められた通路を通ることになっているか。 (4) 小型船では、到着直前、立ち姿となったり、人員の片寄り等をさせないように留意しているか。 (5) 到着直前は、衝撃による海中転落を避けるため、支柱等につかまるよう指導しているか。 (6) 日用品以外の物品の持込は、船長の許可を受けているか。(船員法21条)

準

1-3-5 墜落・転落の防止

項 目	事 項
1 施工計画	1 高所作業、舷外作業等を少なくする配慮がなされているか。 2 墜落・海中転落等の危険性のある作業に対する安全対策はよいか。 3 高所作業等では、パレットケースによる荷あげ等により工数の削減を図っているか。
2 作業指揮	1 高所作業等では作業指揮者を選任し、直接指揮させているか。(安衛則529条) 2 作業標準又は手順を定めているか。(安衛法24条、安衛則529条) 3 作業の手順、範囲を作業員に周知しているか。(安衛則529、564条) 4 高齢者や高・低血圧症者等は高所作業に就業させないよう配慮しているか。(安衛法24条) 5 鉄製構造物上の感電防止に留意しているか。(安衛則350条) 6 交通船・作業船への乗り降りは、船長又は作業指揮者の指示に従わせているか。
3 防止設備	1 高さ2m以上の箇所での作業には作業床が設けているか。(安衛則518条) 2 床面のつまずき防止、滑り止め措置等はよいか。(船安衛則26条、安衛則544条) 3 足場、通路等は安全か。「1－5－3 作業環境の向上(船安衛則関係)」、「1－6－4 通路・足場等の安全(安衛法関係)」参照 4 作業床の端や開口部、作業船の舷側等転落のおそれのある箇所に手すりや墜落制止用器具をかける親綱・支柱等は取付けられているか。(安衛則518、519、520、521条) 5 十分な照明設備を設けているか。(船安衛則25条) 6 手すりに寄りかからないよう指導しているか。 7 墜落による危険防止用防網の設置はよいか。 〔国土交通省 土木工事安全施工技术指針 第2章第5節 墜落防止の措置〕 8 引付索・ハッカー(爪竿)等を備えているか。 9 設備は常に点検・維持に努め、整理整頓されているか。
4 危険のおそれのある作業	1 高所作業の安全点検はよいか。(船安衛則51条) (「2－1－13 高所・開口部及び舷外作業」参照) 2 舷外作業の安全点検はよいか。(船安衛則51、52条) 3 開口部作業の安全点検はよいか。(船安衛則51条、安衛則519条) 4 ワイヤロープ類取扱作業の点検はよいか。(「2－1－12 船具・索具取扱作業」参照)
5 防網・命綱等の使用	1 安全教育の中に、寒中・強潮流時の転落の恐ろしさを強調しているか。 2 防網を設置し、墜落制止用器具等を使用させているか。(安衛則518、519、520条、船安衛則16条の3) 3 海上では、作業用救命衣の着用を義務付けているか。 4 作業船では墜落制止用器具又は作業用救命衣を着用させているか。(船安衛則16条)
6 救命体制の計画	1 作業海域では、常時救命可能な船(警戒船等)及び見張員の配置を計画しているか。 2 複雑作業、動揺海面での作業では、専任見張員を配置しているか。 3 引寄せ索付救命浮環は取り易いところに準備しているか。 4 夜間、霧中用として自己点火灯付救命浮環を付近に用意しているか。 5 高所・舷外作業等では、2名以上での作業を計画しているか。(船安衛則51条、52条) 6 転落時に備え、次の事項を指示又は準備しているか。 (1) 作業用救命衣の着用、救命浮環その他救命諸用具の備え付け (2) 脱ぎやすい靴の着用 (3) あご紐の緊締(ゆるいと着水時の衝撃で失神・窒息した例がある) (4) さめ等からの防護対策、凍死予防の毛布、気付飲料の用意 (5) 溺者救助員(心肺蘇生法、AED使用方法)の養成と配置

項 目	事 項
1 飛来・落下物等対策	工事現場における飛来・落下物の対策について次の項目を確認したか。(安衛則537～538条) 1 現場周囲のおおい (1) 鉄網、帆布等の材質 (2) 取付方法（最上部、最下部、重ね、骨組への取付け等） 2 防護柵・防網 (1) 取付位置（段数）構造等 (2) 突き出し、水平面との角度、支持方法等 (3) 骨組の構造 (4) 防網の張り方
2 高所資材の整理整頓	1 資材、残材等を放置しないよう指導しているか。固縛措置を行っているか。 2 材料置場等は、足場、置場、緊結設備等が整っているか。 3 作業用具、予備部品等は固定させるか、収納箱に収めるようになっているか。(船安衛則20条) 4 吊り下げ物、索端等は、振れ止め措置を講じているか。 5 帆布等が風によってあおられる際に物が落下しない措置を講じているか。
3 防止設備等	1 作業床や足場、通路・置場に幅木を設置しているか。 2 飛来・落下のおそれのある危険区域は立入禁止措置をとり、防護柵・防網等の設置を指導しているか。(安衛則537条～538条) 3 投下設備はよいか。高さ3m以上から物体を落下する場合、監視人を配置しているか。 (安衛則536条) 4 作業員用保護具、保護帽の装着はよいか。(安衛則538～539条)
4 作業指揮	1 高所作業において物の落下を防ぐため、強風・大雨・大雪等の悪天候時には作業の中止基準を定めているか。(安衛則522条) 2 飛ばされるおそれのある帆布等は風圧を減ずる措置又は固縛を行っているか。 3 上下作業の連絡はよいか。やむを得ず上下同時作業を行う場合の措置（保護帽、用具・工具の控索等）は適切か。(安衛則539条) 4 吊り上げ作業や積み付け作業等の下方の危険区域内の作業禁止、立入禁止の措置をしているか。 (安衛則537条) 5 落下のおそれのある重量物の下に入らないよう指導しているか。(安衛則530条、537条) 6 適切な照明を準備しているか。(安衛則604～605条) 7 不意の動揺を起こす原因となる航行船舶に対し、見張員を配置しているか。 8 作業足場に置いてあるベニヤ板・型枠等は固縛を行っているか。

項 目	事 項
1 届出等	火災防止に関する申請・届出等の手続を確認したか。 (1) 消防計画（消防法8条、消防令4条、消防則3条、4条） (2) 防火対象物使用開始届（消防法17条、消防令6条、（東京都）火防条例56条） (3) 火を使用する設備等の設置届出書（（東京都）火防条例57条） (4) 消防活動に支障を及ぼす恐れのある行為（火災とまぎらわしい行為の）届出書（（東京都）火防条例60条） (5) 溶解アセチレン（40kg以上）、LPG（300kg以上）取扱開始届出書（消防法9条の3） (6) 指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱届出書（消防法9条の4、火防条例準則30～31条） （注）上記「火防条例」は東京都の「火災予防条例」の場合である。条例は県によって異なるため該当地域の条例を確認すること。
2 防火管理者	1 法定資格のある防火管理者を選任し、届け出てあるか。（常時50人以上の現場） （消防法8条、消防令3条、消防則2条、3条2） 2 防火管理者の職務のうち、着工前に行うべき消防計画届け等は完了しているか。（消防令4条） 3 危険な火元には火元責任者を指名しているか。
3 消防計画	1 海上現場の消防計画では、次の特殊性を考慮しているか。 (1) 初期消火の重要性 (2) 初期消火の方法の選定 (3) 一般作業員の消火教育、訓練の励行 (4) 照明・移動ポンプ等の予備電源の確保 (5) 消防員の感電防止 2 消防計画は上記のほか、次の内容で作成したか。（消防則3条） (1) 自衛消防組織、配置表等 (2) 火災防止の自主検査 (3) 消防用設備（警報及び避難設備を含む）の点検及び整備 (4) 防火壁、内装、防火構造等の維持管理 (5) 防火教育、消火・通報及び避難の定期訓練 (6) 防火管理について、消防機関との連絡 (7) 火気の使用又は取扱（次頁の第5項「火気の使用管理等」参照）
4 消防設備	1 海上作業足場には、次の設備等が整備されているか。 消防用設備（消防令10条～20条） （「1－9－4 火災防止」及び「3－1－8 救命・消防・危険物積付設備」参照） 2 船安法適用船には、船消設則に基づく設備が備えられ、整備されているか。

項 目	事 項
5 火気の使用管理等	1 火気等の使用禁止 (1) 爆発・発火・酸化・引火性の物等の付近に、火気や点火源はないか。（安衛則256条） (2) 危険物付近で、火花・アーク又は高温を発する作業、発火源となる機械の使用等をしていないか。（安衛則279条） (3) 火災・爆発の危険箇所に、火気厳禁又は立入禁止の表示をしたか。（安衛則288条） (4) 喫煙場所、ストーブ等火気を使用する場所には火災予防上必要な設備を設けたか。 （安衛則291条） (5) 指定場所以外の喫煙・採暖・乾燥等の行為使用禁止を指示したか。（安衛則291条） (6) 火気使用後は、残火の始末を確実に行うよう指示したか。（安衛則291条） (7) 火薬類取扱作業、塗装作業及び溶接・溶断作業を行う場合は、その付近での火気の使用を禁止しているか。（船安衛則16条、46条～48条、69条） 2 可燃物の管理 (1) 接触発火の危険がある異種物が近接して貯蔵又は運搬されていないか。（安衛則264条） (2) 自然発火の危険がある物を積み重ねるときは、危険な温度に上昇しない措置を講じているか。 （安衛則266条） (3) 油汚染の布、紙くず等は不燃性の有蓋容器に収められているか。 （安衛則267条、船安衛則22条）

1－4 運 航 管 理

1－4－1 運航管理体制（1/2）

項 目	事 項
1 運航管理 規定の制定	1 工事責任者は作業船の安全運航を図るため運航管理規定を制定しているか。 2 運航管理規定には次の内容を含めているか。 (1) 作業船の運航管理組織、運航管理者の選任・解任、管理業務方針等運航管理体制の基本的事項 (2) 作業船の運航計画、警戒要領の基本 (3) 作業船の泊地、避泊地等の選定とその安全対策 (4) 気象・海象に対する作業船の作業限界、運航限界等に関する基準 (5) 作業海域を表示する浮標等の航路標識の維持管理等に関する事項 (6) 作業船、基地等の通信連絡計画 (7) 海難発生時等の緊急措置及び海難救助・油防除体制等に関する事項 (8) 運航に関する安全教育・訓練計画 3 運航管理規定を補完してその実行を図るため、次について細則を定めているか。 (1) 各種作業船運航基準 (2) 事故処理要領 (3) 警戒船警戒要領 (4) その他必要事項 4 運航管理規定の細則は、工事責任者の承認を受けているか。
2 運航管理 者の選任	1 工事責任者は運航管理全般にわたる職務を十分に果たし、かつその職務権限を行使できる知識・能力と実務経験を有する者を選任しているか。 2 運航管理者は極力専従者となっているか。 3 運航管理者は作業責任者と同程度の地位が与えられているか。 4 工事責任者は必要に応じ運航管理補助者を選任しているか。 選任している場合 (1) 運航管理者に準じた能力と経験等を有した者であるか。 (2) 選任に当たっては、運航管理者の意見を参考にしているか。
3 運航管理 者の業務	運航管理者の業務に、次の事項が明示されているか。 (1) 作業船、警戒船の運航計画の作成及び指揮並びに運航管理に関する関係機関（海上保安機関・航行安全センター等）への報告・通報等 (2) 海上交通、操業漁船等の実態の調査・把握と安全対策の周知 (3) 気象・海象情報、水路通報等の航行安全情報の収集と周知 (4) 海上保安機関及び海事関係者等との連絡調整 (5) 作業船の係留施設、栈橋荷役設備、停泊基地及び避泊地等の管理と安全対策 (6) 作業海域表示用の灯浮標、霧信号等の航路標識の維持管理 (7) 運航管理に必要な通信系の保守管理 (8) 海難救助及び流出油等の防除措置の実施、並びに応急救難資機材及び油等防除資機材の管理整備 (9) 作業船等の安全運航及び海難救助等に関する教育訓練（非常呼集、防火、防水、溺者救助、油防除等） (10) その他作業船の安全運航のために必要な工事責任者の補佐

項 目	事 項
4 運航指揮者(船団長)の選任等	1 連携して多数の作業船が稼働する場合等に運航指揮者選任を検討したか。 2 運航管理者の指示に基づき、各船長を指揮・指導する職務を考慮し、運航の専門知識を有する者を運航指揮者として選任したか。
5 運航管理者と他の責任者との職務分担	1 運航管理者と次の責任者との職務分担を明確にしているか。 (1) 工事責任者：運航管理者を選任し基本的事項を運航管理者へ指示する。 (2) 作業責任者：作業の実施に関する指揮をする。運航に関しては運航管理者が指揮する。 (3) 作業船船長：船員法上の職務権限・義務を有する。運航管理者との緊密な連絡を保つ。 (4) 船 団 長：各作業船船長を適正に指揮・指導する。運航管理者との緊密な連絡を保つ。 2 指揮命令系統は明示されているか。

項 目	事 項
1 作業船の運用	1 運航管理者は、作業船の運用にあたって運航計画又は配船計画及び配乗計画を作成しているか。 2 運航計画又は配船計画の作成にあたって、次の事項が検討されているか。 (1) 作業船の構造、設備、性能及び通信手段、係留施設、泊地等 (2) 安全かつ効率的な運航スケジュール (3) 一般航行船舶、漁業等に与える影響、特に支障発生の有無 (4) 作業船の運航が一般航行船舶、漁業等から受ける制約の有無 (5) 適正な積載量と天候悪化時の制限措置 (6) 航行中の避泊地の選定 3 配乗計画にあたって、次の事項が検討されているか。 (1) 法定職員と必要な海員の確保 (2) 定員に見合った座席等の指定と表示 (3) 労働条件や労働環境から見て適正な勤務時間の割り振り (4) 最大搭載人員の遵守と荒天時における乗船制限
2 運航の中止・変更	1 運航海域の気象・海象の運航制限限界を設けているか。(視程、風速、有義波高、潮流速、降雨量等) 2 作業船の運航の中止・変更の決定は、運航管理者の進言により工事責任者が行うこととなっているか。 3 上記の決定に当たり、作業現場の気象海象状況の推移及び船長の安全運航上の意見が反映されるようになっているか。
3 情報の収集・伝達	1 情報の収集・伝達系統は確立されているか。 2 運航の安全に必要な情報の収集・伝達は項目別に分類・整理されているか (1) 海上保安機関：海上交通安全に関する命令・告示、指導・勧告、航行警報、水路通報等 (2) 気象台・気象情報業者：天気図、天気予報、気象注意報・警報 (3) 情報管理室（航行安全センター）：一般航行船舶、漁船の操業状況等の情報
4 通信・情報機器の整備・運用	1 関係者間の通信連絡系統は確保されているか。 2 必要な通信・情報機器は整備され、その運用について明示されているか。 (「1－4－5 通信・情報機器の整備・運用」参照)
5 運航管理室の整備	運航管理室等を整備する場合 1 運航管理要員の執務要領は作成されているか。 2 要員数から見て業務に支障はないか。 3 運航の安全に係わる情報が (1) 一元的に収集できる体制となっているか。 (2) すみやかに関係先に伝達できる体制となっているか。 4 必要な通信・情報機器は整備されているか。

項 目	事 項
1 運航ルート の選定	1 運航ルートは海図上に明示されているか。 2 運航ルート上に危険な障害物（暗礁・架空線・漁業施設等）はないか。 3 海底ケーブル・埋設管等の敷設による投錨禁止区域はないか。 4 運航ルートは狭水道及び旅客船の主要航路を避ける等の配慮がなされているか。 5 港則法に定める港、海交法に定める海域を出入するときは法規に定められた運航ルートとなっているか。 6 航程が長いときは、仮泊地が定められているか。また、避難港は調査されているか。 7 運航ルートの選定について、所轄の海上保安部署の指導を受けているか。 8 運航ルートについて、周辺の空港の進入表面等制限表面の範囲を確認しているか。 9 運航ルートに空港の制限表面がある場合その制限表面の上に出る構造物はないか。
2 工事海域 の安全確保	運航管理者は、工事海域における安全対策を確認しているか。 （「1－3－3 工事海域の安全確保」参照） (1) 作業船における関係法令及び運航ルート等の遵守状況 (2) 工事海域を表示する灯浮標の作動状況（設置位置、点灯状況） (3) 作業船、作業施設における衝突予防用の灯火・形象物等の標示状況 (4) 警戒船の配備・運用状況
3 係留施設 等での作業 の安全	1 作業船への乗降、資機材の荷役、離着岸における作業の安全 (1) 工事責任者は作業マニュアルを作成しているか。 (2) 運航管理者は作業マニュアルによって作業の安全を確認することとなっているか。 2 係留施設・乗降施設等は点検要領を定めて、運航管理者が日常及び定期に点検を実施することとなっているか。 3 運航管理者は作業船を定期的に安全点検し、現状を把握する体制となっているか。
4 海難その 他の事故の 処理	1 工事責任者は事故処理要領（事故発生時の応急措置、処理体制、報告等）を定めているか。 （「1－8 緊急措置体制」参照） 2 運航管理者は事故処理要領に基づき処理体制を整え処理に当たる体制となっているか。 （「1－8 緊急措置体制」参照） 3 船長は、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、人命の救助に必要な手段を尽くさなければならない。ただし、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、この限りでない。（船員法14条） 4 船長は、暴風雨、流氷その他の異常な気象、海象、若しくは地象又は漂流物若しくは沈没物であつて、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのあるものに遭遇したときは、その旨を附近にある船舶及び海上保安機関その他の関係機関に通報しなければならない。（船員法14条の2）
5 安全教育・ 訓練	1 運航の安全を確保するための教育・訓練計画は策定されているか。 2 海上保安部署の実施する海難防止講習会・諸訓練にも参加する計画となっているか。 3 教育・訓練に関する記録簿は作成されているか。 4 教育・訓練に関する資料は整備されているか。

項 目	事 項
1 海難防止の基本	1 各担当者は海事関係法規の把握・理解に努めているか。（「1－1－3 主な海洋工事関係法令」、「1－1－5 作業船関係適用法令の確認」、「1－1－6 海事法令の適用（作業船）」参照） 2 海洋特性について理解・認識し、作業船の運用に反映させられるようになっているか。 （「1－3－1 海上の特殊性に応ずる安全対策」参照） 3 気象・海象の把握に努め、作業船の運用に適切な対応ができるようになっているか。 （「1－3－2 気象・海象の把握」参照） 4 運航管理体制は確立されているか。（「1－4－1 運航管理体制」参照） 5 作業船の船長は自己の職務を十分認識・理解しているか。 （「2－1－3 船長の遵守事項」参照） 6 船員・作業員に対する安全教育・訓練計画は立てられているか。 （「1－2－5 就業制限・健康管理・安全衛生教育」参照） 7 緊急時の応急対策は確立しているか。（「1－3 海上工事安全確保上の一般対策」参照）
2 衝突	1 見張体制及び見張要領は十分か。特に出入港時・船舶の輻輳時及び霧等による視界不良時の見張り強化体制はできているか。 2 停止惰力・旋回圏等自船の運動性能を把握しているか。 3 海衝法等の交通ルールに精通しているか。 4 相手船と見合い関係になる時、常に手動操舵とし余裕を持って回避できる適切な速力で航行しているか。 5 船灯・形象物は法定とおりに点灯・掲揚し、これを確認することとしているか。 6 機関・舵機・コンパス等の航海計器・汽笛等の信号装置に異常はないか。
3 乗揚げ	1 航行水域の海図は大尺度で、水路通報等で最新の状況に補正されているか。 2 航行水域の航行警報・水路通報・潮汐表等により航行の安全を確認しているか。 3 浅瀬・暗礁等航路障害物に対し、コース・船首からの目標方位・避険線を海図に記入しておき、船位を確認し、航行の安全を確保しているか。 4 視界不良時又は水深の浅い水域を航行する場合は、速力を減じ、測深を実施しているか。 また、「機関用意」・「投錨用意」を令するとともに見張りを強化し、緊急対応ができる体制としているか。 5 主要航路・進入路等の出入りにあたって誘導目標を把握するようにしているか。 6 曳航作業にあたって曳航索の強度・取付け部等の安全確認をしているか。
4 転覆	1 満載喫水線に注意し、十分な乾舷と復原力の保持に努めているか。 2 貨物の積載・固縛は荷姿が低くなるように船底から積み込みしているか。 3 荷崩れ防止の固縛を完全に行い、吸水性の資材には防水シートをかけているか。 4 波浪による海水の浸入防止と甲板上の水はけをよくしているか。 5 動揺周期に注意しているか。 6 定員を厳守し、片舷に集まらないように指導しているか。 7 急転舵等の危険な操船は避けるようにしているか。 8 作業用救命衣等は定数を整備し、所在場所、使用方法を明示しているか。 9 気象・海象情報の入手に努めて、地域特性を十分に把握し、運航の安全に活かしているか。 10 船体着氷がある場合、その除去に努めているか。 11 河口や岬付近の海象現象の特性を把握し運航の安全に活かしているか。

項 目	事 項
5 浸 水	1 防水扉・蓋等の水密部に不良箇所はないか。また、定期的に点検を実施しているか。 2 ビルジの定時計測を実施・記録して異常の発見に努めているか。 3 海水等の管系統図を備え、状況を把握し腐食に対する点検整備がなされているか。 4 船底弁の取扱には十分注意しているか。 5 排水・防水設備は十分に整備しているか。 6 荒天が予想される場合 (1) 無理な運航はしないよう心がけているか。 (2) 開口部の閉鎖を確認しているか。 7 満載喫水線に注意し十分な乾舷と復元力を保持しているか。
6 機関故障	1 機関整備は計画的に行っているか。 2 運転標準はマニュアルに基づいて適正に運転しているか。 3 各計器は正常に作動しているか。 4 所要箇所の定期的計測を実施し、記録しているか。また、計測値に異常はないか。 5 船舶検査手帳の記載内容を把握しているか。 6 法定予備品は整備しているか。 7 燃料油・潤滑油の量は適量か。また、ストレーナの掃除は定期的の実施しているか。
7 推進器障害	1 狭い作業水域で操船する場合 (1) 事前に水域内の状況（作業内容・工作物等）を確認しているか。 (2) 適度な速力とし、見張りを強化しているか。 2 錨索等には水中障害物として、浮標等の目印を付けさせているか。 3 運航ルート上の定置網等の漁具・水中構造物・浅瀬等の水中障害物を事前に調査し、海図に記入しているか。 4 曳航索・係留索の収納作業の場合、船尾見張員を配置して船橋と連絡を密にし、索の方向、推進機関の使用の可否等を報告させ、慎重に操船しているか。 5 航行中に異常振動が発生していないか。 6 入渠時には、プロペラボス、ブレード、プロペラ軸等を細心に点検、整備しているか。

項 目	事 項
1 無線電話機・無線通信機・携帯無線機	1 工事の規模に応じて必要な無線機器の備え付けを検討し、整備しているか。 2 電波法の対象となる無線通信手段を使用する場合には、総務大臣（所轄の地方総合通信局長）に無線局の開設手続を行い、免許を得ているか。（電波法4条） 3 無線設備の操作を行うことができる無線従事者を選任しているか。（電波法39条） 4 免許状に記載されている目的以外の通信を行っていないか。（電波法52条） 5 通信連絡にあたっては他の通信に混信・妨害を与えていないか。 6 正確な時計及び無線検査簿・無線業務日誌等の法定書類は備え付けているか。（電波法60条） 7 使用周波数・連絡時間・連絡系統図・作業船の通信要目・要員名簿等を作成し、掲示又は備え付けているか。 8 緊急時の通信要領は定めているか。 (1) 使用通信手段・使用無線機・配員計画 (2) 応急電源対策 (3) 一般通信の制限・長時間通信の禁止・通信空間の確保 (4) 連絡通報の定型化（通報様式の統一・通報内容等） 9 電波障害等について次のことを検討しているか。 (1) 使用機械等による周辺の電磁波・通信機器への混信 (2) 使用電波が付近のテレビ・地区の業務通信ネット等への電波障害 10 無線機器は資格のある技術者によって定期点検を行うこととしているか。 11 無線通信を傍受しその内容を漏らし又はこれを窃用しないよう秘密の保持に注意しているか。
2 電話・ファックス・インターネット	1 一般電話・工事用電話・船舶電話・携帯電話・ファックス・インターネット環境は合理的・効率的に整備しているか。 2 電話・ファックスの番号、eメールアドレスは関係者に周知しているか。
3 テレビ・ラジオ・気象ファックス・ナブテックス受信機	1 気象・海象状況及び災害発生時の状況を正しく把握するための情報機器として備え付けているか。 2 作業船（20総トン未満の限定沿海及び平水区域を航行する船舶を除く）に日本語ナブテックス受信機を備え付けているか。（船設規146条の10-3）
4 現場内通信・警報装置等	1 作業基地内・海上作業足場・警戒船等の放送通信に有効な拡声器（固定式又は携帯式）を整備しているか。 2 音響信号用としてサイレン・号鐘等の警報装置を整備した場合、規約（吹鳴要領・意味等）を定めて周知しているか。 3 各作業船間の通信連絡を確保するため、旗りゅう・形象物・サイレン等による規約信号を定めて周知しているか。 4 各規約信号は法定信号と混同するものはないか。 5 警戒船・海上作業足場に海衝法所定の霧中音響装置を設置しているか。（海衝法33条） 6 警戒船等に信号灯又は探照灯、懐中電灯を整備しているか。
5 レーダー・監視テレビ装置、GPSを利用した運航管理支援システム	1 工事規模が大きい場合は、作業船の運航の安全・他船の進入防止・警戒船の適切な運用等運航管理のため有効なレーダー・監視テレビ装置・GPS測位装置と情報解析能力の優れたコンピュータを組み合わせた運航管理支援システムの設置について検討したか。 2 設置した場合は、効果的活用を図るため取扱・運用要領を作成し、研修・訓練を実施したか。

1－5 作業船と作業船上の安全、衛生

1－5－1 船体・機関・装備品等の現状確認（船安法関係）

項 目	事 項
1 作業船借入人の義務	船安法適用の作業船を借入れた場合、その借入人は、船舶所有者に関する規定が適用される。工事責任者は承知しているか。（船安法26条）
2 定期検査等	1 定期検査等の実施時期を確認したか。（船安法5条） 2 船舶検査証書、検査手帳、検査済証（小型船舶）等を確認したか。（船安法9条） 3 使用作業船について、次の内容を記録し事務所に保管したか。 船名、航行区域、最大搭載人員、無線施設、満載喫水線の位置、次期検査期日、主な要目、搭載燃料、食料、清水の最大量と一日の消費量
3 船体・居住設備等	1 積荷の積載制限（満載喫水線）、最大搭載人員数を確認したか。その表示はよいか。 （船安法3条、9条、船安則3条、8条、9条、11条、小型船安則79条） 2 甲板、外板、水密区画の腐食の程度等を調査し、航行制限等を検討したか。 3 船体・機関・装備品等の定期整備日を定めているか。 4 居住区、作業員居室等は適法で、衛生環境は良好か。（船設規109条～115条の31） 5 船体・各設備に異常が生じた場合、船長は工事責任者に報告するよう指示しているか。 （「3－1－2 船体・居住設備等」参照）
4 機関・排水設備等	1 主機械・補機、排水ポンプ、ビルジポンプ等に異常はないか。 （「3－1－2 船体・居住設備等」～「3－1－4 補助機械」参照） 2 機械室内の危険防止設備等はよいか。 3 ビルジ等排出防止設備を整備しているか。
5 電気設備	1 発電機の能力はよいか。予備電源はあるか。 2 絶縁不良箇所はないか。感電防止設備等はよいか。（「3－1－5 電気設備」参照） 3 航海諸灯の非常電源を確認したか。（船設規271条～273条の3）
6 係船・揚錨・操舵装置、航海用具	1 標記の諸装置に異常はないか。係留索は損傷していないか。 2 錨の数（予備錨を含む）と重量、作業水深に対する錨鎖長は適正か。 3 走錨・錨鎖切断等の外力関係について検討したか。 4 船灯・形象物・信号旗のほか法定の航海用具を保有しているか。（船設規146条の3）
7 救命・消防・危険物等積付設備	1 作業船は法定の救命設備を備え、良態に維持しているか。 （「3－1－8 救命・消防・危険物積付設備」参照）（船救設則、小型船安則） 2 作業用救命衣等の数は、作業員を含め総員分揃え、着用方法が掲示しているか。 （船救設則54条、60条、66条、71条、93条） 3 消火ポンプ、消火ホース、消火装置、消火器は定数を備え、良態に維持しているか。 （船消設則、小型船安則） 4 危険物等の積付設備とその標示、搭載状態はよいか。（「1－5－4 安全標識・管系及び電路の表示（船安衛則関係）」、「3－1－8 救命・消防・危険物積付設備」参照） 5 危険物の船内持込制限、付近での作業時の安全対策は指示したか。（危規則4条） 6 危険物等を搭載する場合、規則に違反していないか。（港則法20条、21条、22条、23条）
8 荷役設備	「2－1－10 荷役作業」によりチェックしたか。
9 潜水設備	潜水設備（人員搭載）を使用する場合、「3－10 潜水設備」によりチェックしたか。

准

1-5-2 船長に対する監督・指導（船員法関係）

項 目	事 項
1 工事責任者と船長の職務権限の調整	1 航海に関する事項（船員法7条、8条、9条、10条他） (1) 工事責任者は施工上の航路・出入港時刻等を船長に指示しているか。 (2) 指示は船長の保安責任を侵害しないよう、潮待ち等行動の余裕を与えているか。 (3) 船団として行動する場合、個々の船長の航海上の保安責任を保持できるよう注意しているか。 2 作業中の船内秩序の維持に関する事項（船員法7条、21条） (1) 工事に關し、作業責任者を通じ船長に指揮しているか。 (2) 上乗し作業員に船内秩序の維持につき船長の命令に従うよう指示しているか。船内秩序の具体的内容について明示しているか。（船員法21条） (3) 船内の工事用の電気、清水、火気、危険物等の使用などについて、船長と協議しているか。 3 台風避泊等、停泊中の保安に関する事項（船員法12条） (1) 「現地停泊」、「避泊」等の措置の発令について船長の意見を尊重し、早めにこれを行うように指導しているか。 (2) 工事責任者の指示が遅れた場合も船長は遅滞なく措置し、直ちに報告しているか。
2 船長職務の理解と監督・指導	1 船長の船内における指揮・監督状況はよいか。（船員法7条） 2 船長に発航前の検査を十分実施するよう監督・指導しているか。 （船員法8条）（「2-1-3 船長の遵守事項」参照） 3 重要作業では、船長が甲板上で自ら船舶を指揮するようにしているか。（船員法10条） 4 船長が在船義務を果たすよう指導しているか。（船員法11条） 5 船長の定める非常配置表の作成と掲示、防火訓練等の実施を監督しているか。（船員法14条の3） 6 船長が船内に備えておくべき下記の書類を確認したか。（船員法18条） 船舶国籍証書・船籍票・船舶検査証書・船舶検査手帳・海員名簿・船員手帳・航海日誌・旅客名簿・積荷に関する書類（「3-1-1 作業船一般管理」参照）
3 船内秩序の維持	1 船長は船内の規律を維持しているか。（船員法21条～30条） 2 船員は船内の秩序を守っているか。（船員法21条）（「2-1-4 船員の遵守事項」参照）
4 船員の遵守事項の指導	1 船長は船員に対して、船安衛則による遵守事項を守らせているか。（船安衛則1条の2） 禁止事項の遵守、火気・喫煙の禁止、保護具・作業用救命衣等の着用等（船安衛則16条） 2 船員は上記諸項目を守っているか。（船安衛則16条） 3 資格者は海技免状又は操縦免許証を携帯しているか。（船職法25条）

1－5－3 作業環境の向上（船安衛則関係）

項 目	事 項
1 船上・倉庫等の整理整頓	1 船上等の整理整頓を行うよう指導しているか。（船安衛則17条） 特に作業場、資材置場、脱出路、昇降設備、出入口、消火器置場はよいか。 2 不用品、廃品、廃棄物は区別して置かれ、すみやかに陸揚げされているか。 3 油布切れ等の燃えやすい廃棄物は蓋付き容器に一時保管されているか。（船安衛則22条） 4 プロパンガスボンベの取扱には適正な措置が講じられているか。（船安衛則22条の2） 5 刃物・工具・重量物等の被覆又は収納・固縛状態に異常はないか。（船安衛則20条） 6 予備品、部品等のうち重量物には「重量」を明示しているか。
2 接触からの防護	1 通常作業で接触のおそれのある下記のものについて、囲い、手すり、覆い又は踏切橋を設けているか。（船安衛則18条） ①機械又は動力伝導装置の回転軸 ②歯車 ③はずみ車 ④調車 ⑤回転ベルト 2 上記各運動部の注油・掃除・修理作業等を行う際の足場を設けているか。（船安衛則18条2） 3 蒸気・熱湯・その他の高温物質等を通る管は断熱材で被覆しているか。（船安衛則18条3）
3 通路等の安全	1 外部との通行に舷梯又は手すり・踏み栈付きの歩み板等安全なものを使用しているか。（船安衛則19条） それらに損傷・変形等がなく丈夫な構造か。（船安衛則27条） 2 甲板上に積荷を積載する場合、舷側から離れた場所に通路を確保したか。また積荷の上を通路にする場合には、平らにし、両側に保護柵又は保護索を設けているか。（船安衛則19条3） 3 夜間における船外との通行の安全確保に必要な照明はあるか。（船安衛則19条2） 4 非常用通路の標識、照明はよいか。扉・ハッチに異常はないか。（船安衛則24条） 5 非常用脱出路、昇降設備、出入口並びに救命設備の整備と月例点検はよいか。（船員則3条の9）
4 床面等の安全	1 突起・突出物には被覆又は警戒塗色が施されているか。（船安衛則26条） 2 すべり、踏抜きのおそれのある場所ではすべり止め塗装・手すり・踏板・囲い等があるか。（船安衛則26条） 3 昇降設備に破損・腐食等はないか。また、すべり止め等の状態はよいか。（船安衛則26, 27条） 4 階段・通路等には手すりがあるか。取外しの際は、注意標識を設けているか。
5 密閉区画 水密区画	1 密閉区画（船安衛則21条） (1) 凍結室・冷凍庫等内部作業のある密閉区画では、内部から操作できる開閉装置又は信号装置があるか。それらの作動はよいか。 (2) 信号装置の押ボタン等はすぐ視認できるようにしているか。 2 水密区画（船員則3条の7） (1) 水密区画の水密保持は完全か。 (2) ハッチ、舷窓、水密戸等の整備の状態、管理はよいか。
6 照 明	1 作業の安全上、十分な明るさがあるか。（船安衛則25条） 2 照明は付近の通航船舶を眩惑しないよう措置しているか。 3 照明器具、電路・配線等に損傷はないか。雨水・海水等に対し異常はないか。 4 負荷許容量以内で使用しているか。
7 通風換気	1 高温・多湿、粉じん、ガス等が発生する区画には換気装置を設けているか。換気装置の作動はよいか。（船安衛則33条） 2 粉じん作業では粉じん用呼吸用保護具、保護メガネ等を使用させているか。（船安衛則60条） 3 酸欠のおそれある場所の作業では換気を行い、必要な保護具を使用させているか。（船安衛則49、50条）

1－5－4 安全標識・管系及び電路の表示（船安衛則関係）

項 目	事 項																				
1 危険物等の確認と標識	1 次の危険物を積載する場所には、その種別に応じた標識を施しているか。 (船安衛則24条、危規則2条) ① 火薬類 ② 高圧ガス ③ 腐食性物質 ④ 毒物 ⑤ 引火性液体類 ⑥ 水又は空気と作用して危険となる物質 ⑦ 酸化性物質 ⑧ 可燃性固体 ⑨ 有害性物質 ⑩ 放射性物質 ⑪ 有機過酸化物 ⑫ 病毒をうつしやすい物質 2 常用危険物のうち、次の船用危険物を積載する場所（ただし、船体構造の一部であるタンク内の機関用燃料を除く）には、その種別に応じた標識を施しているか。（船安衛則24条） ① 高圧容器内のアセチレン、メタン、プロパン、炭酸ガス、酸素 ② 高圧容器内の冷凍用冷媒（炭酸ガスを除く） ③ 引火点が61℃以下の機関用燃料、ペイント類（引火点が23℃以下のものの積載は地方運輸局長の許可を必要とする。）																				
2 救命設備の標示	1 救命設備には、当該救命設備の取り扱いに関する注意事項が表示されているか。（船救設則97条） 2 救命設備の積付場所には、明瞭に標示がなされているか。（船救設則98条）																				
3 標識の種類と標示箇所	1 標示場所に対する標識の種類はよいか。 2 標識の表示内容の意味は理解されているか。																				
4 教 育	1 安全意識を高揚させるため、適当な箇所に「安全指導標識」を標示しているか。 2 安全標識について種類、目的、標識の色、形、掲示箇所等を周知させているか。 3 JIS「安全色彩使用通則」による色彩と使用箇所を教育し、その塗装の励行を指導しているか。																				
5 管系及び電路の表示	1 管系の表示（船安衛則23条） (1) 管系を次の色で表示しているか。（昭39運輸省告示490号）<table><tr><th>管 系</th><th>識別色</th><th>管 系</th><th>識別色</th></tr><tr><td>清 水 管 系</td><td>青</td><td>蒸 気 管 系</td><td>銀色</td></tr><tr><td>海 水 管 系</td><td>緑</td><td>圧 縮 空 気 管 系</td><td>ねずみ色</td></tr><tr><td>燃 料 管 系</td><td>赤</td><td>ビ ル ジ 管 系</td><td>黒</td></tr><tr><td>潤 滑 油 管 系</td><td>黄</td><td></td><td></td></tr></table> (2) リング状の表示は、ペイント塗装又は色付ビニールテープを巻く。 リング巾50mm、細分で表示する場合は、リング巾20mm、間隔20mmとする。 2 消火に使用できる管系は次の色で表示しているか。 (1) バルブボディ（赤） (2) バルブハンドル（その管系の識別色） 3 電路の安全上、必要な箇所には電圧を赤色（赤の周囲に白の縁どり）で表示しているか。 4 交流・直流電源又は蓄電池による配線・ソケットにも識別塗色しているか。	管 系	識別色	管 系	識別色	清 水 管 系	青	蒸 気 管 系	銀色	海 水 管 系	緑	圧 縮 空 気 管 系	ねずみ色	燃 料 管 系	赤	ビ ル ジ 管 系	黒	潤 滑 油 管 系	黄		
管 系	識別色	管 系	識別色																		
清 水 管 系	青	蒸 気 管 系	銀色																		
海 水 管 系	緑	圧 縮 空 気 管 系	ねずみ色																		
燃 料 管 系	赤	ビ ル ジ 管 系	黒																		
潤 滑 油 管 系	黄																				

項 目	事 項
1 作業用救命衣等の着用	1 次の作業において墜落制止用器具、保護具、作業用救命衣等の着用を規則通り行うよう準備しているか。 （船安衛則16条3）及び （「1－6－5 非自航作業船等の安全と作業員の服装・保護具（安衛法関係）」参照） (1) 床面から2m以上の墜落のおそれのある高所作業での保護帽、墜落制止用器具（船安衛則51条1） (2) 船体外板の塗装、さび落とし等の舷外作業での墜落制止用器具又は作業用救命衣等（船安衛則52条1） (3) 船倉内作業での保護帽、すべり止めのついた保護靴（船安衛則66条1） (4) 着氷除去作業での保護帽、すべり止めのついた保護靴その他必要な保護具（船安衛則68条1） 2 前項の法定作業以外、次のような作業に作業用救命衣等を着用させているか。 (1) 岸壁・栈橋等の水際付近の作業 (2) 海中転落のおそれのある甲板作業 (3) 交通船等で現場往復の途中 (4) 浮標係留作業 3 作業用救命衣等の格納場所は整備されているか。旅客室に着用方法の説明書を掲示しているか。 （船救設則93条）

項 目	事 項			
2 法定保護具の準備	船安衛則16条に定める下表の工種別作業に見合う保護具を備えているか。			
	作業の種類	保護具	船安衛則	安衛則
	人体に有害な塗料、溶剤を使用する作業	塗布剤等の不浸透性の保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具（送気マスク又は有機ガス用防毒マスク）、保護手袋、履物	47条	593条 594条 （有機則33）
	溶接・溶断作業	保護眼鏡、保護手袋、	48条	316条
	危険物等の検知作業	危険・有害に応じた呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋	49条	593条
	有害気体が発生する（酸欠空気を含む）場所の作業	危険・有害に応じた呼吸具（酸素欠乏危険作業で爆発、酸化等を防止することができない場合及び作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、空気呼吸器等）、保護眼鏡、保護衣、保護手袋	50条	593条 酸欠則5条の2
	高所作業	保護帽、墜落制止用器具等	51条	
	舷外作業	墜落制止用器具、作業用救命衣等	52条	
	高熱物付近の作業	防熱手袋、保護眼鏡、呼吸用保護具、保護衣等	53条	593条
	重量物移動作業	保護帽、保護靴等	54条	
	揚貨装置を使用する作業	保護帽等	55条	
	揚投錨作業及びけい留作業	保護帽等	56条	
	感電のおそれのある作業	絶縁用ゴム手袋、ゴム長靴等	58条	
	さび落とし、工作機械等の作業	作業帽、手袋の使用禁止、呼吸用保護具、保護眼鏡	59条	110条、111条、 593条
	粉じん作業	呼吸用保護具、保護衣、保護眼鏡	60条	593条
	高温、熱射・日射等を受ける作業	天幕、保護帽、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具	61条	593条
	水等にさらされる作業	保護帽、防水衣、防水手袋、長靴等脱温又は皮膚の湿潤による障害から防護するために必要な保護具	62条	593条
	低温状態で行う作業	防寒帽、防寒衣、呼吸用保護具、防寒手袋等	63条	593条
	騒音・振動の激しい作業	耳せん、保護手袋等	64条	595条
	運搬台船等の倉口開閉及び船倉内作業、港湾荷役作業	保護帽、滑り止めのある保護靴等	65条 66条	464条
	機械類の修理作業	保護帽、保護靴等	67条	
	着氷除去作業	保護帽、墜落制止用器具、滑り止めのある保護靴等	68条	
	引火性液体、ガス抜作業	保護帽、墜落制止用器具、呼吸具、滑り止めのある保護靴等	69条	256条

1－5－6 作業船の衛生管理（船安衛則関係）

項 目	事 項
1 衛生担当者の選任	1 衛生担当者を選任しているか。（船安衛則7条） 2 衛生担当者は衛生管理に関する記録の作成及び管理をしているか。（船安衛則8条）
2 居住環境	1 清掃清潔（船安衛則29条、33条、35条） (1) 居住場所、作業場所は清潔か。生活廃棄物は定所で処理されているか。 (2) 残飯、食料廃棄物を一時保管するための蓋付容器は備え付けられているか。 (3) 適当な場所に手洗設備があるか。 (4) 寝具類は清潔か。消毒・洗濯の計画はよいか。 2 温度・湿度（船安衛則29条、33条） (1) 著しい高温・低温・多湿等の場所には、これらを調節する設備があるか。 (2) 隣接区画から温度の影響を受ける場所の隔壁には防熱措置を施しているか。 (3) 外気との温度差が大きい室の鉄製隔壁には水滴防止措置を施しているか。 (4) 厳寒時作業における作業員の一時休息時の暖房計画はあるか。 3 採光・照明（船安衛則29条） (1) 舷窓・天窓の清掃はよいか。また、採光を妨げているものはないか。 (2) 電灯、照明器具の取付け位置、手入の状況はよいか。 (3) 階段付近等の明るさは十分か。 4 換気・通風（船安衛則29条、33条） (1) 機関室、調理室、居室等の換気・通風装置の作動はよいか。 (2) 舷窓・天窓の開閉作動はよいか。 (3) 通風筒、ダクト、送風機、フィルタの破損等異常はないか。 (4) 通風筒吸入口付近に悪臭の発生源はないか。 (5) 居室の寝台が通風筒の直下にあり、直接外気に触れていないか。 5 騒音・振動（船安衛則29条） (1) 著しい騒音・振動発生源の防音・防振対策はよいか。 (2) 隣接区画からの騒音・振動には、甲板、隔壁などに対策がとられているか。
3 調理設備等	1 調理室は常に清掃され、清潔になっているか。（船安衛則29条、36条） 2 調理室の換気、排水はよいか。（船安衛則33条） 3 調理器具、食器は清潔に保たれているか。調理従事者以外の立入禁止を表示しているか。（船安衛則36条） 4 食料の貯蔵設備はよいか。（船安衛則37条） 5 ねずみ族、虫類の駆除計画はよいか。防除薬品の保管はよいか。（船安衛則34条）
4 飲用水の管理	1 設備・器具の汚染防止（船安衛則38条） (1) 清水用元栓は専用で蓋付か。 (2) 清水用ホース、清水タンクの計量器具は専用で清潔か。 2 飲用水タンク・管系は良態か。また、常に水が飲めるようになっているか。（船安衛則40条）
5 医薬品、衛生用品等	1 必要な医薬品その他の衛生用品を備え付けているか。（船員則53条） 2 毒薬・劇薬・普通薬は区別して正しく保管しているか。 3 医薬品等は医薬箱・衛生用品戸棚に保管しているか。（船員則53条） 4 以下に示す法定の医療書は備え付けているか。（平水区域を航行する船舶は除く） 「日本船舶医療便覧」又は「小型船医療便覧」（船員則54条）

1－6 作業施設と作業上の安全、衛生

1－6－1 危険防止のための基本的措置（安衛法関係）（1/2）

項 目	事 項
1 作業施設等から生ずる危険防止	1 次のものからの危険防止措置を講じているか。（安衛法20条） (1) 機械・器具その他の設備による危険 (2) 爆発・発火・引火性のものによる危険 (3) 電気・熱その他のエネルギーによる危険 2 前項に対する接触防止、注意標識等の設備はあるか。 3 1項の取扱基準の作成、教育指導の体制はとられているか。 4 作業計画書は、作成されているか。（安衛則155条、クレーン則66条の2）
2 作業方法から生ずる危険防止	1 次の作業方法から生ずる危険防止の措置はよいか。（安衛法21条） (1) 掘削・採石・荷役等 (2) 墜落・土砂崩壊等の危険がある作業 2 作業方法の安全は作業計画段階で検討されているか。
3 作業環境から生ずる危険防止	次の作業環境から生ずる危険又は障害防止の措置はよいか。（安衛法23条） (1) 通路、床面、階段等の保全 (2) 換気、採光、照明、保温、防湿等の措置 (3) 休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置
4 作業行動から生ずる危険防止	1 作業行動から生ずる労働災害防止の措置はよいか。（安衛法24条） 2 制限業務に対する有資格者及び熟練者の配員計画はよいか。 3 複雑な作業では、事前打合せ、リハーサル計画があるか。 4 就業不適格者のチェックはよいか。
5 健康障害の防止	1 次の事象から生ずる健康障害の防止措置はよいか。（安衛法22条） (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸欠等 (2) 高温、低温、騒音、振動、異常気圧等 (3) 排気、排液、残さい物等 2 健康障害を防止するための設備、装具等はあるか。 3 障害防止のための措置は周知徹底しているか。 4 健康状態を常時チェックするための体制はよいか。
6 緊急時の作業中止救護措置	1 労働災害発生の危険が生じた場合又は災害が発生した場合、直ちに作業を中止し作業員を作業場から退避させる等必要な措置を講じるよう作業責任者に徹底させているか。（安衛法25条） 2 緊急時の救護その他の措置要領（救護体制、避難場所、連絡報告等）は定めてあるか。また、必要な訓練計画はあるか。（安衛法25条の2）
7 有害物からの危険防止	1 有害物に関する規則等は守られているか。 2 有害物の存在、名称等は明確に表示されているか。（安衛法57条、安衛則30条）どういう危険があるか、SDSを作業場に掲示し、作業員に周知しているか。 3 有害物の管理状況はよいか。

1 - 6 - 1 危険防止のための基本的措置（安衛法関係）（2/2）

項 目	事 項
8 危険物の保管	1 指定数量以上の危険物を貯蔵する場合、貯蔵所又は取扱所を設置しているか。（消防法10条） 2 貯蔵所・取扱所以外の場所で10日間以内仮保管するときは、消防署長の承認を受けているか。（消防法10条）
9 石綿対策	1 建築物又は船舶の解体等作用を行うときは、事前に石綿等の使用の有無を調査したか。（石綿則3条） 2 石綿等を使用した箇所の解体等の作業を行う場合、ばく露防止対策として以下を考慮したか。（石綿則4条） (1) 作業計画書は、石綿等の粉じんの発生量に応じた作業方法としているか。（船舶の解体作業分類〔グレード1～3〕、建築物の解体作業分類〔レベル1～3〕） (2) 労働基準監督署長への届出提出の要否を確認したか。（石綿則5条） (3) 石綿作業主任者を選任したか。（石綿則19～20条） (4) 作業に従事する者へ次の項目について特別教育を行ったか。（石綿則27条） ① 石綿の有害性 ② 石綿等の使用状況 ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 ④ 保護具の使用法 ⑤ その他石綿等のばく露防止に関して必要な事項

項 目	事 項																					
1 特定機械の検査証、届出等	1 次の特定機械の製造許可及び検査証の有効期限を確認したか。 (安衛法37条、38条、41条、安衛令12条) ボイラー、吊り上げ荷重3t以上のクレーン・移動式クレーン等 2 次の機器等の設置届又は設置報告書を提出したか。<table><tr><td></td><td>設 備 届</td><td>設 置 報 告 書</td></tr><tr><td>クレーン</td><td>3t以上 (クレーン則5条)</td><td>0.5t以上3t未満 (クレーン則11条)</td></tr><tr><td>移動式クレーン</td><td>該当せず</td><td>3t以上 (クレーン則61条)</td></tr><tr><td>デリック</td><td>2t以上 (クレーン則96条)</td><td>0.5t以上2t未満(クレーン則101条)</td></tr><tr><td>建設用リフト</td><td>積載荷重0.25t以上でガイドレールの高さ18m以上 (クレーン則174条)</td><td>—</td></tr><tr><td>エレベータ</td><td>積載荷重1t以上 (クレーン則140条)</td><td>積載荷重0.25t以上1t未満 (クレーン則145条)</td></tr><tr><td>ゴンドラ</td><td>ゴンドラ (ゴンドラ則10条)</td><td>—</td></tr></table> 3 次の建設機械は特定自主検査の資格を有する者の検査を受け、その結果を記録し、検査標章を掲示しているか。またその有効期限を確認したか。(安衛法45条、安衛令15条) ブルドーザー、パワーショベル、アースオーガー、ローラー等 (安衛令別表第7)		設 備 届	設 置 報 告 書	クレーン	3t以上 (クレーン則5条)	0.5t以上3t未満 (クレーン則11条)	移動式クレーン	該当せず	3t以上 (クレーン則61条)	デリック	2t以上 (クレーン則96条)	0.5t以上2t未満(クレーン則101条)	建設用リフト	積載荷重0.25t以上でガイドレールの高さ18m以上 (クレーン則174条)	—	エレベータ	積載荷重1t以上 (クレーン則140条)	積載荷重0.25t以上1t未満 (クレーン則145条)	ゴンドラ	ゴンドラ (ゴンドラ則10条)	—
	設 備 届	設 置 報 告 書																				
クレーン	3t以上 (クレーン則5条)	0.5t以上3t未満 (クレーン則11条)																				
移動式クレーン	該当せず	3t以上 (クレーン則61条)																				
デリック	2t以上 (クレーン則96条)	0.5t以上2t未満(クレーン則101条)																				
建設用リフト	積載荷重0.25t以上でガイドレールの高さ18m以上 (クレーン則174条)	—																				
エレベータ	積載荷重1t以上 (クレーン則140条)	積載荷重0.25t以上1t未満 (クレーン則145条)																				
ゴンドラ	ゴンドラ (ゴンドラ則10条)	—																				
2 特別の機械の安全装置等	1 次の特別の機械等は規格品で、安全装置が備え付けられているか。(安衛法42条、安衛令13条) (1) クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置 (2) 吊り上げ荷重0.5t以上3t未満のクレーン又は移動式クレーン、0.5t以上2t未満のデリック (3) 積載荷重0.25t以上1t未満のエレベータ (4) 高さが10m以上18m未満の建設用リフト (5) 積載荷重0.25t以上の簡易リフト (6) 第2種圧力容器 (7) 研削盤、研削といし、同覆い (8) 交流アーク溶接器の自動電撃防止装置 (9) 潜水器及び再圧室 (10) フォークリフト、ショベルローダ (11) 車両系建設機械 2 上記の安全装置は有効に保持されているか。(安衛則28条) 3 安全装置について周知徹底させる事項 (安衛則29条) (1) 安全装置を取外し又は機能を停止させていないか。 (2) 臨時の取外しは、事業者の許可を受けているか。 (3) 上記の異常を発見した者は、直ちに事業者に報告しているか。																					
3 危険防止措置	1 原動機、回転軸等 (安衛則101条、102条) (1) 機械の原動機、回転軸、歯車、ベルト等には覆い、囲い、スリーブ等の安全設備を設けているか。ベルトは突出した止め金具を使用していないか。 (2) ベルトの継目に危険はないか。 (3) 踏切橋には高さ90cm以上の手すりがあり、中さん・幅木が設けられているか。 (4) 通路又は作業個所の上にあるベルトの切断による危険防止の囲いがあるか。 2 動力遮断装置 (安衛則103条) (1) 機械ごとにスイッチ、クラッチ等の動力遮断装置があるか。 (2) 遮断装置は接触、振動等で不意に作動するおそれはないか。 3 運転開始時の合図を定め、統一しているか。合図者は指名しているか。(安衛則104条) 4 機械の掃除、注油、検査等の場合、運転を停止して行っているか。ただし、危険防止設備があればこの限りではない。(安衛則107条)																					

項 目	事 項
4 産業用ロボット	1 産業用ロボットについて教示を行うときは、不意の作動による危険と誤動作による危険を防止するため、次の措置をしているか。ただし、駆動源を遮断して行うときは(1)、(2)はこの限りでない。（安衛則150条の3～150条の5） (1) 規定の作成 ① 操作の方法、手順 ② マニピレータの速度 ③ 合図の方法 ④ 異常時、再起動時の措置 ⑤ 不意の作動、誤作動を防止する措置 (2) 異常時に作業者又は監視者が直ちに運転を停止させることができる措置 (3) 作業中に他の者がスイッチ等を操作することを防止する措置 2 産業用ロボットについて検査、修理、調整、掃除、給油又はこれらの結果の確認を行うとき、ロボットを停止し、起動スイッチに錠をかけているか。 3 前号の作業の場合、ロボットを停止することができないときは1の各号の措置を講じているか。 4 運転時に作業員と接触事故のおそれがあるときは柵又は囲いを設ける等の措置を講じているか。
5 荷役運搬機械	1 コンベアには停電、電圧降下等による逸走防止装置及び非常の場合、直ちに停止することができる非常停止装置が備えてあるか。（安衛則151条の77、151条の78） 2 貨物自動車への措置 (1) 最大積載量2 t以上の貨物自動車には、床面と荷の上面との間を安全に昇降できる設備があるか。（安衛則151条の67） (2) 1つの荷が100kg以上のものを積み卸す作業のとき、作業指揮者を定め、次の事項を行わせているか。（安衛則151条の70） ① 作業手順の作成 ② 器具工具の点検、不良品の除去 ③ 関係労働者以外の者の立入禁止 ④ 荷の安全性確認後の作業指示 ⑤ 昇降設備及び保護帽の使用
6 車両系等建設機械の安全	1 車両系建設機械には前照灯があるか。（安衛則152条） 2 車両関係建設機械の転倒・転落防止措置を講じてあるか。危険が生じるおそれのあるときは誘導者を配置しているか。（安衛則157条） 3 運転員が機械から離れる時には、バケット等を地上に降ろし、エンジンを止め、ブレーキをかける等、逸走防止措置を講じているか。（安衛則160条） 4 定期自主検査を実施し、記録を3年間保存しているか。アタッチメント自体の検査も実施されているか。（安衛則167条～169条） 5 転倒時の安全を確保するため、ヘッドガードは取り付けられているか。（安衛則153条）シートベルトの使用を励行しているか。（安衛則157条の2） 6 アタッチメントを交換可能な機械を使用する場合（安衛則166条） (1) アタッチメントの交換には作業指揮者を指名しているか。アタッチメントの転倒防止のため、架台を使用しているか。 (2) 機械の能力を超えた重量のアタッチメントを装着していないか。重量は明示されているか。 7 用途外使用をしていないか。（安衛則164条）
7 機械の法定検査	1 法定定期自主検査の検査体制はよいか。 2 法定点検の検査体制はよいか。

1-6-3 電気による危険防止（安衛法関係）

[illegible]

項 目	事 項
1 一 般	1 通路・足場等の組立て、解体時には作業主任者を選任し、氏名及び職務内容を掲示しているか。 (安衛則16条～18条、565条) 2 通路・足場等の組立て、解体又は変更に関わる作業は有資格者（特別教育修了者）が行っているか。(安衛則36条) 3 床材の強度は十分あるか。 4 作業床の巾は40cm以上、床材間のすき間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満としているか。(安衛則563条) 5 手すりの高さは85cm以上あり、中さん等は設置されているか。(安衛則552条、563条) 6 物体の落下による危険があるときは、幅木等を設置しているか。(安衛則563条)
2 通路・作業床	1 作業に安全な通路は確保されているか。(安衛則540条) 2 高さ又は深さ1.5m以上の場合、昇降設備を設けているか。(安衛則526条) 3 架設通路、はしご等の昇降設備の構造及び取付方法は適切か。(安衛則552条、556条) 4 踊り場は適切に設けられているか。(安衛則552条) 5 最大積載荷重を表示しているか。(安衛則562条) 6 通路の照明はよいか。(安衛則541条)
3 丸太足場・鋼管足場	1 材料に異常はないか。(安衛則559条、560条) 2 建地の間隔、高さはよいか。(安衛則569条、571条) 3 布・腕木の状態はよいか。やらず、筋かい等の補強状態はよいか。 4 作業床の状態はよいか。また、足場板の長さ、幅、厚さ、支持方法はよいか。(安衛則563条) 5 緊結部、壁つなぎの状態はよいか。
4 吊り足場	1 吊りチェーン、吊りワイヤロープに損傷はないか。(安衛則574条) 2 吊りチェーンの両端取付部に異常はないか。作業床は堅固か。 3 動揺、転位防止装置はよいか。脚立、はしご等をのせて作業させていないか。(安衛則575条) 4 作業前の点検を実施しているか。(安衛則568条)
5 移動はしご、脚立	1 構造は丈夫なものか。(安衛則527条、528条) 2 移動はしごには滑り止め装置等の転位防止装置はあるか。(安衛則527条) 3 脚立の踏み面は十分あるか。また、開き止め金具はあるか。(安衛則528条) 4 可搬式作業台（立ち馬）使用時の注意点 (1) 反動の掛かる作業、身を乗り出しての作業をしていないか。 (2) 背面降りや、物を持つての昇降をしていないか。
6 移動式足場	1 手すり、昇降設備、作業床はあるか。(昭50.10労働省告示6号) 2 ストップ、歯止め等で脚輪を固定しているか。 3 三段以上の高さの場合、転位防止装置があるか。 4 動揺に対して安全か。 5 作業員を乗せたまま移動することは禁止しているか。
7 標識等	1 危険物、危険のおそれがある箇所には、危険標識・防火標識・注意標識等を標示しているか。 2 立入禁止区域は明瞭に表示しているか。 3 脱出路等には夜間でも見える標識がなされているか。

準

1-6-5 非自航作業船等の安全と作業員の服装・保護具（安衛法関係）

項 目	事 項
1 搭載物件	非自航式船舶に備えるべき航海用具とその他の属具は完備され、かつ、良態か。 (船設規146条の3・9号表の2、小型船安則84条)
2 船体・機械等の点検	1 船安法が適用されない非自航作業船でも、その主要施設については「1-5-1 船体・機関・装備品等の現状確認（船安法関係）」に準じて点検したか。 2 月例点検については、「1-9-6 作業船上の安全管理」及び「3-1-9 機械装置等の月例点検標準」に準じて自主点検を実施するよう指示したか。
3 作業環境の整備	1 船員法が適用されない非自航作業船でも、「1-5-3 作業環境の向上（船安衛則関係）」、「1-5-4 安全標識・管系及び電路の表示（船安衛則関係）」に準じて自主点検を実施しているか。 2 月例点検については「1-9-6 作業船上の安全管理」に準じて点検するよう指示したか。
4 船長に対する指導	1 船員職員法による船長を置かなくてもよい非自航船でも、同法の船長に準ずる責任者を指名し、配員しているか。 2 その者に「1-5-2 船長に対する監督・指導（船員法関係）」、「2-1-3 船長の遵守事項」に準ずる職務を行うよう指導しているか。 3 「2-1-21 船長又は安全担当者の作業船点検」に準じて毎日点検を実施するよう指示しているか。
5 服装等	1 安衛則に定める次の服装をさせているか。 (1) 動力駆動の機械に頭髮又は被服が巻込まれるおそれがある場合、適当な作業帽又は作業服を着用させているか。(安衛則110条) (2) 回転する刃物に、作業中の手が巻込まれるおそれのある場合には、手袋の着用を禁止しているか。(安衛則111条) (3) 通路の構造・作業の状態に応じて、安全靴その他の適当な履物を使用させているか。 (安衛則558条) 2 ウィンチ等によるロープ類の巻取り作業では、指によく合った革製手袋等を着用させているか。
6 保護具等	1 「1-5-5 作業船員の服装・保護具（船安衛則関係）」に準じて保護具を備えているか。 2 飛来・落下、墜落のおそれある作業等のほか、作業場内においては原則として、保護帽を着用させているか。(安衛則464条、539条) 3 水中に転落するおそれある作業では救命浮環その他の救命具を備えているか。(安衛則532条) 4 所定の保護具は必要数を確保しているか。 5 保護具はよく手入れされているか。 6 保護具の着装、使用は適切か。
7 衛生管理	「1-5-6 作業船の衛生管理（船安衛則関係）」を準用し点検したか。

準

1-6-6 電気事業法関係の手續等（電業法）

項 目	事 項
1 計画・手続等一般	1 電業法の適用 (1) 作業船等の発電設備で電業法が適用されるものを確認したか。 (2) 作業足場等の電気需要設備で、電業法が適用されるものを確認したか。 2 計画・手続等 (1) 工事責任者は次の電気設備について工事計画の届出の手続を行ったか。 ① 出力1,000kW以上の発電設備であってガスタービンを原動力とするものの設置 (電業法施行規則65条) ② 出力10,000kW以上の発電設備であって内燃力を原動力とするものの設置 (電業法施行規則65条) (2) 受電設備計画を作成し、電力会社と協議したか。 (3) 電気設備基準に従って設置工事を行っているか。
2 工作物の届出等	1 保安規定を定めて届出を行ったか。(電業法42条) 2 主任技術者の選任の届出を行ったか。主任技術者免状の交付を受けていない者を選任する場合許可を受けているか。(電業法43条) 3 自家用電気工作物の使用開始の届出を行ったか。(電業法53条) 4 必要な場合、次の届出を行ったか。 電気工作物の変更工事、主任技術者の変更、解任、保安規定の変更、設置者の変更 5 必要な場合、次の報告を行ったか。 事故報告、自家用発電所運転半期報
3 点 検	1 主任技術者は電気設備の点検計画を作成しているか。 2 作業所には点検に必要な測定器類が備え付けられているか。 3 点検記録簿を用意しているか。 4 工事責任者は、協力業者持込みの機器を点検しているか。
4 管理等	1 工事責任者は電気機器の実態・使用電力量等を報告させ、実態を把握できる体制にあるか。 2 責任者・安全標識等を明示しているか。 3 作業員に感電防止・感電時の処置等を教育しているか。 4 電気災害発生時の応急措置・緊急連絡方法等を定めているか。 5 電気工事を行う場合には、電気主任技術者の指導のもと、電気工事士等により行っているか。
5 可搬式発電機	1 可搬式発電機には、電業法の適用があるので、経済産業省の指導を受けたか。(10kW以上の発電機は、整備技術者の点検済証(ステッカー)が貼付させているか確認のこと。) 2 主任技術者を選任しているか。主任技術者免状の交付を受けていない者を選任する場合許可を受けているか。

1－7 環 境 保 全

1－7－1 環境関係適用法令等（1/2）

項 目	事 項		
1 環境関係諸法令の確認	主な環境関係諸法令には、次のものがあるのを確認しているか。		
環 境 保 全	項 目	法令の名称	略 称
	水 質 保 全	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	海防法
		水質汚濁防止法	水濁法
		瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海保全法
	廃 棄 物 リサイクル	循環型社会形成推進基本法	循環基本法
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃掃法
		資源の有効な利用の促進に関する法律	資源有効利用促進法
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建設リサイクル法
	土 壌 汚 染	土壤汚染対策法	土対法
		底質の処理処分に関する暫定指針	底質指針
	大 気 保 全	大気汚染防止法	大気法
		悪臭防止法	悪臭法
	騒 音 規 制	騒音規制法	騒音法
	振 動 規 制	振動規制法	振動法
	電 波 障 害	電波法	電波法
	水産資源の保護	水産資源保護法	水産保護法

項 目	事 項
2 法令による許可申請・届出書	次の事項について、法規に基づく所定の許可申請・届出手続を行っているか。 (1) 特定施設（生コンクリート用バッチャープラント等）により水質汚濁を発生させるおそれのある場合 特定施設設置届出書（水濁法5条、水濁令1条、水濁則3条） (2) 廃棄物となる土砂を特定の場所又は特定の海域に投棄する場合 廃棄物排出船登録申請書（海防法11条、12条、海防則12条の4） (3) 海洋施設を設置する場合 海洋施設設置届出書（海防法18条の2、海防則12条の16の2） (4) 産業廃棄物処理施設を設置する場合 廃棄物処理施設設置許可申請書（廃掃法15条、廃掃則11条） (5) 特定建設作業（くい打機やさく岩機、バックホウ等を使用する作業、コンクリートプラントやアスファルトプラントを設けて行う作業）により騒音を発生させるおそれのある場合 特定建設作業実施届出書（騒音法14条、騒音令2条、騒音則10条） (6) 特定施設（コンクリートプラント、アスファルトプラント等）を設置する場合 特定施設設置届出書（騒音法6条、騒音令1条、騒音則4条） (7) 特定建設作業（くい打機やくい抜機、ブレーカー等を使用する作業）を実施する場合 特定建設作業実施届出書（振動法14条、振動令2条、振動則10条） (8) 特定施設（圧縮機等）を設置する場合 特定施設設置届出書（振動法6条、振動令1条、振動則4条） (9) 一般粉じん発生施設（土石の堆積場、運搬設備、クラッシャープラント）を設置する場合 一般粉じん発生施設設置届出書（大気法18条、18条の3、大気則10条、11条） (10) ばい煙発生施設（アスファルトプラント等）を設置する場合 ばい煙発生施設設置届出書（大気法6条、大気則8条、11条） (11) 建設リサイクル法の対象建設工事の施工 対象建設工事の届出等（建設リサイクル法10条） ※ 各自治体の上乗せ基準と規制対象地域に留意する。

項 目	事 項
1 環境保全体制一般	1 油排出事故等環境対策に関する訓練を定期的に計画・実施しているか。 2 環境対策について、発注者、監督官庁、関係機関から指導を受けているか。その対策に漏れはないか。 3 環境保全に関する管理活動について、記録を作成、整備、保存しているか。
2 環境保全計画等	1 環境保全のための計画を作成しているか。 (1) 水質汚濁防止計画 (2) 油排出防止計画 (3) 騒音、振動防止計画 (4) 大気、土壌、地下水汚染等防止計画 (5) 電波障害、航路標識障害等防止計画 2 工事海域の水質監視のため水質調査計画を作成しているか。 3 廃棄物の処理計画を作成しているか。 4 建設副産物の利用計画を作成しているか。
3 環境保全活動	1 環境対策に関する注意、禁止事項等を明確にし、周知しているか。 2 環境保全意識の高揚のためのポスター等を適切に掲示しているか。 3 環境対策に係る諸設備を適切に点検・整備しているか。 （環境対策に係る設備等は「1－7－3 環境対策一般」参照） 4 整理整頓のための器具を整備しているか。 (1) 油布回収箱、くず物入れ、くず物集積所等 (2) 調理室廃棄物処理施設 (3) 吸い殻入れ等 (4) 資材の飛散防止設備 (5) 清掃用具 5 作業船及び海上施設における環境対策を実施しているか。 (1) 給油及び廃油処理 (2) ふん尿 (3) 雑排水 (4) ごみ処理 6 作業現場の環境保全のための巡視をしているか。 (1) 定期的巡視 (2) 巡視結果の記録・保存 (3) 是正改善体制 7 廃棄物の処理が適正に行われる体制になっているか。 (1) 一般廃棄物 (2) 産業廃棄物 (3) 特別管理産業廃棄物等 8 建設副産物の利用計画が実行される体制になっているか。

項 目	事 項
4 教育指導	1 船員及び作業員に対する教育指導に関し、計画を作成しているか。 2 教育及び訓練を行うための資料、器材を整備しているか。 3 実施した教育指導を記録しているか。 4 空かん、空びん、紙くず等を海中投棄しないよう指導を行っているか。
5 事故発生時の措置要領	1 油排出等の事故発生時の緊急連絡体制、通報要領及び防除措置等を定めているか。 （海防法38、39条） 2 事故処理作業船、排出油防除資材等の設置場所、取扱者等を定めた非常配置表は作成され、周知されているか。 3 その他、環境事故発生時の措置要領を定めているか。

項 目	事 項
1 工事海域の調査	工事海域について、事前に次の事項に関して環境調査等を行っているか。 (1) 工事海域に適用される法令及び条例 (2) 漁業権やその他の権利の存在並びに漁期 (3) 漁業やレジャー等による工事海域周辺の利用状況 (4) 地元住民、漁業関係者等の動向と相互協調、相互理解の方法 (5) 工事海域周辺の航路や航空路の状況 (6) 海底ケーブルや海底配管その他、海底の保安物件、障害物件 (7) 気象、海象、地形及び地盤条件 (8) 工事海域の水質調査（水深、海水温、透明度、pH、SS、BOD、COD等） (9) 騒音、振動等により影響が及ぶおそれのある構造物、地点等 (10) 廃棄物、廃油等の処分方法等
2 環境対策と事例の検討	環境に被害を及ぼすおそれのあるものに次の工種等があるが、これら防止対策と事例の検討を行っているか。 (1) 浚渫・掘削（海水の汚濁、有害底質による汚染） (2) 埋立（海水の汚濁） (3) 捨石・捨土（海水の汚濁） (4) 海底地盤改良（セメントを使用する場合の海水のアルカリ性化） (5) 杭・矢板の打抜き（騒音、振動、海面への潤滑油の飛散） (6) 気中コンクリート打設（排水による海水のアルカリ性化） (7) 水中コンクリート打設（海水のアルカリ性化） (8) 工事に伴う立坑等からの排水（海水の汚濁、排水による海水のアルカリ性化） (9) 船舶又は海洋施設からの排出（油やビルジ等及び有害液体物質並びに廃棄物による海洋汚染） (10) 廃棄物の海洋投入処分（有害な廃棄物による海水の汚染） (11) 廃棄物の陸上における処理、処分

項 目	事 項
3 環境保全 のための諸 設備	環境保全のための諸設備等には次のものがあり、これらの採用等について検討し、準備・事前確認しているか。 (1) 海水汚濁防止設備等 ① 汚濁防止膜、汚濁防止枠 ② コンクリートプラント船等の洗浄水・余水の処理設備 ③ 水質測定用計測器（必要測定項目に合わせ選定） (2) 油やビルジ等並びに有害液体物質の排出防止設備等 ① 潤滑油などの飛散防止カバー ② 廃油回収容器（船舶） ③ 油水分離装置（船舶） ④ ビルジ貯蔵装置（船舶） ⑤ 燃料油、有害液体物質等の排出防止用仕切り又は受皿 ⑥ オイルフェンス ⑦ 油吸着材 ⑧ 油処理剤又は油ゲル化剤 ⑨ ウェス (3) 廃棄物の排出防止設備 廃棄物回収容器 (4) 騒音防止設備等 ① 低騒音型建設機械 ② 防音カバー又は防音室 ③ 騒音計 (5) 振動防止設備等 ① 低振動型建設機械 ② 防振装置 ③ 振動レベル計 (6) その他 ① 排ガス放出規制適合原動機（窒素酸化物）（海防法19条の3） ② ばい煙防止装置 ③ 粉じん防止設備 ④ 悪臭防止装置 ⑤ 電波障害防止資材 ⑥ 船舶信号、航路標識、航空灯火障害防止資材

[illegible]

項 目	事 項
5 汚濁原因 の除去・廃 棄物の一括 処理	1 捨石等は泥土の少ない石を使用したり、運搬船積込前の洗浄を検討しているか。 2 埋立作業において適切な余水処理をしているか。 3 廃コンクリート処分容器を準備しているか。 4 食料廃棄物等容器は備え付けているか。 5 生活廃棄物の一括処理を行っているか。 6 ごみ等の集積処理設備を設置しているか。
6 その他	1 漁期に配慮した施工、時間帯を考慮した施工の可能性について検討しているか。 例＜有害物の遺棄漏せつの禁止＞：（東京都漁調則42条） 水産動植物に有害な物を遺棄し又は漏せつしていないか。 （水濁法の適用を受ける場合は除く） 2 作業船、作業施設、事務所・宿舍（陸上施設）からの汚水等を適切に処理するようになっているか。 3 水質に関する有害物質について、環境基準、排水基準、人体への影響等についての基礎知識を理解しているか。 また有害物質が含まれる場合の排水処理方法について対策を講じているか。

項 目	事 項
1 基本的対策	1 管理体制は整っているか。 (1) 給油時の作業マニュアルの作成及び手順の周知 (2) 作業責任者の選任、作業分担表の作成（漏油時含む）、掲示、作業時間の周知徹底 2 設備、器具のチェックリストによる点検、整備をしているか。 ホース、ジョイント、カプリング、油仕切り弁、コック、各ゲージの作動確認、バルブ、フィルター、漏油受皿、油水分離器等の清掃 3 各パイプ及びバルブの色分けによる識別表示がされているか。（船員安衛則23条） 4 監視体制、緊急体制を確立しているか。（監視員の配置、通報先の明示等） 5 工事従事者へ油排出防止上の必要な教育・訓練を計画・実施しているか。
2 給油及び作業時の油排出防止	1 作業手順、関係機器等取扱いに誤りはないか。 (1) パイプ、バルブの識別表示、ホース使用後の盲蓋の準備等 (2) ドラム缶入り油類荷役への注意 2 油排出防止措置及び対策を実施しているか。 (1) コーミング、ディーゼルハンマーの潤滑油飛散防止、カバーの使用 (2) タンクのオイル残量と受入れ量の確認 (3) オイルフェンスの展張と処理剤等の準備 3 火気厳禁と防火用具の準備をしているか。
3 排出油拡散防止	1 排出油防除資材の整備・準備は適切か。（海防法39の3） (1) 防除資材保管場所、数量の一覧表の作成及び掲示（2014埋浚統一ルール） (2) 防除資材の有効期限の表示 (3) 防除資材の保管場所は火気厳禁 2 排出油拡散防止措置を作成・周知しているか。 (1) 事故処理計画の作成及び周知徹底 (2) 防除資材の使用上の留意事項の周知 (3) 排出油防除訓練の計画 (4) 隣接事業所との協力体制 (5) 関係機関への連絡系統図
4 排出油防除資材の使用上の注意	1 排出油防除資材の使用上の注意を周知しているか。 (1) オイルフェンス ① 型式承認を受けた製品の使用及び目的に合った型の選定 ② 使用目的に合った展張方法 (2) 油吸着マット ① 油の性状と使用場所を考慮して判断 ② 早めに回収することが必要 (3) 油ゲル化剤、油処理剤 ① 薬剤などは油の海洋汚染防止のための技術基準に適合するものの使用（海防法43条の7） ② 薬剤を使用する場合は事前に海上保安庁、漁業者等の了解が必要 2 油回収船の能力、所有者、所在地等を把握しているか。 3 消火機材等の配置状況は適正か。

項 目	事 項
5 船舶からの油等の排出の規制	1 船舶からの「油やビルジ等並びに有害液体物質」の排出は禁止されていることを承知しているか。(海防法4条) 2 油の排出について、次の場合の例外規定を承知しているか。 ① 船舶の安全を確保し又は人命を救助するための油の排出 ② 船舶の損傷その他やむを得ない原因により油が排出された場合に引き続き廃棄物の排出を防止するため一切の措置をとったときの当該油の排出 3 ビルジを排出する場合の例外規定が、次の3要件であることを承知しているか。 ① 希釈しない場合の油分濃度15ppm以下であること。 ② 当該船舶の航行中に排出すること。 ③ ビルジ等排出防止装置等のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。 4 有害液体物質等の排出防止を検討しているか。 防除資機材及び防除に必要な知識を有する要員の確保 5 上記3③のビルジ等排出防止設備がある場合の保守、点検を実施しているか。 6 海洋環境を保全するための油の排出基準を機械的に確保することが出来る設備が設置され、適切に作動するか点検確認されているか。(海防法5条) 7 船内に備置くなどの書類等(油記録簿、油濁防止規程、油濁防止緊急措置手引書)を備付け又は掲示しているか。

項 目	事 項
1 騒音・振動	1 騒音、振動について、管理体制は整っているか。基準値以上の時の対策は適切か。 (騒音法5条、15条、騒音規制基準、振動法5条、15条、振動則11条、振動規制基準) 2 発破・杭打等による振動について、付近に及ぼす影響について検討しているか。 3 地元住民、漁業者等との話し合いは円満に成立しているか。 4 スピーカ、サイレンの使用について、地元住民の了解は得られているか。 5 作業時間帯を検討しているか。 6 騒音、振動防止対策として、適正な機種の選定、工法の採用を検討しているか。 7 自治体による上乘せ基準、規制対象地域を確認しているか。
2 大気汚染	1 作業現場（陸上を含む）の粉じん飛散防止対策、ばい煙防止対策、CO ₂ 削減対策を計画・実施しているか。 2 プラント付近のセメント、骨材、混和材等の飛散防止対策は適切か。 3 プラントの選定過程でそれぞれの基準に適合するよう設備計画しているか。また、運転中の観測、汚染防止対策を検討しているか。 4 船舶に設置したディーゼル機関で定格出力130KWを超える原動機から発生する窒素酸化物の放出量は基準を満たしているか。(海防法19条の3) 5 上記4に該当する原動機は国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けているか。 6 使用する燃料油は、法で定められた品質に適合しているか。(海防法19条の21)
3 電波障害	1 受信設備による障害はないか。 2 免許を要しない無線局及び受信設備による障害はないか。 3 無線設備以外の設備による電波障害はないか。
4 灯火・アークによる眩惑	1 作業灯が付近通航船舶の見張を眩惑しないよう検討しているか。 2 標識灯、栈橋灯等が紛らわしいものにならないよう計画しているか。 3 アークの遮へいを検討しているか。
5 紛らわしい音響	海衝法所定の音響信号と紛らわしい信号を使用しないよう計画しているか。(操船、追越、疑問、霧中、避難等の各信号)
6 運搬車輛等	1 交通量及び現場の状況に適した運行を計画しているか。 2 運搬船の整備、散水、清掃及びトラックの防砂カバー等、運搬時の防じん対策は適切か。 3 地盤強度と車両との関係、埋設物への影響を検討し、必要な対策を実施しているか。 4 埋設物・架空線等についての危険場所や管理対策等を運転者に周知させているか。
7 自然環境保全	施工計画時に自然環境保全に関して検討しているか。
8 悪臭防止	ヘドロ浚渫によるヘドロの悪臭の可能性を検討し、必要な対策を実施しているか。
9 土壌汚染防止	浚渫・埋立・地盤改良等による土壌汚染の可能性を検討し、必要な対策を実施しているか。
10 地下水汚染	浚渫・埋立・地盤改良等による地下水汚染の可能性を検討し、必要な対策を実施しているか。
11 地盤沈下	工事による地盤沈下の可能性を検討し、必要な対策を実施しているか。

項 目	事 項
12 再生資源の利用及び建設副産物の処理	1 再生資源の利用及び建設副産物処理に係わる管理体制を整備し、管理責任者を選任しているか。 2 再生資源の利用及び利用の促進に係わる計画書を適正に作成しているか。 (1) 再生資源利用計画の作成 ① 建設資材ごとの利用量 ② 再生資材の利用量、供給等 (2) 再生資源利用促進計画の作成 ① 建設副産物の発生量 ② 建設副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 ③ その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項 3 建設副産物の適正処理に係わる計画書を作成しているか。 (1) 建設副産物の種類と発生見込み量の把握と処理方法の検討 ① 中間処理（焼却、脱水等）による減量化 ② 現場における保管方法（保管容器）及び分別方法の検討 (2) 指定制度と再生利用認定制度の活用 (3) 委託処理に係わる処理業者の検討及び委託契約の締結 ① 収集運搬業者並びに処分業者のそれぞれと契約を締結 ② 処理施設（中間処理施設、最終処分場）の実施確認 4 マニフェストの発行及び帳票類の整備・保管についての管理は適正か。 5 協力業者及び処理業者に対して、廃棄物による海洋汚染や近隣の苦情等に配慮した教育・指導は適切か。
13 船舶からの廃棄物の排出規制	1 船舶からの廃棄物の排出が禁止されていることを承知しているか。（海防法10条） ただし例外措置として次の場合が認められていることを理解しているか。 (1) 緊急避難又は不可抗力による場合 ① 船舶の安全を確保し又は人命を救助するための廃棄物の排出 ② 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するため可能な一切の措置をとったときの当該廃棄物の排出 (2) その他一定の条件に従って排出する場合 ① 船舶内で船員等の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出 （国際航海に従事しない最大搭載人員が100人未満の船舶は排出基準が定められていない） ② 船舶内で船員等の日常生活に伴い生ずる食物くずの排出 ・ 領海の基線から3海里以遠・・・粉砕式排出法及び航行中に排出 ・ 領海の基線から12海里以遠・・・航行中に排出 ③ 輸送活動、漁労活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出 ④ 公有水面埋立法の免許若しくは承認を受けた埋立場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所への廃棄物の排出 ⑤ 環境大臣の許可を受けてする廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によって海洋投入処分が認められた廃棄物の排出 ⑥ 環境大臣の許可を受けてする一般水底土砂の排出 ⑦ 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物であって、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従ってするものの排出 ⑧ ロンドン条約議定書（1996年）の締結国において積み込まれた廃棄物の当該締結国の法令に従ってする排出 ⑨ 外国の内水又は領海における埋立のための廃棄物の排出

項 目	事 項
13 船舶からの廃棄物の排出規制 (つづき)	2 船内等日常生活発生廃棄物の管理・処理方法 (1) 船長は、船内等日常生活発生廃棄物の収集方法、保管の方法、排出（処理・処分等）の方法についての手続きと処理設備（焼却設備、粉碎装置等）がある場合の運用に関する責任者を決め、決めたとおり実施しているか。 (2) 収集方法については、船舶内で発生する廃棄物は、収集後の分別手数を減らすために、例えば、1) 廃プラスチック類、2) 食物くず、3) 可燃性ごみ、4) 不燃性ごみ(金属)、5) 不燃性ごみ(ガラス・陶器)、6) リサイクルごみ(電池)など、はっきりと識別マークをつけた収納容器を用意し、これらを船内の適当な場所に設置しているか。 (3) 保管方法については、廃棄物の種類又は航行海域により長期若しくは短期などさまざまであるが、衛生と安全の両面を考慮して保管方法を決定しているか。 (4) 通常一般的な工事おける排出（処理・処分等）の方法については、船舶内にある船員等の日常生活に伴い生ずるごみ等は全て陸上げし、「廃掃法」に従って排出（処理・処分等）しているか。 (5) 全長12メートル以上の船舶において、船舶発生廃棄物排出遵守事項を乗組員や乗船者の見やすい場所に掲示しているか。(海防法10条の5) (6) 総トン数100 t 以上又は最大搭載人員15人以上の船舶では、廃棄物の取扱い方法等を定めた「船舶発生廃棄物汚染防止規程」を策定し、船内に備置き又は掲示しているか。 (海防法10条の3) 3 船舶による廃棄物の海洋投入処分、運搬等 (1) 海洋投入処分をしようとする者（原則として排出事業者）は、廃棄物の海洋投入処分の許可申請書を環境大臣に提出し、許可を受けているか。(廃棄物には、IV海域に海洋投入可能な政令で定める基準に適合する水底土砂などがある。)(海防法18条の2・1項)。 (2) 許可を受けた者は、当該廃棄物の海洋施設への積込み前に排出に関する実施計画及び汚染状況等の監視計画（監視の方法と頻度）を策定し、適合するものであることについて海上保安庁長官に提出して確認を受けているか。(海防法18条の2・2項)。 (3) 元請は、廃棄物を船舶に積載する前に確認申請書を海上保安庁長官に提出し確認を受けているか。(海防法10条の12) (4) 廃棄物排出船の登録を受けた船舶を使用しているか。(海防法11条) (海洋投入処分しない場合で、廃棄物を運搬する場合も登録は必要) (5) 廃棄物排出船の船舶内に登録済証を備付け、登録番号を船体外側に表示しているか。 (海防法13条) (6) 廃棄物排出船の登録内容で法12条に示す項目（廃棄物の主な積込地、航行区域など）に変更があった場合は、その旨を海上保安長官に届け出ているか。(海防法14条) (7) 廃棄物の排出に常用しなくなった廃棄物排出船は、その旨を海上保安長官に届け出ているか。(海防法14条) (8) 廃棄物排出船には、廃棄物処理記録簿を備付け、廃棄物処理記録簿へ記載し、最終記載後2年間の船内（引かれ船等にあつて船舶所有者の事務所でも可）に保管しているか。 (海防法16条) 4 海防法以外の法規制 港内及び港境界10 k m以内で廃棄物を投棄していないか。(港則法23条)

項 目	事 項
14 海洋施設からの油、有害液体物質、廃棄物の排出規制	1 海洋施設からの「油、有害液体物質及び廃棄物」の排出は禁止しているか。(海防法18条) 2 海洋施設の日常生活発生廃棄物の管理・処理方法 (1) 施設の責任者は、船内等日常生活発生廃棄物の収集方法、保管方法排出(処理・処分等)の方法についての手続きと処理設備がある場合の運用に関する責任者を決め、決めたとおり実施しているか。 (2) 15人以上収容できる海洋施設では海洋施設発生廃棄物汚染防止規程を定め又は掲示しているか。(海防法18条の5) (備置き又は掲示が困難な場合は、管理者の事務所への備置きでもよい。) (3) 人を収容できる構造の海洋施設で、その水平投影の最大径が12メートル以上の海洋施設では、海洋施設発生廃棄物の排出に関し守るべき事項等を見やすい場所に掲示しているか。(海防法18条の6)
15 船舶、海洋施設おける焼却規制	1 船舶又は海洋施設においては「油、有害液体物質及び廃棄物(以下、「油等」という。)」の焼却は原則してはならないことを承知しているか。(海防法19条の35の4) なお、次の場合の焼却は除外されている。 ① 船舶又は海洋施設の安全を確保し、若しくは人命を救助するための焼却 ② 「船舶において海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれのあるものとして、「政令で定められた焼却禁止油等以外の油等であって、当該船舶において生ずる不要なものの焼却(海防令12条)(海防法19条の35の4・1項) ③ 海洋施設において日常生活に伴い生ずる不要な油等その他政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等の焼却 ④ 締約国において積み込まれた油等の当該締約国の法令に従ってする焼却(本邦周辺海域においてするものを除く。)(海防法19条の35の4・5項) 2 船舶発生油等焼却設備の使用、整備その他当該船舶発生油等焼却設備を取り扱う場合は船舶発生油等焼却設備取扱手引書を作成し、これを船舶内に備え、手引書に定められた事項を適正に実施しているか。(海防法19条の35の4・3項)

1－8 緊急措置体制

1－8－1 緊急事態対処準備

項 目	事 項
1 緊急事態の措置体制の確立	次の異常事態発生に対する緊急措置体制を計画しているか。 (「1－8－3 各種緊急事態措置要領」参照) (1) 負傷・疾病 (2) 海中転落 (3) 潜水事故 (4) 火災・爆発 (5) 感電災害 (6) 酸欠災害 (7) 作業船の海難及び作業施設の損壊 (8) 油流出事故（有害物質含む） (9) 灯浮標の異常、防護施設の損傷 (10) 荒天 (11) 狭視界 (12) 地震 (13) 津波・高潮
2 緊急対策組織の設定	1 緊急対策組織を計画しているか。 2 次の機能を果たせるようになっているか。 (1) 情報の収集、現状の把握 (2) 対策・措置要領の作成（二次災害防止を含む） (3) 所要の関係先への連絡・通報とその記録 (4) 広報等の円滑な実施（責任者の指名） (5) 救難資材の補充 (4) 応急救難資機材管理表 (5) 作業責任者・作業員名簿 (6) 作業船要目一覧表 3 次の諸表を準備しているか。 (1) 緊急事態発生時の通報連絡先一覧表・連絡系統図 (2) 事務所の非常態勢配置表 (3) 各作業船非常配置表（船員法14条の3） (4) 応急救難資機材管理表 (5) 作業責任者・作業員名簿 (6) 作業船要目一覧表 4 夜間等現場休息中の緊急呼び出し、呼集の方法などを定めてあるか。
3 措置要領の作成	1 各種緊急事態措置要領は、次の基本方針により作成されているか。 (1) 人命の救護 (2) 適切な初期活動 (3) 連絡報告と応援手配の要請 (4) 二次災害の防止 (5) 海中転落の防止 (6) 他船の被害 (7) 環境対策 2 措置要領は関係綴として一括整理され、かつ、関係者に周知させるようになっているか。
4 報告要領	1 作業責任者から工事責任者への報告 (1) 報告すべき要点をリストの方式で定めてあるか。 (2) 報告はすみやかに行われるよう配慮されているか。（緊急通信配備） (3) 緊急事態の推移に伴い、その都度報告されるようになっているか。 (4) 各種事態に対する報告項目を記入した報告用紙の準備はよいか。 (4) 各種事態に対する報告項目を記入した報告用紙の準備はよいか。 2 工事責任者から関係先への報告 (1) 現場からの報告中、緊急を要するものは直ちに関係者へ報告されるようになっているか。 (2) 報告はすみやかに取りまとめ、一貫番号を付して整理し、関係各部へ報告されるようになっているか。 (3) 部外に対する応対者（広報責任者）を指名しているか。 (3) 部外に対する応対者（広報責任者）を指名しているか。 3 事故報告（概要を含む）の様式は定めてあるか。 4 関係官署への報告は検討されているか。（「1－1－1 対外機関との連絡調整」参照）

準

1-8-2 緊急事態対処（予防）設備

項 目	事 項
1 緊急通信設備	1 通信連絡設備の配備計画はよいか。 2 電源被害等の場合の応急電源は計画されているか。(携帯用発電機・電池) 3 通信運用規定で緊急事態発生を考慮した通信系が計画されているか。 (1) 緊急事態発生時の電話、FAX番号 (2) 通信の運用要領(通信空間の確保等) (3) 応急用通信機材 4 火せん等の特約信号装置の計画はよいか。 5 夜間無線局閉局時の「無線につけ」の注意喚起信号は計画されているか。
2 運航船舶に対する警報装置(作業施設の海難予防)	1 工事海域表示の保安標識の計画はよいか。 2 作業施設表示のための照明、標識灯の計画はよいか。 3 霧中、狭視界時の霧中信号の計画はよいか。 4 作業施設(海中設置物)が小さい場合に、レーダーレフレクタは計画されているか。 5 探照灯による危険物の照射、発光標識等の計画はよいか。 6 音響による警報装置(拡声機、ドラムかん連打等)の計画はよいか。
3 警戒船等	1 警戒船は十分な堪航力(荒天時にも必要)と、必要な設備を有するものを計画しているか。 (「2-2 警戒業務」参照) 2 救助船(交通船兼)は最強潮流時にも運航できるものを計画しているか。救命・通信用具の計画はよいか。(「2-2 警戒業務」参照) 3 事故処理船の計画はよいか。(「2-2 警戒業務」参照) 4 作業基地の停泊船について、当直出動船を指定し、事故発生に即応できるようになっているか。 5 記録簿を備え付け、警戒業務の概要を記録することになっているか。
4 自救設備	1 作業船等の次の自救設備計画はよいか。(「3-1-8 救命・消防・危険物積付設備」参照) (1) 救命設備 救命器具、信号装置、応急医療用具、音響信号設備 (2) 消防設備 消火ポンプ、消火ホース、ノズル、消火器、乾燥砂、夜間方向標識等 2 作業施設の自救設備計画はよいか。 前項諸設備の他、間接照明、回転標識灯、施設標識灯、灯浮標等 3 作業基地の再圧室等の計画はよいか。
5 接触防護	接触防護施設計画はあるか。
6 環境対策	基地、作業船、作業足場における排出油処理計画は適切か。 (1) オイルフェンス、油吸着材又は油ゲル化剤、油処理剤の性能、数量 (2) オイルスキーマの応援の可否 (3) 排出油引火の防止対策の検討 (4) 隣接事業場との相互協力体制の計画 (5) 使用要領の周知徹底

准

1-8-3 各種緊急事態措置要領 (1/2)

項 目	事 項
1 疾病負傷事故	1 応急手当用具・薬品はあるか。応急手当方法はよいか。 (「１－５－６　作業船の衛生管理（船安衛則関係）」参照) 2 輸送手段は定めてあるか。所要時間は検討しているか。 3 輸送機・高速艇等の派遣要請方法は検討されているか。 4 病院・診療所等の所在・規模は調査しているか。
2 海中転落	1 救命浮環は常時使用可能な状態にあるか。引寄せ索は付いているか。 2 応急手当方法はよいか。輸送手段はよいか。 3 夜間照明は準備しているか。
3 潜水事故	「２－１－１４　潜水作業」による。
4 火災爆発	1 消防設備は常に使用可能な状態にあるか。 2 火災発生時の全員周知、通報体制は整っているか。 3 初期消火体制、救出体制及び訓練はできているか。
5 感電事故	「１－６－３　電気による危険防止（安衛法関係）」による。
6 酸欠等事故	1 各種測定器、保護具、救護用具を準備し、取扱者及び取扱方法を定めているか。 2 有毒ガス、可燃性ガス、酸素濃度などの測定を計画しているか。 3 救護訓練はできているか。
7 潜函事故	「２－１－１５　高圧室内作業」による
8 作業船の海難・作業施設の損壊	1 海中転落の防止、負傷者の応急手当等を先行するようになっているか。 2 夜間の応急照明は検討しているか。 3 防水・遮水計画、排水計画は作成しているか。総員退去体制は定めてあるか。 4 傾斜復原等の検討は行われているか。 5 作業現場の作業船の救援計画（通信配備を含む）は作られているか。 6 事故の場合の孤立障害標識（露出した危険物）及び方位標識又は側面標識（沈没船）は検討しているか。
9 油排出事故	「１－７－５　油類等の排出防止」による。
10 灯浮標の異常、防護施設の損壊	1 異常等の発見体制はできているか。（夜間定時毎の確認が望ましい） 2 応急点灯予備品は準備されているか。 3 海上保安部署への通報要領はよいか。
11 荒天時の処置	「１－８－４　台風等荒天対策」による。
12 霧発生・狭視界	1 霧発生等の情報収集体制はよいか。 2 霧中信号の準備はよいか。霧中信号の使用、吹鳴方法は周知（掲示）されているか。 3 作業灯等は昼間でも点灯するようになっているか。 4 見張員は眼高及び視界を変えるなど増員配置するようになっているか。 5 作業場を静粛にし、他船からの霧中信号を聞き易いよう配慮しているか。 6 開口部を閉鎖し、防水体制を整えるようになっているか。 7 自己点灯火を用意し、救命浮環に結止するようになっているか。 8 潮流の方向、流速の確認を行う者を指名したか。 9 測深用器具の準備はしているか。

項 目	事 項
13 地 震	1 使用中の火気の消火・電源の遮断等の責任者は定めてあるか。 2 高所にある資機材等は常に固縛するようになっているか。 3 地震による避難場所、方法は定めてあるか。
14 津波・高潮	1 津波・高潮の情報収集体制はよいか。 2 作業、特に水中作業の中止基準を定めているか。 3 警戒錨を増強するようになっているか。 4 S E Pのエアギャップの増加又はレグを収めて浮上状態にするようになっているか。 5 作業船の退避は検討されているか。

項 目	事 項
1 台風等情報 の入手伝 達	1 情報の入手・伝達の体制はよいか。（「1－3－2 気象・海象の把握」参照） 2 情報の分析を行うのに必要な観測器材（風向風速計・気圧計等）の準備はよいか。 3 人員の配置はよいか。
2 現場状況 の把握と対 処計画	1 工事現場等への影響の推定と、次の諸項に対する計画の設定・検討はよいか。 (1) 構造物・足場の設計条件、搭載物件の風圧低下手段、固縛等の検討 (2) 交通船、警戒船等の航行限界、作業限界等 (3) 人員退避の時期、警戒員の要否、曳船等の準備時間の見積り (4) 作業船の荒天錨泊能力（停泊限界）、SEPの上昇保持限界 2 現場海域の台風に対する安全性は検討されているか。 (1) 現場泊地の広さ（錨鎖を長くした場合の振回りを考慮）、平穏度 (2) 錨地海底の傾斜、錨かきの状況、交通船接岸地等港内の安全性 (3) 付近通航中の船舶、他の避泊船からの安全離隔距離 3 荒天時の乗組員の責任・役割分担等の船内体制確保、荒天への対応方法等について、運航管理者等と事前に協議しているか。
3 避泊錨地 の選定	1 避泊錨地選定の条件を検討しているか。 (1) 陸岸、危険な沈・埋設物等までの距離 (2) 広さ、水深、底質（砂、泥等） (3) 作業場所からの距離、山や島の遮蔽状況（風向や外洋のうねりの影響） (4) 台風の進路を考慮して、避泊地は2箇所以上準備 2 避泊錨地の関係漁業組合との協議、隣接工区作業船との調整はなされているか。
4 荒天に対 する警戒	1 「荒天警戒」の発令基準は定めているか。 2 事務所の「荒天警戒」措置要領には、次の項目・内容が入っているか。 情報収集体制の発動、避泊錨地の現況調査、曳船使用計画、工事の現状把握、作業員、作業船に対する行動の指示、緊急通信系統の配備等 3 作業船の「荒天警戒」措置要領には、次の項目・内容が入っているか。 情報入手体制、情報通信の聴守強化、航海準備、ハッチ等開口部の閉鎖準備、高所物件の下方への整理、風圧受圧部分の縮小、移動、荷崩れ、転倒物等の覆い又は固縛
5 荒天時の 現地停泊	1 着工時「現地係留」又は「避泊」の処置について、次の事項を打合せしたか。 (1) 発令基準及び指揮命令系統、避泊の順序 (2) 避泊する場合の天候による運航限界、避泊準備の作業限界 (3) 曳船の配船計画、曳航中の指揮者、避泊錨地における統制者 2 「荒天停泊」の措置標準には、次の内容項目等が含まれているか。 (1) 工事事務所、岸壁等の一般荒天措置 (2) 作業船の「荒天警戒」作業の完了（閉鎖、固縛等の確認） (3) 荒天錨鎖の伸出、警戒錨の投入、増しもやい索の増強等 (4) 見張員による四囲の警戒、走錨の監視 (5) 風向・風速、気圧等の記録 3 復旧時には被害の程度を調査し、異常の有無の報告を義務づけたか。

項 目	事 項
1 対外機関との連絡調整	1 関係官署・関係団体・発注者等 (1) 関係官署等一覧表の誤りはないか。 (2) 報告事項で見落としている事項はないか。 (3) 連絡調整、意思の疎通はよく行われているか。 (4) トラブルの起りそうな事項はないか。 (5) 発注者の方針に反するようなことはないか。 2 緊急事態発生時の連絡報告 (1) 緊急事態発生時の連絡先に誤りはないか。 (2) 緊急通信施設・通報要領に不備な点はなかったか。改善したか。
2 海域調査（連続調査）	1 海図・水路書誌等 (1) 海図等は、最新の水路通報等によって修正されているか。 (2) 無許可で海図の複写を行っていないか。 (3) 世界測地系海図を使用しているか。 2 危険物調査等 (1) 機雷残存海域内工事で浚渫・掘削等が進んだ場合、改めて磁気探査等を行う必要はないか。 (2) 埋設物・沈設物に異常はないか。 (3) 海域特性調査に誤りはないか。気象・海象特性を収集しているか。 (4) 海上交通路等に異常な状況は起っていないか。（定期船時刻の変更、季節物資の動き等） (5) 漁業施設等に変化はないか。季節漁業の漁船の動きを承知しているか。
3 環境調査等	1 環境に影響を及ぼす事項の調査・計測等を行っているか。 2 環境保全についての地域協定書、許可条件等は守られているか。 3 環境保全に関する規制値は知っているか。
4 届出等	1 申請・届出、許可条件等 (1) 新規工事の作業、施設の申請・届出は完了しているか。 (2) 許可、届出の際の条件、制限事項、指示は守られているか。 (3) 特殊作業の継続、中止等の報告事項を忘れていないか。 (4) 作業標識に異常はないか。 (5) 長大物件の曳航予定等通報する事項はないか。（海交法適用海域） 2 火薬類等危険物取扱 (1) 危険物の貯蔵管理は良態か。 (2) 危険物等の運搬方法は適法か。
5 作業船関係適用法令の遵守	適用法令の確認と法令違反のチェック (1) 新規参加船の適用法令を検討したか。 (2) 各作業船に法令違反はないか。（「1－1－5 作業船関係適用法令の確認」参照） (3) 作業船の定期検査等の時期を確認しているか。

項 目	事 項
1 事業者の法的義務	1 管理者等の選任と指導（安衛法10条～16条） (2) 統括安全衛生責任者、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者に変更はないか。 (3) 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医の業務は適正に行われているか。 2 作業主任者（安衛法14条、安衛則16条、17条） (1) 作業主任者を規則どおり選任しているか。 (2) 作業主任者は、作業員の直接指揮、工具等の適正な使用、機械・安全装置の点検等の業務を確実にやっているか。 3 危険防止の措置（安衛法20条～25条） (1) 危険と思われることは起こらなかったか。（ヒヤリ事故を含む） (2) 機械安全装置、作業等に危険異常を認めたときは、直ちに措置したか。 (3) 事故が起きた場合の報告、通報、事後措置、改善、記録等が適切に行われているか。
2 特定元方事業者の法的義務	1 協議会（安衛法30条、安衛則635条） (1) 協議会は定期に開催されているか。 (2) 二次以下の協力業者を含め関係請負人は出席しているか。 (3) 議事は記録され活用されているか。 2 連絡調整（安衛則636条） 統括安全衛生責任者と各安全衛生責任者（作業船安全衛生担当者を含む）、各安全衛生責任者の相互間の連絡・調整はよいか。記録は保存されているか。 3 安全巡視を行い、結果を記録しているか。（安衛法30条、安衛則637条） 4 安全教育を行い、経過を記録しているか。（安衛法30条、安衛則638条） 5 各記録簿は活用され、定められた期間保存されているか。（安衛則38条等） 6 警報の統一（安衛則642条） (1) 火災、発破、エックス線通電装置等の警報は、関係者に承知されているか。 (2) 警報発令時の避難又は措置は作業員に徹底しているか。 7 合図、標識等の統一 (1) クレーン、リフト等の運転合図方法を作業員に徹底しているか。統一合図の方法は掲示されているか。（安衛則639条） (2) 高圧室（気閘、潜函、圧力室等）の標識の「関係者以外立入禁止」は守られているか。 (高圧則13条) (3) 有機溶剤容器の集積場所は統一して定め、周知されているか。（安衛則641条） (4) 電離放射線装置の「立入禁止」の掲示は守られているか。
3 作業船所有者の船員法上の義務	1 安全衛生担当者の監督（船安衛則5条～9条） (1) 安全担当者の業務を監督し、その安全改善意見を処理したか。 (2) 衛生担当者の業務を監督し、その衛生改善意見を処理したか。 2 教育及び訓練 (1) 安全衛生教育は適切に実施されているか。（船安衛則11条） (2) 防火、防水、救命艇の月例訓練は行われているか。（船員則3条の4） 3 安全（衛生）委員会（船安衛則12条） (1) 作業船の安全（衛生）委員会は定期的で開催されているか。 (2) 結果は記録され活用されているか。

項 目	事 項
4 安全衛生 管理活動	1 安全（衛生）委員会（安衛法17条～19条、安衛則21条～23条） (1) 安全（衛生）委員会は毎月1回以上開催されているか。 (2) 新しい付議事項はないか。 (3) 結果は記録され、活用されているか。記録は保存されているか。 2 安全衛生計画 (1) 安全計画に変更を要する事項はないか。 (2) 月間安全計画は作成されているか。 3 安全衛生活動 (1) 毎日の安全打合せ、安全日誌の記載・回覧等が行われているか。 (2) 安全（作業）指示書は有効に活用されているか。 (3) 改善報告書は提出され、確認しているか。 4 安全衛生巡視（安衛法30条、安衛則6条、11条、637条） (1) 各責任者、管理者等の安全巡視は実施されているか。 (2) 巡視の際、積極的に安全指導が行われ、また、後の処理は適切に行われているか。 5 安全点検 (1) 月例点検、作業開始前点検は確実にされているか。 (2) 点検項目に不備な点はないか。 (3) 点検結果の指摘事項は改善されているか。 6 安全衛生意識の高揚 (1) 現場の安全意識は高いか。更に高める方法を協議したか。 (2) 一層効果的な安全衛生行事はないか。
5 有資格者 等の就業と 安全教育	1 就業制限業務（「1 - 2 - 5 就業制限・健康管理・安全衛生教育」参照） (1) 免許資格者及び技能講習修了者の従事業務に無資格者を使っていないか。 (安衛法61条、72条、76条、安衛則69条、船職法18条) (2) 資格者を十分確保しているか。 2 健康者等の就労 (1) 健康者のみを就労させているか。 (2) 船酔い者、高齢者等海上作業に不適な者はいないか。 (3) 中高年齢者、その他就労要注意等について、その条件に応じて適正配置を行っているか。 (安衛則43条、51条、61条) 3 法定安全教育（「1 - 2 - 5 就業制限・健康管理・安全衛生教育」参照） (1) 作業員、船員に対する雇入時教育、特別教育、職長教育の法定安全教育はよいか。 (安衛法59条、60条、安衛則35条、38条、40条、船安衛則11条、船員則3条の11、火取法29条) (2) 計画的に実施され、記録が保存されているか。 (安衛法59条、安衛則38条～40条、船安衛則11条、13条、火取法29条) 4 自主教育 (1) 作業主任者等幹部級の安全教育は励行されているか。 (2) 既刊の出版物を活用しているか。 (3) 海上特性に応ずる実技訓練を積極的に行っているか。 (「1 - 3 - 1 海上の特殊性に応ずる安全対策」参照)

項 目	事 項
1 海上工事 の特性対応 策	1 海上に孤立している足場上の作業 (1) 人員輸送は安全に行われているか。 (2) 物資補給の体制はよいか。季節風等に対し接舷施設は安全か。 (3) 食料・飲用水等の備蓄は十分か。 (4) 防火の思想は徹底しているか。初期消火能力は十分か。防火操練等は毎月実施されているか。 (5) 足場上の整理・整頓は良好か。 (6) 非常用発電設備の作動はよいか。 (7) 基地・事務所と海上作業足場の通信連絡はよいか。 (8) 作業標識、信号、照明等の機器類は良好に維持管理されているか。 2 動揺する作業船上等 (1) 作業限界の設定は適正か。係留方向に注意し、動揺の軽減を図っているか。 (2) 手すり、足場等は安全か。 (3) 移動物の固縛は習慣づけられているか。 (4) 作業指揮者は技能・経験があり、適切に作業指揮を行っているか。 (5) 作業方法は適切か。(地切り、接地、控索等) (6) ロープを切断したことはなかったか。索具等の安全率はよいか。特に動的安全率について検討したか。 (7) 通航路の航跡波に対し警戒しているか。 3 狭い作業足場 (1) 作用床は滑り止め、整頓が行われているか。 (2) 作業員は構造、通路等を理解しているか。 (3) 作業員の服装はよいか。 4 浮体上の作業 (1) 防水は万全か。 (2) 安定性を害するような状態としていないか。(トップヘビー、自由液面など) (3) 係留状態は安全か。 (4) 転落防止用手すり等は緊締しているか。 (5) 救命設備は良態に維持されているか。 5 自然環境が厳しい海域の作業 (1) 低気圧等の威力を軽視していないか。 (2) 磯波での潜水作業の安全対策はよいか。 (3) 潮流の強弱、潮の干満に順応しているか。 (4) 観天望気により異常気象の発生時に注意しているか。
2 気象・海 象の把握	1 地域的特性の把握に努めているか。 2 気象の分析・評価、伝達配布の体制はよいか。 3 長期、週間の予報を把握しているか。 4 現地の観測機器の整備はよいか。

項 目	事 項
3 工事海域の安全確保	1 作業海域表示の灯浮標等、標識に異常はないか。 2 マーカブイ、接触防護施設に異常はないか。 3 工事海域内に他船が立ち入っていないか。 4 警戒船の運用に改善すべき点はないか。 5 霧中警戒用諸用具に異常はないか。 6 作業船泊地は秩序正しく運営されているか。 7 岸壁係留中の作業船は火災・盗難・ガス中毒等に対して安全か。 8 岸壁・栈橋の係留施設に損傷はないか。 9 作業場所・資材荷役場等は安全か。また、整理整頓はよいか。
4 作業員の海上輸送	1 海上輸送に改めるべき点はないか。 2 交通船の性能は現場に適しているか。 3 荒天時の人員輸送方法を考慮しているか。 4 発着場の乗下船は安全に行われているか。船舶の混乱はないか。 5 足場の昇降設備は良好に整備されているか。 6 船長は定員を厳守し、作業員は乗船者心得を守っているか。救命胴衣等を着用させているか。 7 救命用具は整備されているか。
5 墜落・転落防止	1 作業床、足場、通路、手すり、はしご等は安全か。 2 作業場所には防網を設置し、作業員に墜落制止用器具を使用させているか。(安衛則519条、521条) 3 作業船の手すり、ブルワーク、舷梯、歩み板等に異常はないか。(船安衛則19条) 4 高所作業等では命綱、墜落制止用器具又は救命胴衣等を着用させているか。(船安衛則16条の3) 5 高所作業の作業指揮者は選任されているか。(安衛則529条) 6 救助船、救命艇は常に準備され、異常はないか。 7 危険箇所の照明はよいか。 8 溺者救助員に対する教育(人工呼吸法、人工蘇生器使用法等)はよいか。
6 飛来落下物に対する災害防止	1 高所にある部材等は整理されているか。固縛、格納されているか。 2 飛来落下防止のための防護設備はよいか。(安衛則537条、538条) 3 投下設備はよいか。(安衛則536条) 4 作業員は作業用保護具、保護帽を着用しているか。(安衛則538条、539条) 5 上下作業の連絡はよいか。 6 危険区域への立入禁止措置はよいか。 7 適切な照明設備はあるか。

項 目	事 項
1 届出等	防火管理者変更届、火を使用する設備の設置、危険物の貯蔵又は取扱いの諸届、申請は行っているか。
2 防火管理者の職務	防火管理者は次の職務を行っているか。(消防法8条、消防令3条の2) (1) 消防設備等の点検・整備 (2) 火元責任者等への指示 (3) 消防計画の検討 (4) 消火・通報・避難の定期的訓練
3 消防用設備	1 消火ポンプ、消火器、その他の消防設備 (1) 可搬式消火ポンプは整備されているか。 (2) 消火器で期限切れのものはないか。 (3) 器具は定所に置かれ、整備されているか。表示はよいか。 2 火災警報装置は正しく作動するか。 3 非常用通路は整頓されているか。
4 火気の使用管理等	1 火気等の使用禁止 (1) 爆発・発火・酸化・引火性の物等の付近に、火気や点火源はないか。(安衛則256条) (2) 危険物付近で、火花・アークを発する作業、発火源となる機械の使用等をしていないか。 (安衛則279条) (3) 火災・爆発の危険箇所に、火気厳禁又は立入禁止の表示をしたか。(安衛則288条) (4) 火災・爆発の原因となる物を取り扱う場所には消火設備を設けたか。(安衛則289条) (5) 指定場所以外の喫煙・採暖・乾燥等の行為禁止を指示したか。(安衛則291条) (6) 火気使用後は残火の始末を確実に行うよう指示し、確認報告を受けたか。(安衛則291条) 2 可燃物の管理 (1) 接触発火の危険がある異種物が近接して貯蔵又は運搬されていないか。(安衛則264条) (2) 自然発火の危険がある物を積み重ねるときは危険な温度に上昇しない措置を講じているか。 (安衛則266条) (3) 油汚染の布、紙くず等は防火性のふた付きに収められているか。 (安衛則267条、船安衛則22条) 3 毎日終業後火元点検(パトロール)は行われているか。
5 防火訓練	1 火災防止の教育は行われているか。 2 消火・通報・避難訓練は行われているか。
6 救護訓練	長さ1,000メートル以上のトンネル、深さ50m以上の立坑(通路)、ゲージ圧力0.1MPaの圧気工法等の作業では、救護に関する訓練を行っているか。 (安衛法25条の2、安衛令9条の2、安衛則24条の3～24条の9)

項 目	事 項
1 運航管理体制	1 運航管理規定及び付属細則の運用にあたって、現状と相違するところはないか。 2 運航管理者は専従者として活動しているか。 3 運航管理者は自己の職責分担をよく認識しているか。 4 運航管理にあたって指揮命令系統は確立されているか。
2 運航管理業務	1 作業船の運用は運航計画又は配船計画及び配乗計画によって円滑に実施されているか。また、変更を要する事項はないか。 2 法定乗組員は確保されているか。 3 最大積載量・搭載人員は守られているか。 4 気象・海象悪化時の運航制限基準は守られているか。 5 航行の安全に係わる情報の収集・伝達は円滑になされているか。 6 各担当者間の連絡・調整はよいか。
3 運航の安全	1 作業船は決められた運航ルートに従っているか。また、交通上の不安はないか。 2 警戒船は要領に従って円滑に運用されているか。 3 工事海域等を表示する灯浮標（灯火・標識）に異常はないか。 4 工事許可条件は守られているか。 5 係留施設・乗降施設等は運航管理者が毎日点検を実施しているか。 6 工事海域内における作業船の状況は把握されているか。また、作業船内の整理・整頓はよいか。 7 応急・救難資機材の整備は適切になされているか。 8 教育・訓練は計画にそって実施されているか。また、記録簿には記載されているか。 9 付近通行船舶・漁業組合等からの苦情はないか。 10 作業船は所定の灯火・形象物を掲げているか。
4 海難防止対策	作業船の定期的安全点検により衝突・乗上げ・転覆等の海難防止対策について確認し、必要な指導がなされているか。（「1－4－4 海難防止対策」参照）
5 通信・情報機器の整備・運用	1 時刻は整合され、時計は正確に作動しているか。 2 通話記録簿、無線業務日誌は適正に記載されているか。 3 電波障害の発生はないか。 4 通信・情報機器の定期点検は実施されているか。 5 応急電源は直ちに使用できるか。 6 現場内通信・警報装置等は適正に運用されているか。

項 目	事 項
1 整理整頓	1 不用物・廃品の陸揚げ、不用品の定所格納等整理整頓はよいか。 2 刃物・工具等の定所格納と被覆収納等の管理はよいか。(船安衛則20条) 3 油布、ペイント等の保管と管理はよいか。(船安衛則22条) 4 プロパンガスの取扱いはよいか。(船安衛則22条の2) 5 次の箇所の整理整頓及びその標示はよいか。(船安衛則24条) 脱出路、昇降口、消火器・救急用具置場、分電箱、非常配置表
2 通路・床面等の安全	1 危険物等からの接触防護設備 (船安衛則18条) (1) 回転軸、歯車、回転ベルト等の運動部防護とその注油時等の足場に異常はないか。 (2) 蒸気、熱湯、超低温物質等の管系の被覆に損傷箇所はないか。 2 通路等の安全 ((1)～(3)項まで船安衛則19、27条) (1) 船外通行のための舷梯、手すり、歩み板等に異常はないか。 (2) 甲板上に積荷を積載するときは、舷側から離れた通路を確保しているか。 (3) 積荷上を歩行させる場合は平にし、また保護柵を設けているか。 (4) 非常用通路及び非常用出入口は毎月1回点検し、また常に使用できる状態となっているか。 (船員則3条の9) 3 甲板・床面等に、つまずき、転倒、滑りやすいところはないか。 適当な処置を行っているか。標示・照明はよいか。(船安衛則25、26条) 4 作業等のため、一時的に階段・踏切橋等の手すりをはずした場合、注意標識を出しているか。 作業終了後は直ちに復旧しているか。
3 密閉区画・水密区画、資材置場等	1 密閉区画・水密区画等 (1) 冷凍庫等に閉じ込められた場合の内部から操作可能な開扉装置の設置及び警報装置の作動はよいか。(船安衛則21条) (2) 水密部の各部の水密性はよいか。 (3) 防水扉等の法令所定の毎日の作動点検、毎週の整備点検及び取扱上の諸規定は遵守されているか。(船員則3条の7、3条の8) 2 資材置場等 (1) 不要品、不良工具等は区別しているか。返納、処分、修理手続等はよいか。 (2) 刃物・工具、可燃物等は安全に格納されているか。 (3) 移動物の固縛等行われているか。
4 通風・換気、照明	1 船内区画の通風・換気はよいか。通風・換気弁の水密はよいか。(船安衛則33条) 2 高温、多湿、粉じん、ガス発生場所の換気及び計測はよいか。 3 照明は十分か。(船安衛則25条) 通航船等を眩惑していないか。 4 電路にたこ足配線等、不良箇所はないか。感電のおそれはないか。
5 標識等	1 危険・防火・注意・禁止・救護等の各標識に異常はないか。(船安衛則24条) 2 作業中に必要な「修理中使用禁止」、「作業中立ち入り禁止」等の標識を掲示しているか。 (「1-5-4 安全標識・管系及び電路の表示 (船安衛則関係)」参照) 3 管路、電路等の表示は明瞭か。
6 服装保護具等	1 必要な場所で救命胴衣等を着用しているか。(船安衛則16条) 2 保護具を着用すべき作業では、着用が厳守されているか。 (「1-5-5 作業船員の服装・保護具 (船安衛則関係)」参照) 3 保護具は必要数がよく整備されているか。

項 目	事 項
1 居住環境	1 清潔・清掃（船安衛則29条） (1) 清潔の維持を目的とした一斉清掃は行ったか。 (2) 残飯等処理場所は清潔になっているか。 (3) 手洗の設備は設けているか。（船安衛則35条） (4) 寝具は清潔になっているか。 2 温度・湿度（船安衛則29条、33条） (1) 著しい高温・低温・多湿場所の温室管理は適切に行われているか。 (2) 冷房等、外気温度との差が過大ではないか。 (3) 暖房等の温度指示は適切か。 (4) 寒冷時作業では作業員の休息時の採暖に配慮しているか。 3 採光・照明（船安衛則29条） (1) 舷窓・天窓等採光部の硝子は清掃しているか。 (2) 衛生上照明器具の照度はよいのか。 4 換気・通風（船安衛則29条、33条） (1) 換気・通風装置の作動はよいのか。 (2) 悪臭の滞留するところはないか。 (3) 通風は健康障害を起こすような過冷状態になっていないか。 5 人体に悪影響を与えるような騒音・振動は発生していないか。（船安衛則29条） 6 廃棄物の分別処分をしているか。
2 調理設備 及び飲用水	1 調理室（船安衛則36条、37条） (1) 調理室及び関係器具等は清潔に管理されているか。 (2) 関係者以外の者が立入っていないか。 (3) 食料の貯蔵は適切か。 2 ねずみ族・虫類（船安衛則34条） (1) ねずみ・虫等はいないか。 (2) 定期駆除日はいつか確認したか。（毎年1回以上） (3) 使用禁止の駆除薬品を使用していないか。 3 飲用水（船安衛則38条～40条、40条の2） (1) 清水関係ホース、計量器具等は専用でかつ清潔か。 (2) 飲用水の管理は適切に行われているか。 (3) 濾過装置は定期的に検査されているか。
3 医薬品、 その他の衛 生品	1 医薬品の管理は良好か。（船員則53条） 2 有効期限切れ薬品は廃棄しているか。補充はよいのか。（船員則53条） 3 救急医療箱は点検されているか。（船員則53条） 4 日本船舶医療便覧はあるか。（船員則54条）

項 目	事 項
1 危険防止のための基本的措置	1 次の危険防止措置はよいか。(安衛法20条) (1) 機械器具等 (2) 爆発性・発火性・引火性物質 (3) 電気・発熱体等 2 作業方法から生ずる危険防止策はとられているか。(安衛法21条) 3 作業環境等から生ずる危険防止策はとられているか。(安衛法23条) 4 作業行動から生ずる危険防止策はとられているか。(安衛法24条) 作業開始前の打合せ、KYK、KYT、作業標準又は手順の励行、有資格者の確認等 5 粉じん・酸欠・騒音・振動等による健康障害の防止はよいか。(安衛法22条) 6 労働災害発生時等緊急時の措置は検討されているか。
2 特定機械等による危険防止	1 特定機械検査証の有効期限を確認したか。設置届又は設置報告書はよいか。 (安衛法37条～39条、41条、安衛令12条) 2 特定機械以外の危険又は健康障害を防止するため使用する機械の安全装置はよいか。(防爆構造電気機械器具、クレーン又は移動式クレーンの巻過防止、過負荷防止装置、交流アーク溶接用自動電撃防止装置、絶縁用防具、吊り上げ荷重0.5t以上のクレーン・移動式クレーン・デリック、潜水器) (安衛法42条、安衛令13条、クレーン則18条) 3 安全装置の取外し、機能停止等は責任者の許可を受け、また作業終了後直ちに復旧しているか。 (安衛則29条)
3 機械による危険防止	1 原動機、回転軸等(安衛則101条) (1) 機械の原動機・回転軸・歯車・ベルト等の接触防護装置に異常はないか。 (2) ベルト等の継目は確かか。 (3) 踏切橋の手すりは緊締しているか。 2 動力遮断装置(安衛則103条) (1) 機械のクラッチ、スイッチ等は正常に作動するか。 (2) 接触等で不意に起動するおそれはないか。 3 運転開始時の合図は確実に行われているか。(安衛則104条) 4 機械の掃除、給油、検査、修理又は調整等は運転を停止する等安全を確認して行っているか。 (安衛則107条) 5 建設機械の安全 (1) 使用する機械の種類及び能力、作業方法を記した作業計画を定め作業を行なっているか。 (安衛則155条) (2) 車両系建設機械の転落、転倒防止は図られているか。(安衛則157条) (3) 運転位置を離れるときの処置はよいか。(安衛則160条) (4) 最大使用荷重は守られているか。(安衛則163条) (5) 定期自主検査を行い、結果を記録しているか。記録を保存しているか。 (安衛則167条～169条、169条の2)
4 電気等による危険防止	1 電気機械器具の充電部分に労働者が接触し、感電の危険を生ずる恐れのあるものについて、囲い又は絶縁覆いを設けているか。 (安衛則329条) 2 手持型電灯及びガードの状態はよいか。(安衛則330条) 3 感電防止用漏電遮断装置及びアースの状態はよいか。(安衛則333条) 4 操作部分の照明はよいか。(安衛則335条) 5 電線及び移動電線の絶縁被覆はよいか。配線状況はよいか。(安衛則336条) 6 湿潤のおそれがある場所の移動電線の絶縁被覆はその液体に対して絶縁効力を有しているか。 (安衛則337条) 7 停電作業を行なう場合は、開路に用いた開閉器に、作業中、施錠し、又は通電禁止に関する表示を行っているか。 (安衛則339条、340条)

項 目	事 項
4 電気等による危険防止 (つづき)	8 活線作業及び活線近接作業では保護具の使用等安全措置が講じられているか。 (安衛則341条、342条、344条～347条) 9 電気取扱者の特別教育修了者、工事の作業指揮者の指名、電気主任技術者の資格等、電気工事の管理は適正に行われているか。(安衛則36条、350条、電業法43条、44条) 10 定期自主検査を行い結果を記録しているか。記録を保存しているか。
5 通路・足場等の安全	1 通路・作業床の安全措置は適正か。(「1 - 6 - 4 通路、足場等の安全 (安衛法関係)」参照) 2 丸太足場、鋼管足場の緊結部、手すり等はよいか。 3 足場 (鋼管足場、わく組足場、吊り足場、張り出し足場等) の作業開始前の点検を行って、記録に残しているか。(安衛則567条、568条) 4 悪天候 (強風、大雨、大雪等) 又は、中震以上のあとの足場の作業開始前の点検を行っているか。(安衛則567条) 5 移動はしご、脚立は良好か。(安衛則527条、528条) 6 移動式足場は安全か。作業員を乗せたまま移動していないか。 7 各種の標識等の表示はよいか。標識は守られているか。
6 粉じん・酸欠、騒音等	1 粉じんの作業者について次の措置がとられているか。 (1) じん肺健康診断の実施 (じん肺法7条～9条の2) (2) 粉じん発生を抑制するための適切な用具の使用又は設備 (粉じん則4条、安衛則593条) (3) 呼吸用保護具の使用 (粉じん則27条) 2 酸素欠乏危険場所における作業には次の措置がとられているか。 (1) 作業開始前の酸素濃度 (必要に応じ硫化水素濃度) の測定及び記録 (安衛令別表6、酸欠則2、3条) (2) 第1種 (硫化水素危険作業にあつては第2種) 技能講習修了者の作業主任者への選任 (酸欠則11条) (3) 作業者の資格 (酸欠則12条) (4) 十分な換気と監視人のもとでの作業、必要に応じた空気呼吸器、安全帯等の保護具の使用 (酸欠則5条、5条の2、6条、13条) 3 騒音・振動を伴う作業には、耳栓・防振手袋等必要な保護具を使用させているか。 (安衛則595条、昭50.10.20基発608号)
7 有害物による健康障害の防止	有害物の管理状況はよいか。「1 - 6 - 1 危険防止のための基本的措置 (安衛法関係等)」により点検したか。塗装・防水・床工事等有機溶剤を用いる作業においては、次の措置がとられているか。 (1) 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を配置しているか。(安衛則12条の5、12条の6) (2) 化学物質のリスクアセスメントにより対策が講じられ、実施されているか。(安衛法57条の3) (3) 有機溶剤の確認 (第1種、第2種、第3種) (有機則1条) (4) 作業主任者には技能講習修了者を選任 (有機則19条、20条) (5) 作業従事者に対する有機溶剤健康診断の実施 (有機則29条) (6) 作業に応じた換気装置、防毒マスクの使用 (有機則20条、32条～34条)
8 服装・保護具等	1 必要な場所においては作業用救命衣等を着用させているか。(安衛則532条) 2 高所作業等では墜落制止用器具を使用させているか。(安衛則518条～521条) 3 保護具の着用は遵守されているか。 (「1 - 5 - 5 作業船員の服装・保護具 (船安衛則関係)」参照) 4 保護具は必要数を備え、整備されているか。

項 目	事 項
1 届出等	1 廃棄物排出船の登録事項を変更、又は廃棄物の排出に常用しなくなったときは、直ちに、所定の届出書を提出しているか。(海防法14条、海防則12条の8) 2 海洋施設の届出事項の変更のときには、所定の手続きを行っているか。 (海防法18条の3第2項、海防則12条の17) 3 特定施設の届出事項の変更時に所定の手続きを行っているか。(水濁法7条、水濁則7条、瀬戸内海保全法8条、瀬戸内海保全法則5条、7条、騒音法8条、騒音則6条、振動法8条、振動則6条) 4 廃棄物の処理実績や再生資源利用の実施状況を監督官署に報告しているか。 (廃掃法12条、12条の2、12条の3、12条の4、12条の5、建設リサイクル法18条)
2 環境保全 実施活動	1 地区協議会等で環境保全についても協議しているか。 2 発注者、監督官署、関係機関との連絡調整は適切か。 3 作業現場における環境保全のための巡回を定期的の実施しているか。 4 記録を適切に記入し、保存しているか。 5 環境保全に係る設備、資機材に不備はないか。 6 環境保全教育を実施しているか。 7 環境保全意識高揚のため、ポスター等を適切に掲示しているか。 8 環境調査等は定期的の実施し、結果の確認と必要な措置を実施しているか。 9 整理整頓のための器具等を整備しているか。
3 水質汚濁 防止	1 コンクリートミキサー船等の洗浄水、余水の処理を適切に実施しているか。 2 工事箇所所定範囲内の水質測定結果は基準内に収まっているか。 3 水中コンクリート打設の際、型枠継目、ケーソン刃口と底盤、根固めモルタル等の漏洩防止箇所には異常はないか。 4 骨材投入、モルタル注入置換水の処理は適切に行われているか。基準内に収まっているか。 5 測定結果を記録、保存しているか。 6 海底掘削、せん孔、浚渫、捨石、砂投入時の汚濁防止措置は適切か。 7 埋立、ずり処理等の汚水が海中に流出していないか。 8 余水吐付近の水質は基準値内か。 9 気中コンクリートのレイタンス洗浄水等で汚濁を起こしていないか。 10 土運船へのずり積込及び運搬中の海中落下、ずりの漏洩はないか。 11 汚濁水処理システムの排水は排出基準を満たしているか。
4 油類等の 排出防止	1 作業船・作業施設 (1) ビルジ等排出防止設備の保守点検を実施しているか。 (2) ビルジ処理を適切に実施し、油記録簿に記録しているか。 (3) ウェス等は、適正に業者委託処理しているか。 2 排出油防除資材を整備しているか。一覧表の掲示、保管場所、数量、有効期限は適切か。 3 上記の緊急機材の使用基準等を周知しているか。
5 騒音・振 動	1 騒音、振動を計測し、その数値は基準値内にあるか。 2 低騒音、低振動の建設機械を使用しているか。 3 作業時間帯は厳守しているか。 4 住民等からの苦情はないか。

項 目	事 項
6 大気汚染	1 粉じん飛散は発生していないか。 2 悪臭は発生していないか。 3 住民等からの苦情はないか。 4 排ガス規制を満たしているか。
7 電波障害	1 受信設備による障害はないか。 2 免許を要しない無線局及び受信設備による障害はないか。 3 無線設備以外の設備による電波障害はないか。
8 灯火等の 眩惑	1 作業灯、溶接作業のアーク等が通航船舶を眩惑していないか。 2 作業現場で、航路標識と紛らわしい灯火を無断使用していないか。
9 再生資源 の利用及び 建設副産物 の処理	1 管理体制は整備されているか。管理責任者を選任しているか。 2 指定副産物等の再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を計画通り実施しているか。 3 処理業者、運搬業者との委託契約は適正か。 4 許可証、処分場、運搬経路の確認をしているか。 5 廃棄物の分別、保管、収集、運搬、減量化等は適正か。 6 マニフェスト、帳簿、報告書、点検表等の記録、保存は適正か。 7 協力業者、処理業者等に対して適切な指導監督が行われているか。

項 目	事 項
1 緊急事態 対処準備	1 救難（対策）指揮組織で変更する点はないか。 2 人員、対処機材等の変更に伴う「緊急事態配置一覧表」の修正は行われたか。 3 「作業船非常配置表」は正しく掲示されているか。
2 緊急事態 対処（予 防）設備	1 緊急通信の応急電源に異常はないか。 2 火せん、注意喚起信号等はよいか。 3 通航船舶に対する警報装置に異常はないか。 4 警戒船の警戒要領は適切か。 5 海難など各種緊急事態に応じた訓練を行っているか。 6 作業船、作業施設の自救設備（救命、消火等）に不備な点はないか。
3 各種緊急 事故処理要 領	1 各種事態の措置要領を作成し、全員に周知しているか。 2 処置要領の実地訓練、机上演習等を行っているか。
4 台風等荒 天対策	「2－1－8 荒天準備作業」による。

第2部 各種海上作業

2-1 各種共通作業
2-1-1 作業の準備体制

項 目	事 項
1 事前調査等	1 気象・海象・地象、地域特性の調査漏れはないか。（「１－３－２ 気象・海象の把握」参照） 2 輸送路等の交通・漁業等の実態調査は終わっているか。 3 施工前の現場調査に基づき作業計画を見直す必要はないか。 4 作業海域、作業の行為、使用作業船・作業員等に対する適用法令を検討したか。 （「１－１ 調査と法定手続等」参照） 5 作業の届出、許可等の手続きは終わったか。その際示された条件、措置命令等を確認し対策を立てたか。 6 作業の各種工法を調査し、比較検討して最適工法を選択したか。
2 作業計画	1 作業に付随する仮設計画等はよいか。 2 施工計画で危険の存在する作業を指摘し、安全手段を講じているか。主要作業について作業標準・手順書を作成しているか。 3 施工計画段階で、状況の変化に対応する代替案を準備しているか。 4 安全管理計画は、海域・作業・作業船等に対し十分検討されているか。 5 重要作業では、作業手順を周知、危険源を特定して対策を取っているか。 6 施工工程は、海象・気象条件の厳しい時期をできるだけ避けるよう配慮しているか。 7 気象・海象等による使用作業船の作業限界、運航限界を定めているか。 8 作業の指揮命令系統を明確に示しているか。 9 作業の指揮者を定め、必ず作業を直接指揮させるようにしているか。 10 就業制限業務について、適正な人員を配置するよう計画しているか。 11 安全衛生教育についての計画はよいか。 12 緊急事態、異常気象時等の措置要領を作成し、緊急時の対応訓練を計画しているか。 13 作業計画は関係官署等と十分打合せを実施したか。 14 環境対策に関する事項について計画しているか。
3 作業船・機械、資材等の準備	1 作業計画による作業船、作業機械等の準備はよいか。 (1) 作業船は「１－１－５ 作業船関係適用法令の確認」による適法なものを準備したか。 (2) 法定の船舶検査証書の掲示、法定書類の船内備え付け等はよいか。 (3) 船長等の海技資格を確認したか。 (4) クレーン検査証等作業機械に違法はないか。 (5) 作業船、機械等の自主検査体制はよいか。不良箇所は、整備等を行い記録に残されているか。 2 下請持込み機械等の確認体制はよいか。 3 資材等の補給計画はよいか。 (1) 補給路の運航計画、補給船の係留、荷役計画等はよいか。 (2) 天候不良等の場合、資材等の備蓄計画はよいか。 4 仮設荷役場等の確保はよいか。 5 孤立が予想される作業域で、食料、飲用水、燃料等の備蓄保存の計画は適切か。 6 孤立した場合の人員輸送手段は考慮しているか。 7 作業に必要な通信設備の準備はよいか。

項 目	事 項
1 作業指揮者等の資格の確認	1 作業の指揮者を定め、直接指揮させているか。 2 作業主任者を選任しているか。(安衛法14条) 3 作業主任者2名以上の場合、それぞれの職務分担を掲示しているか。(安衛則17条) 4 各種作業に共通する就業制限業務等の資格、免許等を確認したか。 主な資格、免許等は次のとおりである。 (1) 船長 20トン未満 20トン以上 小型船舶操縦士免許 海技士免許(航海) (2) 船舶(20トン以上)運航及び機関 海技士免許(航海・機関) (3) 移動式クレーン(5トン以上)運転 移動式クレーン運転士免許 (4) デリック(5トン以上)運転 デリック運転士免許 (5) クレーン(5トン以上)運転 クレーン運転士免許 (6) 潜水業務 潜水土免許 (7) 発破業務 発破技士免許、火薬類取扱保安責任者免許(甲種、乙種) (8) 玉掛け(制限荷重・吊り荷重1トン以上) 玉掛け技能講習修了者 (9) ガス溶接・溶断の業務 ガス溶接免許又は技能講習修了者 (10) ウィンチ運転等船舶内の危険作業(「2-1-4 船員の遵守事項」参照)
2 作業指揮者の作業指揮	1 作業指揮は指揮系統どおり行われているか。2系統の指揮、短絡的な指揮等は行われていないか。 2 作業打合せを行い、作業は打合せどおりに行われているか。 予定外の事態が生じたときは、安全性を確認した上で作業を一時中止し、改めて打合せ後実施しているか。 3 現場の整理整頓に努めているか。 4 「立入禁止」等の危険防止措置と指示を守らせているか。 5 作業指揮者の位置は適当か。 (1) 全般の見通しができ、作業指揮を行うのに適当な場所か。 (2) 補助者・合図者・見張員等の相関位置は適当か。 6 作業員を常に掌握しているか。 (1) 人員数、氏名、各人の長・短所、心身の状態を把握しているか。 (2) 現場を離れるときは、必ず許可を受けさせているか。 (3) 交替時の引継を確実に行わせているか。 7 重要作業には経験ある者を配置し、チェックは指揮者自ら行っているか。 8 作業員の不安全行動がないように注意しているか。
3 作業指揮者の保安等に関する基本の再確認	1 常に気象・海象を確認しているか。(「1-3-2 気象・海象の把握」参照) 2 墜落・転落防止措置はよいか。(「1-3-5 墜落・転落の防止」参照) 3 飛来・落下物に対する対策をしているか。(「1-3-6 飛来・落下物対策」参照) 4 火災の予防に努めているか。(「1-3-7 火災防止対策」参照) 5 作業船上の安全対策に努めているか。(「1-5 作業船と作業船上の安全、衛生」参照) 6 作業足場上の安全対策に努めているか。(「1-6 作業施設と作業上の安全、衛生」参照) 特に保護具等の着用を看視しているか。(「1-5-5 作業船員の服装・保護具(船安衛則関係)」、「1-6-5 非自航作業船等の安全と作業員の服装・保護具(安衛法関係)」参照) 7 海水汚濁・騒音・振動等の環境対策に努めているか。(「1-7 環境保全」参照)

項 目	事 項
1 船長の発航前（作業前）検査	船長は船員法所定の発航前検査を行っているか。（船員法8条、船員則2条の2） また作業前にもこれに準じた検査を行っているか。 (1) 船体・機関・操舵・係船・揚錨・排水・救命・無線等の諸設備 (2) 船舶の安定性を保持する積載物の積付け (3) 喫水の状況からの船舶の安全性の確保 (4) 燃料・食料・飲用水・医薬品・船用品・資材等必要物品の積み込み (5) 水路図誌その他航海・作業に必要な図誌の整備 (6) 気象・水路通報等の情報が作業遂行に支障はないか確認 (7) 航海等に必要な乗員が乗り組み、その健康状態が良好であること。 (8) 前各号のほか、航海を安全に遂行するため必要な準備 （注） (1)、(4)、(5)項は発航前24時間以内の検査でもよい。（ただし、操舵設備は12時間以内）
2 重要作業の直接指揮	船長は次の重要作業では、直接甲板で指揮しているか。（船員法10条） (1) 港・基地の出入港、接舷作業 (2) 狭水道通過作業 (3) 船舶に危険のおそれのある作業 狭視界・霧中作業、荒天・荒天避泊作業、曳航引出し作業、大型浮標等の設置作業、重量物取扱作業、緊急時操船、その他重要な船内作業
3 非常配置表と操練	1 船長は非常配置表を定め、船内に掲示し、変更の都度、修正しているか。（船員法14条の3） 2 非常配置表は、次の内容が盛り込まれているか。（船員則3条の3） (1) 防水作業上の舷窓、水密戸、諸弁等の閉鎖員の配置 (2) 防火作業上の防火扉、通風弁、消火設備等の取扱員の配置 (3) 救命艇の降下、操縦 (4) 救命索発射器、救命浮環等の設備の取扱い (5) 旅客の誘導・救命胴衣等着用の確認等の責任者 (6) 密閉区画における救助作業について海員の配置 3 配置表による防火・防水・救命・密閉区画操練を毎月1回実施しているか。（船員則3条の4） 4 避難の要領、救命胴衣等の格納場所、着用法を掲示しているか。（船員則3条の10） （注） この項は旅客船についての規則であるが、作業員を乗船させる作業船も、これを準用する。
4 航海安全の確保	船長の行うべき航海安全確保上の遵守事項（船員法14条の4） (1) 航海当直予定表を定める等、航海当直基準（平8運輸省告示704号）に従って航海当直を実施しているか。（船員則3条の5） (2) 火災予防の措置は万全か。 火災予防の巡視制度の確立、火気使用禁止箇所の明示、火気使用の許可と終了の報告の義務付け (3) 水密保持について、次項を指導監督しているか。（船員則3条の7） ① 貨物倉内水密隔壁扉は出航前に閉鎖し、航海中は開かない。 ② 機関室内水密戸は出航前に取付け、緊急時以外は取外さない。 ③ その他の水密戸は閉鎖が原則。開くときは閉鎖準備をしておく。 ④ 近づき難い舷窓、浸水のおそれある舷窓は閉鎖しておく。 ⑤ 施錠すべき水密蓋は施錠し、鍵は船長が保管する。 ⑥ 灰捨て筒、ちり棄て筒の下部の蓋等は浸水のないよう閉鎖する。

項 目	事 項
1 船内秩序維持のための海員遵守事項	1 船長は船内秩序を維持するため海員に次の事項を遵守させているか。(船員法21条) (1) 上長の職務上の命令に従うこと。 (2) 職務を怠らず、また、他人の職務を妨げないこと。 (3) 船長の指定する時までには作業船に乗込むこと。 (4) 船長の許可なく船舶を去らないこと。 (5) 許可なく救命艇その他重要な属具を使用しないこと。 (6) 船内の食料又は淡水を濫費しないこと。 (7) 船長の許可なく電気・火気を使用しないこと。指定場所以外では喫煙しないこと。 (8) 船長の許可なく日用品以外の物品の持込み、持出しをしないこと。 (9) 船内で争事(争闘)、乱酔、粗暴の行為をしないこと。 (10) その他船内秩序を乱すようなことをしないこと。 2 海員以外の従業員もこれを守っているか。
2 船員の保安遵守事項	1 船員が保安上遵守すべき事項(船安衛則16条) (1) 「1-5-4 安全標識・管系及び電路の表示(船安衛則関係)」による防火標識又は禁止標識のある箇所の禁止行為は守られているか。 (2) 火薬類取扱作業、塗装作業及び溶接・溶断作業において、作業場所及び付近での火気の使用禁止、喫煙の禁止は守られているか。 (3) 「1-5-5 作業船員の服装・保護具(船安衛則関係)」による墜落制止用器具又は作業用救命衣等の保護具の使用は守られているか。 2 船長の許可なく危険物を持込んでいないか。(危規則4条) 3 船員以外の作業員もこれらを守っているか。
3 危険作業の従事者 (船員就業制限業務)	1 船長は、次の危険作業を、経験又は技能を有する者(注)に行わせているか。 (船安衛則28条) (1) 揚錨機その他錨鎖・索具等を海中に投入又は巻上げるウィンチ、キャブスタン等の操作又は錨鎖・索具等の走行を人力で調整するブレーキ操作作業 (2) クレーン、ウィンチ、デリックその他重量物を移動する機械又は装置等を操作する作業(重量物取扱作業・係船作業等) (3) 運転中の機械又は動力伝導装置の動いている部分の注油・掃除・修理・検査又は運動している調帯の掛換え作業 (4) 床面から2 m以上の高所で墜落のおそれある場所における作業(高所作業) (5) 舷外に身体の重心を移して行う作業(舷外作業) (6) 危険物の状態、酸素の量又は人体に有害な気体を検知する作業 (7) 電気工事作業(感電のおそれのあるものに限る) (8) フォークリフトの運転の作業 (9) 船倉内の酸素の欠乏の原因となる性質を有する物質をばら積で運送する船舶において、これらの物質を積載している船倉内で行う作業 (10) 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業 (11) その他船上での危険作業 2 無資格者が上記の作業を行っていないか。 (注) その作業を所掌する部(甲板・機関等)の実務を6か月以上経験した者又は船職法4条に規定する海技従事者免許保有者等。ただし、熟練者と組んで作業する場合は、その部の経験3か月以上の者を含む。(船安衛則28条)

項 目	事 項
1 運航・回航計画	1 責任者（運航管理者、作業船団指揮者、船長、その他）の配置、通信連絡方法の設定等の運航管理体制を確認しているか。 2 適正な運航ルート、仮泊地の選定及び避難港の検討をしているか。 3 気象・海象条件、運航ルート等を勘案して適切な運航・回航実施計画が設定されているか。 4 出港地から入港地までのルートでの海上交通法令上の規制等について確認しているか。 5 必要に応じて船舶保険加入の手続きを行っているか。 6 オイルフェンス展張の手配、給油時の流出油防止対策等とはっているか。
2 運航・回航準備	1 発航前の準備 (1) 燃料油、清水、バラストタンク、トリムタンク等を調節し、物品の積付け、移動によりヒール及びトリムは適正に保持されているか。 (2) 重量物は下におろしているか、積み過ぎはないか。また、積荷は荷崩れ、落下、移動しないよう堅固な防止措置をとっているか。 (3) 浚渫船のラダー、ガット船のクレーンジブ等は、所定の位置に下げ固縛しているか。 (4) 開口部、船窓、水密扉（戸）等は確実に閉鎖されているか。緊急時の閉鎖準備をしているか。 (5) ビルジ溜まり等を掃除しているか。 2 船舶保険加入の場合はサーベイヤ（保険検査員）の回航検査を受け、その指導・勧告事項に従っているか。 3 曳航されている台船に作業員を上乗せさせる場合 (1) 作業に必要な最少人数に制限しているか（ただし、2人以上の組とする）。 (2) 上乗り作業員の退避場所を設け、防護設備及び救命浮環等を取付けているか。 (3) 上乗せした台船と曳船との間に無線等で通信連絡を確保しているか。
3 運航・回航作業	1 海上交通関係法規を守り適切な操船、見張りをを行っているか。 2 酒気帯び状態の者を操船に従事させていないか。（船職法23条の40） 3 曳索の状態や船内各部の巡視を行っているか。 4 台船等の上乗り作業員に作業用救命衣等を着用させているか。 5 荒天に遭遇するおそれのあるときは、船長は運航管理者と連絡を密にし、早期に荒天警戒措置を取っているか。 6 海難防止対策を取っているか。（「1-4-4 海難防止対策」参照） 7 クレーン、デリックその他これらに類する装置を航海の安全に支障のない位置に保持しているか。（船員則3条の21） 8 港則法に定める港、海上交通安全法に定める航路を出入するときは、関係する法規を遵守しているか。

2-1-6 曳航（押航）作業
2-1-6-1 調査・届出等

項 目	事 項
1 調 査	1 被曳（押）航物件（船舶、その他浮遊性物件）について、次の調査をしたか。 (1) 形状・重量・強度・被曳航支点の強度・喫水・乾舷、静的、各速力の曳航抵抗、曳航中の前後傾斜、左右の振れ、波浪打込み防止策等 (2) 海衝法・海交法所定の灯火（照明）・形象物・音響信号 (3) 見張員等の要否、必要ならばその施設 (4) 上乗り作業員の転落防止・昇降設備 2 気象・海象等の状況及び地域特性について、曳（押）航計画に必要な資料を調査したか。 3 曳（押）航中の気象海象情報収集の手段を確保したか。 4 発航地（港）、到着地（港）、潮待ち中継地、避難地等について現況調査したか。 5 航行海域の状態を調査したか。 水深・地形・水路幅・港湾・狭水道、航行船舶の時間帯傾向、操業漁船・設備漁具・既設構造物・航路障害物・架空又は海底電線等及び海域特性等の調査は十分か。 6 曳（押）航作業の事故事例について調査したか。 7 曳航方法の調査 (1) 浮体曳航、クレーン船による吊り上げ曳航、台船の使用等の各種曳航方法を比較検討し、最適のものを選定したか。 (2) 使用予定の曳（押）船舶等の現状を調査したか。 (3) 海図は最新の水路通報によって正しく補正されたものを準備したか。 8 曳航物件、航海等に対する保険関係を調査したか。 9 航行中の連絡方法は検討しているか。
2 届出等	1 港内曳航時には、港長（海上保安部署長）の作業許可を受けているか。 （港則法31条、港則則9条） 2 曳船船首から被曳航物件後端までの長さが200m以上の状態で海交法適用航路を航行するときは、所轄の海上交通センター所長に航行予定時刻を通報しているか。 （海交法22条、海交則12条～14条、32条） 3 1又は2以外の場合でも、長（巨）大物件等を曳航するときは、事前に海上保安部署に曳航計画を届け出ているか。 4 2の場合には、側方を警戒する船舶の配備に関し指示とおりの計画か、また配備する船舶は性能・設備等及び船長等の資格が基準に適合した船の配備を計画しているか。（海交法23条） 5 航行する船舶の多い海域、視界悪化のおそれのあるときは警戒船（必要に応じて2隻以上）を配備するよう計画し、出航前に海上保安部署と打合せをしているか。 6 上記許可、届出に付された指示・指導事項は、船長に伝達して徹底したか。

項 目	事 項
1 作業計画	1 曳船（押船）は、被曳航（被押航）物件や外力に対し余裕のある能力を有するものを選定しているか。 2 曳船（押船）の航行区域資格、隻数及び船団の配置はよいか。（横だき曳船、後方曳船の配置等を含む） 3 曳航（押航）計画 (1) 曳船（押船）及び被曳航（被押航）物件の安定性はよいか。 ① 適当なメタセントリックハイト（GM）をもたせた静的安定性 ② 傾斜に対して十分適切な動的復原力（GZ）をもたせているか。 ③ 被曳航物件の前後傾斜の検討 (2) 航法は適切か。 ① 狭水道の特殊海域における航法 ② 強風・急潮流等の悪条件下による航法 ③ 船舶の輻輳、潮待ち等による一時停止の余裕時間 ④ 船舶の輻輳する海域での夜間航行の回避 ⑤ 適当な間隔の中継港の指定 ⑥ 大角度の針路変更での小刻みな変針 (3) 曳航（押航）の計画速力はよいか。 ① 作業の要求に応じられる速力 ② 曳航（押航）装置を破損しない速力 ③ 船体・機関の安全使用限度内の速力 ④ 被曳航（被押航）物件の安定をそこなわない速力 ⑤ 風・潮流等に流されても対応できる速力 (4) 曳索の長さ・強度、曳索取付位置、曳索の送り出し、係止、離脱方法はよいか。また、曳索の海底の障害物等に対し安全か。 (5) 通信・連絡要領は定めてあるか。 4 長大物件については、次の事項を検討したか。 (1) 被曳航（被押航）物件の圧流・蛇行の防止、大角度針路変更時の変針要領 (2) 曳索のたれ下がりによる海底との接触防止 (3) 灯火・形象物（夜間照明）の看視と維持 (4) 警戒船の配置と警戒要領（海交法22条、23条） 5 クレーン船による吊り下げ曳航の場合の動的及び静的安定性はよいか。また、揺れ止め対策を実施しているか。 6 押船の操縦室は被押航物件に見合った眼高があるか。また、連結部の安全性はよいか。 7 保険関係（回航保険） (1) 船舶、曳航物件等に対する航海保険（海事検定が必要）等の船舶、曳航物件、荷物等に対する保険対策はよいか。 (2) 保険成立の際示された海事検定検査人の指示事項等は曳航計画に加えたか。 8 作業の指揮系統 (1) 作業責任者、合図者、運転者、見張員、作業員等の配置計画は適切か。作業体制はよいか。 (2) 作業責任者と曳航（押航）関係者（発注者監督員、保険検査員、各曳船舶長等）との指揮連絡系統・責任分担は確立されているか。 (3) 関連作業における他の作業船、作業員との指揮連絡系統は確立されているか。 9 作業時の当直体制、引継体制は確立されているか。

項 目	事 項
2 安全管理計画	1 作業従事者の資格等を確認したか。 2 航行中のえい航船等の危険防止対策はよいか。（海衡法第24条） 3 曳航中の見張員の配置はよいか。また、報告事項を明示しているか。 4 作業合図は統一して定め、全員に徹底しているか。 5 作業員に危険行為の内容を説明し、これを禁止しているか。 6 船舶以外の被曳航（被押航）物件に作業員が搭乗する場合の設備（昇降、転落防止）はあらかじめ準備しているか。 7 船舶曳航の場合「2-1-5 運航・回航作業」及び「2-1-7 出入港・係留作業」により計画したか。 8 被押航物件が高すぎて押船からの見通しが悪い場合（なるべくこれを避けること）、適切などろに見張員の配置を計画しているか。
3 環境対策	給油時などの油排出防止対策 (1) 作業マニュアルの作成及び周知をしているか。 (2) オイルフェンスの展張計画を作成しているか。 (3) 作業責任者を選任しているか。 (4) 排出油防除資材の「種類・性能、数量、保管場所」等を適切に計画しているか。 (5) 必要な点検・確認をチェックリストに基づき実施できるよう適切に計画しているか。 (6) 緊急処理体制を適切に確立しているか。
4 異常時の措置	1 他船の異常接近時、狭視界航行時等における警報・行きあしの停止等に対する各船の措置要領を定めているか。 2 荒天時における作業の中止条件を定めているか。 3 曳航（押航）船団内の荒天準備、避難体制はよいか。 4 避難港、避泊地、避難コースを定め、あらかじめ関係官署に連絡しているか。 5 避難時の警戒態勢を定めているか。 6 上乗り作業員の退避移乗方法を定めているか。 7 作業中の船舶は早急に作業を完了又は中止し、避難準備を整えるよう定めているか。 8 通報・連絡体制を定め強化しているか。 9 視界制限状態における音響信号は備えられているか。 10 事故発生時の措置要領を定めているか。（「1-8 緊急措置体制」参照）

項 目	事 項
1 曳船（押船）	1 曳船（押船）は作業計画に示された性能のものを準備したか。 2 曳船（押船）は船安法による定期検査等を受けているか。 3 船体、主機械、前後進の切換装置、推力軸受、操舵装置等重要箇所は、検査時のとおり良態に整備されているか。 4 救命筏・救命浮環・作業用救命衣等、非常用電源等の応急備品は備え付けてあるか。 5 予備曳索を備え付けているか。
2 曳航（押航）装置等	1 曳索は適正な種類で十分な強度（安全係数及び長さ）を有するものか。 2 ヨーイング防止用控索等はあるか。作業に必要な予備ワイヤを備えているか。 3 曳航装置等 (1) 曳航装置に損傷はないか。作動状態はよいか。 (2) シャックルその他の係止用具はよいか。 (3) 曳索の擦れ止め材は準備しているか。 4 押航装置等 (1) 押航装置は押力に耐えるフェンダ等を設置しているか。 (2) 連結装置、散水装置等に異常はないか。 (3) 押航不能時に備え曳航の準備を行っているか。 5 曳索が切断した場合、曳索の跳びはねに対する安全対策はよいか。（立入禁止区域、踊り止め控索等） 6 曳船以外の船舶で曳航する場合 (1) 主機械の力量は十分なものか。低回転運転が可能なものか。 (2) 曳索取付け部は十分な強度があるか。 (3) 曳索取付け部はなるべく船体の中央部よりにあるか。（後部の場合は操船困難） (4) 推力軸受に発熱のおそれはないか。
3 被曳航（被押航）物件	1 曳航（押航）作業員に対し安全を考慮した設備をしているか。 2 安定性はよいか。 3 三角波等の打込みに対して配慮しているか。 4 曳航索がからまるおそれのある突起物はないか。（特に曳航引出し時に注意する。） 5 法定の灯火・形象物の掲揚場所はよいか。電源はよいか。

項 目	事 項
1 発航時の確認	1 作業打合せ十分か。合図（統一）を確認したか。 2 曳航（押航）期間中の天候等を確認したか。 3 曳船（押船）の準備 (1) 発航前検査（「2－1－3 船長の遵守事項」参照）は実施したか。 (2) トリム調整はよいか。 (3) 所定の灯火・形象物は準備されているか。 (4) 運航・回航作業に対する準備はよいか。（「2－1－5 運航・回航作業」参照） (5) 出港準備・試運転は実施したか。（「2－1－7 出入港・係留作業」参照） 4 被曳航（被押航）物件の準備 (1) フリーウォータ（傾斜により自由に移動する油・水・ビルジ等）の除去自由液面の局限、ビルジの排除は終わったか。トリムの調整はよいか。 (2) 開口部の閉鎖は確認したか。 (3) 移動物件の固縛はよいか。 (4) 所定の灯火・形象物の準備はよいか。 (5) 上乗り作業員及び作業艇の配置はよいか。 5 航路・中継地、到着地等の特異情報はないか。 6 警戒船の配備・見張員の配置はよいか。 7 船団通信系のチェックは終わったか。
2 曳索の取付等	1 サンドレッド、導索（引き寄せ索）等の準備はよいか。 2 曳船側 (1) ウィンチ、揚錨機等及び曳索、同結止用具はよいか。 (2) 曳索取付け部は確実か。 (3) 曳索の通路の整理整頓はよいか。 (4) 曳索の擦れ止めは装着したか。 (5) 曳索の急激な走出防止の装置及び作業員の配置はよいか。 3 被曳航物件側 (1) 係止柱、フェアリーダ等必要な箇所に擦れ止めを行ったか。 (2) ヨーイング、蛇行防止のための装置はよいか。 (3) トランシーバ等の整備はよいか。 4 押船側 (1) 被押航物件との接触面（連結部）に異常はないか。 (2) 確実に接触（結合）させたか。 (3) 緊締ロープの取付けはよいか。 (4) 操船者の前方見張りの死角範囲を確認したか。死角が大きい場合、被押航物件に見張員を配備したか。

項 目	事 項
1 引出し	1 船長と曳索作業指揮者との連携はよいか。 2 機械の使用は慎重に行い、曳索に急激に無理な張力が加わらないようにしているか。 3 曳索の伸び始めに曳索が逸走する危険はないか。 4 曳索を伸び切るまで最微速を使用しているか。 5 曳索は甲板上の突起物等をかわして伸しているか。（必要に応じ円材、引き寄せ索等を準備する） 6 曳索を過度に走出させて、海底を擦ったり、曳船推進器を巻き込まないよう注意しているか。 7 被曳航物件が動き始めてから徐々に速力を上げているか。 8 作業に直接従事していない者を安全な場所に退避させているか。
2 作業責任者のチェック	1 航路・航程等の計画に対する差違を報告させているか。 2 天候の変化に注意しているか。特に避泊港沖を通過の際、再確認したか。 3 関係先に対する連絡通報は適切か。 4 船団内及び警戒船に対する連絡はよいか。
3 船長・当直員等のチェック	1 曳索の張り具合、各部の状態はよいか。（発熱・擦れ具合等） 2 被曳航（被押航）物件は安定しているか。風浪・うねり等で曳航（押航）物件がたたかれる場合、速力を落としているか。 3 灯火・形象物に異常はないか。 4 横切り船等に注意しているか。警戒船の警戒態勢はよいか。 5 狭水道・大角度変針時船長自ら指揮しているか。 6 長大物件曳航時の圧流偏位の修正は早め早めに行っているか。 7 常に曳索切断時の作業員の災害防止に注意しているか。 8 海中転落・火災防止・機器の看視等船内の保守に注意しているか。 9 当直員の現状点検と引継ぎは厳格に行われているか。
4 作業の終了	1 曳航目的地着 (1) 風、潮流等被曳航物件に影響する外力を観測したか。 (2) 曳索を放す作業員の配置はよいか。（被曳航側） (3) 曳航から横付け作業へ移行する手順は各作業船に徹底しているか。 (4) 風上側又は潮上で曳航を止めることにしているか。 (5) 放した曳索を推進器にからませないようにすみやかに取込む体制はよいか。 2 終了 (1) 被曳航物件を確実に係留したか。 (2) 船団を解散し現場を離れる場合、作業責任者の許可をとったか。 (3) 帰航時の天候を再確認したか。 (4) 関係先に曳航完了及び次の出航予定を報告したか。
5 環境対策	1 「給油時などの油排出防止対策」を計画等したとおり適切に実施しているか。 （「2－1－6－2 曳航（押航）作業計画 3 環境対策」参照） 2 排出油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示しているか。 3 油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止に関する法令に基づく書類・掲示等は適正か。 （「3－1－1 作業船一般管理」参照） 4 ビルジ、廃油及び廃棄物等を法令に基づき適正に保管・処理・処分しているか。 （「3－1－1 作業船一般管理」参照）

項 目	事 項
1 作業準備	1 出入りする港湾、作業場所付近海域における地形、底質、水深、水路、潮流の方向、速さ、潮汐の干満及び係留設備等を調査しているか。 2 運航管理者は特定の港湾の出入港、港湾施設の使用等の手続きをしているか。（港則法4条） 3 岸壁、係船浮標又は海上作業足場等に係留させるときは、係留索取外し作業員の配置を確認しているか。また、大型作業船の入港、複雑な水路、狭小な港湾、強い風潮流の場合には、曳船の支援体制を整えているか。 4 港湾及び係留場所の出入要領、通信連絡及び合図を定めて各部署に徹底しているか。 5 クレーン船等の作業船については、クレーン、デリック等の装置が航海の安全に支障がないように固定されているか。 6 クレーン船等の作業船については、作業海域はもとより、作業海域への出入航路上の上空制限を確認しているか。
2 揚投錨・係留作業	1 作業開始前に、揚錨機等の作動状態、索具類を点検しているか。（船安衛則56条） 2 揚錨機、係船用機械の運動部及び錨鎖又は索具（巻き込み、くり出すとき）には近寄らない措置をしているか。 3 投錨前に、錨鎖庫内及び錨又は錨鎖の落下する水面付近に人がいないことを確認しているか。 4 浮標上の係留索取り作業は経験者に行わせているか。 5 係留作業従事者には、保護帽、作業用救命衣等、その他必要な保護具を使用させているか。 6 揚錨機等の作動又は錨鎖、索具の走行を調整する作業従事者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付けるなど、巻き込まれるおそれのないようにしているか。 7 係留作業指揮者は作業者間の信号、合図を統一して錯誤のないよう注意しているか。
3 入港作業	1 入港準備 (1) 揚錨機、係船用機械の試運転を行い、機関室の準備を整えているか。 (2) 錨泊、岸壁係留用具（係留索の巻き出し、サンドレッド等）又は浮標用具（ブイジャックル、ブイロープ等）の準備はよいか。また、法定の信号旗を掲揚しているか。 (3) 航路が設けられている特定港では、航路を確認しているか。また、管制信号所がある特定港では、信号を確認しているか。 (4) 特定港では、所定の信号旗を掲げているか。（港則則11条） (5) 各港の固有の規制を確認しているか。 2 港内への進入 (1) 減速し、港口の進入は早めに正向して港口の状況を確認しているか。また、出港船を優先させているか。 (2) 港口付近及び港内では低速で適正な針路で進入しているか。 3 投錨停泊 (1) 錨地は安全な場所（走錨の事例がないか確認）を選定しているか。海図に記入し錨地の方位を求めているか。 (2) 投錨時には錨鎖付近の作業員を退避させているか。投錨後の錨鎖（索）の状況を確認しているか。 (3) 停泊中、荒天のおそれがあるときは、走錨等を監視しているか。 4 浮標係留 (1) 係留作業用小型船には、2名以上の作業員を乗船させているか。 (2) 係留船舶が浮標に接近するときは、適切な操船を行うために風潮の状況等を確認しているか。 (3) 係留作業中、作業員の海中転落、係留索等の切断による事故防止策を講じているか。

項 目	事 項
3 入港作業 (つづき)	5 岸壁係留 (1) 昼間、風潮の弱いとき、船舶が輻輳しない時機等、状況の平易のときを選定しているか。 (2) 岸壁、棧橋における水流による吸引作用及び浅水、海底傾斜等による影響を考慮しているか。 (3) 船内及び岸壁における作業員は、係留索によるはさまれ、はねられ等に注意しているか。 6 他船への接舷・横付け (1) 通信連絡手段を確保しているか。 (2) 接舷・横付けする側を事前に確認しているか。 (3) 係留索等の取付け方について打合せているか。
4 出港作業	1 出港準備 (1) 出港前に、「2－1－3 船長の遵守事項」による検査及び準備を行っているか (2) 船尾部のはしけ、索具その他の障害物の有無を確認し、船首部の係留索又は錨鎖等を点検し、主機関の試運転を行ったか。 (3) 機関操縦盤の作動確認、操舵装置、揚錨及び係船用機械の試運転を行ったか。 (4) 特定港から出港する場合は、航路・信号の確認等入港時と同様の準備を行ったか。 2 抜錨出港 (1) 主機関の試運転の完了を確認した後、錨を巻き始めたか。また、法定の信号旗を掲揚しているか。 (2) 風潮の影響、付近停泊船舶の状態等を考慮して、回頭方向を定め、必要に応じ推進器を使用して抜錨しているか。 3 解らん出港 (1) 風潮流、船型、喫水及び海面の広さ等に応じて、作業手順を決めているか。 (2) 風向や流向が船尾からのとき、錨を投じてある場合には、船尾が岸壁を離れてから静かに錨鎖を巻き込んでいるか。船と岸壁との接触部に防舷物をかませているか。 (3) 風下岸壁係留の場合、強風時に曳船を使用しているか。 (4) 後部係留索を離すときは、推進器への巻き込み事故防止策を講じているか。 4 灯火・形象物の標示の切り替え 錨が海底を離れたとき又は最後の係留索を放したときに、灯火、形象物等は所定の標示に替えているか。

項 目	事 項
1 台風等情報の入手と伝達	1 冬の低気圧、高気圧の吹出し、春一番、台風等の異常気象（以下台風等という）に対し、このチェックリストにより点検しているか。 2 台風等の情報の迅速な入手体制は万全か。 3 情報分析の準備 (1) 天気図、台風針路予想図は作成若しくは入手しているか。 (2) 注意報、警報等の発令と内容を記録しているか。 (3) 現地の気圧・風向・風速、波高等を測定し、予報と現地気象の変化を分析しているか。 4 影響度の検討 (1) 台風中心の位置・方向、危険範囲に入る時期及び最も接近したときの距離・時刻・危険区域の判断はよいか。 (2) 最大風速の予測とその風向の判断はよいか。 (3) 降雨量・波高・高潮等の予想はしているか。 5 情報共有又は指示伝達の方法手段はよいか。運航中の作業船に対し確実に伝達しているか。
2 工事現場の状況把握	1 工事現場の状況を再確認したか。 2 稼働中の作業船の状況を確認し、適切な行動指示を行ったか。 3 現場の警戒要員と人員輸送の準備（運航限界を考慮）はよいか。 4 曳船等の手配、配船順序等のスケジュールはよいか。 5 避泊錨地の状況を把握し、混雑の予想を検討したか。
3 荒天警戒	1 「荒天警戒」発令のタイミングはよいか。タイムリミットを把握しているか。 2 現場・作業船等の「荒天警戒」作業に必要な時間を把握しているか。 3 作業員の収容のタイムリミットを検討したか。 4 基地、現場、各作業船の「荒天警戒」の措置は適切か。
4 荒天時措置	1 作業船に対する措置（作業船に「現地停泊」又は「避泊」のいずれかを指示）の発令のタイムリミットを把握しているか。 2 現場及び「現地停泊」作業船の荒天時措置の所要時間を把握しているか。 3 「避泊」指令から、作業船が曳航、避泊地着、荒天時措置を完了するまでの作業時間を検討しているか。曳船の配船計画はよいか。 4 現地停泊船について、警戒錨の投入、増しもやい索の措置等安全対策を確認したか。 5 海上足場・栈橋・荷役場、構造物の状態、作業海域の安全を確認したか。 6 人員の退避、海域見張員、構造物見張員、走錨見張員等に対する指示は適切に行ったか。 7 応急救難資機材は使用可能か。
5 待 機	1 避泊船は安全に泊地につき、連絡はついているか。 2 状況を関係官署等に報告したか。 3 被災時の措置、救難体制等につき検討、準備したか。 4 「解除」の発令はいつ頃になるか予想しているか。 5 円滑に作業が再開できる体制・手順はついているか。

項 目	事 項
1 作業計画	1 作業区域の水深、気象、海象条件に見合う能力の作業船等を選定しているか。 2 危険物、障害物、埋設物の有無を確認しているか。 3 航路制限の告示及び作業海域航行船舶に対する影響を確認しているか。 4 事故発生時の処置と対応を検討しているか。 5 運航距離、運搬経路について検討しているか。 6 作業船の避難場所は適切に設定されているか。 7 測量船及び補助作業船の設備、運航計画は適切か。 8 測量櫓の規模、部材は適切か。
2 作業準備	1 測量班、測量船及び補助作業船の運航要員の配置、作業要領、連絡合図方法等の作業体制の確立及び関係者への周知はなされているか。 2 既設構造物に基準点を設置する場合や、測量櫓を設置するときの事故防止設備等の安全管理は万全か。
3 位置決め作業	1 適正な作業手順に従い、測量班、測量船は緊密な協力のもとに作業が実施されているか。 2 作業関係者の作業用救命衣等の着用は適正になされているか。 3 作業中に荒天のおそれがあるときの退避の準備はなされているか。 4 ケーソン等を位置決め設置する場合、ウィンチ、ワイヤロープ等による事故防止対策は万全か。 5 潜水土と作業計画、連絡合図方法の打合せを十分に行ったか。

2-1-10 荷役作業
2-1-10-1 調査・届出等

項 目	事 項
1 輸送と荷役の関連調査	1 荷役物件に対応するように輸送手段は適切なものを選定したか。 クレーン船、曳航台船、押船、曳船、貨物船、ガット船等 2 輸送計画は、次項の安全性を考慮して立案しているか。 (1) 一般船舶常用航路と輸送路の関係（特別物件を含む。） (2) 気象・海象特に輸送作業船の作業限界・航行限界及び稼働率とそれらの関係 (3) 着岸（棧）時の安全（横から強潮流を受ける場合の着岸船の潮待ち等） (4) 上を通過する橋梁や架空線等との離隔を確認したか。 3 輸送関係と荷役関係とのバランス (1) 経済性、合理性から見て能力的にバランスしているか。 (2) 輸送計画変更時にも適切に対処できるか。夜間の荷役は可能か。 (3) 荷役後の荷さばきは、円滑に行えるか。
2 積地・揚地における荷役手段の選定	1 荷役計画による荷役手段は、次の適当なものを選定したか。 (1) クレーン船、貨物船、ガット船 (2) 岸壁・棧橋・海上作業足場のジブクレーン、移動式クレーン、デリック 2 作業計画作成上、これらの能力の調査を行ったか。 3 各荷役手段の能力は適正で、バランスがとれているか。
3 荷役地現場の調査	1 一般的調査 (1) 輸送船の泊地、接岸進入路等の広さ、静穏度等立地条件は適当か。 (2) 荷さばき場の条件、作業員の安全性、陸上交通との連絡調整はよいか。 (3) 各種荷役手段の混交防止の制約条件はないか。 (4) 環境に関する事項（騒音・灯火眩惑等）について調査を行ったか。 (5) 事故に対する対策・二次災害防止対策を立案したか。 2 基地・海上足場、荷役場の調査 (1) 運搬船（待機船を含む）に対する作業海面の広さは適当か。 (2) 静穏で、潮流が弱く、また海上交通・漁船操業等による影響の少ないところを選定したか。 (3) 架空線、水中障害物の存在を調査したか。 (4) 岸壁・海上足場の係留位置と荷役施設との関係位置はよいか。 3 クレーン船作業海面の調査 (1) クレーン船船団の行動海面の広さは十分か。 (2) 係留アンカーの設置計画は適切か。荷役中の動揺等に配慮しているか。 (3) 架空線に対し安全か。特に係留作業の失敗時の対応策を検討したか。
4 届出等	1 港内におけるクレーン船による荷役作業は、港長の許可を受けているか。 2 岸壁を使用する場合には、港湾管理者等の許可を受けているか。 3 海交法適用海域における荷役作業の許可申請又は届出を行っているか。 4 作業許可又は作業届出に関する遵守事項を関係者に周知させているか。 5 危険物・特殊物件の運搬・荷役で、許可・届出・検査関係を検討しているか。 (港則法22条、31条、火取法19条)

項 目	事 項
1 作業計画	1 気象・海象、作業環境に応じた作業方法・作業時間を定めているか。 2 荷役船の着・離棧の難易及び所要時間を考慮しているか。(原則として急潮流時、暗夜の着棧を避ける。) 3 作業船・設備は、次の点を検討して選定したか。 (1) 荷役物件の種類・形状・重量・数量及び工程 (2) 荷役船、設備のクレーン能力・作業範囲 (3) 運搬船の積載能力、荷役設備の有無 (4) 運搬船、クレーン船等の運航能力 4 荷役船、運搬船の隻数及び配置はよいか。また、運航基準は定めているか。 5 荷役船、運搬船の外力に対する安定性はよいか。 (1) 復原性、重心の低下、荷役物件の動揺の軽減 (2) 運搬船の乾舷・喫水の調整（積載量の厳守）、片積みの禁止 (3) 積荷の固定・固縛方法及び雨天時における積荷の吸水防護 6 旋回式クレーンを有する荷役船は、船体の傾斜角を考慮し、ジブの傾斜角と安全荷重を定めているか。(クレーン則70条、70条の2) 7 作業手順 (1) 輸送と荷役の引継ぎ、係留方法等の手順を定めているか。 (2) 作業員の配置及び作業体制を定め、作業内容、方法を周知徹底しているか。 8 作業の指揮系統 (1) 作業指揮者・船内荷役作業主任者を選任したか。(安衛則420条、450条) (2) 指揮者、合図者、運転者、見張員、作業員等の配置はよいか。 (3) 同時に各所で荷役を行う場合、各指揮者の総合調整はよいか。 (4) 作業指揮者と作業員、作業員相互間の指揮連絡系統はよいか。 (5) 輸送指揮者と荷役指揮者の責任の授受は明確か。 (6) 運航管理者と輸送指揮者との関係はよいか。 9 荷役作業に伴う発生ゴミの処理計画は作成されているか。
2 安全管理計画	1 作業従事者の資格を確認したか。 2 作業海域の安全 (1) 航行船舶の衝突予防その他の危険防止の措置はよいか。 (2) 接触の危険がある構造物等には防護措置を講じているか。 (3) 作業海域を明示するための標識（灯火）の設置はよいか。 (4) 警戒船及び見張員の配置及び警戒要領はよいか。 (5) 大型クレーン船使用の場合、特に橋梁や架空線に対する危険防止の措置はよいか。 3 荷役船・設備等の安全 (1) 旋回式クレーンには旋回範囲を明示し、立入禁止の表示をしているか。 (2) 荷役設備には定格（制限）荷重及び取扱責任者を表示しているか。 (3) 運搬船には満載喫水線（表示を要しない船舶を除く）及び喫水を表示しているか。 (4) 船内の荷役作業の安全管理は「2-1-10-5 荷役作業開始前の点検」による。 4 作業場所の安全 (1) 港湾荷役作業では必要な照明設備を備えているか。(安衛則454条) (2) 荷役作業に必要な通路及び作業場所を確保しているか。 (3) 危険区域内の通行禁止、立入禁止の措置はよいか。(安衛則452条、453条)

項 目	事 項
2 安全管理計画 (つづき)	5 長大物件の取扱い (1) 棒鋼・パイプ・角材等はできるだけまとめて緊結するよう計画しているか。 (2) 玉掛けワイヤは2か所とし、各々は一巻き加巻きしているか。 (3) 荷の両端に振れ止めロープをとり、振れを防止しているか。 (4) 強風等に対し作業制限を定めているか。 6 バラ荷の取扱い (1) ボルト・ナット等は、散乱・脱落を防ぐため、箱詰め又は麻袋に入れているか。 (2) 袋詰セメント等は、繊維ロープのモッコを使用して、袋の破損及び落下を防止しているか。 (3) グラブバケットで、砂・砂利・栗石等の荷役をする場合は、グラブの開きを徐々にしているか。 7 有害物・危険物の取扱い 取扱品目にどのような危険があるかを教育・周知するのが前提である。そのうえでの、取扱時の確認事項は以下のとおり。 (1) 容器・包装の点検と内容物の漏洩の有無を確認したか。 (2) 破損しやすい容器・高圧ガス容器の取扱いはよいか。 (3) 他の貨物との同時荷役を禁止しているか。 (4) 容器及び包装を損傷するおそれがある荷役用具の使用を禁止しているか。 (5) 急性中毒を起すおそれがある場合、保護具の着用を指示しているか。 (6) 火薬類の収納方法については、危規則26条、27条の規定によっているか。 (7) 爆発のおそれがあるガス又は蒸気が漏洩するおそれがある荷については、火気の使用、火花を発生するおそれがある機械器具の使用等点火源となるような行為を禁止しているか。 8 作業員の安全 (1) 作業に応じ必要な保護具の着用を指示しているか。 ① 保護帽 ② 甲板作業では滑り止めのついた付いた安全靴、舷外作業では作業用救命衣 (2) 高所作業の安全対策はよいか。 (3) 作業中断時における安全対策はよいか。 (4) 作業員に作業手順を説明し、禁止事項を明示しているか。 9 作業の合図方法を統一し、合図者を指名しているか。 (クレーン則25条、71条、111条、安衛則467条、639条)
3 異常時の措置	1 強風時、荒天時における作業の中止条件を定めているか。 (1) 動揺によるクレーン、デリック等の操作の限界 (2) 強風等による荷役物件の風圧の限界 2 荒天対策（「2－1－8 荒天準備作業」参照） (1) 作業船及び船団内の荒天準備、避難態勢は適切か。 (2) 避難港、避泊地を定め、あらかじめ関係官署に連絡しているか。 3 雨天対策 (1) 積荷の吸水による重量増加、重心上昇に対して配慮しているか。 (2) 積荷の固縛、覆いは強固にしているか。 (3) 荷役物件の滑動防止に注意しているか。 4 事故発生時の措置要領を定めているか。

項 目	事 項
1 クレーン 船の調査・ 確認	1 自航式クレーン船 (1) 船安法に基づく検査を受け、船舶検査証書を船内に掲示し、また、船舶検査手帳を船内に備えているか。 (2) 揚貨装置については総トン数300トン以上の船は船設規、300トン未満の自航式フローチソグクレーンは安衛法に基づく検査を受けているか。(昭50.3.3基発118号) (3) 移動式クレーン検査証を当該クレーンに備え付けているか。(クレーン則63条) 2 非自航式クレーン船 (1) 搭載クレーンは安衛法、クレーン則に基づく検査を受けているか。 (安衛法38条、クレーン則6条) (2) 移動式クレーンは検査証を当該クレーンに備え付けているか。 3 浮きクレーンは静穏な水面で定格荷重相当の荷重を吊った状態で、転倒端における乾舷が0.3m以上ある安定したものを準備したか。(移動式クレーン構造規格15条)
2 クレーン 船クレーン の整備の確 認	1 クレーン各構造部材、締付ボルト、鋼製バンド等は良好か。 2 原動機・駆動装置の整備状態に異常はないか。 3 電気コントローラ、過巻防止装置等の安全装置、各種警報装置、油圧安全弁、油圧ホース、フックのワイヤ外れ止め装置等に異常はないか。 4 使用するワイヤロープの安全率、不適格品の使用禁止はよいか。 (「2－1－12 船具・索具取扱作業」参照) 5 巻上げ、ジブ起伏用ワイヤロープはドラムに2回以上の捨巻きをしているか。 6 玉掛用具は準備しているか。 7 定格荷重等の表示 (1) クレーンに製造業者名等を記載した銘板があるか。定格(制限)荷重を表示しているか。 (注) 定格…安衛法、制限…船安法 (2) 定格荷重は運転者及び玉掛け作業者から見えやすいところに掲げられているか。 (3) ジブ起伏式クレーンでは傾斜角に対する定格荷重を表示しているか。 8 災害防止装置 (1) ジブの階段、はしご道、踊り場等は安全か。 (2) 歯車等の防護設備はよいか。 (3) 危険箇所の通行禁止、立入禁止等の表示はよいか。
3 ガット船	1 船安法に基づく検査を受け、船舶検査証書を船内に掲示し、また、船舶検査手帳を船内に備えているか。 2 船倉等に異常はないか。また、船倉への通行設備はよいか。 3 倉内ビルジ覆い板は損傷していないか。 4 貨物の移動、荷崩れ防止措置は準備されているか。 5 揚貨装置に異常はないか。 6 ハッチボード、ハッチビームに損傷・変形がなく、固定装置は適正に取付けられているか。
4 運搬台船	1 安定性がよく、必要な乾舷はあるか。 2 積荷の固縛のための取付部は強固か。 3 曳航索取付部は堅固な構造か。

項 目	事 項
1 仮設荷役作業場の建設	1 荷役作業場の前海面は広く、水深は十分あるか。 2 足場支柱等の荷重、自然条件に対する支持力はよいか。 3 クレーン等の作業場所の整地、地耐力は十分か。 4 荷役作業場床板の広さはよいか。（他作業との関係） 上載荷重は検討し、表示しているか。 5 足場の覆工板、床板は平坦か。また、敷板、マット等の準備は必要か。 6 足場・栈橋等の設置、係留施設、救命・消火設備等は「2－1－17－4 栈橋、海上作業足場、作業構台等の設置」により点検したか。
2 タワークレーン等の確認	1 据付部、クレーン各構造部材、締付ボルト等は良好か。 2 走行式クレーンのレールの布設状態はよいか。逸走防止装置は安全か。 3 ケーブルクレーンの控え索に異常はないか。 4 吊り上げ装置のブレーキ、走行クレーンの走行ブレーキに異常はないか。 5 水平ジブの点検通路は安全か。 6 その他重要部分、ワイヤロープ、定格荷重の表示、安全装置等は「2－1－10－3 荷役作業船の準備」のクレーンに準じて点検したか。
3 移動式クレーンの確認	1 タイヤ、履帯に異常はないか。 2 操縦装置、前照灯に異常はないか。 3 走行ブレーキ、巻上げブレーキの作動はよいか。 4 履帯、アウトリガーの設置状態はよいか。 5 必要があるときは、履帯固定用鋼製バンドを用意しているか。 6 走行範囲の柵、安全ロープ等の設備及び立入禁止区域の表示はよいか。 7 その他「2－1－10－3 荷役作業船の準備」のクレーンに準じて点検を行ったか。 8 過負荷防止装置は動作しているか。キーの管理方法は決められているか。 9 クレーン機能付きバックホーを使用する場合、クレーンモードで使用しているか。用途外使用の禁止を指導しているか。
4 検査証の確認	1 移動式クレーンの検査証を確認したか。 2 固定式タワークレーン等のクレーン検査証を確認したか。 3 デリック検査証を確認したか。
5 作業上の危険防止設備	1 作業場の端縁に移動式クレーンの車止め等を設けているか。 2 多数の荷役機械を同時使用する場合、制限規約を設けたか。 3 付近の架空線の移動又は防護設備を行ったか。 4 係留設備、防舷材、作業員の移乗・昇降設備は強固かつ安全か。 5 運搬船、クレーン船の停泊のためのアンカー、浮標等の準備はよいか。

項 目	事 項
6 災害防止設備	1 荷役場における「通行禁止」、「立入禁止」等の準備はよいか。(安衛則452条、453条) 2 床面の安全(すべり止め、通路、転落防止設備、荷重表示等)はよいか。 (安衛則540条、544条、552条、562条) 3 照度の保持は十分か。 4 救命設備、落下物位置標示浮標等を準備しているか。
7 環境対策	1 骨材用ホッパー等の騒音防止措置は適切か。 2 セメント等荷役の粉じん対策は適切か。 3 作業用照明は、付近の通行船舶を眩惑しないよう適切な措置を講じているか。 4 荷役作業に伴う廃棄物の処理方法を決めているか。 5 荷役後の清掃、片付けの方法を決めているか。 6 「給油時などの油排出防止対策」を適切に計画等しているか。 (「2-1-6-2 曳航(押航)作業計画 3 環境対策」参照)

項 目	事 項
1 作業打合せ等	1 作業指揮者、船内荷役作業主任者、運転者、合図者、監視員その他作業者の配置はよいか。 2 作業打合せを行ったか。合図方法を確認したか。 3 運転者資格を確認したか。作業員の保護具の着用はよいか。 4 作業中の気象・海象の状態を確認（予測）したか。 5 作業基地、作業海面等作業場所に作業関係以外の者、船舶又は重機等が立ち入っていないか。 6 船団通信連絡のテストはよいか。
2 作業船団	1 クレーン船の位置、係留索、船体傾斜等の状態に異常はないか。 2 台船等積載船の位置、係留索、船体傾斜等の状態に異常はないか。 3 運搬船、海上足場等荷揚げ場所の準備はよいか。 4 船団の運航・回航・曳航、出入港作業の準備はよいか。 （「2－1－5 運航・回航作業」、「2－1－6 曳航（押航）作業」、「2－1－7 出入港・係留作業」参照）
3 荷役設備	1 原動機等の整備、運転の状態に異常はないか。 2 電気機械、電路等の状態に異常はないか。 3 荷役設備の整備、運転の状態に異常はないか。 4 クレーンの巻過防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置に異常はないか。 （クレーン則36条、78条、121条） 5 クレーン、ウィンチのブレーキ、クラッチの作業状態に異常はないか。 （クレーン則36条、78条、121条） 6 クレーンコントローラの機能に異常はないか。（クレーン則36条、78条、121条） 7 歯車覆い等接触防護設備等に異常はないか。 8 吊り上げワイヤロープ等には破損はないか。 9 指定箇所の注油の状態はよいか。 10 玉掛けワイヤロープ等玉掛用具の点検を行ったか。 特殊な形状物に対しては、それに適応する玉掛用具を準備しているか。
4 船内荷役作業の安全指示	1 貨物船の荷役作業では、船内荷役作業主任者を技能講習修了者の中から選任しているか。 （安衛則450条） 2 危険箇所の通行禁止、立入禁止を指示したか。（安衛則452条、453条） 3 有害物・危険物の荷役では、作業員にこれを周知させ、安全な方法を指示したか。 （安衛則455条） 4 同一船倉内の同時作業を禁止したか。（安衛則458条） 5 保護帽の着用を指示したか。（安衛則464条） 6 揚貨装置の運転者に、荷をつけたまま現場を離脱しないよう指示したか。（安衛則468条） 7 取外したハッチビーム及びハッチボードは、甲板上に確実に整理し固定しているか。 8 必要箇所の照度の保持は十分か。（安衛則454条）

項 目	事 項
1 作業指揮者及び船内荷役作業主任者	1 適時的確な指示を与え、作業計画に基づいて作業を実施させているか。 2 手順変更に対する指示、報告は適切か。 3 所定の服装、保護具を着用させているか。 4 配置変更者に対する指導はよいか。
2 作業場所の安全	1 作業場及びその周辺は常時整理整頓されているか。 2 作業場内立入禁止箇所に関係者以外の者が立ち入っていないか。 3 作業指揮者、運転者、合図者及び玉掛け者は相互に連絡・合図を確認しながら実施しているか。 4 時間延長作業に対する作業員の交替、配置はよいか。 5 夜間作業に対する照明の準備はよいか。取扱物件の種類等を配慮し準備したか。 6 雨天作業における積荷の保全・作業の安全に留意しているか。
3 荷役機械等の操作及び荷扱い	1 機械等の操作 (1) 定格荷重をこえる荷重をかけていないか。 (2) ワイヤロープ等吊り具は適切なものを使用しているか。 (3) 荷の巻上げ・巻下げは、下方の安全を確かめて行っているか。 (4) 巻上げ・巻下げ・旋回時の速度は適正か。 (5) 巻上げ・巻下げ途中のブレーキのかけ方、ブレーキロックは、確実に行われているか。 (6) フックのワイヤ外れ止め装置は確実にかけられているか。 (7) 運転者が運転席を離れる場合の措置は適切に講じられているか。 (8) 作業再開時には、旋回範囲及び周囲の安全を確かめ、警報を鳴らした後に旋回しているか。 2 荷の取扱い (1) 玉掛用具が外れる等の危険はないか。 (2) 玉掛けは、安定した足場上で安全な姿勢で行っているか。 (3) 吊り荷の地切り（水切り）、着地（着水）は微速で行われているか。 (4) 船の動揺の激しい時期を避けているか。 (5) 吊り荷の振れ止め方法は適正に行われているか。 (6) 消波ブロック等吊り上げの際、荷崩れ防止、作業員の立退きをさせているか。 (7) 危険物等取扱注意物件は、慎重に取扱っているか。
4 積荷の固定等	1 積荷の荷崩れ・移動防止の歯止め、くさび打込み、ワイヤロープ掛け等を確実にしているか。 2 作業足場・昇降設備は確実か。積荷上及び周辺の安全通路は確保しているか。 3 ガット船のハッチビーム・ハッチボード・覆いの取付けは確実にされているか。

作

2-1-11 重量物取扱作業

項 目	事 項
1 作業計画	1 重量物の種類、構造、吊り点の位置・強度等を検討したか。 2 取扱移動中に起こる重量物の支点・力点等の変化、応力・重心の移動、部分荷重、地耐力等を検討したか。 3 前項を考慮し、安全な作業計画を作成しているか。 4 動揺する海面では吊り上げた重量物に対し、振れ止めのための控索を取り、熟練者を配置して控索の切断防止を図っているか。 5 重量物の盛替え、仮置き等を必要とする場合、その計画は適切か。
2 作業準備	1 作業の手順、人員の配置等について、関係者によく理解させているか。 2 使用する機器や用具の強度は十分で、その整備はよいか。 (1) 揚貨装置・クレーン、索具・テークル等 (2) 置き場の強度（必要に応じ下敷き、甲板の補強等を行う。） 3 重量物の取扱いでテークル、チェーンブロック、てこ等を利用する場合、その用具の準備はよいか。 4 浮力・風潮等の外力等を利用する場合、その計画は適切か。 5 作業に応じた有資格者であることを確認したか。 6 夜間作業場の照明設備を設けたか。
3 作業の指揮	1 作業員に保護帽、安全靴を着用させているか。（船安衛則45条） 2 重量物取扱作業中における遵守事項 (1) 作業開始前にウィンチその他の用具の作動状態を点検したか。 （船安衛則55条、クレーン則36条、78条） (2) 振れ止め索の取付位置及び張り方は適正か。（船安衛則55条） (3) 揚貨装置の運転等には熟練者を配置しているか。（船安衛則55条） (4) 必要以上に高吊りしていないか。 (5) 重量物の下部は立入禁止としているか。（船安衛則55条） (6) フックの外れ止め装置は点検したか。（船安衛則54条、クレーン則20条の2、66条の3） (7) 過巻防止装置の作動はよいか。 (8) ブレーキ、ストッパ等重量部分は指揮者自ら確認しているか。 (9) 通索・索具類によじれが起きていないか。 (10) 荷重に見合った索具類を使用しているか。

項 目	事 項
1 ウィンチ等船具類の確認	1 キャプスタンのチェーン嵌合部の摩耗、ブレーキバンドの損傷はないか。 2 ウィンチの軸受、ブレーキ、ドラムのつば、ガイド装置等に異常はないか。 3 ウィンチの逆転防止装置の作動はよいか。(船設規169条の10) 4 電路遮断器、過負荷防止装置(電動式)はよいか。(船設規169条の11) 5 ロープ類の取付け、フリートアングル、力の作動方向等は適切か。 6 ビット、ボラード、クリート類の変形、取付部の腐食はないか。
2 チェーン、ロープ類・索具類の確認	1 錨鎖の長さ、径、強度等は適正か。(船設規125条、126条) 2 係留索の数量、直径、長さは適正か。(船設規128条、130条) 3 作業ワイヤロープ等 (1) クレーン、デリックの通索・ガイ・作業索等の強度、安全係数はよいか。 (2) 不適格な玉掛用具(ワイヤ、繊維ロープ、フック、シャックル、チェーン等)の使用が禁止されているか。(安衛則471条～474条、クレーン則215条～218条) 4 テークル、シーブ類は片べり、偏心等を起していないか。 5 ロープのウィンチ取付部の捨巻き、取付方法は適切か。乱巻きはないか。 6 ロープ端末部の緊結(圧縮止め、クリップ止め、アイスプライス処理等)は、正しく行われているか。(安衛則475条、クレーン則219条) 7 チェーンストッパ、麻索ストッパの状態はよいか。
3 取扱者の資格の確認	1 クレーン、デリック等の業務では免許取得者又は技能講習修了等の有資格者を配置しているか。 (安衛法61条、安衛令20条、安衛則41条) 2 船員法適用船の同上作業の場合、取扱者の資格はよいか。(船安衛則28条)
4 作業指揮者の行う注意	1 ロープ等による事故例を検討し、教育を実施したか。 2 一般点検事項 (1) 新品ワイヤロープの解き方は正しいか。キンクの原因とならないか。 (2) 用途に応じた的確な種類(ワイヤ、繊維、合繊等)を選定しているか。 (3) 目的に合致した玉掛け、係止、端止め等の方法をとらせているか。
5 ワイヤロープ類取扱作業	1 玉掛けワイヤ、吊りチェーン等の作業開始前の点検はよいか。(クレーン則220条) 2 ロープ、鎖、フック等の切断防止に留意しているか。(安衛則469条、470条) 3 ロープ等が曲る部分(シーブ、ボラード、ドラム等)の径との直径比は適正か。 4 角部には当て物(かませ物)を準備しているか。 5 ロープの巻物、枕、はかま等を適切に使用しているか。 6 常にキンク、乱巻き、片巻き等にならないよう注意しているか。 7 玉掛けの吊り角度は60°以内におさえているか。 8 張力の加わった内側、コイルした輪の中を立入禁止としているか。

項 目	事 項
1 高所作業	1 高所作業（床面から2 m以上）の種類と高さを確認したか。（船安衛則51条、安衛則518条） 2 船体の動揺、強風・大雨・大雪等異常気象下における作業制限を設けているか。 （船安衛則51条、安衛則522条） 3 船舶においては、要所に連絡のための監視員を配置しているか。（2人以上の組で救助活動ができる場合を除く）（船安衛則51条） 4 煙突・汽笛・通信用アンテナ・危険旋回物（クレーン、レーダー等）付近の高所作業は、関係者に作業内容、作業時間を通知しているか。（船安衛則51条） 5 作業実施上の遵守事項 (1) 経験又は技能を有する者に行わせているか。（船安衛則28条） (2) 作業床を設置するか。若しくは防網を張り、墜落制止用器具を使用させているか。（安衛則518条） (3) 墜落制止用器具の取付設備を設けているか。（安衛則521条） (4) 作業船では保護帽及び墜落制止用器具を使用させているか。（船安衛則51条） (5) 墜落制止用器具のフックは、腰よりも上にかけているか。 (6) 上下作業の場合、通行を制限しているか。（船安衛則51条）
2 開口部作業	1 開口部に手すり、囲い等墜落防止設備を設けているか。（安衛則519条） 2 開口部作業では墜落制止用器具を使用させているか。（安衛則519条） 3 開口部の表示、周囲の照明はよいか。 4 関係労働者以外の立入を禁止したか。 5 作業実施上の遵守事項 (1) 経験又は技能を有する者に行わせているか。（船安衛則28条） (2) 作業床を設置するか。若しくは防網を張り、墜落制止用器具を使用させているか。（安衛則518条） (3) 墜落制止用器具の取付設備は設けてあるか。（安衛則521条） (4) 作業船では保護帽及び墜落制止用器具を使用させているか。（船安衛則51条） (5) 墜落制止用器具のフックは、腰よりも上にかけているか。 (6) 上下作業の場合、通行を制限しているか。（船安衛則51条） 6 作業終了後の開口部は閉鎖したか。外した手すり等を復旧したか。
3 舷外作業	1 船体の動揺、風速・波高等による作業制限を設けているか。（船安衛則52条） 2 要所に作業従事者との連絡のための監視員を配置しているか。（2人以上の組で救助活動ができる場合を除く）（船安衛則52条） 3 作業場所におけるビルジ、汚水、汚物等の舷外排出を禁止しているか。（船安衛則52条） 4 作業実施上の留意事項 (1) 経験又は技能を有する者に行わせているか。（船安衛則28条） (2) 作業者に保護帽、墜落制止用器具及び作業用救命衣を着用させているか。（船安衛則52条） (3) 足踏みの丈夫な綱はしご等安全な昇降用具を使用させているか。（船安衛則52条） (4) 吊り足場の支持箇所、「舷外作業中」の標識を出しているか。（船安衛則52条） (5) 作業場所の潮下側に救命浮環又は救命艇を用意しているか。（船安衛則52条）

2-1-14 潜水作業
2-1-14-1 調査・届出等

項 目	事 項
1 調 査	1 現地に関する次の事項の調査はよいか。 (1) 気象・海象等の自然条件 特に潜水土船及び潜水作業者の作業限界に影響する波浪、磯波、うねり、潮流、透明度、水温等 (2) 海草、サメ、アカエイ、フジツボなど障害、有害魚介類等 (3) 海底の地形、土質、転石、漂砂、障害物等の状況 (4) 潜水種別の選定、潜水作業目的、作業内容、作業時間等必要な事項 (5) クレーン船等協力作業船 2 現地付近の次の事項の調査はよいか。 (1) 潜水土船基地関係 (2) 隣接工事、付近航行船舶、漁業操業の状況等 (3) 救急病院関係 (4) 再圧治療病院の所在と輸送手段、現地再圧室設置の可否等 (5) 作業海域の明示、警戒に関する事項 3 潜水対象となる構造物等の図面を確認したか。 4 潜水事故事例について検討したか。 5 潜水関係法令集を調査したか。（「潜水土テキスト」厚生労働省安全衛生部労働衛生環境課編）
2 潜水種別の選定	1 作業内容、作業環境、潜水時間及び安全性等から最適な潜水種別を選定したか。 2 潜水種別のそれぞれの作業性、能力限界等を調査したか。
3 届出等	1 法適用海域についての作業許可を受けたか。また所要の届出を行ったか。 （「1-1-4 工事関係適用法令と手続」参照） 2 緊急時の再圧治療機関等（場所、現地設置の場合の指導医師）について、あらかじめ輸送手段、救難各機関、連絡体制等及び関係官署等の事前了解等を得たか。

項 目	事 項
1 作業計画	1 次の事項を検討し計画したか。 (1) 作業目的、作業内容、作業環境（深度、波浪、潮流、透明度、水温、潜水対象物の構造、隣接工事、付近航行船舶等）から適当な潜水方法（種別）の選定、作業中止条件（潜水土船及び潜水作業者） (2) 潜水作業チームの編成 ① 潜水作業者の員数とその作業割り ② 自給気式潜水（スキューバ）では、2人以上のチーム作業 ③ 送気式潜水では、潜水作業者2人以下ごとに1人の連絡員（高圧則36条） (3) 潜水作業に必要な機械・器具等の使用及び他作業船の行動 (4) 安全対策 2 次の事項について、潜水作業日ごとの作業計画を定め、関係者に周知徹底したか。 (高圧則12条2、27条) (1) 作業日時、潜水作業者 (2) 呼吸ガスの成分組成 (3) 潜降及び浮上開始時刻 (4) 当該潜水作業の最大深度 (5) 潜降及び浮上速度 (6) 浮上停止深度及び浮上停止時間 3 潜水土船の行動計画で次の事項を指示したか。 (1) 作業船基地からの回航 (2) 潜水作業中の安全な係留 (3) 潜水作業者との連携作業 (4) 警戒要領 4 作業指揮命令系統はよいか。 潜水作業管理者（3名以上が共同で潜水作業する場合）、潜水作業指揮者（2名以上が共同で潜水作業する場合）、潜水作業者、連絡員、送気員、クレーン運転士、他作業船の合図者等の配置及び指揮命令系統
2 安全管理計画	1 潜水作業等に係る従事者の資格等を確認したか。 (1) 潜水作業者は潜水土免許（安衛法61条、安衛令20条、安衛則41条、高圧則12条） (2) 潜水作業者が次の作業を行う場合は当該免許等 ① 発破作業：火薬取扱保安責任者又は発破技士免許及び火薬類取扱従事者手帳 (安衛令20条、安衛則41条、火取法30条) ② 玉掛け作業：玉掛け技能講習修了証（安衛令20条、安衛則41条、クレーン則221条） ③ 溶接・溶断作業：ガス溶接技能講習修了証（安衛令20条、安衛則41条） アーク溶接等特別教育修了証（安衛則36条） (3) 送気員は特別教育修了者（安衛則36条、高圧則11条） (4) 再圧室管理責任者は特別教育修了者、同補助者は訓練終了者（安衛則36条、高圧則11条） (5) 連絡員が潜水土免許を有していない場合は教育

項 目	事 項
2 安全管理計画 (つづき)	2 作業海域の安全について、次の事項を検討し計画したか。 (1) 作業海域を明示するための標識・灯火等の適切な設置 (2) 警戒船の配置及び警戒要領の適切性 (3) 「潜水作業中」であることを標示する国際信号A旗を表す信号板及び操縦性能制限船の形象物を潜水士船上に掲示(海衝法27条) (4) 必要に応じ付近航行船舶の航跡波等の監視員を配置 3 潜水作業の安全について、次の事項を検討し計画したか。 (1) 潜水作業管理者は、潜水作業における安全管理上のポイントを理解する。潜水作業指揮者と十分打合せを行う。 (2) 作業目的、内容を十分理解させ、同種作業の事故事例等を周知する。また、作業計画に無理はないか。 (3) 潜水作業者と連絡員の通信連絡方法、作業合図を定め、指示する。 (4) 必ずさがり綱を備え、3mごとに深度表示する木札又は布等を取り付ける。 (5) 自給気式潜水の場合、長い管路内の作業では、潜水作業者の緊急避難装置を設け、予備ボンベ、通話装置等を配置する。 (6) 適当な照明を準備する。 (7) 潜水作業者は法定の特殊健康診断を受ける。また、高圧則に定める疾患のある者の潜水を禁止するよう指示する。(安衛法66条～68条、安衛令22条、高圧則38条～41条) (8) 複雑な作業では陸上で事前訓練を行う。 4 潜水器材等の安全について、次の事項を検討し計画したか。 (1) 法規に適合した潜水器材を準備する。(「2-1-14-3 潜水諸設備の準備」参照) (2) 再圧室の設置及び利用、その他救急用具等。(高圧則42条、安衛則633条) 5 ガス分圧の制限について、次の事項を検討し計画したか。(高圧則15条) (1) 深度10m以上の潜水作業を行う場合は、呼吸ガスの組成分圧を次の範囲とする。 ① 窒素 400kPa以下 ② 酸素 18kPa以上 160kPa以下 ③ 二酸化炭素(炭酸ガス) 0.5kPa以下 (2) 水中酸素減圧で、溺水のおそれがない場合は、酸素分圧を220kPaまで高めることができる。 6 酸素中毒症防止のため、酸素ばく露量の制限について検討し計画したか。(高圧則16条、平成26年厚労省告示457号2条) 〔酸素中毒症防止のため、酸素ばく露量の範囲〕 ① 1日のばく露量 600UPTD以下 ② 1週間のばく露量 2,500UPTD以下
3 環境対策	「給油時などの油排出防止対策」を適切に計画等しているか。 (「2-1-6-2 曳航(押航)作業計画 3環境対策」参照)

項 目	事 項
4 異常時の措置	1 荒天時の作業の中止条件を定めて、関係者に周知徹底したか。(潜水土船及び潜水作業者) (「1 作業計画 1」参照) 2 潜水事故発生時における医療機関、輸送機関等と連絡・受け入れ体制及び現地での応急処置等について、救急措置要領を定め、関係者に周知徹底したか。 (1) 事故発生時の措置 ① 緊急浮上時の処置 ・ 緊急浮上及び引き上げ方法 ・ 減圧時間を短縮した場合の処置 ② 関係機関への連絡 ③ 医療機関への輸送・受け入れ等 ・ 救急病院関係 ・ 再圧治療病院、また、周辺に同病院がない場合、現地に再圧室設置等 (高圧則42条～46条) ④ 潜水土船等に救急用具の保管と使用法の周知(安衛法22条、安衛則633条) (2) 緊急浮上直後又は途中の措置 ① 溺れ、呼吸停止：水の吐出、救急蘇生処置（人工呼吸、心臓マッサージ）等 ② 水中拘束、肺破裂、減圧症：減圧時間を短縮した場合、医師の指示により再圧治療等 (高圧則32条) ③ 窒素酔い、二酸化炭素（炭酸ガス）中毒：新鮮な空気の吸入等 ④ スクイズ：患部冷却等 ⑤ 骨折、打撲、切り傷等：患部固定、冷却、止血等

項 目	事 項
1 潜水土船	1 潜水作業計画に見合った潜水土船を配備したか。特に、海上における作業限界には十分見合うか。船舶検査証書等の法定書類は保管しているか。 2 推進器は、クラッチ停止安全装置設置又はスクリュウ覆いをしているか。(安衛則28～29条) 3 搭載された潜水設備の自主検査記録簿を備えているか。 4 作業に必要なクレーン、玉掛用具等は整備しているか。 5 潜水作業者の昇降用はしごを設けたか。 6 雨よけ及び日よけの覆いを設けたか。
2 ヘルメット方式潜水(送気式)	1 空気圧縮機及び空気清浄器 (1) 空気圧縮機及びその原動機の整備、作動状態等はよいか。 ① 作業深度の圧力下において潜水作業者ごとに毎分60L以上送気できる空気圧縮機を選定する。なお、圧力調整器を使用させる場合は、その水深の圧力下に於いて潜水作業者ごとに毎分40L以上送気できる空気圧縮機を使用し、かつ送気圧はその深度の圧力に0.7MPaを加えた値以上とする。(高圧則28条) ② 空気圧縮機の空気吸入口は、ろ過機を備え、かつエンジン排気等の有害ガスが入らない位置に設ける。 ③ 激しい微振動の発生による接合部の空気漏洩の確認 ④ 回転部に、覆い又は囲いを設ける。(安衛則25条) (2) ベルトは2条つけ。また、老朽化していないか。 (3) 空気清浄装置、圧力計又は流量計の整備はよいか。逆止弁は取り付けたか。 (高圧則8条～9条) 2 空気槽 (1) 送気調節用空気槽及び予備空気槽は潜水作業者ごとに設けたか。(高圧則8条) (2) 予備空気槽の空気圧力は、常時最高潜水深度圧力の1.5倍以上であるか。内容積は高圧則の定めにより求めた値以上であるか。(高圧則8条) (3) ドレーン抜きバルブ、コック、安全弁等の整備、作動状態はよいか。 3 送気管(エアーホース) (1) 耐圧試験に合格している規格品を選定使用している、腰バルブ等に空気調節装置を取り付けたものを使用しているか。 (2) 老朽化していないか。潜水作業に必要な十分な長さがあるか。 4 ヘルメット、潜水服等 (1) ヘルメットの各部の機能はよいか。(潜水器構造規格) (2) 靴、重錘等付属品は正常なものを準備したか。 (3) 信号索、通話装置等の連絡通信設備はよいか。

項 目	事 項
3 フーカー方式潜水 (送気式)	1 空気圧縮機及び空気清浄器 (「2 ヘルメット方式潜水 1 及び 2」参照) 2 空気槽 (「2 ヘルメット方式潜水 1 (1)、(2)及び 2」参照) 3 送気管 (「2 ヘルメット方式潜水 3」参照) 4 マスク 顔の接触が柔らかく視野が広く、面ガラスは強化ガラスのものを使用しているか。 5 潜水服 潜水服 (乾式、湿式) は、季節や体型等に適合したもの、また、頭部保護フードを着用しているか。潜水服の漏気等はないか。 6 重錘 (1) 重錘は、潜水作業の違いによる必要分を確保したか。 (2) 重錘取付ベルトの締め金具は、一動作で外れるか。 7 ポンベ (緊急用含む) 及びバルブ (高ガス法45条-2、容保則36条-2) (1) ポンベ及びバルブは、検査合格し、性能諸元が刻印されているか。(容保則8条) (2) ポンベは、表面積の1/2以上を酸素は黒、それ以外の呼吸ガスはねずみ色に塗装し、充填ガス名称を文字塗装表示しているか。(容保則10条)
4 スキューバ方式潜水 (自給気式)	1 深度、潜水時間、作業の強度等による空気消費量を十分考慮し、ポンベの容量、数量を準備したか。 2 圧力調整器 (レギュレータ) は、1 MPa以上のポンベから給気を受ける場合、圧力調整器は2段以上の減圧方式を使用しているか。(高圧則30条) 3 マスク、潜水服は確認したか。(「3 フーカー方式潜水 4 及び 5」参照) 4 救命胴衣又は浮力調整具は、潜水作業の支障とならず、緊急時に十分な浮力を有しているか。 5 残圧計は、衝撃に強く目盛の見やすいものか。
5 ヘリウム混合ガス潜水	1 空気潜水の限界は深度40m以下であるため、40m以上の潜水作業は、その深度における窒素分圧が、「2-1-14-2 潜水作業計画」に示す上限値を超えないようヘリウムガスを混合して窒素濃度の調整を行った混合ガスを使用しているか。(高圧則15条、27条) 2 深度65m以上の場合は、その深度における酸素分圧が、「2-1-14-2 潜水作業計画」に示す上限値をこえぬよう酸素濃度を空気より低くした混合ガスを使用しているか。(高圧則15条、27条) 3 酸素系統の禁油は厳守しているか。 4 通話装置はよいか。 5 保温潜水服 (温水ホース導入等) の使用を検討したか。 6 大水深の潜水作業は、潜水作業者の潜降・浮上の負担が大きいため昇降装置の導入を検討したか。

項 目	事 項
6 その他潜水器具（共通）	1 信号索及びさがり綱は、強靱なものを使用しているか。損傷等の異常はないか。また、さがり綱は3 mごとに深度を表示したか。（高圧則33条） 2 水深計は狂いなく、目盛の見やすいものか。（高圧則37条） 3 水中時計は完全防水で作業深度の耐圧性を有するものを使用しているか。（高圧則37条） 4 鋭利な刃物を携帯したか。（高圧則37条） 5 通話装置の感度はよいか。また、水密性はよいか。
7 再圧室	1 深度10m以上の潜水作業を行うときの事故に備え、周辺に再圧治療施設がない場合、作業場所付近に再圧室を設置・管理し、再圧治療の指導医師との連絡体制を確立しているか。（高圧則42条） 2 再圧室は構造規格に適合したものを安全な場所に設置したか。（昭和47年12月4日労働省告示第147号 再圧室構造規格、高圧則42条） 3 再圧室管理責任者を選任し、関係者以外立入禁止を標示したか。また、危険物等の持ち込み禁止を掲示したか。（高圧則43条、46条） 4 再圧室管理責任者は、再圧室設置後1か月ごと及び使用前に、送気、排気設備、通話・警報装置の作動の状況等を点検し、異常があった場合は、直ちに補修又は取換えているか。また、その記録を3年間保存しているか。（高圧則45条） 5 再圧室管理責任者は、再圧室の使用に際し、医師と相談・指示のもと、主室・副室間扉を閉じ各内部圧力を等しく保ち、操作者に加圧減圧状況・異常の有無等を監視させているか。また、加圧減圧状況記録を5年間保存しているか。（高圧則44条）
8 定期点検	1 各設備に掲げる期間ごとに1回以上点検しているか。（高圧則34条、45条） (1) 空気圧縮機 1週間 (2) 空気清浄装置、水深計 1か月 (3) 水中時計 3か月 (4) 流量計、ポンベ 6か月 (5) 再圧室 1か月 2 点検後又は修理その他の必要な措置を講じた場合、その都度記録して3年間保存しているか。（高圧則34条、45条）

項 目	事 項
1 作業打合せ	- 潜水作業管理者と潜水作業指揮者、潜水作業指揮者と潜水作業員、潜水作業員と送気員及び連絡員の打合せは十分か。また、合図・信号は統一したか。 - 潜水作業計画及び安全管理計画は、周知徹底したか。 - 潜水深度に応ずる減圧、業務間ガス圧減少時間、業務終了後ガス圧減少時間を、潜水作業員は確認しているか。(高圧則15条、27条) - 潜水作業員の健康状態を確認し、また、潜水士免許証及び各個人の潜水記録を点検したか。(高圧則41条、12条) - 作業に当たり、潮流、天気予報(気象、海象)、付近航行船舶、漁業操業状況等を伝達したか。 - クレーン船等協力作業船と潜水作業員間の打合せを行ったか。また、合図・信号及び作業船等との安全な位置関係について、周知徹底したか。
2 潜水用具等の確認	- 原動機、空気圧縮機、回転ベルト、他作業船の動力等、潜水作業員の生命に直接関係する重要機械の作動状況はよいか。 - 作業開始前の点検はよいか。(高圧則34条) - 空気圧縮機により送気する潜水 潜水器、送気管、信号索、さがり綱、圧力調整器 - ボンベ(潜水作業員に携行させたボンベを除く)から給気を受ける潜水 潜水器、送気器、信号索、さがり綱、圧力調整器 - 自給気式(スキューバ)潜水 潜水器、圧力調整器 - 携行物は確認したか。漏れはないか。(高圧則37条) - 空気圧縮機又はボンベ(潜水作業員に携行させたボンベを除く)から給気する潜水 信号索、水中時計、水深計、鋭利な刃物 (ただし、通話装置で通話できる場合は鋭利な刃物だけでもよい) - スキューバ方式潜水 水中時計、水深計、鋭利な刃物、救命胴衣又は浮力調整具 - スキューバ方式潜水時、ボンベ圧力を通知したか。(高圧則29条) - ヘルメット方式潜水では、頭髮が排気弁(キリップ)に、はさまらないよう処置したか。
3 警戒体制	「潜水作業中」であることを表示する国際信号A旗を表す信号板及び操縦性能制限船の形象物を潜水士船上に掲示したか。(海衝法27条) - 付近航行船舶、航跡波等に対する監視体制はよいか。 - 潜水士船の位置、連絡員の配置はよいか。 - 異常事態の早期発見・措置体制を確認したか。 - スキューバ方式潜水では、異常確認の監視員を配置したか。(高圧則29条)

項 目	事 項
1 潜 降	1 潜水作業者 (1) 昇降用はしごを使用して水面に入っているか。 (2) はしごにつかまって、ためし潜りを行っているか。 かぶと部、潜水服、エアホース等の異常の有無を確認したか。 (3) さがり網を使用しているか。潜降速度は適正か。（高圧則12条2、27条、33条） (4) 耳鳴り等身体不調の場合は、一時潜降を中止又は浮上しているか。 2 連絡員 (1) ヘルメット方式潜水では、潜降直前に潜水作業者のヘルメットと、かぶと台の結合を確認しているか。（高圧則36条） (2) 通話装置の異常の有無を確認しているか。通話に入る呼吸音の確認及び潜水作業者の出す気泡の浮上を確認しているか。（高圧則36条） (3) エアホースを適正に繰り出しているか。 (4) 潜水土船の潜水作業者に対する位置は適正か。 3 送気員 (1) 原動機、空気圧縮機、空気槽、空気導管、空気清浄装置等の異常の有無を確認しているか。 (2) 空気圧力計、空気流量計、冷却水出口温度計等を監視しているか。 (3) 空気清浄装置の過熱はないか、有害排気ガスが圧縮機に吸入していないか。
2 潜水作業 一般	1 潜水作業者 (1) 強潮流時等において、命綱の使用等圧流防止の措置を講じたか。 (2) 墜落のおそれのある地形では足場の設置又は命綱を使用したか。 (3) 上下作業を行っていないか。 (4) 間口が狭く、奥行が長い穴場作業等において、他の潜水作業者を入口付近に待機させてから入っているか。 (5) 自給気式潜水では、2人以上1組で作業しているか。 (6) 高圧則の定めにより求められた潜水時間を守っているか。（高圧則12条2、27条） (7) エアホースの引っかかり、重量物の下敷き等に対する防止措置を講じたか。 2 連絡員 (1) 送気員と連絡し、必要な空気量を送気しているか。（高圧則36条） (2) エアホースの繰り出し、引込み等ホースさばきを適正に行っているか。 (3) 潜水土船の推進器（ホース巻込防止設備のある船を除く）を回転するときは、潜水作業者の船内収容を確認してから行っているか。
3 浮 上	1 潜水作業者 (1) さがり網を使用して浮上しているか。浮上速度は毎分10m以下としているか。 （高圧則18条、33条） (2) 深度10m以上の場所から浮上する際は、高圧則の定めにより、ある深度に達するごとに求められた時間以上浮上を停止しているか。（高圧則18条） (3) 船底等上部の障害物を避けて浮上しているか。 2 連絡員、送気員 (1) 潜水作業者が浮上の際、エアホースを引込んでいるか。 (2) 事故等が発生したときは、状況に応じて、緊急に潜水作業者を浮上させているか。 （高圧則32条） (3) 送気員は予備空気槽からの送気に変更する際は、予定深度、混合ガス組成成分圧範囲を厳守しバルブ、コックの切換えを行っているか。

項 目	事 項																
4 諸障害・事故等の防止	潜水中等において、複合的に発生するおそれのある主な高気圧障害・事故等について、次のとおり防止措置を行っているか。 (1) 潜水中の健康障害 <table> <tr> <th>障 害</th><th>障害状況と防止措置等</th></tr> <tr> <td>① 減圧症</td><td> 【症状】浮上時に発生する不活性ガス(窒素及びヘリウムの気体)の気泡化により、Ⅰ型：かゆみ、関節痛等、重くなるとⅡ型：脊髄、脳、肺等に障害 【措置】潜水深度、時間の順守、浮上時における浮上深度ごとの停止時間の順守、ガス減圧に関し、その日2回目以降の潜水間の十分な休憩・重激作業の禁止、その日作業終了後、14時間は重激作業禁止 </td></tr> <tr> <td>② 圧外傷</td><td> 【症状】圧力変化(潜降、浮上等)により、副鼻腔(痛み、鼻血)、肺(咳、血痰、チアノーゼ)、耳(出血、鼓膜損傷)など、気体を含んだ空間のスクイズ(締め付け)等による障害 【措置】風邪引き時は潜水しない、呼吸は止めない、こまめな耳抜き、痛み時は取れる深度まで浮上する等 </td></tr> <tr> <td>③ 呼吸ガス中毒</td><td> 【症状】酸素(視野異常、耳鳴り、吐き気、痙攣等)、肺酸素(胸痛、咳、呼吸不全)、低酸素(意識消失)、炭酸ガス(頭痛、めまい、呼吸・意識障害)、一酸化炭素(0.5%以下濃度でも死亡)、窒素酔い(酒酔い状態、意識朦朧)等の中毒による障害が起こる。 【措置】エアブレイク(間欠的酸素呼吸)取入れ、機器設備操作の監視、コンプレッサー排気ガスが入らぬよう注意、深度30m程度から混合ガス使用 </td></tr> </table> (2) 潜水中の事故 <table> <tr> <th>事 故</th><th>事故状況と防止措置等</th></tr> <tr> <td>① 吹き上げ、墜落</td><td> 【状況】潜水服内部圧が水圧より高くなり過ぎた場合、一気に海面へ浮上、その逆が墜落 【措置】潜降、浮上時は下がり綱を使用、姿勢を横にするときは潜水服を必要以上に膨らませない、ウェイトは浮力変化を考慮し選定、潜水深度変更時は船上に連絡 </td></tr> <tr> <td>② おぼれ</td><td> 【状況】気道や肺に水が入り呼吸できず窒息状態、エアーホーストラブル等により送気中断、緊急時のパニック等 【措置】事故・緊急時に対する十分な教育、潜水機器の適正な操作と十分な点検整備、エアーホーストラブルの回避策 </td></tr> <tr> <td>③ 海中生物</td><td> 【状況】噛み傷(サメ、ウツボ)、切り傷(サンゴ、フジツボ)、刺し傷(アカエイ、カサゴ、クラゲ)等 【措置】危険度、生態、棲息場所等を事前に把握する。 </td></tr> </table>	障 害	障害状況と防止措置等	① 減圧症	【症状】浮上時に発生する不活性ガス(窒素及びヘリウムの気体)の気泡化により、Ⅰ型：かゆみ、関節痛等、重くなるとⅡ型：脊髄、脳、肺等に障害 【措置】潜水深度、時間の順守、浮上時における浮上深度ごとの停止時間の順守、ガス減圧に関し、その日2回目以降の潜水間の十分な休憩・重激作業の禁止、その日作業終了後、14時間は重激作業禁止	② 圧外傷	【症状】圧力変化(潜降、浮上等)により、副鼻腔(痛み、鼻血)、肺(咳、血痰、チアノーゼ)、耳(出血、鼓膜損傷)など、気体を含んだ空間のスクイズ(締め付け)等による障害 【措置】風邪引き時は潜水しない、呼吸は止めない、こまめな耳抜き、痛み時は取れる深度まで浮上する等	③ 呼吸ガス中毒	【症状】酸素(視野異常、耳鳴り、吐き気、痙攣等)、肺酸素(胸痛、咳、呼吸不全)、低酸素(意識消失)、炭酸ガス(頭痛、めまい、呼吸・意識障害)、一酸化炭素(0.5%以下濃度でも死亡)、窒素酔い(酒酔い状態、意識朦朧)等の中毒による障害が起こる。 【措置】エアブレイク(間欠的酸素呼吸)取入れ、機器設備操作の監視、コンプレッサー排気ガスが入らぬよう注意、深度30m程度から混合ガス使用	事 故	事故状況と防止措置等	① 吹き上げ、墜落	【状況】潜水服内部圧が水圧より高くなり過ぎた場合、一気に海面へ浮上、その逆が墜落 【措置】潜降、浮上時は下がり綱を使用、姿勢を横にするときは潜水服を必要以上に膨らませない、ウェイトは浮力変化を考慮し選定、潜水深度変更時は船上に連絡	② おぼれ	【状況】気道や肺に水が入り呼吸できず窒息状態、エアーホーストラブル等により送気中断、緊急時のパニック等 【措置】事故・緊急時に対する十分な教育、潜水機器の適正な操作と十分な点検整備、エアーホーストラブルの回避策	③ 海中生物	【状況】噛み傷(サメ、ウツボ)、切り傷(サンゴ、フジツボ)、刺し傷(アカエイ、カサゴ、クラゲ)等 【措置】危険度、生態、棲息場所等を事前に把握する。
障 害	障害状況と防止措置等																
① 減圧症	【症状】浮上時に発生する不活性ガス(窒素及びヘリウムの気体)の気泡化により、Ⅰ型：かゆみ、関節痛等、重くなるとⅡ型：脊髄、脳、肺等に障害 【措置】潜水深度、時間の順守、浮上時における浮上深度ごとの停止時間の順守、ガス減圧に関し、その日2回目以降の潜水間の十分な休憩・重激作業の禁止、その日作業終了後、14時間は重激作業禁止																
② 圧外傷	【症状】圧力変化(潜降、浮上等)により、副鼻腔(痛み、鼻血)、肺(咳、血痰、チアノーゼ)、耳(出血、鼓膜損傷)など、気体を含んだ空間のスクイズ(締め付け)等による障害 【措置】風邪引き時は潜水しない、呼吸は止めない、こまめな耳抜き、痛み時は取れる深度まで浮上する等																
③ 呼吸ガス中毒	【症状】酸素(視野異常、耳鳴り、吐き気、痙攣等)、肺酸素(胸痛、咳、呼吸不全)、低酸素(意識消失)、炭酸ガス(頭痛、めまい、呼吸・意識障害)、一酸化炭素(0.5%以下濃度でも死亡)、窒素酔い(酒酔い状態、意識朦朧)等の中毒による障害が起こる。 【措置】エアブレイク(間欠的酸素呼吸)取入れ、機器設備操作の監視、コンプレッサー排気ガスが入らぬよう注意、深度30m程度から混合ガス使用																
事 故	事故状況と防止措置等																
① 吹き上げ、墜落	【状況】潜水服内部圧が水圧より高くなり過ぎた場合、一気に海面へ浮上、その逆が墜落 【措置】潜降、浮上時は下がり綱を使用、姿勢を横にするときは潜水服を必要以上に膨らませない、ウェイトは浮力変化を考慮し選定、潜水深度変更時は船上に連絡																
② おぼれ	【状況】気道や肺に水が入り呼吸できず窒息状態、エアーホーストラブル等により送気中断、緊急時のパニック等 【措置】事故・緊急時に対する十分な教育、潜水機器の適正な操作と十分な点検整備、エアーホーストラブルの回避策																
③ 海中生物	【状況】噛み傷(サメ、ウツボ)、切り傷(サンゴ、フジツボ)、刺し傷(アカエイ、カサゴ、クラゲ)等 【措置】危険度、生態、棲息場所等を事前に把握する。																

項 目	事 項								
4 諸障害・事故等の防止（つづき）	(3) 潜水作業中の事故 <table> <tr> <th>事 故</th><th>事故状況と防止措置等</th></tr> <tr> <td>① 水中拘束</td><td> 【状況】ブロックはさまれやロープ絡み、エアーホーストラブル、沈船等障害物に引っ掛り等 【措置】作業手順順守、障害物は上を越え帰路は同じとし、不要ロープは回収、ガイドロープ使用等 </td></tr> <tr> <td>② 崩壊・落石</td><td> 【状況】石、ブロック等の崩壊・落下により骨折、挫傷、エアーホーストラブル等 【措置】不安定な石を先行移動、クレーン等共同作業時合図の徹底 </td></tr> <tr> <td>③ ガス爆発、感電</td><td> 【状況】溶接・溶断時の発生ガスが滞留・爆発により怪我・鼓膜損傷、溶接棒・溶接母材との接触による感電等 【措置】時々作業中止し周辺海水攪拌によりガスを分散・排除、また、溶接棒・溶接母材の間に体を置かない。 </td></tr> </table>	事 故	事故状況と防止措置等	① 水中拘束	【状況】ブロックはさまれやロープ絡み、エアーホーストラブル、沈船等障害物に引っ掛り等 【措置】作業手順順守、障害物は上を越え帰路は同じとし、不要ロープは回収、ガイドロープ使用等	② 崩壊・落石	【状況】石、ブロック等の崩壊・落下により骨折、挫傷、エアーホーストラブル等 【措置】不安定な石を先行移動、クレーン等共同作業時合図の徹底	③ ガス爆発、感電	【状況】溶接・溶断時の発生ガスが滞留・爆発により怪我・鼓膜損傷、溶接棒・溶接母材との接触による感電等 【措置】時々作業中止し周辺海水攪拌によりガスを分散・排除、また、溶接棒・溶接母材の間に体を置かない。
事 故	事故状況と防止措置等								
① 水中拘束	【状況】ブロックはさまれやロープ絡み、エアーホーストラブル、沈船等障害物に引っ掛り等 【措置】作業手順順守、障害物は上を越え帰路は同じとし、不要ロープは回収、ガイドロープ使用等								
② 崩壊・落石	【状況】石、ブロック等の崩壊・落下により骨折、挫傷、エアーホーストラブル等 【措置】不安定な石を先行移動、クレーン等共同作業時合図の徹底								
③ ガス爆発、感電	【状況】溶接・溶断時の発生ガスが滞留・爆発により怪我・鼓膜損傷、溶接棒・溶接母材との接触による感電等 【措置】時々作業中止し周辺海水攪拌によりガスを分散・排除、また、溶接棒・溶接母材の間に体を置かない。								
5 潜水作業状況の記録	潜水業務の都度、「2-1-14-2 潜水作業計画 1 作業計画 2」に掲げる事項を記録した書類並びに潜水作業者の氏名及び作業日時を記載した書類を作成し、5年間保存しているか。 （高圧則20条2）								
6 再圧室の使用	1 送気、排気、通話、警報各装置の作動状況に異常はないか。（高圧則44条） 2 再圧室の加圧及び減圧の速度（毎分80kPa以下）等は定められたとおりに行っているか。 （高圧則14条、18条、32条） 3 再圧室の操作は、特別教育修了者が行っているか。（高圧則11条） 4 加圧及び減圧の状況を記録し、その記録を5年間保存しているか。（高圧則44条） 5 再圧室内への危険物等の持込みを禁止し、その旨を再圧室の入り口に掲示したか。 （高圧則46条） 6 再圧室の設置場所及び操作場所に、関係者以外の者の立入禁止の標示をしたか。（高圧則43条）								
7 環境対策	1 「給油時などの油排出防止対策」を計画等したとおり適切に実施しているか。 （「2-1-6-2 曳航（押航）作業計画 3 環境対策」参照） 2 排出油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示しているか（2014埋渫統一ルール） 3 油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止に関する法令に基づく書類・掲示等は適正か。 （「3-1-1 作業船一般管理」参照） 4 ビルジ、廃油及び廃棄物等を法令に基づき適正に保管・処理・処分しているか。 （「3-1-1 作業船一般管理」参照）								

項 目	事 項
1 捨石等の均し作業	1 捨石投入を終了してから、作業場所に近づいているか。 2 巻上機運転者は、潜水作業者の合図により巻上げ、巻下げ操作を行っているか。運転中、運転場所から離れていないか。 3 潜水作業中の落石、転落、はさまれ等事故防止のため、起伏が小さくなるよう投入指示しているか。 4 複数の潜水作業者による均しは、上下作業を行っていないか。また、不安定な石から先に移動させているか。
2 ケーソン（ブロック）据付作業	1 ケーソン（ブロック）の着底、固定注水等の作業中は待機し、終了して安定した後に、据付状態等の確認を行っているか。 2 玉掛用具を取外す際は、吊りワイヤロープを十分ゆるめているか。 3 はねられ、はさまれ等のおそれのない姿勢で行っているか。
3 長尺物等取扱作業	1 長尺物の振れ回り等、危険範囲内に立ち入っていないか。 2 控え索、工具を使用して重量物を移動しているか。 3 エアホースのはさまれ、引っかかりを防止しているか。
4 水中爆発物探査作業	1 磁性のある装着品、用具を使用していないか。 2 突棒で磁気異常物に衝撃を加えていないか。 3 発見した機雷等にみだりに触れていないか。
5 水中コンクリート作業	1 型枠が着底し安定したのちに、作業場所に近づいているか。 2 注入は、危険範囲外に退避してから、合図を行っているか。 3 型枠の吊り降ろしは、危険範囲外に退避してから、合図を行っているか。
6 水中掘削作業	1 機械による掘削作業の近くで同時に潜水作業を行っていないか。 2 急傾斜面の作業には、足場又は命綱等を使用しているか。 3 エアホースの埋没等の防止対策を講じたか。
7 その他の作業	1 水中発破作業（「2－10－5 水中発破作業の実施」参照） 2 水中溶接・溶断作業（「2－1－16－4 水中溶接・溶断作業」参照） 3 アンカー設置作業（「2－3－5 アンカー設置作業の実施」参照） 4 ケーソン据付作業（「2－4－5 ケーソン据付作業」参照）

項 目	事 項
1 調 査	1 現地に関する次の事項の調査はよいか。 (1) ボーリング等による調査（安衛則355条） ① 地盤の形状、地質、地層、地下水の状態 ② き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態 ③ 埋設物等の有無及び状態 ④ 高温ガス及び蒸気の有無及びその状態 ⑤ メタン又は炭酸ガスの有無及びその状態（酸欠則18条） ⑥ 可燃ガスの有無（安衛則322条） ⑦ 上記調査に基づくセーフティ・アセスメント（昭60.5.22基発280号の2） (2) 気象・海象の自然条件の調査 ① 気象：気象資料、風、雨、雪等の地域的特性 ② 海象：潮位、潮差、水深、波高、流速、海蝕状況等 2 現地付近の次の事項の調査はよいか。 (1) 施工半径1km以内の調査 ① 井戸、井筒、立杭、ずい道、潜函、ピット等 ② 暗渠、マンホール等 ③ 地下室、倉庫、タンク等 (2) 再圧治療病院の所在と搬送手段
2 高圧室内 作業種別の 選定	1 作業内容、作業環境、安全性等から対応できる種別を選定しているか。 2 その種別のそれぞれの作業性、能力限界等を調査しているか。
3 届出等	1 法適用海域についての作業の許可を受けたか。また所要の届出を行ったか。 （「1-1-4 工事関係適用法令と手続」参照） 2 緊急時の再圧治療、搬送手段等、関係官署等の事前了解を得ているか。 3 法令に基づく報告、届出の手続は適切か。 (1) 建設工事計画届（安衛法88条-2） (2) 建設機械等設置（設置・移転・変更）届（安衛法88条-3） (3) 圧気工法作業摘要書（安衛則91条） (4) クレーン設置届・デリック設置届（クレーン則5条、96条）

項 目	事 項
1 作業計画	1 施工計画を作成するにあたり準備工、設備工、本工事に区分して検討したか。 (1) 設計図、仕様書その他契約条件の検討、現場の実施調査 (2) 作業量と施工条件に適した機械類の選定及び搬入時期、仮設備の配置計画 (3) 主要材料計画、種類、品質、数量、発注、納入時期の検討 (4) 労務計画：サイクルタイム、作業編成、作業班数の検討 2 圧気作業計画は次の事項を検討して立案したか。 (1) 作業の目的、施工場所、工期、工事内容、圧気使用期間 (2) 工事種別の作業の安全性 ① 地質、地形等の状況 ② 周辺状況、調査結果等 (3) 送気設備 空気圧縮機、空気冷却装置、空気槽及び送気管の構成等 (4) 給排水設備 ① 水源の調査、取水方法の検討 ② 計画量及び使用水压の決め方 (5) 変電設備 ① 機器、電線、難燃性、防湿性の考慮と選定 ② 停電時の切り替え送電及び保安対策（電線の太さは温度上昇に対し余裕あるものを選定） (6) 圧気作業チームの編成 ① 作業員の人数とその作業割、特殊健康診断と安全対策 ② 作業基準の制定と圧気内作業時間 (7) 仮設計画、ロック設備計画 ① マンロック、マテリアルロック等の有無 ② 艀装計画、設備等 ③ 昇降設備等 (8) 警報装置等 ① 自動測定警報装置（温度、酸素、一酸化炭素ガス） ② 内・外部の通話装置 (9) 作業指揮系統 作業指揮者、高圧室内作業主任者、連絡員、バルブ操作員、クレーン運転士、合図者等の配置及び指揮連絡系統はよいか。
2 安全管理計画	1 高圧室内業務を行うときは、高気圧障害を防ぐために、次の事項を示した「作業計画」を定めたか。（高圧則12条の2） (1) 作業室又は気こう室へ送気する気体の成分組成 (2) 加圧を開始する時から減圧を開始する時までの時間 (3) 当該高圧室内業務における最高の圧力 (4) 加圧及び減圧の速度 (5) 減圧を停止する圧力及び当該圧力下において減圧を停止する時間

項 目	事 項
2 安全管理 計画 (つづき)	2 圧気作業には責任ある者の資格、特に次項を確認したか。 (1) 高圧室内作業主任者免許を受けた者から作業室ごとに高圧作業主任者を選任 (安衛則16条、高圧則10条) (2) 次の業務に従事する作業者の高気圧業務特別教育の修了 (安衛則36条、高圧則11条) ① 作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務 ② 高圧室内作業に係る作業室への送気調整を行うバルブ又はコックを操作する業務 ③ 気こう室への送気または排気の調整を行うバルブ又はコックを操作する業務 ④ 再圧室を操作する業務 ⑤ 高圧室内作業に係る業務 3 高気圧業務に従事する労働者のための医療設備計画はよいか、次項について適切か。 (1) ホスピタルロック (再圧室) の設置 (高圧則42条 - 2) (2) 雇用時等の健康診断適性検査 定期的な特殊検診の実施、記録保存 (高圧則38、39条)
3 環境対策	1 防音対策型空気圧縮機を採用しているか。 2 音源の配置、遮音設備などの工夫により防音対策を講じているか。
4 異常時の 措置	1 給気設備の故障、出水、その他の事故により危険がある場合の退避方法はよいか。 2 酸素欠乏、有害ガス発生時の防護措置はよいか。(酸欠則5条-2) 3 避難用具等を必要な箇所に配備し、使用方法を作業員に周知させているか。(酸欠則15条) 4 緊急事態発生を想定し、避難訓練及び救護訓練を実施しているか。 5 警報発令の基準、種類、発令時の行動について定め、作業員に周知させているか。 6 緊急時の減圧方法を定め、作業員に周知させているか。 7 緊急時の連絡体制、指揮命令系統、役割分担は明確になっているか。 8 ガス爆発及び火災に関する対策及び救急措置は明確になっているか。 9 切羽崩壊に関する対策及び救急措置は明確になっているか。 10 高気圧障害防止に関する対策及び救急措置は明確になっているか。 11 緊急再圧に関する専門の医師との連絡方法は明確になっているか。 12 再圧治療施設を有する医療機関を選定し、連絡・搬送体制は明確になっているか。

項 目	事 項
高圧室設備の準備	1 仮設備、ロック設備計画に基づいて準備されているか。 (1) ロック設備計画 ① マンロック、マテリアルロック等の有無 ② 気こう室の床面積は高圧室内作業員1人当り0.3m²以上で、気積は1人当り0.6m³以上になっているか。(高圧則3条) ③ 気こう室の内部を観察することができる窓があるか。(高圧則7条の3) ④ 気こう室の床面の照度は20ルクス以上としているか。(高圧則20条) ⑤ 動力源は、可能な場合、2系統として計画しているか。 ⑥ 停電時に備え、予備電源は用意しているか。 (2) 圧気設備、送・排気設備等 ① 施工に必要な圧気圧を確保できる設備とされているか。 ② 気こう室には緊急時の送排気管を設けてあるか。 ③ 空気圧縮機と作業室、気こう室との間の送気管に空気清浄装置を設けて、使用するろ過材は不燃性のものを用いているか。 ④ 作業室、気こう室へ送気するための送気管は、シャフトの中を通さず配管しているか。 (高圧則4条) ⑤ 作業室への送気管には、作業室に近接する部分に逆止弁を設けているか。(高圧則4条) ⑥ 気こう室内の減圧のための排気管は、内径53mm以下としているか。(高圧則6条) ⑦ 作業室への送気のためのバルブ又はコックの操作を行う場所を外部に設ける場合は、操作場所に作業室内のゲージ圧力を表示する圧力計(1目盛0.02MPa以下)を設けなければならない。気こう室内部に前項の場所を設ける場合は、バルブ又はコックの操作を行う者に携帯式圧力計(1目盛0.02MPa以下)を携帯させなければならない。(高圧則7条) 2 作業室 作業室の天井又は梁までの高さ1.8m以上とし、その気積は高圧室内業務に従事している作業員1人当り4m³以上に計画されているか。(高圧則2条) 3 一般事項 (1) 函外との気こう室の昇降には、丈夫なはしご又は踊り場には丈夫な手すりを設けてあるか。 (2) 電気設備、機器、電線等は難燃性及び防湿を考慮しているか。 (3) 照明設備、照明器具は、ガード付の屋外用のものを使用しているか。 (4) 明るさは、作業及び保安上十分なものであるか。 (5) 気こう室、作業室内に設置する消火器は、強化液型(容量30、60、100)で吐出圧力が0.7～0.98 MPaのものを備えているか。「圧力工事の安全施工マニュアル」(日本圧気技術協会)

項 目	事 項
作業開始前の点検	1 法に定められた各種の検査及び自主点検を義務づけているか。 (1) 作業室ごとに高圧室内作業主任者の選任、配置はよいか。(高圧則10条) (2) 第一種又は第二種酸素欠乏危険作業に応じた酸素欠乏危険作業主任者の選任、配置はよいか。 (酸素欠則11条) (3) 次の業務担当者の特別教育は修了しているか。(高圧則11条) ① 高圧室内作業 ② 空気圧縮機運転 ③ 気こう室への加減圧 ④ 作業室への送気調節 ⑤ 再圧室操作 ⑥ 酸素欠乏危険作業(酸素欠則12条) ⑦ 床上操作式クレーン運転(5 t未満)、デリック運転者(5 t未満)(安衛則36条) (4) 事業者は、高気圧業務従事者に対し、定期に高気圧業務健康診断を受診させ、結果報告書を管轄労働基準監督署長に提出したか。(高圧則38条、40条) (5) 事業者は作業室における酸素、硫化水素、換気、有害ガスの濃度を測定しているか。 (酸素欠則3条、高圧則17条) (6) また、作業室及び気こう室における酸素、窒素、炭酸ガスの分圧が、定められた範囲に収まるよう必要な措置を講じているか。(高圧則15条) 事業者は、高圧室内作業者について、厚生労働大臣の定める方法で求めた酸素ばく露量が厚生労働大臣の定める値を超えないように作業室及び気こう室への必要な措置を講じているか。(高圧則16条) (7) 避難用具その他設備の点検はよいか。 2 各種機械・設備の点検はよいか。(高圧則22条) (1) 送気管、排気管及び通話装置 1回以上／1日 (2) 送排気調節バルブ又はコック 1回以上／1日 (3) 空気圧縮機に付属する冷却装置 1回以上／1日 (4) 呼吸用保護具、繊維ロープその他避難又は救出するために必要な用具 1回以上／1日 (5) 空気圧縮機及び付属の冷却装置を通過した空気の異常温度の自動警報装置 1回以上／1週 (6) 作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機 1回以上／1週 (7) 作業室外に設けた圧力計及び高圧室内作業者が携帯する圧力計 1回以上／1月 (8) 空気清浄装置 1回以上／1月 (9) 潜函、潜鍾、圧気シールド等に設けられた電路 1回以上／1月 (10) 空気圧縮機 ①基礎ボルトのゆるみ、運転中の異常音、過熱、漏気など異常はないか。 ②吸入、排気バルブの損傷、じん埃等の付着はないか。 ③潤滑油及び注油装置の油汚れ、量の不足など異常はないか。 ④冷却水及び給水装置、水温、水量の不足など異常はないか。 ⑤レシーバータンクのドレンを抜いているか。 ⑥圧力計の作動はよいか。損傷はないか。 (11) 電気設備 ①電気設備の電気保安規程による点検は実施されているか。 ②漏電遮断装置機能、アースの確認及び抵抗値を測定しているか。 ③電灯ガード、電線被覆、スイッチ等の異常はないか。

項 目	事 項
一 般	次の事項について確認したか。 (1) 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる時は、その場所に入退場時の人員点検、また気こう室や作業室に第三者立入禁止の掲示（酸欠則8条、高圧則13条） (2) 高圧室内作業主任者による高圧室内作業者の直接指揮及び気こう室内の適切な加圧・減圧の管理（高圧則10条） (3) 事業者による気こう室の高圧室内作業者への加圧・減圧する場合の速度管理（0.08 MPa／分以下）（高圧則14条、18条） (4) 高圧室内で作業させる場合の規定作業時間の厳守 (5) 事業者は、潜函を排気沈下させる場合は、高圧室内作業者を潜函外部へ避難させ（高圧則24条）、刃口の下方の掘下げを50cm未満に制限に関する措置（高圧則25条の3）

項 目	事 項
1 調 査	1 溶接及び溶断場所等に関し次の事項を調査したか。 (1) 鋼材等の種類とその特性 (2) 溶接機及び溶接方法等を選択するための条件 (3) 作業場所付近の引火性の蒸気、可燃性の粉じん、可燃性ガス等の有無と通風、換気、防じん等の措置の状況（安衛則261条） (4) 電源関係、ボンベ置場等の適否（安衛則263条） (5) 溶接箇所清掃、乾燥、予熱等設備の要否 (6) クレーン等作業機械の要否 2 潜水を要する作業の調査はよいか。（「2 - 1 - 14 - 1 調査・届出等」参照）
2 届出等	1 圧縮アセチレンガスの貯蔵、取扱う場合は、あらかじめ所轄消防長又は消防署長に届出を行っているか。（消防法9条の3）
3 作業計画	1 規格に適合した溶接・溶断器具の計画をしているか。（アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置、その溶接装置の管理等）（安衛則301条～313条） 2 溶接及び溶断作業者は有資格者か。 (1) アーク溶接等作業は、特別教育修了者が行い、特定化学物質作業主任者技能講習又は金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者から作業主任者を選任し、直接指揮等を執らせる。（安衛則36条、特化則27条、28条） (2) ガス溶接溶断等作業は、技能講習修了者又はガス溶接作業主任者免許を受けた者が行い、ガス集合装置を使用する場合は、ガス溶接作業主任者免許保持者から作業主任者を選任する。（安衛則41条、314条） 3 溶接等の作業姿勢ができるだけ下向き又は横向きになるよう計画しているか。 4 溶接等作業時の気象について次を標準とする作業中止基準を設けているか。 (1) 雨天又は作業中に降雨が予想される場合 (2) アーク溶接部に各溶接方法で規定された風速以上の風が当たる場合 (3) 気温が5℃以下となる場合 5 溶接等作業に対する保護具等着用の指示はよいか。 6 引火性蒸気、ガス、粉じんが存在する場所で溶接・溶断作業を行う場合の通風・換気・防塵等による爆発又は火災の防止計画、また、通風・換気が不十分の場所で溶接・溶断作業を行う場合の爆発・火災等を防止する計画はよいか。（安衛則261条、262条）
4 環境対策	1 アーク溶接溶断時等にアークの起動と安定化のために併用する高周波電源による電波障害等の有無を確認しているか。 2 アーク溶接溶断時等に発生するアークが一般住民及び付近通航船舶に及ぼす眩惑等の影響を調査しているか。

項 目	事 項
1 ガス溶接、吹管等	1 ガス等のホース、圧力調整器、逆火防止装置、吹管などのホース相互の接続部は、ホースバンド、ホースクリップ等の締付具を用いて確実に締め付けているか。(安衛則262条) 2 ガス容器の口金、配管の取付け口及びホースの連結部に油類、グリース及びじんあい等の付着はないか。(安衛則316条) 3 吹管、火口は、作業に適するものを使用しているか。 4 火口にスパッタが、付着していないか。 5 ボンベのバルブ、コック及びホース等からガス、酸素の漏れは、ないか。点検には石けん水等を使用しているか。(安衛則316条) 6 調整器のゲージ等は、破損していないか。 7 ガス溶接・溶断作業中断のとき、ボンベバルブ又はコックを完全に閉止して、ガス等のホースをガス等の供給口から取外しているか。(安衛則262条) 8 溶解アセチレンボンベは、立てて使用・保管しているか。(安衛則263条)
2 ボンベ等貯蔵設備	1 ボンベの貯蔵場所は、通風、換気、火気、温度、危険物、落下物等に対し、安全で適当か。(安衛則261条～262条) 2 ボンベには充又は空の表示をして、置場を区別しているか。(安衛則263条) 3 充てんボンベからガス漏れは、ないか。 4 ボンベには転倒防止措置が講じられているか。(安衛法263条) 5 バルブや安全プラグに異常はないか。 6 ボンベには運搬時キャップがつけてあるか。(安衛法263条) 7 貯蔵場所に火気厳禁の標示をしているか。
3 アーク溶接機	1 使用許可証が与えられた溶接機を使用しているか。また、作業開始前の点検を行ったか。(安衛則352条) 2 電源開閉器のヒューズは適正か。また、過熱変色していないか。 3 交流アーク溶接機等の自動電撃防止装置の作動状況はよいか。(安衛則332条) 4 移動式又は可搬式の電動機械器具が接続されている電路に設置した感電防止用漏電遮断装置の作動はよいか。(安衛則333条) 5 溶接機の外箱の接地及び二次側の帰線の取付けは確実にされているか。 6 一次側配線と溶接機端子との接続は確実か。 7 溶接機と溶接用ケーブルとの接続部の絶縁カバーは確実か。 8 溶接用ケーブルの被覆に損傷はないか。 9 ホルダーのにぎり及びレバー等の絶縁物は損傷、老化していないか。また、スパッタは除去しているか、耐熱性は十分か。(安衛則331条) 10 水中溶接には直流式電源を使用しているか。 11 水中溶接時のキャブタイヤケーブルは、特に適当な長さのものを使用しているか。また、損傷、老朽化等により、水中へ漏電のおそれのないものを使用しているか。 12 ケーブルコネクタの防水措置はよいか。

項 目	事 項
1 作業者	1 溶接・溶断作業者は、有資格者か。(安衛則36条、安衛令20条) 2 作業者は、保護衣、保護手袋、保護メガネ及び呼吸用保護具等適切な保護具等を完全に着用しているか。(安衛則593条、594条、597条) 3 作業者は、高さ2m以上の高所から作業中の転落墜落災害防止のため、墜落制止用器具を着用しているか。(安衛則518条) 4 事業者は、作業者に従事する業務に関する作業手順等に関する教育を実施しているか。 (安衛則35条)
2 作業場所	1 作業場所は、整理整頓されているか。 2 作業場所の付近及び隣接区域に爆発物、引火物、可燃物は置いていないか。また、作業場所の通風換気は、十分か。(安衛則261条、262条) 3 作業場所には、消火器を備えているか。(安衛則289条) 4 溶接・溶断作業等の火花の飛散防止のための措置を講じているか。 5 アーク溶接・溶断等のアークその他強力な光線を発散して危険の恐れのある場所に遮光区画(遮光幕等)を設けているか。また、その光線が遮光区画から漏れていないか。(安衛則325条) 6 高さ2m以上の作業床等から労働者が墜落により危険を及ぼす恐れのある箇所には、作業床、囲い、手すり、覆い等を設けられているか。(安衛則518条、519条) 7 粉じん作業を行う作業場所以外の場所に、労働者が粉じんを除去することのできる用具を備えた休憩設備を設置しているか。(粉じん則23条)
3 ガス溶接、溶断作業	1 吹管の火口の大きさは適当か。 2 吹管に点火するとき専用のライターを使用しているか。 3 ガス溶接溶断作業中のホースの整理、防護を行っているか。 4 ガス溶接溶断作業の高所に延長しているホースは、途中を縛って支えてあるか。 5 引火性の油類若しくは可燃性の危険物が存在するおそれのある配管又は容器を溶接・溶断する場合は、あらかじめ、これらを除去したうえで作業を行っているか。(安衛則285条) 6 タンク内や狭い場所では、換気は十分か。 7 点火したままの吹管を放置していないか。 8 作業中断のときは、ボンベのバルブを完全に閉じているか。 9 ガス溶接溶断作業の管系には、行先を明示しているか。 10 酸素逆流及び逆火を防止するため、吹管ごとに安全器を備え付けているか。
4 アーク溶接作業	1 溶接部分にさび、塗料、油等が付着していないか。 2 溶接部分の乾燥状態はよいか。 3 溶接物の帰線は適正な所に確実に取付けてあるか。 4 作業に適正な溶接棒を使用しているか。 5 作業中断時は電源を切り、ホルダーから溶接棒を外しているか。 6 作業後の溶接棒の保管状況はよいか。 7 溶接作業等に従事する作業者は有効な呼吸用保護具を使用しているか(粉じん則27条)

項 目	事 項
1 作業者	1 潜水士の免許を有し、かつ、アーク溶接の有資格者か。 2 見張員・連絡員には、経験豊富な者を配置しているか。 3 潜水装具は適正か。 4 作業者の健康状態は良好か。
2 作業場所	1 作業現場付近に可燃物、爆発物がないことを確認したか。 2 作業現場付近に危険物を積載した船舶が存在していないか確認したか。
3 作 業	1 潜水の安全 (1) 潜水作業者に連絡するすべてのホース、手綱、ケーブル等を整理し、いかなる場合でも、これらを溶接・溶断箇所に近付けず、また、障害物にからまないよう十分注意しているか。 (2) キャプタイヤケーブルは、使用する状況に応じたものを使っているか。 (3) 潜水作業者の行動範囲は水深を半径とする円周内に留めているか。 (4) その他潜水作業の安全については、「2－1－14－5 潜水作業（一般）」による。 2 感電防止 (1) 潜水作業者は、電流を通じている際には、自己の身体及び伝導装置のいかなる部分も、決して電流回路の一部とならないよう十分に注意しているか。 (2) 帰線は、確実にとってあるか。（この場合、電解を最小限にするよう適当な位置にアースをとり、アース地点には決して背を向けてはならない。） 3 作業の安全 (1) 潜水作業者は、溶接・溶断に伴う電解によって生ずる気化の兆候に注意し、その小爆発に備えてヘルメット、伝導装置の全金属部を定期的に点検しているか。 (2) 緊急の場合、直ちに電源を切れるところにスイッチが置いてあるか。 (3) 溶接棒を交換するときは、見張員を通じて必ず電源を遮断しているか。 (4) 潜降中及び浮上中は、ホルダーから溶接棒を外しているか。 (5) 潜水士船上の酸素ボンベ等は、確実に固定されているか。 4 母材溶接面のさび、貝類、海藻等を除去しているか。 5 エンジンの出力、キャプタイヤケーブルの長短、水深などによる電流の変化を考慮し、適正電流の使用を心掛けているか。 6 電源は、直流電源を使用しているか。

項 目	事 項
1 現地調査	現地について次の事項を調査したか。 (1) 海底の土質柱状図・土質試験結果表、特に軟弱層が介在する場合ではプレロードによるレグ（脚）の予想貫入量以深の地層 (2) 爆発等のおそれがある危険な沈設物・埋設物及び既存施設等の有無、高さ制限区域等 (3) SEPの設計条件に影響する気象・海象、地域特性等（SEPの選定） (4) 資材補給、人員昇降に係る風力・風向・波高・潮流等（作業制限等の予測） (5) 予測貫入量、水深、エアギャップ（水面と船体下面との間げき）に対するレグの長さ
2 設置条件の調査	SEPの設置条件について次の事項を検討したか。 (1) プレロードの決定 ① 船体の静的荷重及び荷重移動 ② 自然条件の荷重負担及び動荷重係数 ③ 地盤反力 ④ 船体の強度 (2) エアギャップの決定 ① 平均水面からの潮位 ② 静止水面からの波高 (3) 船体の上昇後の決定 ① SEPの安定モーメント ② 波浪、潮流、風力及び地震による転倒モーメント
3 運用データの調査	SEPの運用等について次の事項を調査したか。 (1) 曳航計画、荒天時の避泊地 （「1-8-4 台風等荒天対策」、「2-1-6 曳航（押航）作業」参照） (2) 位置決め基準点、測量方法（「2-1-9 位置決め作業」参照） (3) レグの洗掘に関する潮流力 (4) 長期使用後のレグの引抜き力、特に船体の予備浮力
4 作業の調査	1 作業に適応した搭載作業機械を調査したか。 2 工程に応じた搭載物件、作業機械の位置の移動等を検討したか。 3 作業機械等の転倒防止等の固定方法を検討したか。 4 人員・資材等の移送、積込設備等を調査・検討したか。 (1) 搭載物件の制限による作業台船の準備等の支援作業船団 (2) 人員移送時の交通船の接舷方法、防舷構造、潮位差に応じた設備等 (3) 台船の横付け、交通船の船首付け等によって生ずる係留力、安定性
5 安全性の調査	1 船舶安全法に基づく検査を受けているか。（船安法2条、5条、船安則2条） 2 消火用水中ポンプは、船体上昇後も使用できるか。
6 届出等	1 法定海域における作業・設置許可等の手続はよいか。 （「1-1-4 工事関係適用法令と手続」参照） 2 他船に給電する場合電業法に基づく認可・届出の手続はよいか。（電業則62条、65条） (1) 事前届出：出力1,000kW以上の内燃力発電所の設置 (2) 許可申請：出力10kW以上1,000kW未満の内燃力発電所の設置

項 目	事 項
1 作業計画	1 S E P は次の事項を検討して選定したか。 (1) 使用目的と S E P の適用可能工種の関係 (2) 設置地点の水深及び気象・海象条件 (3) 搭載・取扱物件の形状・重量・数量 (4) 搭載作業機械及び搭乗人員数 2 S E P の運用基準を定め関係者に明示しているか。 (1) S E P の設計条件及び設置地点の外力による作業限界 (2) 船体強度・昇降装置の能力及び搭載重量の制限 (3) バラスト水等の調整要領 3 S E P の曳航計画（「2 - 1 - 6 - 2 曳航（押航）作業計画」参照） 4 据付作業計画は次の事項を検討したか。 (1) 予定錨位の設標計画 (2) S E P が作業海域へ進入する際の操船及び投錨の作業体制 (3) 位置決め作業における測量・誘導体制 (4) レグの降下と操船作業との連携 (5) プレロードをかける方法及び載荷重 (6) プレロード完了の判断基準 (7) レグと船体の滑動防止措置 (8) レグの洗掘防止対策 5 据付期間が長期にわたる場合、時々レグの引抜き及びプレロードを行うよう計画しているか。 6 S E P を移動して据付ける場合、前回のレグ貫入位置へ近づき過ぎないように計画しているか。 7 工事用資機材を S E P に搭載する場合の荷役設備及び方法はよいか。制限荷重を定めてあるか。 8 S E P に交通船で人員の移乗を行う場合の設備及び方法はよいか。 9 作業の指揮系統は適切になされているか。 (1) 作業指揮者、合図者、運転者、作業員等の配置 (2) 作業指揮者と作業員、作業員相互間の指揮連絡系統 (3) S E P 要員と作業関係者の指揮連絡系統及び調整 10 作業員の当直、申し継ぎ体制はよいか。

項 目	事 項
2 安全管理 計画	1 作業従事者の資格等を確認したか。 2 作業海域の安全措置はよいか。 (1) 航行船舶の衝突予防その他の危険防止対策 (2) 接触の危険がある構造物等の防護措置 (3) 作業海域を明示するための標識・灯火の設置 (4) 警戒船、見張員の配置及び警戒要領 3 SEP本体の安全措置はよいか。 (1) SEPの運用基準 (2) SEP内の資機材の陸揚げによる不明重量の減少 (3) 工程に応ずる重量変化、搭載物件位置の変動に伴う安定 (4) レグの長期にわたる貫入量の監視体制 (5) 夜間にSEPの外観が視認できる間接照明の計画 (6) レグと船体の係止の確実性 (7) 斜行タラップ、足場上の滑り止め、舷側の転落防止設備 4 作業員、搭載資機材の海中転落に対する防護措置はよいか。 5 船内・甲板上の巡視体制はよいか。 6 作業合図は統一され、全員に徹底しているか。 7 救命用具、消火器等は必要数が備えられているか。 特に上昇後の消火用海水の取水はよいか。
3 環境対策	1 「給油時などの油排出防止対策」を適切に計画等しているか。 (「2-1-6-2 曳航（押航）作業計画 3環境対策」参照) 2 工事中の水質の監視・測定を検討し、必要な監視・測定を適切に計画しているか。 3 電波障害、航空障害の可能性を検討し、必要な防止対策を適切に計画しているか。
4 異常時の 措置	1 荒天時における作業の中止基準を定め数値で明示されているか。 2 荒天対策は万全か。 (1) SEP内の荒天準備、避難態勢 (2) 避難港・避泊地の決定と関係官署への連絡体制 (3) 避難時の曳船、揚錨船の手配体制 (4) ヘリコプターの緊急要請可能な最寄りの援助機関への連絡体制 (5) 作業中の構造物、人員に対する警戒、防護の体制 (6) 地震遭遇時の作業の一時中止、レグガイド・昇降設備等の点検、試運転の実施 3 非常用備品等の備え付けはよいか。 (1) 救命筏、救命浮環、救命索、救命胴衣等（安衛則532条） (2) 非常用電源、燃料等 (3) 非常食、救急薬品、日用品等 4 レグが予想外に貫入した場合の対策は検討しているか。 5 事故発生時の措置要領を定めているか。 6 作業用標識等に異常が生じた場合の措置等の体制はよいか。また、所定事項を関係先へ連絡する体制はよいか。

項 目	事 項
1 作業の準備	1 S E P及び作業船乗組員に作業要領、作業分担、安全に関する指示が徹底しているか。 2 操船、測量及び投錨の各班に連絡は円滑に行われているか。 3 アンカー設置位置は適正か。 4 アンカーワイヤのつめ作業で走錨していないか。 5 レグアンカーの使用に備え、レグの急速降下の準備はよいか。
2 ジャッキ機構等の点検	1 パワーユニット（油圧機構）、油圧配管に漏洩・閉塞等の異常はないか。 2 コンプレッサ及びエア配管に異常はないか。 3 制御室は整理整頓され、操作盤及び圧力計その他の装置に異常はないか。 4 各レグの機側管制装置は正常に作動するか。
3 プレロード	1 船体重量とジャッキの揚力を確認して行っているか。 2 バラスト水又は移動荷重等の調整は適切か。 3 レグの降下速度はよいか。 4 対角のレグごとに船体荷重を移し変えながらすべてのレグの貫入が止まるまで繰り返したか。 5 プレロード完了の荷重は基準どおりであったか。 6 船体が水面から離れたところでプレドライビングを繰り返したか。 7 レグ着底部の状態を潜水調査したか。
4 上昇保持	1 上昇を開始する前にバラスト水の処理を確認したか。 2 砂層をはさんだ粘土層及び複雑な地層では、レグの急激な貫入・沈下に備え、状況を観察しながら徐々に上昇したか。 3 予想波高・潮位に対して船体の高さは適正か。 4 滑動防止の措置は完全に行われているか。シリンダ及びその周辺の海水飛まつ、雨雪等に対する措置はしているか。 5 上昇保持後もレグの沈下状況を監視し、臨時船体の水平状態を補正しているか。 6 沈下が大きい場合は、船体を水面近くまで降下させプレロードをかけ直しているか。
5 安全確保	1 工事が長期にわたるときは、適当な間隔でレグを少量引抜いて、泥中におけるレグの固着防止措置を講じているか。 2 夜間は看視員を置き巡視を励行しているか。 3 船長は「2－1－21 船長又は安全担当者の作業船点検」により船内の毎日点検を実施しているか。
6 環境対策	1 「給油時などの油排出防止対策」を計画等したとおり適切に実施しているか。 （「2－1－6－2 曳航（押航）作業計画 3環境対策」参照） 2 パワーユニット（油圧機構）等に油流出防止設備（仕切り板や受け皿）を取り付けているか。 3 排出油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示しているか。（2014埋渫統一ルール） 4 油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止に関する法令に基づく書類・掲示等は適正か。 （「3－1－1 作業船一般管理」参照） 5 工事中的水質の監視・測定を必要とした場合、計画したとおり適切に実施しているか。 6 S E P上から発生する廃棄物等は法令に基づき適正に保管・処理・処分しているか。 7 撤去時における付着物（貝がら等）は、関係自治体に廃棄物の種別・処分方法等を問い合わせ適正に処分等しているか。（注） 8 必要な電波障害、航空障害の防止対策を適切に実施しているか。 （注）貝がらは、一般的には一般廃棄物であるが、自治体によっては産業廃棄物として処分等するところもある。

2-1-17-4 栈橋、海上作業足場、作業構台等の設置

項 目	事 項
1 届出等	1 前面水深、海底地層、障害物を調査し、記録図として保存しているか。 2 上載荷重、横付け船舶に応ずるけん引耐力、衝撃力等及び気象・海象に対する設定条件その他について調査したか。（「2-1-17-1 調査・届出等」参照） 3 水域の管理者（地方公共団体）の設置許可、海交法適用海域の許可・届出を行ったか。
2 本体及び 付属設備計 画	1 本体は、自然条件等に対応し、また、作業上十分機能することができるか。 2 作業足場のエアギャップは適当か。（最大波高に対し） 3 搭載機械、材料置場の位置は適切か。 4 人員移乗用昇降設備は、交通船と適合し、危険はないか。 5 係船柱の位置、数、強度等は作業船と適合するか。 6 気象・海象の厳しい海面では、接舷船がいずれか2箇所の係船柱を選択できるよう準備したか。 7 接舷の際又は接舷中、小型船等が栈橋の支脚間に入らないか検討したか。 8 防舷物の計画はよいか。特に固定式の場合の上下関係の位置は適当か。 9 着栈目標、夜間灯柱等は適当か。作業用照明はよいか。 10 作業用電力、清水補給等の計画は適切か。居住設備、通信設備の要否、規模について検討したか。 11 給油、給水、給電等の作業船支援設備の要否について検討したか。
3 安全施設 計画	1 車止め、転落防止用手すり等の設備は適当か。 2 栈橋上に救命浮環、サンドレッド、竹ざお等の設置計画はよいか。 3 孤立する海上足場等では、救命浮環、救命ボール等の救命用具、消火器その他の消防設備を備えているか。 4 上載許容荷重を表示しているか。 5 栈橋及び足場昇降口には、交通船の定員、乗船心得、発着時刻等を掲示しているか。
4 出入港船 の安全	1 作業船の出入路は、投錨禁止区域等として航路を確保しているか。 2 制限事項等がある場合はこれを明示しているか。 3 気象・海象条件等による作業中止基準、係留制限、着栈制限等を定めているか。 4 障害物等が近くにある場合、設標などにより危険を標示しているか。
5 足場等設 置作業計画	杭打作業、溶接作業計画についてはそれぞれ「2-9 杭打作業」、「2-1-16 溶接及び溶断作業」による。
6 ポンツー ン	1 必要な乾舷、広さのものを計画したか。 2 係留計画はよいか。水平移動の範囲と潮の干満による水面の高低の関係について検討したか。 3 係留柱、フェアリーダ、連絡橋はよいか。 4 渡橋の連結、こう配は適切か。 5 マンホール蓋の水密閉鎖は確実か。 6 保守点検の計画は適切か。特に内部隔壁、浸水等を調査する際は酸欠防止のため、換気に注意させているか。（酸欠則3条～5条、9条）

項 目	事 項
1 火薬類取扱	「2-10 水中発破作業」による。（船安衛則46条）
2 塗装作業 （船安衛則47条）	1 火気の使用、喫煙の禁止及び火花又は点火源となる器具の使用禁止は守られているか。また、消火器を用意しているか。 2 使用後の油布等の処理は適切に行われているか。 3 関係者以外の立入りを禁止しているか。
3 溶接・溶断作業	「2-1-16 溶接及び溶断作業」による。（船安衛則48条）
4 危険物検知作業 （船安衛則49条）	1 検知器具の作動機能は良好か。 2 検知試料を採取する場合、危険場所等に立ち入っていないか。立ち入るときは呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等を着用しているか。 3 連絡のため看視員を配置し、救急措置の手段を準備しているか。
5 有害気体等のある作業 （船安衛則50条）	1 作業開始前に有害気体又は酸素量の検知を行ったか。 2 換気はよいか。 3 保護具、看視員等は4項の2、3に準じて手配しているか。
6 高所作業 舷外作業	「2-1-13 高所・開口部及び舷外作業」による。（船安衛則51条、52条）
7 高熱物作業	防熱性手袋、保護衣等を着用させているか。（船安衛則53条）
8 重量物作業、揚貨作業、投揚錨及び係留作業	「2-1-11 重量物取扱作業」による。（船安衛則54条） 「2-1-10 荷役作業」による。（船安衛則55条） 「2-1-7 出入港・係留作業」による。（船安衛則56条）
9 感電のおそれある作業 （船安衛則58条）	1 作業者はゴム手袋、ゴム長ぐつ等絶縁用保護具を着用し、絶縁工具を使用しているか。 2 修理等の作業箇所に通ずる電路を遮断し「通電禁止」を表示したか。 3 連絡のための看視員を配置したか。（2人以上のときは不要）
10 さび落とし、粉じん内の作業	1 保護眼鏡、マスクその他の保護具・塗布剤等を使用させているか。（船安衛則59条、60条） 2 換気・散水等を行っているか。（船安衛則60条）
11 高温・日射・水中・湿気、低温、騒音・振動にさらされる作業	1 日除け・遮へい物、その他の防護物を使用させているか。（船安衛則61条） 2 作業者に必要な塗布剤・保護具等を使用させているか。（船安衛則61条～64条） 3 気温・作業強度・疲労度等により、作業員に対し作業の合間に十分休養させているか。 （船安衛則70条）
12 船倉内作業	「2-1-10 荷役作業」による。（船安衛則66条）

項 目	事 項
13 機械類修理作業 (船安衛則67条)	1 作業者に保護帽、保護靴等を使用させているか。 2 修理又は部品の取替え作業では動力源を遮断し、「運転禁止」を表示したか。 3 衣服の袖口、すそ等の巻込み防止に注意しているか。
14 着氷除去作業	1 保護帽、すべり止め付安全靴、墜落制止用器具を使用させているか。(船安衛則68条) 2 看視員を配置しているか。(2人以上のときは不要)(船安衛則68条) 3 気温、作業強度、疲労度等により、作業員に対し作業の合間に十分休養させているか。 (船安衛則70条)

項 目	事 項
1 作業環境	1 作業終了時の後片づけ、整理・整頓はよいか。 2 ペイント、油布、危険物等は、正しく管理されているか。 3 足場、通路、床板、手すり等は安全か。通路は明示されているか。通路にもものは置かれていないか。 4 昇降設備の一時外したものの復旧等墜落・転落防止措置はよいか。 5 飛来・落下のおそれのある物の整理・整頓はよいか。 6 夜間照明はよいか。現場監視員を配備し指示を与えたか。 7 非常用通路の標識は明示されているか。非常用通路の照明はよいか。
2 保安・災害の防止	1 重量物件の格納状況はよいか。 2 ボンベの閉鎖、不用の電路の遮断等は終わったか。 3 火薬類、可燃物等の保管状況はよいか。 4 金庫、火薬庫等は施錠され、その鍵の保管はよいか。 5 火の元の点検は終わったか。残火はないか。 6 強風・降雨等に対する準備及び処置はよいか。 7 工事海域の標示灯は点灯しているか。 8 作業船足場周辺の状況、警戒灯、作業船停泊灯等はよいか。 9 特異な事象が起る可能性について検討したか。 10 監視員の採暖器具、一酸化炭素中毒等による危険な点はないか。 11 火災時、緊急事態発生時の措置要領はよいか。非常用連絡網は船内の見やすい場所に掲示されているか。 12 作業で接触等のおそれのある場合の防護措置はよいか。
3 作業手順等	1 明日以降の作業の段取りはよいか。 2 作業船、作業機械等の手配はよいか。 3 資材、備蓄品等、十分か。 4 不良箇所、要整備箇所等の整備の手配はよいか。
4 記録等	1 安全衛生日誌等の記録を点検し、検印したか。是正事項は是正し、記録に残したか。 2 明日の作業指示書、安全指示書、機械作業打合簿、クレーン打合簿等、により関係請負人と打合わせ準備したか。
5 各責任者の毎日点検の確認	1 運航管理者、気象担当者は事務所に在所しているか。 2 安全当番等からの報告で特異事項はないか。 3 船長、船内安全担当者から異常の報告はないか。 (「2-1-21 船長又は安全担当者の作業船点検」参照) 4 機電責任者からの報告で、要処理事項はないか。
6 衛生管理	1 就業者の健康状態に異常はないか。朝礼時の指差し呼称・体操等で確認したか。 2 高齢者、年少者の配置に問題はないか。 3 換気・通風・採光・照明等作業場の衛生環境は良好か。 4 日射、厳寒等著しい高・低温、多湿に対する特別対策はよいか。熱中症の対策はされているか。 5 居住施設、手洗所・便所等の衛生状態は良好か。清掃の役割分担はなされているか。 6 食堂厨房施設は清潔か。食料・清水・飲用水の管理はよいか。 7 飲料水の水質検査等、記録を点検したか。 8 感染症等の急患発症時の対策はよいか。緊急時の隔離施設はあるか。 9 必要な医薬品・衛生用品等は備え付けられているか。期限切れはないか。 10 著しい騒音・振動発生源への防音・防振対策はよいか。

項 目	事 項
1 運航中の作業船	1 作業船配船計画ボード等により作業船の運航状況を確認したか。 2 航行中の作業船と連絡はとれているか。特異事項はないか。 3 翌日までに入港予定の作業船に対し、入港後の行動、泊地等について指示したか。 4 作業中の作業船の灯火表示等に違法はないか。 5 作業用の灯火は通行船を眩惑していないか。 6 天候急変に注意し、情報を作業船に伝えたか。
2 在泊中の作業船	1 停泊中で船長不在の場合、在船の責任者を承知しているか。 2 停泊船は安全に停泊しているか。 3 「2-1-21 船長又は安全担当者の作業船点検」による作業船の毎日点検について異常ある場合、船長から報告を受け処理したか。 4 翌日の各作業船の作業指示を確実に伝達したか。 5 天候急変のおそれはないか。あれば措置の副案を立てたか。 6 緊急出動船、事故処理作業船の非常呼集等の準備はよいか。 7 作業中、在泊中等を示す灯火の表示はよいか。
3 海上作業海域	1 工事海域に関係のない船舶の立入り等異常はないか。 2 海域表示の灯浮標等に異常はないか。 3 アンカーワイヤ、フロータ等が他船の航路を妨害していないか。 4 濃霧発生のおそれはないか。海上作業足場の警戒はよいか。音響信号の準備と配員はよいか。 5 栈橋等は安全に管理されているか。 6 警戒船業務に特異の事項はないか。 7 警戒船に対する連絡事項・指示事項にもれはないか。
4 新規作業船の指導	1 新規加入作業船に注意事項を指示したか。 2 海事法令に違反していないことを確認したか。（「1-1-6 海事法令の適用（作業船）」参照） 3 海難防止対策について周知していることを確認したか。（「1-4-4 海難防止対策」参照）
5 連絡報告等	1 運航関係諸情報の作業船に対する連絡もれはないか。 2 工事責任者等に対する報告もれはないか。 3 運航情報管理室、運航管理室、関係海上保安部署等との連絡・報告事項はないか。 4 運航管理記録を記入したか。配船計画ボードを整理したか。 5 警戒船業務日誌を検印したか。

項 目	事 項
1 船体機関等	1 作業船船体、諸装置、機械等に損傷箇所はないか。 2 係留状態は良好か。係留索の端止め、当て物のずれ、シャックルのピン等に異常はないか。 3 喫水、ビルジの量を計測させ、変化量に異常はないか。 4 非常用通路、脱出路はよく整頓されているか。 5 船用危険物の保管状況はよいか。 6 救命・消防機器に異常はないか。 7 油、有害液体物質等又は廃棄物の排出のおそれはないか。 8 機関・電気装置に異常はないか。 9 操舵装置に異常はないか。 10 航海用具の備え付けは十分か。
2 作業環境	1 作業終了後の後片づけ、明日の作業の準備はよいか。 2 ペイント、油布等自然発火のおそれあるものの措置はよいか。 3 作業のため、一時取外したはしご、手すり等の復旧はよいか。 4 閉鎖しておくべき水密戸等で、開いているものはないか。 5 作業員に対する注意標識、照明等に異常はないか。 6 停泊灯、他の船舶に対する障害のおそれあるワイヤ等への照明・標示はよいか。 7 横付け等本船に関係ある他の作業船の行動を把握しているか。 8 不用品・廃品・廃棄物は区別して置かれているか。
3 災害防止	1 火気使用箇所の火元の点検は終わったか。 2 高所物件の整理はよいか。必要に応じ固縛しているか。 3 重量物の移動のおそれはないか。必要に応じ固縛しているか。 4 積荷、電路等は降雨に対し安全か。 5 天気予報に注意し、急変のおそれはないかを確認したか。 6 工事海域の標識・灯火等に異常はないか。 7 警戒船、救助船等他船の行動を把握しているか。 8 在船員の夜間海中転落のおそれはないか。
4 船内の管理	1 危険物格納所、貴重品箱、水密戸等の施錠と鍵の保管は確認したか。 2 火災予防巡視制度の体制はよいか。(船員則3条の6) 3 在船員で非常配置表の配員は可能か。人員不足と思われる場合は工事責任者又は運航管理者に報告したか。 4 船内の秩序を乱している者はいないか。 5 空かん等生活廃棄物の海中投棄が行われていないか。 6 盗難の防止措置はよいか。 7 調理用刃物等の管理はよいか。 8 体調不良者はいないか。感染症罹患者はいないか。 9 船員の夜間外泊者の把握はよいか。
5 居住環境	1 居室、食堂等は清掃されているか。 2 調理室は清潔か。生鮮食料品の保管と取扱いは防疫上適切に管理されているか。 3 就寝中風邪をひく状態等、衛生管理上不具合なことはないか。ストーブ使用時等の室内換気を指示したか。 4 医薬品・衛生用品等の保管状況はよいか。期限切れはないか。 5 通風・換気、採光・照明は確保されているか。 6 清水・飲料水は管理されているか。飲料水の水質検査は実施されたか。

2-2 警戒業務

2-2-1 警戒業務計画 (1/2)

項 目	事 項
1 届出等	1 海交法、港則法その他告示、公示等について調査したか。 2 地域的な気象・海象の特性について調査研究したか。 3 警戒区域付近の漁業権、許可漁業等の有無及び操業実態について調査したか。 4 警戒区域付近の海事関係者を把握したか。 5 航行船舶の船種、交通量、航路、幅員時間帯について調査したか。 6 警戒区域の水深、地形、構造物、航路障害物、架空及び海底電線等は調査したか。 7 工事海域の標識、海上施設、使用予定作業船等について調査研究したか。 8 既往の警戒業務実施要領、事故事例について調査したか。 9 避泊錨地・施設等について調査したか。 10 停泊係留場所について次の調査をしたか。 (1) 地形、水深、底質、船舶の混雑度、気象・海象の影響による安全度 (2) 岸壁、栈橋、ポンツーン等係留施設の強度並びに防舷物、陸電、照明等の設備 (3) 警戒船管理基地（工事事務所）、関係官署等との通信連絡方法 11 停泊、避難場所から警戒現場への航路、所要時間等について調査したか。 12 事故処理作業に必要な機材、用具等について調査したか。 13 警戒船配備の指示があった場合、その隻数、性能等について海上保安部署に許可申請・届出を行ったか。 14 許可申請・届出に付された指示、指導事項を船長等に徹底しているか。
2 警戒船の 配備	1 警戒船の配備隻数は、次の事項を考慮して決めているか。 (1) 工事作業の種類及び規模 (2) 工事作業の実施海域及び付近海域の航行船舶、操業漁船の状況 (3) 工事作業を実施する時間帯 (4) 工事作業の実施海域の気象及び海象 (5) 警戒船の性能 (6) 監視用レーダー施設等警戒業務のための陸上支援体制 (7) 連絡方法 2 爆破作業、潜水作業等危険度の高い工事作業のときは、増強する等特別の措置をとっているか。 3 不測の事態に対処できるよう配慮しているか。
3 警戒船の 性能、設備 等	1 警戒船は十分な堪航性をもっているか。 2 速力は次の基準に適合しているか。 工事作業の実施海域付近を航行する船舶の速力の平均以上の速力 3 警戒船に必要な諸設備等は適切か。 (1) 連絡設備 ① 他の警戒船、工事作業現場、警戒業務管理者及び関係海上保安部署間の連絡が可能な無線設備（携帯電話・工事用無線等） ② 指示された場合は、超短波無線電話（国際VHF）、船舶電話 (2) 監視及び注意喚起用機材 双眼鏡（7倍以上）、拡声器（40W以上）、手旗及び赤旗（1m×1m）並びに信号灯又は探照灯又は必要により、レーダー、汽笛及びサイレン、国際信号旗、テープレコーダー

項 目	事 項
3 警戒船の性能、設備等(つづき)	(3) 表示機材 警戒船であることが容易に識別可能な横断幕又は表示板、吹流し。夜間においては閃光灯 (4) 海図及び海事法令集 (5) 必要により消火ポンプ、関係港長公示集、作業届け、工事許可申請書、油処理機材、救命具
4 警戒業務の管理	1 警戒業務を的確に実施するため「警戒業務管理者」1名及び必要に応じ「警戒業務管理補助者」を指名しているか。 2 管区本部長等から指示があった場合は、「警戒業務管理者」1名及び「警戒業務管理補助者」若干名をおいているか。 3 警戒船の乗組員に「専従警戒要員」を1名以上指名しているか。 4 警戒業務管理者は、次に掲げる経験及び能力を有する者又はそれと同等以上の経験及び能力を有すると管区本部長等が認めた者をあてているか。 (1) 警戒船舶長若しくは専従警戒要員の経験を有する者又は船舶の運航管理業務に1年以上従事した者 (2) 管区本部長等が実施し又は指定する警戒業務管理に関する講習(管理講習)を受けた者 5 警戒業務管理者は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船の行う業務を把握できる事業所に自ら勤務しているか。
5 警戒業務管理者の業務	警戒業務管理者の行う業務には次の事項が明示されているか。 (1) 警戒業務の統括及び実施に関すること。 (2) 警戒船の運用計画策定と船長への指示に関すること。 (3) 警戒船の運用及び警戒業務に必要な情報の収集と専従警戒要員への伝達に関すること (4) 警戒船及び関係海上保安部署等との連絡に関すること。 (5) 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業の内容の周知に関すること (6) 警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。 (7) その他警戒業務の実施に関し必要な事項に関すること。
6 指揮・通信連絡体制	1 警戒業務管理者・同補助者と船長・専従警戒要員の間の指揮系統、責任分担は定められているか。 2 警戒業務の通信連絡系統は定められているか。連絡の手段は定めているか。(携帯電話・工事無線・拡声器等) 3 警戒業務の連絡体制表は、船内の見易い場所に掲示しているか。 4 警戒船乗組員の作業を明確に定めて、部署配置表を船内の見易い場所に掲示しているか。
7 異常時の措置	1 各種事故発生時の対応策はよいか。 2 緊急時の連絡系統図を作成し周知しているか。 3 運航中止基準(平均風速・波高・視程・潮流等)は定めてあるか。中止基準表は、船内の見易い場所に掲示しているか。復帰の基準は明確か。 4 荒天待機等で避泊する場合の避泊場所を選定しているか。 5 異常事態発生状況報告書の書式を定めているか。
8 教育・訓練	警戒業務管理者は、警戒業務に必要な次の教育・訓練を、業務開始前に1回、その後毎月1回以上実施するように定めているか。 (1) 海上衝突予防法、海交法、港則法等の関係法令 (2) 緊急事態発生時の措置要領(防火・防水・異常接近船舶等) (3) 類似工事に伴う海難事故事例

項 目	事 項
1 警戒船の 管理運用要 領	警戒船の「管理運用要領」を定め、管区本部長・港長等の審査を受けた後、管理基地（工事事務所）及び警戒船に次のものを備えているか。 1 「管理運用要領」には次の事項を明記しているか。 (1) 目的 (2) 警戒船の配備 (3) 警戒船の指揮及び通信連絡体制 (4) 警戒区域・作業船配置図 (5) 警戒船の性能、設備 (6) 警戒業務実施要領 (7) 管理運用体制 (8) 警戒船乗組員の教育・訓練 (9) その他 2 「通信連絡体制」は船内の見やすい位置に掲示されているか。
2 警戒船の 交替・記 録・報告	1 次の場合には、船長が警戒業務管理者に報告し、指示を受けるよう定めているか。 (1) 基地を出発するとき (2) 機関故障等のため業務の遂行ができなくなったとき (3) 交替警戒船と業務の引継ぎを完了したとき 2 交代時には、次の事項を引き継ぐようにしているか。 (1) 業務の実施状況及び今後の予定 (2) 航行船舶の動静 (3) 航行援助施設の現状 (4) 船体・機関・機器・警戒業務実施上必要な設備・通信設備等の現状 (5) 燃料・清水等船用品類の保有状況 (6) その他必要な事項 3 引継事項を記載するための警戒業務記録簿を備え付けているか。 4 船長及び専従警戒要員が警戒業務実施中の状況を警戒業務記録簿に記載し、警戒業務管理者に報告するように定められているか。 5 乗組員の交替計画、当直体制、引継体制は定めてあるか。
3 教育・訓 練	警戒業務に必要な次の教育・訓練を、業務開始前に1回、その後毎月1回以上実施するように定めているか。 1 海衝法、海交法、港則法等の関係法令 2 緊急事態発生時の措置要領（防火・防水・異常接近船舶等） 3 類似工事に伴う海難事故事例

項 目	事 項
1 出港前の点検・打合せ	1 船長は、「2 - 1 - 3 船長の遵守事項」によるほか、次の事項を確認しているか。 (1) 工事の状況、作業船等の運航計画 (2) 警戒船標識等 (3) 専従警戒要員の乗船 (4) 警戒業務記録簿の備え付け 2 船長は警戒業務管理者と業務開始前の打合せを行ったか。 3 船長は乗組員に警戒の要点を説明し、周知徹底したか。
2 警戒方法	1 一般工事作業の警戒には、次の事項を的確に実施しているか。 (1) 工事作業に従事する船舶（以下「被警戒船」という）の交通整理 (2) 工事作業の実施海域に異常接近する船舶等に対する注意喚起 (3) 工事作業の実施海域内の関連施設及び被警戒船に異常接近する船舶等の監視と関係者への状況通報 (4) 工事作業の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視と関係者への状況通報 (5) 工事の実施に伴って発生した事故に対する人命の安全確保及び被害の拡大防止のための措置 2 移動しながら行う警戒は、次の事項に留意して実施しているか。 (1) 被警戒船に対し適切な位置に占位して連絡を保ちながら警戒に当る。 (2) 接近してくる船舶に対し注意を喚起する。 (3) 警戒船と被警戒船との間に他船を割り込ませない。 3 警戒船は、担当する区域内を常時監視し、次の事項を警戒船業務管理者に定時に報告しているか。警戒業務記録簿として記録しているか。 (1) 警戒区域内の状況 (2) 標識その他関連施設の異常の有無 (3) 天候及び海上模様 (4) その他の必要事項
3 異常気象時の措置	1 避泊又は復帰の際には警戒船業務管理者に報告しているか。 2 退避の際は現場付近の安全な海域を選び、また天候回復次第現場に復帰しているか。 3 視界不良時には特に見張りを厳重にし、レーダー等を活用して航行船舶の動静把握に努めているか。 4 警戒船は、荒天待機等で避泊する場合は、緊急事態の発生に備え、他船の影響等により出動不能とならないような場所を錨地として選定しているか。
4 遵守事項	警戒業務実施中は次の事項を遵守しているか。 (1) 警戒船は、一般船舶に対しては工事作業情報を伝達する等その安全航行について協力するものであって、他船に対する指示権や航法上の優先権がないことに留意して業務を行う。 (2) 警戒船は、港則法、海交法、海衝法等の関係法令、その他行政指導を守り、航行の安全確保に努める。 (3) 警戒船は、操船者及び専従警戒要員は常時船上で厳重な警戒に当り、双眼鏡・レーダー等を活用して、工事区域へ異常接近するおそれのある船舶の動向を早期に把握する。 (4) 警戒船は、特別な指示及び緊急時のほかは警戒区域を離れてはならない。 (5) 警戒船は、特別な事情のない限り他船に接近してはならない。 (6) 警戒船は、巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合、警戒業務管理者に報告のうえ、指示を受けて協力する。

2-3 アンカー設置作業

2-3-1 調査・届出等

項 目	事 項
1 現場の調査	1 設置現場の地形・水深・海底土質・周囲の環境等について調査したか。 2 気象・海象を調査したか。 (特にアンカー係留物に対する潮流・波高等の外力関係、作業中の条件、洗掘に関する事項) 3 航行船舶についての調査資料はあるか。 4 緊急退避場所(曳航の場合)を選定し、調査したか。
2 係留物件の調査	1 係留物件に対応するアンカー設計条件について調査したか。 2 係留物件に対する外力減殺手段について検討したか。
3 アンカー等の調査	1 アンカー(シンカー)等について次の調査をしたか。 (1) 最適形状・重量・重心位置、底面の構造 (2) 材質・構造、チェーン取付け部、吊り上げ部等の強度(安全率) (3) 把駐力、その条件、チェーン取付け部の位置 (4) 錨鎖長、カタナリ曲線、水平偏位量 (5) 撤去法(必要の場合) (6) 設置後の状態予測(洗掘・埋設等) (7) 把駐力試験の要否と必要ならばその方法 2 アンカー製作場所、積込場所、仮置場等について調査したか。 3 把駐力(水平効力)、アンカーチェーン取付け部及びアンカーチェーン強度等の安全率並びにその関係は適正か。強度上、どこが一番弱いのか検討したか。
4 設置作業船団等の調査	1 アンカーの規模、数量、設置海面の状況等に応じ、設置作業に使用する作業船を調査したか。 揚錨船、クレーン船、台船、曳船等又は状況に応じて警戒船・救助船等 2 次の諸点を検討したか。 (1) 曳航中、作業中の警戒 (2) 位置決め要領 (3) 設置作業の補助作業船の要否(特にワイヤ、チェーン等取扱いの難易により判断する) 3 玉掛用具、吊り上げ投入方法等の検討を行ったか。 4 アンカーチェーン引上げリード索、マーカースイ等を調査したか。 5 マーカースイの浮力について検討したか。
5 届出等	1 曳航(押航)の許可申請・届出をしたか。 (「2-1-6-1 調査・届出等」参照) 2 現場における作業の許可申請・届出をしたか。 (「1-1-4 工事関係適用法令と手続」、「2-1-10-1 調査・届出等」参照) 3 許可又は届出に付された条件は、関係者に周知され、対策を立てているか。

2－3－2 アンカー設置作業計画

項 目	事 項
1 作業計画	1 揚錨船、台船等は、運搬・設置に適したものを選定しているか。 2 揚錨船、台船、曳船等の船団構成は適切か。 3 揚錨船、台船等の外力や作業に対する安定性はよいか。 (1) 船体の復原性、乾舷、喫水の調整、アンカー吊り上げ時の安定性 (2) 船体の動的安定性及び片積みの禁止、作業床面の広さ 4 設置計画 (1) アンカーの吊り上げは何点吊りがよいか。設置手順との関連性はよいか。 (2) 運搬台船上のアンカーの固定・固縛の計画はよいか。 (3) 曳航計画はよいか。（「2－1－6－2 曳航（押航）作業計画」参照）また、仮置計画はよいか。 (4) アンカーを所定位置へ沈設する測量体制、位置決め基準点の準備はよいか。 (5) 設置作業におけるアンカーとチェーンの同時扱い、アンカー重量の盛り替え等の作業員の配置及び作業手順はよいか。 (6) 作業時間は、潮流・航行船舶等による影響を考慮し余裕をとっているか。 (7) アンカーのメッセンジャーロープ、チェーンの引上げリード索、ブイ、標識等の準備はよいか。 5 アンカーの把駐力試験を行う必要がある場合、計画は定めているか。 6 潜水作業を伴う場合の作業方法、体制はよいか。（「2－1－14－2 潜水作業計画」参照） 7 作業の指揮系統 (1) 作業指揮者、合図者、運転者、見張員、作業員の配置は適切か。 (2) 関連索具の補助指揮者を定めたか。連携・指揮連絡系統は確立されているか。
2 安全管理計画	1 作業従事者の資格等を確認したか。（「2－1－2 資格の確認及び作業指揮」参照） 2 作業海域の安全 (1) 標識・灯火等航行船舶に対する危険防止措置はよいか。 (2) 海底の埋設物、接触の危険がある構造物等には防護措置を講じているか。 (3) 警戒船の警戒要領及び見張員の配置は適切か。（「2－2 警戒業務」参照） 3 揚錨船、設備等の安全 (1) 旋回式クレーンには旋回範囲を明示し、立入禁止の表示をしているか。 (2) 揚錨設備には定格（制限）荷重及び取扱責任者の氏名を表示しているか。 4 設置作業の安全 (1) アンカー吊り上げ吊り下げ時のトリム調整又は作業船の安定はよいか。 (2) アンカー及びチェーン、没水時の外力増加に対する係留力はよいか。 (3) 吊り下げに伴うチェーン、リード索、マーカーブイ索具等のさばきの手順はよいか。 (4) 気象、海象確認・伝達体制を定めているか。 5 設置アンカーに取付ける標識等の強潮流時の浮力及び防護措置はよいか。 6 潜水作業に対する安全対策は適切か。 7 作業合図は統一され、全員に徹底しているか。
3 異常時の措置	1 強風・強潮流時等の場合の中止条件を定めているか。 2 揚錨船の荒天時の風圧減少策等準備計画、避難体制はよいか。 3 避難港、避難地を定め、関係官署へ連絡しているか。 4 作業用標識等に異常が生じた場合、すみやかな修理・復旧の体制はよいか。

項 目	事 項
1 揚錨船 (クレーン 船)	1 次の装置について点検したか。 (1) 位置を固定する4点係留装置 (2) 投錨装置のアンカー移動台車、油圧ジャッキ (3) ウインドラス、ガイドローラ、その他の装置 (4) クレーン船と曳船及びクレーン (「2-1-6-3 曳船(押船)・曳航用具の準備」 及び「2-1-10-3 荷役作業船の準備」参照) 2 アンカーとチェーンの同時作業となるような場合、チェーン等の重量を一時支えるビット、ストップパ等の装置の強度及び状態を確認したか。
2 台船等	1 重量物運搬等に適した構造・大きさ、甲板強度は十分か。 2 積荷の移動を防止する固縛索用のリング等の設備があるか。 3 台船上のワイヤロープ、チェーン、マーカブイ等を取扱う作業に必要な作業面積は十分か。 4 ストップパ等取付け部の強度はよいか。 5 アンカーチェーン、同引上げ索、マーカブイ索等を海中に繰り出す場合、舷側に邪魔になる突起物等はないか。
3 玉掛用具 等	1 アンカー規模に適した用具を準備したか。 2 玉掛けに用いるワイヤロープの安全係数は「6」以上あるか。 (安衛則469条、クレーン則213条) 3 吊りチェーンの安全係数は「5」以上あるか。(安衛則469条の2、クレーン則213条の2) 4 フックの外れ止め装置は、アンカー設置後外しやすい構造のものか。
4 アンカ ー、アンカ ーチ ェーン、リー ド索、アン カーブイ	1 アンカー、アンカーチェーンは、計画どおりのものを準備しているか。 2 リード索の長さは、水深の2倍以上あるか。強度はアンカーチェーン引上げに十分か。 3 マーカブイのロープの長さは水深の2倍程度あるか。リード索を引き上げる強度があるか。 4 マーカブイは、最強潮流で沈まない浮力、強度、構造のものか。航路筋では、灯火をつけているか。 5 巨大アンカーではアンカーチェーン引上げ作業を容易にするため、チェーンの適当な箇所にリング等を設備しているか。(重量の盛り替えに利用)

項 目	事 項
1 作業打合せ等	1 作業指揮者、補助指揮者、運転者、合図者をその他作業員の配置は適切か。 2 作業打合せを行ったか。合図方法を徹底しているか。 3 作業中の気象・海象の状態を確認（予測）したか。 4 作業海面に作業関係以外の船舶は立ち入っていないか。 5 潜水土船及び潜水作業者は、アンカー設置作業による危険な場所から離れているか。 6 船団通信連絡のテストはよいか。
2 作業船団	1 曳船の整備・運転の状態に異常はないか。 2 揚錨船の位置、係留索、船体傾斜等の状態に異常はないか。 3 アンカー運搬船の位置、係留索、船体傾斜等の状態に異常はないか。 4 揚錨船の作業準備はよいか。 5 投錨位置の測定準備はよいか。 6 位置決めの基準点がブイの場合、そのブイの位置を再確認したか。 7 運航・回航・曳航・出入港作業は安全か。 （「2－1－5 運航・回航作業」、「2－1－6 曳航（押航）作業」及び「2－1－7 出入港・係留作業」参照）
3 揚錨設備	1 原動機等の整備・運転の状態に異常はないか。 2 電気機械、電路等の状態に異常はないか。 3 揚錨設備の整備・運転の状態に異常はないか。 4 クレーンの過巻防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置に異常はないか。 5 クレーン・ウインチのブレーキ、クラッチの作動に異常はないか。 6 クレーンコントローラの機能の異常の有無を確かめたか。 7 歯車覆い等の接触防止設備等に異常はないか。 8 吊り上げワイヤロープ等に、損傷等を生じていないか。 9 指定箇所の給油の状態はよいか。 10 玉掛けワイヤロープ等玉掛用具の準備はよいか。 11 揚錨作業に使用するワイヤロープその他の用具の準備はよいか。
4 アンカー 付属設備	1 アンカー表示用のマーカープイ及びリード索等を準備し、繰出しの順序により整理しているか。 2 アンカーチェーン、リード索がアンカーの沈下とともに不意に逸走しないように仮止めしているか。 3 アンカープイの点灯を確かめたか。
5 潜水土船	1 潜水土船の整備・運転の状態に異常はないか。 2 潜水器具の整備・作動の状態に異常はないか。 （「3－10 潜水設備（潜水土船、潜水器具等）」参照）

項 目	事 項
1 投錨作業	- 吊り上げ荷重は、投錨船安定度（前方・後方・側方）に対する定格荷重を超えていないか。アンカーチェーンは潮流に流されていないか。 - 玉掛用具はその他作業用具の取付け及び状態に異常はないか。 - 投錨は、潜水土士その他作業者が危険範囲外に立ち去ってから開始しているか。 - アンカーを吊り上げる際は、地切り後、吊り荷・玉掛用具の異常の有無を確認してから行っているか。 - アンカーの降下速度は適正か。特に着水・着底時は最微速にしているか。 - アンカーの降下を途中で停止する場合には、巻下げブレーキのかけ方、ロックは確実に行われているか。 - チェーン、引上げ用リード索の繰り出しは、逸走しないよう仮止め小索を順次切断しながら慎重に行っているか。 - マーカースイソ等の繰出しは安全か。索内に人が立ち入っていないか。
2 設置後の作業	- 設置位置を再確認したか。 - マーカースイに異常はないか。強潮流時に再確認したか。 - 水中作業を行う潜水土士は、アンカーが安定していたことを確認した後に接近しているか。 - 潜水土士と船上との連絡は、緊密にとっているか。潜水土士にアンカーチェーンとリード索のからみがないか確認させたか。 - アンカーの把駐力試験 - 係留物の係留索及び各部の強度、浮力は十分か。 - 点検索のテンションメータとの接続部の係止方法はよいか。 - 潮流等外力を、正確に測定したか。 - 張力の加わったチェーン等から人員を退避させたか。おどり止め控索をとったか。
3 揚錨作業	- 潜水土士により玉掛用具をフックに取付ける際は、吊りワイヤロープを十分にたるませているか。 - 吊り上げは、潜水土士が危険範囲外へ立ち去ったのを確認してから行っているか。 - 吊り上げ物件の地切り・水切りは、荷重変化に注意し適正な速度で行っているか。 - アンカー引上げと併行して、マーカースイ、スイソ、リード索、アンカーチェーンの引上げを手際よく行っているか。

2-4 ケーソン据付作業

2-4-1 調査・届出等

項 目	事 項
1 建造地の調査	ケーソン製作地について次の事項を調査したか。 (1) 製作地の地耐力 (2) 作業性の良否（材料置場、資材運搬路、電力、給排水設備等） (3) 進水方法の安全性 ① 斜路による場合は台車、ワイヤロープ、ウィンチ、制御装置、前面水路の広さ、水深等 ② 中水斜路部にレール・枕木の異常等 ③ クレーン船による場合は、クレーン能力、吊り環の強度・位置、本体の応力等 ④ ドライドックによる場合は引出し要領、係留方法等 ⑤ フローティングドックによる場合は接岸設備、係留場所及びケーソン進水場所の水深等
2 曳航・据付けの調査	曳航・据付けについて次の事項を調査したか。 (1) 曳航時の喫水、復原力、傾斜、安定性等 (2) 据付時の注水要領、浮心・重心の変化、安定性（特に注水時の自由液面による不安定性に注意） (3) 曳航装置、本体の強度等 (4) 灯火、航空障害灯等の設備 (5) 曳航航路等（「2-1-6-1 調査・届出等」参照） (6) 曳航索の長さ・強度 (7) 曳航距離・潮流・風向を考慮した曳航時間
3 据付現場の調査	1 据付現場について次の事項を調査したか。 (1) 気象・海象等特に潮流変化の詳細 (2) 据付面の水深、地盤、不陸の状況 (3) 避難港、避泊地を定めたか。 (4) 据付現場付近の航行船舶、漁船の操業、プレジャーボート (5) 据付現場付近での工事の有無、状況 2 事前掘削、底面均しを調査したか。 3 中詰め、根固め作業等の関連作業の調査を行ったか。
4 届出等	1 進水作業の許可申請はよいか。（「1-1-4 工事関係適用法令と手続」参照） 2 曳航作業の許可又は届出手続はよいか。（「2-1-6-1 調査・届出等」参照） 3 据付作業海域の作業許可また届出手続はよいか。 （「1-1-4 工事関係適用法令と手続」参照）

項 目	事 項
1 作業計画	1 ケーソンの進水方法 (1) 斜路による場合 ① 斜路、台車、斜路前面水域等は適当か。 ② ウインチ、ワイヤロープ等は適切なものを準備しているか。 (2) フローティングドックによる場合 ① 進水方法はよいか。 ② 安定性はよいか。 (3) クレーン（船）による場合 ① 吊り金具の取付け位置・強度はよいか。 ② クレーン（船）は適切なものを準備しているか。 ③ 吊り上げ時に異常な力が生じないように、吊り治具の使用を計画しているか。 (4) ドライドックによる場合 ① 進水計画はよいか。 ② 引出し、係留計画はよいか。 2 ケーソンの曳航 (1) 曳航計画はよいか。曳航時期の選定はよいか。（「2-1-6 曳航（押航）作業」参照） (2) バラスト（カウンタウエイト）、フロートの取付け位置はよいか。 (3) 曳航索の取付け位置・強度・方法はよいか。 (4) ケーソンを吊り上げ曳航する場合の安定性及び動揺抑止方法はよいか。 (5) ケーソンに作業員が搭乗する場合の設備はよいか。 (6) 警戒船の配置はよいか。 3 ケーソンの据付け (1) 作業員の配置及び作業体制はよいか。 (2) ケーソンの仮置計画はよいか。特に、仮置地点の選定、仮置時の警戒体制はよいか。 (3) 沈設工程は潮汐変化と適合しているか。特に着底時期は干潮時ではなく満潮時の潮止まりと合致しているか。 (4) 天候不順、潮待ち等の計画はよいか。 (5) 据付地点の地耐力は十分か。設置マウンドの不陸等の計測結果はよいか。 (6) 据付地点の係留アンカーの準備はよいか。アンカーチェーンの引上げ体制はよいか。 (7) ケーソンを位置決めするための測量体制はよいか。 (8) 注水準備はよいか。 (9) 着底後の中詰め、根固め計画はよいか。 (10) 曳船は沈設が完了するまで現地に留まるように指示しているか。 (11) 警戒船の配置は適切か。 4 潜水作業を伴う場合の作業方法・体制はよいか。（「2-1-14 潜水作業」参照） 5 作業の指揮系統 (1) 据付作業責任者、曳航指揮者、係留（沈設）指揮者、中詰作業指揮者、測量者、見張員、作業員等の配置は適切か。 (2) 各作業指揮者相互間の指揮連絡系統は確立されているか。 (3) 各作業指揮者と作業員間の指揮連絡系統は確立されているか。 6 作業時の当直・引継体制は確立されているか。

項 目	事 項
2 安全管理 計画	1 作業従事者の資格等を確認したか。 2 ケーソンの進水作業時の安全 (1) 機械類の操作における危険はないか。 (2) 危険区域を明示し関係者以外の立入りを禁止しているか。 (3) 危険海域の警戒体制はよいか。 (4) 玉掛け時の作業床は確保されているか。 3 曳航作業の安全はよいか。(「2-1-6 曳航(押航)作業」参照) 4 曳航中に浸水の危険のある開口部等の閉鎖措置はよいか。 5 据付作業海域の安全 (1) 航行船舶に対する衝突予防その他の危険防止対策は適切か。 (2) 作業海域を明示するための標識・灯火の設置は適切か。 (3) 警戒船・見張員の配置及び警戒要領は適切か。 6 係留作業の手順はよいか。特に多数の係留索の同時取扱いの作業手順を定めてあるか。 7 据付作業の安全 (1) 据付作業中のケーソンが著しい傾斜や急激な沈下を起さないよう計画しているか。 (2) 据付中の諸データ測定班の海中転落防止対策は適切か。 (3) 据付作業中に潜水作業を伴う場合、作業指揮者と潜水土との連携は緊密に行える体制か。特にエアホースの注水孔に対する警戒要領はよいか。 (4) 潜水作業計画はよいか。(「2-1-14 潜水作業」参照) (5) 作業員が落水した場合の救助体制はよいか。 8 中詰め・根固め作業の安全 (1) 船団の構成・隻数・手順等作業の迅速性はよいか。 (2) 作業の安全性はよいか。 (3) 台船の係留はケーソンの水平支持力の増加後となるよう計画しているか。
3 環境対策	海水汚濁防止措置等 (1) ケーソン刃口からのモルタル漏洩防止対策を適切に計画しているか。 (2) 根固め部からのモルタル漏洩防止対策を適切に計画しているか。 (3) 潜水土等によるモルタル漏洩の有無の監視体制を適切に計画しているか。 (4) モルタル注入、中詰めコンクリート打設、レイタンスの除去及び型枠の洗浄等の洗浄水、置換水の処理設備を適切に計画しているか。 (5) 根固め、埋戻し及び中詰作業に伴う海水汚濁防止対策を適切に計画しているか。 (6) 不要となったモルタル等の処分対策を適切に計画しているか。 (7) 水質の監視・測定を検討し、必要な監視・測定を適切に計画しているか。
4 異常時の 措置	1 強風時・荒天時における作業の中止基準を定めているか。 2 荒天対策 (1) ケーソン及び作業船の荒天準備・避難・警戒の体制はよいか。 (2) 避難港、避泊地を定め、あらかじめ関係官署に連絡しているか。地元の了解を得ているか。 (3) 避難時の曳船・揚錨船の手配体制はよいか。 3 事故発生時の措置要領を定めているか。 4 工事用標識等に異常が生じた場合の措置等の体制はよいか。または所定事項を関係先へ通報する体制はよいか。

2－4－3 ケーソン及び据付用機材等の準備

項 目	事 項
1 ケーソンの点検	1 ケーソンは設計どおりできているか。 2 曳航のための主索取付け部、控え索用のクリート等の位置、数量等は適切か。係留索の取付け部はよいか。 3 注水バルブの操作は円滑か。回転数とバルブの開度を確認し記録したか。 4 注水孔には異物吸込み防止対策として金網等が取付けられているか。注水孔の水密パッキンに異常はないか。 5 内部のモルタル注入管等の設備は適切か。 6 曳航中の上乗り作業員の転落防止設備は適切か。灯火等の取付けはよいか。 7 据付後の中詰作業船の係船設備、作業床等は確保されているか。
2 進水関係	1 斜路、台車、ウィンチ等は適切か。 2 クレーン吊りの場合、クレーンは作業計画に対応したものを準備したか。 3 仮置き又は係留を要する場合の準備をしたか。
3 曳船等の準備	1 曳航船団、クレーン船等の選定は、ケーソンの大きさ、曳航経路の気象・海象、距離等の諸条件を考慮して決定したか。 2 曳船の曳航装置、ワイヤロープの強度は十分か。 3 吊り環、吊り金具、ワイヤロープの強度はよいか。 4 クレーン船とケーソンの動揺周期が異なるため、吊りワイヤロープの安全係数は十分とっているか。 5 警戒船は適切なものを準備したか。特に速力は適切か。 6 警戒船等を含めた船団内通信設備は十分連絡がとれるものを準備したか。
4 据付作業用の作業船等の準備	1 クレーン船は余裕のあるものを選定したか。 2 設置地点のケーソン係留用アンカーは十分な把駐力のあるものを設置したか。係留チェーンの強度はよいか。引上げ索の強度と長さはよいか。長さを示すマーキングは施しているか。 3 アンカーチェーン引上げ台船は十分な作業床面のあるものを準備したか。ウィンチ等の能力、ボラードの強度はよいか。 4 台船からケーソンにアンカーチェーンを渡す作業船・交通船等は適切か。 5 潜士船の隻数はよいか。準備はよいか。 6 中詰工のためのグラブ船、土（石）運搬船の能力・隻数は適切か。 7 モルタルプラント船の性能は十分か。 8 中詰用骨材は指定のものを準備したか。
5 環境対策	1 ケーソン底部のモルタル漏洩防止設備等は適切か。 2 モルタルプラント船からのモルタル注入時の置換水の処理等の海水汚濁防止設備は適切か。 3 中詰工の捨石、砂等の投入による海水汚濁防止のために汚濁防止膜等を準備したか。 4 不用となったモルタル等の処理方法は適切か。

項 目	事 項
1 作業打合せ等	1 実施に当り気象・海象を予測し、作業開始日時を決定したか。 2 作業責任者、曳航・位置決め・据付等各作業の指揮者、各作業船船長、その他の関係者との打合せを終わったか。 3 ケーソン据付作業における作業責任者、合図者、潜水土間の打合せを十分行ったか。 4 進水、曳航等における海事検定時の指示事項を確認したか。保険関係人との打合せはよいか。 5 通信連絡の方法、合図の統一等は徹底しているか。 6 作業中の気象・海象を天気予報で確認したか。 7 曳航経路、中継港等に異常はないか。出会いが予想される巨大船情報を確認したか。 8 ケーソンを曳航し航路を横断する場合は、関係官署との打合せはよいか。
2 進水作業	1 斜路による場合 (1) 台車、ウィンチ、コントローラ等に異常はないか。 (2) 進水斜路、前面海面、水深等はよいか。前面に航行船舶等はないか。 (3) 作業船、作業員の退避等の指示は徹底したか。 2 フローティングドックからの場合 (1) 水深、波浪、潮流、喫水等について調査したか。 (2) 警戒船の配備は適切か。 (3) 浮上時の安定は十分検討しているか。 3 クレーン（船）等による場合 (1) クレーン（船）等の固定は安全か。 (2) カウンタウエイト、クレーン船のバラスト水の調整はよいか。 (3) 吊り上げ時、玉掛けワイヤに均等に荷重がかかり、ケーソンは水平吊りとなるよう準備はよいか。 (4) ケーソンの横揺れ防止の控え索は準備したか。 4 ドライドックからの場合 (1) 造船所側からの引渡し、引継ぎの体制はよいか。 (2) 作業船団の配置は適切か。 (3) ケーソンの状態を確認したか。喫水を計測したか。
3 曳航作業	次項によるほか「2－1－6－3 曳船（押船）・曳航用具の準備」を参照。 (1) ケーソン喫水に注意し、漏水箇所がないか確認したか。 (2) 各曳船の準備、配置等は適切か。 (3) 曳航索の取付け、擦れ止めの当て物、大回し等に異常はないか。 (4) 警戒船の配置は適切か。通信系のチェックは終わったか。 (5) 出港は発注者、保険関係人等に連絡したか。 (6) 曳航中の傾斜に注意しているか。 (7) 灯火・形象物を表示しているか。（海衝法24条） (8) 中継港、仮置場所等に異常はないか確認したか。
4 据付場所との連絡	1 曳航の航海計画に対する遅れなどを現場に知らせているか。 2 据付作業船団の配置は適切か。

項 目	事 項
1 位置決め作業	1 アンカーからの係留索をケーソンに引上げる台船、ウィンチ等の配置はよいか。潮上及び風上側から係留索をとっているか。 2 台船上の各ワイヤロープの整理はよいか。 3 概略位置で係留索を係り止めしたか。その際着底までの風圧・潮流の変化を考慮したか。係留索の長さをマーキングしているか。 4 ケーソン、作業船間の接触防止に注意しているか。
2 沈設作業	1 沈設班・計測班・係留ワイヤ作業班等の連絡、連携作業はよいか。 2 沈設班のバルブ操作・注水は慎重に行っているか。バルブの回転数と開度の関係を承知しているか。 3 潜水士はなるべく遠ざけ又はエアホースが注水孔へ吸い込まれないよう注意しているか。 4 ケーソン上の作業員の海中転落の防止に注意しているか。 （「2－1－13 高所・開口部及び舷外作業」参照） 5 沈設に伴う係留索をつめる作業又は盛り替えはよいか。 6 着底直前に沈降力を抑制するため、沈下を一時停止しているか。 7 一時停止中（直前）の作業 (1) 位置決めを行ったか。傾斜はないか。 (2) 着底面の再調査、潮流等の再確認を行ったか。 (3) 着底は、潜水士の退去を確認してから慎重に行っているか。 8 着底後の位置の最終確認を行ったか。 9 着底後直ちに滑動防止のための措置を行ったか。 10 次の最強流まで曳船その他の作業船は付近に待機させているか。 11 係留索の撤去時期及び順序は適切か。
3 中詰め・根固め作業	1 沈設後直ちに迅速な中詰作業ができるよう作業船・作業員の配置は適切か。 2 作業船のケーソンへの横付けは、安全かつ的確に指示されているか。 3 中詰投入時のクレーン作業等は安全か。
4 環境対策	「海水汚濁防止措置等」を計画したとおり適切に実施しているか。また、対策・設備等の効果を確認し、必要な場合は改善が図られているか。 （「2－4－2 ケーソン据付作業計画 3 環境対策」参照）

2－5 沈埋函沈設作業

2－5－1 調査・届出等

項 目	事 項
1 沈埋函建造地の調査	沈埋函の建造地について、次の事項を調査・検討したか。 (1) 建造場所の地耐力 (2) 作業性の良否（資材運搬路、資材置場、電力、給排水設備等） (3) 進水方法（前面水深、水路の広さ、引出し方法、仮係留方法等） (4) 建造場所のマウンド高（進水時の沈埋函の喫水との関係）
2 沈埋函の調査	沈埋函について、次の事項を調査・検討したか。 (1) 進水、曳航時の喫水、復原力、傾斜、安定性等 (2) 沈設時のバラストタンク注水要領、浮心・重心の変化による対応 (3) 沈設、接合の方法 (4) ウィンチタワーの取付け設備 (5) 外壁、バルクヘッドの水密性、漏洩防止等 (6) 函内の換気設備、照明設備、電気設備、通信設備 (7) 作業足場、昇降路、ハッチ等の設備 (8) 灯火、航空障害灯、ウィンチタワーの夜間照明等の設備 (9) 函内艀装品の作動確認
3 曳航路の調査	曳航路について調査したか。（「2－2 警戒業務」、「2－1－6 曳航（押航）作業」参照）
4 仮置場	仮置マウンドの状態及び水深を調査したか。（二次艀装）
5 設置現場の調査	1 設置現場について、次の事項を調査・検討したか。 (1) 気象・海象や特に潮流の変化及び水深毎の海水比重等 (2) 曳航、沈設船団の安全 (3) 作業海面の安全と警戒体制 (4) 沈埋函の係留、位置決め関係設備 (5) 作業船団の係留設備 (6) 設置場所付近を航行する一般船舶の状況把握 2 トレンチの床堀、法面保護、基礎均し、汚泥除去等について調査しているか。 3 仮支承台の位置、高さ等を調査しているか。 4 ウィンチタワーの撤去、モルタル注入、埋戻し等の関連作業について調査しているか。 5 既設沈埋函の接合端面に異常はないか。（貝類の付着はないか。）
6 届出等	1 建造地における届出、許可申請はよいか。 2 進水作業の許可申請はよいか。 3 曳航作業の届出手続、許可申請はよいか。 4 設置海域の作業許可、届出手続はよいか。 5 関係機関、関係者に対し説明するなど対策を講じているか。 6 仮置き作業の許可申請はよいか。

項 目	事 項
1 作業計画	1 沈埋函の進水計画は万全か。 (1) 沈埋函の係留方法 (2) 前面止水護岸撤去時の安全性の考慮 (3) 進水後の引出し計画、引継ぎ、引渡し等の手順 (4) 引出し後の係留計画 (5) 指揮命令系統や通信連絡システムの計画 2 沈埋函の曳航計画はよいか。 (1) 海事検定を受けた沈埋函について、指示事項の確認 (2) 曳航時期の選定などの曳航計画 (3) 曳航索の取付け位置、強度、方法 (4) 指揮系統や連絡通信システムの再確認 (5) 曳航経路計画（水深等） (6) 他船舶の航行情報の収集 (7) 曳航中止基準の設定 (8) 避難港（方法）の設定（台風、緊急時の対応） 3 沈埋函の艀装計画はよいか。 (1) ウィンチタワーの取付け設備 (2) 沈設ポンツーンの取付け設備 (3) 繰函ワイヤのガイド、フェアリーダー、ボラードなどの取付け設備 (4) ポテンショメーター、端面探査装置、傾斜計等の計器等の取付け (5) 仮受ブラケット、ガスカート等の取付け (6) 函内のバラスト給排水設備、連結ジャッキ、水圧接合、支承ジャッキ等の設備 (7) 函内の電気設備（防水タイプの使用）、照明、換気、通信設備 (8) 在港作業船の能力調査 (9) 水中コンクリート注入バルブの位置 4 沈埋函の沈設計画はよいか。 (1) 作業員の配置及び作業体制 (2) 作業船、警戒船の配置及び作業体制 (3) 潮汐の干満を考慮した沈設工程 (4) 天候不順、潮待ちなどの対策 (5) 仮支承台の位置、高さ (6) 沈埋函の位置決め等の測量体制 (7) バラストタンクへの注排水バルブ操作の作業体制 (8) 着底後のモルタル注入などの計画手順 (9) 他船舶の航行情報の把握 5 作業の指揮系統は確立されているか。 (1) 沈設作業責任者、各作業指揮者、測量者、見張員、作業員等の配置 (2) 各作業指揮者相互間、作業指揮者と作業員間の指揮連絡系統 (3) 合図、連絡方法の統一

項 目	事 項
2 安全管理 計画	1 作業従事者の資格等を確認したか。 2 進水作業時の安全はよいか。 (1) 作業船、機械等の操作の安全性 (2) 危険区域の明示及び関係者以外の立入禁止処理 (3) 前面海域の警戒体制 3 艀装時の安全はよいか。 (1) アウトリーチ、揚程等を検討したクレーン船の選定 (2) 沈埋函の安定を考慮したウィンチタワーの取付け 4 曳航作業の安全はよいか。 (1) 浸水のおそれがある箇所の閉鎖措置 (2) 曳航中の危険（「2-1-6 曳航（押航）作業」参照） (3) 警戒船の配備（「2-2 警戒業務」参照） 5 沈設作業海域の安全はよいか。 (1) 航行船舶の衝突予防などの危険防止対策 (2) 作業海域を明示する標識や灯火などの設置 (3) 警戒船、見張員の配備、警戒要領 6 沈設作業の安全はよいか。 (1) 操函ワイヤの取扱いについての作業手順 (2) 作業中、沈埋函が著しい傾斜や急激な沈降を起さない配慮 (3) 測量、計測関係者の海中転落防止対策 (4) 潜水作業に対する安全（「2-1-14 潜水作業」参照） (5) 作業指揮者と潜水土との緊密な連携 (6) 着底後のモルタル注入作業の迅速かつ継続施工可能な計画 (7) 函外、函内作業の情報連絡を統括し、各部所に指示を出す指揮命令系統の確立
3 環境対策	海水汚濁防止措置等 (1) 沈埋函底部へのモルタル注入時の漏洩防止対策を適切に計画しているか。 (2) 潜水土等によるモルタル充填状況、モルタル漏洩の有無の監視体制を適切に計画しているか。 (3) 根固め及び埋戻し作業に伴う飛散防止対策、海水汚濁防止対策を適切に計画しているか。 (4) モルタル注入時の置換水の処理設備を適切に計画しているか。 (5) 不用となったモルタル等の処理対策を適切に計画しているか。 (6) 水質の監視・測定を検討し、必要な監視・測定を適切に計画しているか。
4 異常時の 措置	1 強風、荒天時における作業の中止条件を定めているか。 2 荒天対策は万全か。 (1) 沈埋函、作業船等の荒天準備、避難、警戒体制 (2) 避難港、避泊地の決定と、関係官署への連絡体制 (3) 避難時の曳船、揚錨船等の手配 3 事故発生時の措置要領を定めているか。 4 工事用標識等に異常が生じた場合の修復体制はよいか。また、所定事項を関係先へ連絡通報する体制はよいか。

項 目	事 項
1 沈埋函及び設置用機材の点検	1 沈埋函は次の事項を点検したか。 (1) 設計図書のとおりの製作・製品 (2) 曳航のためのワイヤ取付け部、係留索のクリート等の位置、数量等 (3) バラスト水の注排水装置 (4) バラストタンクの止水壁の水漏れ (5) 函内の換気、通信、消火、電気等の設備 (6) 仮受ブラケット、ガasket及びバルクヘッド面などへの海藻、貝殻等の付着 (7) ガasketの防護材、クロスヘッドカバー等の撤去 2 設置用機材を点検したか。 (1) 沈設用ポンツーンの浮力の十分な余裕 (2) 吊り下げワイヤ取付け部の強度 (3) ウィンチタワーのウィンチ等の準備 (4) 潜水土船等の配備 (5) その他艀装品の動作確認
2 作業打合せ等	1 作業責任者、曳航、位置決め、沈設各作業の指揮者、各作業船船長、その他関係者との打合せは終わっているか。 2 通信連絡の方法、合図の統一等は周知徹底しているか。 3 作業中の気象・海象予報、航行船舶情報を確認したか。 4 函内の作業員に、作業手順を熟知させているか。
3 曳航作業	次のほか「2－1－6 曳航（押航）作業」による。 1 沈埋函の喫水は設計どおりか。または漏水箇所がないか確認したか。 2 各曳船の準備、配置はよいか。曳航索の取付け部に異常はないか。 3 警戒船の配置、警戒体制はよいか。 4 曳航航路を通過する大型船の航行情報を確認したか。 5 曳航中の動揺、傾斜に注意しているか。 6 灯火、形象物に異常はないか。 7 曳航計画の変更（遅延時）を沈設現場に通報する体制はないか。
4 沈設現場	1 沈設箇所の潮流、海水の比重等を計測しているか。 2 沈設日の気象・海象予報を調査しているか。 3 仮支承台の位置、高さを確認したか。またはヘドロ等の堆積のないことを確認したか。
5 既設沈埋函	1 仮受ブラケットや接合端面に海藻、貝殻等が付着していないか。 2 仮受ブラケット上にヘドロ等の堆積はないか。 3 連結ジャッキは、正常に作動するか。 4 バルクヘッド間の水抜き用パイプに異物が詰っていないか。 5 エア抜きバルブに異常はないか。
6 環境対策	1 沈埋函底部のモルタル流出防止設備は適切か。 2 汚濁防止膜等の準備は適切か。 3 埋戻し材の投入時における飛散防止対策及び海水汚濁防止対策を適切に実施しているか。 4 不用となったモルタル等の収納容器（型枠等）を準備しているか。

項 目	事 項
1 準備作業	1 沈設箇所の風速、潮流、水温、海水比重等を調べているか。 2 操函ワイヤのアンカーへの取付けはよいか。またワイヤのもつれ、キンクはないか。 3 沈設作業の手順、作業員の配置などを再確認したか。 4 沈埋函の位置視準測量の方法はよいか。 5 函内に入る作業員は、指名した者に限定しているか。 6 函内の備品（ライト、乾電池、水中ポンプ、工具、救急品、食料、飲用水、消火器等）をチェックしたか。 7 ウィンチタワーに異常はないか。 8 沈設ポンツーン取付けに異常はないか。 9 通信・連絡設備に異常はないか。
2 沈設作業	1 計測、沈設等、各作業班相互の連絡、連携作業はよいか。 2 沈設作業は、端面調査、荷重計、ポテンショメーター、潜水土による確認などによって、チェックしながら慎重に行っているか。 3 沈設荷重用の注水は、あらかじめ計算した結果により、段階的に行っているか。 4 着底直前に沈設作業を一時停止し、沈降惰力の抑制を図っているか。 5 一時停止中に次のことを確認しているか。 (1) 沈埋函の方向、傾斜 (2) 位置決めの微調整（仮支承版と支承ロッドとの位置関係把握） (3) 着底面の異常の有無 6 連結ジャッキのロッドは、新設函に確実に挿入されているか。先端金具の回転を確認したか。 7 引寄せ作業は、ガasketの圧着状況、異物のはさみ込み等がないことを確認しながら行っているか。 8 支承ジャッキの操作は、計測班と連絡を取りながら行っているか。 9 バルクヘッド間の排水は潜水土による圧着を確認した後に行っているか。 10 沈設後の浮き上がり防止のための水荷重は適切か。 11 電源の切換えは、函内注水を確認して行っているか。 12 沈設ポンツーンの撤去は、着底を確認して行っているか。 13 ウィンチタワーの撤去は、マンホールの完全閉塞を確認後、行っているか。
3 埋戻し作業	1 埋戻しの施工順序は、函体に影響を与えないよう適切に定めているか。 2 函内外の連絡、確認の方法はよいか。 3 埋戻し材の注入、投入は飛散の防止及び海水汚濁防止等に配慮しながら行っているか。
4 環境対策	「海水汚濁防止措置等」を計画したとおり適切に実施しているか。また、対策・設備等の効果を確認し、必要な場合は改善が図られているか。 （「2－5－2 沈埋函の作業計画 3 環境対策」参照）

2-6-1 調査・届出等 (1/2)

—160—

項 目	事 項
4 届出等 （つづき）	3 関係漁業協同組合等との協議を終了し、その内容を確認したか。 4 電業法（自家用電気工作物等）に関する許可・届出の手続はよいか。（同法42条、43条、48条） 5 自然公園法（環境保全）に関する許可等の手続はよいか。（同法20条、22条ほか） 6 海防法（船舶からの廃棄物の排出の規制）に関する許可等の手続きはよいか。（同法10条の6、11条ほか） 7 内航海運業法（自家用船舶の内航運送）に関する届出等の手続きはよいか。（同法11条、23条ほか）

2－6－2 浚渫及び埋立作業計画（1/3）

項 目	事 項
1 作業計画	1 浚渫船は、次の事項を検討して選定したか。 (1) 海底の土質、浚渫土量 (2) 作業区域の水深及び浚渫深度 (3) 浚渫船の種類、気象・海象を考慮した作業能力及び作業限界・稼働率 (4) 補助浚渫手段の必要の有無 (5) 稼働日数、稼働時間帯 2 船団構成は適切か。 3 作業船団、排砂管フロータ等の曳航計画はよいか。（「2－1－6 曳航（押航）作業」参照） 4 浚渫船の着工位置決め (1) 風向、波高、潮流方向を考慮し、浚渫方向を定めているか。 (2) 風向が急変した場合にも対応できるか。 (3) 風向の変化に対し付近の構造物等までの距離を確保しているか。 5 ポンプ船浚渫作業 (1) 排砂管の布設計画（排送距離・経路、海上零号、沈管等）はよいか。また、管理要領は定めてあるか。（「2－6－4 排砂管等の準備」参照） (2) ポンプ船の位置決め測量体制はよいか。 (3) カッターは地盤に適合したものを選定しているか。 (4) 潮流や河川流のある海域では、カッターの回転数や一層の掘厚を適切に計画しているか。 (5) 浚渫する方向や段掘の有無を適切に計画しているか。 (6) 排砂する方向や吐出口の位置、余水吐の位置は適切に計画しているか。 (7) 浚渫に伴う出来形の検測方法はよいか。 (8) 警戒錨、警戒索を用意しているか。 6 ポンプ船、圧送船埋立作業 (1) 埋立地土砂のすべり、圧密等を検討したか。 (2) 埋立地内外の排水・土砂の流出及び飛散防止対策を計画しているか。 (3) 埋め立てる方向や吐出口の位置は適切に計画しているか。 7 グラブ船、バックホウ船浚渫作業 (1) 浚渫土砂を運搬する土運船の隻数及び配置はよいか。運航経路は安全か。 (2) 浚渫船の係留設備及び方法はよいか。特に潮流のある海域で土運船が横付けした場合浚渫船アンカーの把駐力は充分か。土運船の係留計画はよいか。 (3) 浚渫地点の位置決め測量体制はよいか。 (4) 浚渫する方向や段掘の有無はよいか。浚渫に伴う出来形の検測方法はよいか。 (5) 土捨場までの距離、気象・海象に応じて積み込む土砂の量を加減するように計画しているか。 8 作業指揮系統 (1) 浚渫船の船長が付属船を含む作業責任者であることを徹底しているか。 (2) 転船・転錨・海上浮動管路移動時の指揮者には、浚渫船船長が指名した者を当てているか。 (3) 各作業の指揮者、合図者、運転者、見張員、作業員等の配置はよいか。 (4) 作業指揮者と作業員・作業員相互の指揮連絡系統はよいか。 9 作業時の当直体制、申し送り（引き継ぎ）体制はよいか。
2 安全管理計画	1 作業従事者の資格等を確認したか。（「2－1－2 資格の確認及び作業指揮」参照） 2 作業海域の安全 (1) 航行船舶の衝突予防のための標識（灯火）等の危険防止対策はよいか。 (2) 海底に危険物が残存する場合の処置及び危険標示を行っているか。 (3) 接触の危険がある構造物等には防護措置を講じているか。 (4) 警戒船、見張員の配置及び警戒要領はよいか。

項 目	事 項
2 安全管理 計画 (つづき)	3 ポンプ船、圧送船による浚渫、埋立作業の安全 (1) 作業従事者以外には、排砂管及びフロータ上の歩行を禁止しているか。 (2) 埋立地及び海上で作業通路になる所には、墜落防止設備又は通路の明示をしているか。 (3) 海上浮動管路の流出防止、海上受枠倒壊防止措置はよいのか。 (4) スパッドの打ち替え作業では、巻過防止を指示しているか。 4 グラブ船、バックホウ船による浚渫作業の安全 (1) 土運船の接舷作業に対する手順は定めているか。 (2) ジブの旋回範囲を明示し、立入りを禁止しているか。 (3) 運転者がウィンチ類に巻き込まれる危険はないか。 (4) ジブ傾斜角、バケット吊り上げ高の制限を設け、徹底させているか。 (5) 作業休止時のブレーキ、歯止め、エンジン停止等を徹底させているか。 (6) 起伏ワイヤの使用時間を記録しているか。 (7) 甲板上を這うワイヤへの立入り禁止をしているか。 5 埋立地の安全 (1) 埋立地内立入禁止の表示をしているか。 (2) 軟弱地盤箇所などの危険場所を標示し、防護措置を講じているか。 (3) 使用する建設機械は軟弱地盤用のものを計画しているか。 6 作業員の安全 (1) 作業手順書は作成されているか。作業合図は統一され、徹底しているか。 (2) 救命胴衣の着用基準を定めているか。 (3) 墜落・転落・はさまれ防止対策を講じているか。 (4) 飛来・落下防止対策を講じているか。 (5) 高所作業・舷外作業は「2-1-13 高所・開口部及び舷外作業」により計画したか。 (6) 係留索に補助ロープを取り付けているか。(2014埋浚統一ルール) (7) 作業場所には救命浮環を設置しているか。(安衛則532条) 救命浮環に所有者・連絡先を明示しているか。(2014埋浚統一ルール)
3 環境対策	1 浚渫に伴う有害物質への適正な対応措置を適切に計画しているか。 2 水質汚濁に対して、必要な防止措置(汚濁防止膜、密閉式グラブ、汚泥浚渫装置等)を適切に計画しているか。 3 工事中の必要な水質の監視・測定を適切に計画しているか。 4 処分場の余水吐からの排水の水質基準(余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令による)の確認、土砂の流出及び拡散防止対策を適切に計画しているか。 5 土運船からの土砂流出防止対策を適切に計画しているか。 6 悪臭、振動、騒音等の防止対策を適切に計画しているか。 7 処分場周辺の地盤沈下対策を適切に計画しているか。 8 船内油移送時の油漏れ対策を適切に計画しているか。 9 「給油時などの油排出防止対策」を適切に計画等しているか。 (「2-1-6-2 曳航(押航)作業計画 3環境対策」参照)

項 目	事 項
4 異常時の措置	1 強風・波浪等の荒天時における作業の中止基準を定めているか。作業中止及び作業再開時の発令は、時機を失しないよう考慮されているか。また、責任者は明確になっているか。 2 荒天対策 (1) 作業船及び船団内の荒天準備、避難態勢及び警戒要領はよいか。 (2) 海上浮動管路等の補強・切離しなどの荒天対策はよいか。 (3) 避難港・避泊地を定め、あらかじめ関係官署に連絡しているか。 (4) 避難時の曳船、揚錨船等の手配体制はよいか。 3 事故発生時の措置要領を定めているか。 4 作業用標識等に異常が生じた場合の措置等の体制はよいか。

項 目	事 項
1 ポンプ 船、圧送船	1 性能・状態の確認 (1) 性能・隻数は、作業計画に適應しているか。 (2) 船体・機関の整備状態はよいか。 (3) ラダー、スパッドに異常はないか。 (4) スパッド用ウィンチに巻過防止措置が装着されているか。 (5) 操船用スイングウィンチに異常はないか。 (6) 操船錨（運転錨・予備錨）とスイングワイヤロープの連結は確実か。 (7) 船内管の継手部に異常はないか。 (8) 転部、歯車等に対する接触防護設備は装備しているか。 (9) 甲板舷側に設置された手すり及び開口部の手すり又は囲い等に異常はないか。 (10) 動力装置等の油流出防止施設（コーミング）はあるか。 2 被曳航準備 次項の他は、「2－1－5 運航・回航作業」、「2－1－6 曳航（押航）作業」による。 (1) 曳航索の台付取付け方法はよいか。 (2) 浚渫ポンプは、組み立てられているか。 組み立てられていないときは、吸入管に盲板を入れ海水の船内逆流を完全に防止しているか。 (3) ラダーは、できるだけ最上部に上げて係り止めしているか。 (4) スパッドは、下端を船底部より上方に吊り上げて固定しているか。 (5) 海上浮動管を連結したまま曳かれるときには、その切断、流失防止措置を完了しているか。 (6) 船体のトリムはよいか。曳航に適した状態に調整したか。 (7) 船体の水密部の扉蓋の閉鎖はよいか。 (8) ビルジを処理したか。 (9) 港内でフロータを曳航するときは、200m（又は許可で定められた長さ）以下としているか。 (10) 予備品等の荷くずれ防止措置を行ったか。 3 現場に到着した際、船体の前進等惰力がなくなってから、スパッドを打込んでいるか。 4 係留索は確実に係り止めしているか。 5 水質汚濁防止のための諸資機材（オイルフェンス、油吸着材）等を備えているか。
2 グラブ 船、バック ホウ船	1 性能・状態の確認 (1) 性能、隻数は作業計画に適應しているか。 (2) 船体・機関の整備はよいか。 (3) グラブバケット、バックホウバケット、ブーム、ワイヤロープに異常はないか。 (4) ウィンチ類は整備され、歯車、シャフトのキー等に覆いを装着しているか。 (5) グラブバケット、バックホウバケット旋回範囲内の立入禁止表示（設備）と照明はよいか。 (6) 動力装置等の流出油防止施設（コーミング）はあるか。 2 被曳航準備 次項のほかは、「2－1－5 運航・回航作業」、「2－1－6 曳航（押航）作業」による。 (1) グラブ船のハッチ、扉等の防水はよいか。 (2) 浚渫機のブームを受台に固定したか。 (3) グラブを甲板上に固定したか。 (4) 浚渫機が旋回しないよう措置したか。 (5) 船体のトリムは曳航に適した状態に調整したか。 (6) 被曳航用台付の取付けはよいか。 (7) 錨、錨索、警戒錨、警戒索に損傷等はないか。 3 水質汚濁防止のための諸資機材（オイルフェンス、国交省認定の油吸着材等）を備えているか。

項 目	事 項
3 付属船	1 付属船の性能・状態の確認 (揚錨船、曳船、土運船、測量船、交通船、着火船等) (1) 付属船の船種、性能、隻数は、前記浚渫船の運転・操船条件に適応しているか。 (2) 船体・機関、作業装置等の整備状態はよいか。 (3) 起重機船、揚錨船のクレーン検査証の確認を行ったか。 (4) 土運船には満載積載量を表示しているか。 (5) 動力装置等の流出油防止施設(コーミング)はあるか。 2 浚渫船、運搬船を廃棄物排出船として使用する場合、管区海上保安本部長発給の登録済証を備え、船体に登録番号を表示しているか。 3 自航船は、船安法による定期検査等を受け、船職法による有資格船長により指揮されているか。 (「1-1-5 作業船関係適用法令の確認」、「1-1-6 海上法令の適用(作業船)」参照) 4 被曳航時の準備 (1) 船団内の通信テストは終わったか。 (2) 土運船の泥倉扉は固定したか。 (3) 土運船の甲板上のハッチ、入口等の防水はよいか。 (4) 被曳航用台付の取付けはよいか。 5 水質汚濁防止のための諸資機材(オイルフェンス、国交省認定の油吸着材等)を備えているか。

項 目	事 項
1 海上浮動 管路及び沈 設管路	1 作業場所 (1) 海上管（フロータ）等を組み立てる陸上組立場所は、十分な広さがあるか。 (2) クレーン作業場所付近に架空電線がある場合の対策はよいか。 2 フロータ曳航時、その長さ、幅及び列数は適正か。 港内及び船舶の輻輳する海域における制限を守っているか。 3 組立作業 (1) クレーン運転士及び玉掛け作業者には有資格者を配置しているか。（安衛法61条） (2) 作業開始前にクレーン及び玉掛け用具の点検を行っているか。（クレーン則78条、220条） (3) フロータ等長尺物を吊る場合、振れ止め用控え索を使用しているか。 (4) 吊り荷の下に作業員が立ち入ることではないか。 (5) フロータの組立時には飛び乗り、飛び降り等を行っていないか。 (6) フロータ等の引寄せは静かに行っているか。 (7) 管の接続のときボルト孔合せには適切な工具を使用して行っているか。 (8) フロータ組立のとき使用するガスホース、エアホース、キャブタイヤケーブル等は十分な弛みを取っているか。 (9) 管路の受台となる枕木等は安全なものを使用しているか。 (10) 鉄管には転がり防止のくさび等を使用しているか。 (11) 海面卸し作業に揚錨船、クレーン等を使用する場合は、共同作業について十分な打合せを行ったか。 (12) 水際で転がし卸しする場合には、枕木、くさび等のはね返し防止の措置をとっているか。 4 沈設（鉄）塔 (1) 立上がり部、浮上零号は、確実かつ強固に設置されているか。 (2) 明瞭な標識を取付けているか。 (3) 排砂管径に応じた空気抜きバルブを取付けているか。 (4) 作業床に異常はないか。 5 沈設作業 (1) 沈設のときの空気抜きバルブの調整はよいか。 (2) 沈設は徐々に行い、急激な沈下を起さないようにしているか。 (3) 既設管との接続時には、吊り上げた管の下に立ち入っていないか。 (4) 布設後、潜水土により布設状態を点検したか。 (5) 布設位置の標示標識を設置したか。 (6) 漏水等異常の早期発見のため見回りを行っているか。 6 撤去作業 (1) 沈設管路内の土砂を完全に排除したことを確認したか。 (2) 浮上時の管路への送気は適当か。 (3) 浮上作業時に沈設管路付近への立入りを禁止するための見張船又は警戒船、監視員等の配置は適切か。 (4) 潜水土との連絡はよいか。その安全を確認したか。 7 作業員の安全 (1) 海上作業中は作業用救命衣を着用しているか。（船安衛則52条） (2) 作業場所には救命浮環を設置しているか。（安衛則532条） 救命浮環に所有者・連絡先を明示しているか。（2014埋浚統一ルール） (3) 海上浮動管路の見回りは、2名以上で交通船等により行っているか。

項 目	事 項
2 受枠管路 (海上・陸上)	1 受枠の設置 (1) 排砂管受枠は送泥時の荷重に対し十分な強度があるものを準備したか。 (2) 受枠用材に虫くい、腐食等の欠陥はないか。 (3) 鋼製受枠部材に著しい腐食・変形等の欠陥はないか。 (4) 受枠材を台船による運搬中の荷くずれ防止の措置をしているか。 (5) 受枠杭の建込み方法に危険はないか。杭の建込みは確実か。 (6) 横木(布)、筋交い、笠木、根がらみ等の取付け方法はよいか。 (7) 木製受枠の場合、緊結した番線の端末処理はよいか。 2 足場作業床等 (1) 高所作業を行う場合、足場を組み立てる等の方法により作業床を設置しているか。 (安衛則518条) (2) 作業床のない高所作業には、墜落制止用器具を使用しているか。(安衛則518条) (3) 墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けているか。(安衛則521条) (4) 労働者が安全に昇降するための設備等に異常はないか。(安衛則526条) 3 排砂管の布設 (1) 排砂管を乗せたとき、転がり防止の装置をしているか。 (2) 排砂管は笠木の中心に布設されているか。 (3) 排砂管の接続時のボルト孔合せには適切な工具を用いているか。 (4) 排砂管路の付近に架空電線がある場合の対策はよいか。 4 管路の見回り (1) 受枠管路の見回りの方法はよいか。夜間は2名以上で行っているか。 (2) 見回り員の服装、携行物は適当か。
3 埋立(盛土)場所	1 軟弱地盤で危険な箇所には立入禁止の措置をしているか。 2 車両系建設機械通行用の受枠管路下に所定の通路を設けているか。制限高さの表示を施しているか。

項 目	事 項
1 作業打合せ等	1 海上浮動管、沈設管、受枠管路、錨等の設置作業では作業指揮者を指名したか。 2 船団長は、曳船、浚渫船、土運船、揚錨船等の船員及び作業員に対し、作業計画を説明し、作業内容について打合せを行ったか。 3 現場事務所、各浚渫船、曳船、土運船等及び陸上埋立責任者等相互間の連絡・合図の方法を定め徹底したか。 4 各作業班の編成は適正で、作業手順書が作成され、作業員に守られているか。 5 安全標識が整備され、危険箇所には立入禁止の措置がとられているか。 6 夜間及び海上作業では、単独作業を禁止しているか。
2 浚渫船等の作業体制（共通）	1 作業船には法定の灯火・形象物を準備したか。管路等の標識灯はよいか。 2 酸素・アセチレン、プロパン、油脂類等の保管状態は安全か。 3 浚渫船の係留は安定しているか。アンカーワイヤは航路を妨害していないか。 4 浚渫地の季節的風向・風速・地勢の潮流特性、水深等を再確認し、浚渫計画を再検討したか。 5 浚渫方向、着工位置決めは適切か。目標標識の準備はよいか。 6 航跡波、他船舶の進入監視等のため見張員を配員したか。 7 天気予報により、浚渫作業限界内にあることを確認したか。 8 浚渫に伴い発生するおそれのある環境汚染等への対策はよいか。 (1) オイルフェンス、国交省認定の油吸着材等の諸資機材の所要数量、性能のチェック (2) 汚濁防止膜又は枠の設置
3 ポンプ船、空気圧送船等	1 浚渫ポンプ、圧送ポンプ、原動機、各装置に異常はないか。 （「3－5－1 ポンプ式浚渫船」参照） 2 試運転は、警報・船内放送を行ってから実施しているか。 3 浚渫ポンプ吸入管、排砂管（吐出側）に異常はないか。 4 カッターシャフト、ロープ通過部等の回転又は滑動部の給油はよいか。 5 カッター駆動装置、スイングウィンチ、スパッドウィンチに異常はよいか。 6 スパッドの巻過防止装置、スパッド及びラダーの巻上げ、巻下げ並びに固定装置に異常はないか。 7 排砂管路に異常はないか。空気抜きバルブの作動に異常はないか。 8 排砂管吐出口付近の作業員に対する運転開始の連絡は確実に行っているか。
4 グラブ船、ガット船等	1 原動機その他の諸装置に異常はないか。（「3－5－2 グラブ式浚渫船」参照） 2 ブレーキ、クラッチ、コントローラの機能に異常はないか。 3 油圧装置、電気装置の作動状態はよいか。漏油等不良箇所はないか。 4 ローラーの変形・摩耗等旋回体各部、ジブの起伏装置等に異常はないか。 5 上部シーブのピン、ブッシュ、ロープ溝の摩耗等異常はないか。 6 グラブの作動及び取付け箇所の状態に異常はないか。つめの脱落、シーブの各部、アームのヒンジの摩耗等に異常はないか。 7 ワイヤロープに損傷はないか。
5 土運船等	1 操舵装置、曳索取付部、曳索の状態に異常はないか。 2 泥倉扉、開閉装置、ロック装置に異常はないか。 3 押航装置に損傷はないか。

項 目	事 項
1 浚渫作業の開始	1 スパッドの引上げ、打込みは、事前に警報等を発し、合図者の確認合図によって行っているか。 2 ラダー及びスイングウィンチの操作時は、作業員の退去を確認してから行っているか。 3 ポンプの始動は、運転室・機械室及び放水口との連絡後に行っているか。
2 作業中の注意	1 運転員は、各種計器の指針に注意し、運転標準を守って運転しているか。 2 転錨時・移動時に、ポンプ船の流され防止のため2本スパッドを打つ場合無理してないか。 3 カッターチップ交換の際は、作業床を設けているか。 4 浚渫船の灯火・形象物は正しく掲げられているか。海上浮動管、沈設塔の標識に異常はないか。 5 スイングワイヤーに対する他船の乗揚げ、接触防止対策を講じているか。 6 時化の兆候が認められる場合、早めに措置を講じているか。
3 運転中の障害又は異変時の措置	運転中異変等が発生したときは直ちに運転を中止するなどして、次のような適切な措置を講じているか。 (1) 船体に異常な振動を生じたときは、ラダーを揚げカッター部を調べる。 (2) ポンプカバー解放時は、海水逆流防止用盲板を挿入する。 (3) カバー取外し、仮置き等の作業は、クレーン(船)を使用し転倒・激突防止の対策を講ずる。 (4) 排砂管に土砂が多量に沈殿した際は、排砂管路・継手部付近から作業員の立退き後、海水を送って除去する。 (5) カッターヘッドに危険物を発見したときは、直ちに作業を中止・報告し、その指示により措置する。
4 安全管理	1 海上浮動管の上を通行する者はいないか。 2 海上浮動管に漏水箇所はないか。 3 排出水の処理は適切に行われているか。 4 揚錨船作業、ラダー上の作業等では必ず救命胴衣を着用させているか。 5 機関室内の巡回には耳栓を使用させているか。 6 付近を航行する船舶が多い場所では、専従の見張員を配置しているか。
5 埋立作業	1 埋立地における吹きのぼし作業に従事する車両系建設機械の運行は安全か。 また、排砂管路の下での通行は定められた場所を通っているか。 2 架空電線付近でクレーン作業は行っていないか。 3 管路見回りのための通路は安全か。 4 夜間及び荒天時の見回りは、2名以上の組で行わせているか。 5 見回り時には、トランシーバ、懐中電灯、警笛、携帯電話等を携行させているか。 6 余水の処理は適切か。
6 環境対策	1 作業計画において設定した措置、監視・測定、対策等について、計画したとおり適切に実施しているか。また、対策等の効果を確認し、必要な場合は改善が図られているか。 (「2-6-2 浚渫及び埋立作業計画 3環境対策」参照) 2 「給油時などの油排出防止対策」を計画等したとおり適切に実施しているか。 (「2-1-6-2 曳航(押航)作業計画 3環境対策」参照) 3 排出油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示しているか。(2014埋渫統一ルール) 4 油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止に関する法令に基づく書類・掲示等は適正か。 (「3-1-1 作業船一般管理」参照) 5 ビルジ、廃油及び廃棄物等を法令に基づき適正に処理・処分しているか。 (「3-1-1 作業船一般管理」参照)

項 目	事 項
1 浚渫作業	1 グラブの操作 (1) 運転中、浚渫機の旋回範囲内への立入禁止の措置をしているか。 (2) 土運船上の作業員の退避を確認してからバケットを旋回・上下しているか。 (3) 土運船への土砂投入は、合図者の指示したところに積んでいるか。 (4) 横振り等乱暴な投入をしていないか。 (5) 土運船に土砂の積み過ぎ、片積みをしていないか。 (6) 潮流のある海面におけるグラブの投入方法に注意しているか。 (7) 作業休止時のエンジン停止、ブレーキ、グラブの措置等は安全に行っているか。 (8) 指定水域では、指定掘削深さを守っているか。 2 天候悪化のおそれのあるときは、積荷制限を指示しているか。 3 船舶の近接・航跡波による動揺に注意しているか。 4 浚渫時の泥の拡散状況について注意しているか。汚濁防止膜（枠）を使用する場合その状態はよいか。
2 土運船作業	1 接舷作業 (1) グラブ船への接舷は速力を落とし、安全に行っているか。 (2) 接舷時、土運船作業員は安全な位置にいるか。 (3) 係留索の取扱要領はよいか。 (4) 緊張したロープの内角に入り作業していないか。 2 積込作業 (1) 土砂積込時、グラブの旋回範囲内に作業員が立ち入っていないか。 (2) 投入指示者は安全な位置で合図しているか。 (3) 土運船の移動はグラブの旋回を中止したのち行っているか。 (4) 積込後の乾舷・トリムの状態はよいか。 (5) 積込後甲板の清掃をしているか。 (6) 余水で海面を汚染していないか。 3 捨土作業 (1) 泥倉扉を開放し捨土をするときは、合図をし、他の作業員の位置を確認してから行っているか。また、曳航中に泥倉扉より土砂が漏れていないか。 (2) 泥倉扉の開放は左右同時に行っているか。 (3) 泥倉内の確認は安全な方法で行っているか。 (4) 泥倉扉を閉めるときは残土のないことを確認しているか。 (5) 土捨作業の安全について指示しているか。 (6) 捨土時に汚濁防止膜を使用する場合、その状態はよいか。 4 曳航作業（「2-1-6 曳航（押航）作業」参照） 5 荒天時の措置（「1-8-4 台風等荒天対策」参照）
3 環境対策	1 作業計画において設定した措置、監視・測定、対策等について、計画したとおり適切に実施しているか。また、対策等の効果を確認し、必要な場合は改善が図られているか。 (「2-6-2 浚渫及び埋立作業計画 3環境対策」参照) 2 「給油時などの油排出防止対策」を計画等したとおり適切に実施しているか。 (「2-1-6-2 曳航（押航）作業計画 3環境対策」参照) 3 排出油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示しているか。（2014埋渫統一ルール） 4 油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止に関する法令に基づく書類・掲示等は適正か。 (「3-1-1 作業船一般管理」参照) 5 ビルジ、廃油及び廃棄物等を法令に基づき適正に処理・処分しているか。 (「3-1-1 作業船一般管理」参照)

2－7 捨石（捨土）作業

2－7－1 調査・届出等

項 目	事 項
1 調 査	1 作業及び関連場所について気象・海象、周辺の一般船舶・漁船等の航行・停泊、漁業の操業状況を調査したか。 2 積込（集積）場所及びその付近について次の事項を調査したか。 (1) 地盤の沈下・滑動に対する安定度 (2) 地盤不良の場合の改良の方法 (3) 潮位及び地下水に影響されない地盤高 (4) 集積場所の排水状況及び排水処理 (5) 捨石（捨土）の集積場所までの陸上運搬経路 3 積込場所（施設等）付近について次の事項を調査したか。 (1) 気象・海象、前面水深、潮位差、波浪、海底土質、積込能力、係船能力等 (2) 岸壁の上載荷重 4 運搬船、ガット船について次の事項を調査したか。 (1) 船種、規格、性能、耐航能力等 (2) 積載量、保留設備の強度、安定度、作業限界、安全度等 (3) 積載場所との位置的関係 (4) 積込時の塵埃の飛散防止に関する事項（フェンス、散水、シート） 5 海上運搬経路について次の事項を調査したか。 (1) 気象・海象・地域特性 (2) 運搬経路の船舶交通状況の調査と危険防止上の検討 (3) 水深、航路上の制約条件、荒天避泊等 (4) 漁場、養殖場の状況 6 作業（投入）場所について次の事項を調査したか。 (1) 気象・海象、水深、潮位、潮流、水質、海底の地形、土質 (2) 既施工部分・その他構造物の有無等 (3) 投入場所及び周辺の一般船舶の航行状況 7 投入・均し等の潜水作業に関わる潜水会社の調査、実績（「2－1－14 潜水作業」参照） 8 作業に伴って生じる水質汚濁、振動、騒音、造波等による周辺住民・構造物への影響及び漁業に及ぼす影響について調査したか。（「1－7 環境保全」参照）
2 届出等	1 「1－1－4 工事関係適用法令と手続」により所定の許可申請・届出手続を行ったか。 2 工事用材以外のものとして棄てる場合には廃棄物排出船の登録・表示等はよいか。 （「2－6－3 浚渫船及び付属船の準備」参照） 3 クレーン等の設置届、落成検査等の手続きはよいか。 （安衛則88条、クレーン則5条、6条、96条、97条）

2－7－2 捨石（捨土）作業計画（1/2）

項 目	事 項
1 作業計画	1 運搬船の船種・規格は次の事項を検討して選定したか。 (1) 捨石（土）材の種類・数量・運搬経路 (2) 投入場所・投入方法の制約 (3) 積載能力 (4) 運搬船の作業限界・稼働率 (5) 荷役設備の有無 2 運搬船の船団構成及び運航・回航計画はよいか。（「2－1－5 運航・回航作業」参照） 3 積込作業では次の事項を検討して計画したか。 (1) 積込ホッパーの貯蔵量と運搬船の積載量の適合性 (2) 積込シュートと運搬船の位置関係、運搬船の係留方法 (3) 積込順序と積付位置、喫水の変化 (4) 積込み時に船体と岸壁又はシュートのクリアランスからの落下防止 4 捨石（土）投入作業では次の事項を検討して計画したか。 (1) 運搬船の投入地点への誘導、測量体制 (2) 水深、捨石基礎断面等の出来形の計測方法 (3) 投入順序と運搬船の安定との関係 (4) 作業船が輻輳する海域における運搬船の接触防止 (5) 投入場所周辺の潜水作業に対する危険防止（潜水作業の安全確保） 5 均し作業では次の事項を検討して計画したか。 (1) 潜水病に係る緊急時連絡体制、救急措置方法、再圧室のある搬送病院までの経路 (2) 再圧室設置時の高圧作業主任者の配置 (3) 再圧室設置時、医師の指導のもとでの使用管理計画の立案 (4) 潜水作業計画書の立案（高圧則12条の2、27条） 6 作業の体制及び指揮系統を確認したか。 作業指揮者、合図者、運転者、見張員、その他の作業員等の配置、及び指揮連絡系統
2 安全管理計画	1 作業従事者の資格等を確認したか。（「2－1－2 資格の確認及び作業指揮」参照） 2 作業海域の安全 (1) 航行船舶の衝突予防のための標識、灯火その他の危険防止措置はよいか。 (2) 警戒船・見張員の配置及び警戒要領はよいか。 3 作業船及び作業の安全 (1) 運搬船には満載荷重（満載喫水線）を表示しているか。天候による積荷制限を定めているか。 (2) ガット船・グラブ船等の場合、旋回範囲を明示し、立入禁止の表示をしているか。 (3) 荷役設備には定格（制限）荷重及び制限角度を明示し、取扱責任者を定めているか。 （船安則58条） (4) 運搬船内の捨石材の安定が保てるよう積荷の状態はよいか。 (5) 潜水土により投入材の均し等を行う場合、潜水土との連携はよいか。 (6) 潜水作業に関する安全対策はよいか。 (7) 救命浮環を設置し連絡先を明示しているか。（2014埋浚統一ルール）
3 環境対策	投入作業に伴う環境対策等については次の項目について定めたか。 (1) 水質の監視・測定及び汚濁防止対策（捨石の洗浄等も含む） (2) 騒音・振動の監視・測定及び防止対策 (3) 塵埃飛散防止対策

項 目	事 項
4 異常時の措置	1 強風時、強潮流時における作業の中止基準を定めているか。 (「1－8 緊急措置体制」参照) 2 作業船の荒天対策、避難体制は適切か。 3 事故発生時の措置要領を定めているか。 (1) 警報の発令要領 (2) 作業船船団内の救助、救難体制 (3) 関係先への連絡体制 4 工事用標識等に異常が生じた場合の措置等の体制はよいか。

2-7-3 積込設備及び運搬船の準備と
捨石（捨土）作業開始前の点検

項 目	事 項
1 石運船	1 船種、規格、性能、耐航能力、隻数は作業計画と海域の気象・海象条件に適応しているか。 2 満載積載量（満載喫水線）を表示しているか。 3 ガット船、グラブ船等の場合、クレーンに定格（制限）荷重及び制限角度を明示しているか。 （クレーン則24条の2、船安則58条） 4 グラブバケット及びカウンターウエイト等の旋回範囲内への作業員の立入禁止柵の設置又は危険区域を明示しているか。 5 船上の危険箇所及び特定機械に、囲い、手すり等の防護設備を設け、危険標識の表示、取扱注意事項及び取扱者氏名を表示しているか。 6 昇降設備、安全通路を確保し、それ以外の場所への立入禁止を表示しているか。 7 積荷が荷崩れしないようになっているか。移動物件、ブームが移動、転倒しないようにくさび等による歯止めやロープ類で固縛しているか。 8 作業開始前の点検 (1) 操舵機に異常はないか。係留索の用意はよいか。 (2) 船倉扉開閉装置に異常はないか。 (3) 曳航索取付け方法はよいか。曳船との連絡方法を定めているか。 (4) 船倉扉は完全に閉鎖しているか。 (5) 作業員は2名以上配置し、保護帽、救命胴衣等を着用させているか。 9 運搬船の運航・曳航（押航）作業については「2-1-6 曳航（押航）作業」参照
2 ガット船	1 船安法による検査を受け、検査証書を船内に掲示しているか。（船安則40条） 2 船長、乗組員の海技免状を確認したか。（船職法18条） 3 作業計画に適合した性能はあるか。 4 船体、機関、貨物倉、積荷装置の整備はよいか。 5 クレーン作業開始前の点検（クレーン則36条） (1) 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能はよいか。 (2) ランウエイの上及びトロリが横行するレールの状態はよいか。 (3) ワイヤロープが通っている箇所の状態はよいか。 (4) 素線の切断、直径の減少、腐食変形、キンク等ワイヤに異常はないか。 (5) グラブに異常はないか。 (6) 作業員は、保護帽、救命胴衣等を着用しているか。
3 積込設備	1 斜路、シュート積み込み設備 (1) 斜路、シュートが作業上安全・堅固なものであるか。 (2) 積み込み設備と運搬船とのクリアランスが確保されているか。 (3) 防舷材の形状、材質及び数は適当か。 (4) 照明器具の照度、配列は状況に適合しているか。 (5) 積み込み時の飛散防止対策は行っているか。 (6) 積み込み時に船体と岸壁又はシュートのクリアランスから落下防止対策を行っているか。 2 制限荷重の表示等 (1) 栈橋、岸壁に積載荷重制限の表示をしているか。 (2) 荷役機械には制限荷重及び運転者の氏名を表示しているか。 (3) 立入禁止表示と囲い柵を設けているか。
4 環境対策	1 汚濁防止膜等の使用により水質汚濁防止対策を講じているか。また、塵埃の飛散防止設備を設けているか。 2 騒音・振動防止対策を講じているか。 3 作業開始前の水質調査を実施しているか。

項 目	事 項
1 運搬船による作業	1 接舷作業（「2－1－7 出入港・係留作業」参照） (1) 接舷は速力を落とし、係留施設に激突しないように行っているか。 (2) 接舷時の作業員が係留ロープに挟まれないようにしているか。 (3) 作業員が緊張したロープの内角に入って作業していないか。 2 積込作業（「2－1－10 荷役作業」参照） (1) 積込時、作業員が危険な箇所に立ち入っていないか。 (2) 積込合図者は、安全で見易い位置で行っているか。 (3) 積み込みは片荷、過積載となっていないか。荷崩れしないようにしているか。 (4) 積込石（土）運搬船の移動は安全な方法で行われているか。 (5) 積込石（土）の積込み時は、落下防止対策はとっているか。（港則法23条） (6) 積込終了後甲板の清掃を行っているか。 3 曳航（押航）作業（「2－1－6 曳航（押航）作業」参照） 4 捨石（土）作業 (1) 捨石（土）の位置は正確か。 (2) 潜水土を浮上収容し、均し作業を中断しているか。 (3) 投入指示は、周囲の状況を十分把握できる安全で見易い位置で行っているか。 (4) 投入は潜水作業中の落石、転落時の災害防止のため起伏が小さくなるように行っているか。 (5) 船倉扉の開放は合図をし、作業員の安全な位置への退避を確認して左右同時に行っているか。また開放時、作業員は揺れに対して海中転落防止に努めているか。 (6) 開放後の船倉内の残石（土）確認と処理は安全な方法で行っているか。 (7) 捨石（土）後、船倉扉を完全に閉めているか。 (8) 必要に応じ汚濁防止膜（枠）の使用により水質汚濁防止対策を行っているか。
2 ガット船による作業	1 積込作業（「2－1－10 荷役作業」参照） (1) 積み込みはホッパー内に左右均等に積み込んでいるか。 (2) 積み過ぎ、片積みはないか。 (3) 積込作業中の船の移動は積み込み作業を停止してから行っているか。 (4) 積込石（土）の積込み時は、落下防止対策はとっているか。 2 捨石（土）投入作業（「2－1－10 荷役作業」参照） (1) 投入場所の係船の方法はよいか。 (2) 隣接して作業する船との間隔を十分とっているか。 (3) 投入時は潜水土を浮上・収容したか。 (4) 投入指示は周囲の状況を十分把握できる安全で見易い位置で行っているか。 (5) 投入時にグラブバケットの振り回し等危険な操作をしていないか。 (6) 作業中はグラブバケット及びカウンターウェイトの旋回範囲内への作業員の立入りを禁止しているか。 (7) 船倉内の石（土）を片荷にならないように左右均等に取りっているか。 (8) 投入は潜水作業中の落石、転落等の落石等の災害防止のため起伏が小さくなるように行っているか。 (9) 投入中のガット船の移動は、投入作業を停止してから行っているか。 (10) 必要に応じ汚濁防止膜（枠）の使用により水質汚濁防止対策を行っているか。

項 目	事 項
3 捨石等の均し作業	1 潜水土船による作業（「2 - 1 - 14 潜水作業」参照） (1) 潜水作業中には船上に形象物か国際信号A旗板の掲揚と「潜水作業中」の看板を掲げているか。 (2) 投入作業中に周辺で潜水作業を行っていないか。 (3) 複数の潜水土の同時作業時、潜水土同士の間隔を十分空けているか。法面で上下作業を行っていないか。 (4) 連絡員は潜水作業に関する安全対策を潜水土と十分打合せし、連携方法を確認しているか。 (5) 潜水作業の管理（潜水深度、潜水時間、浮上方法・速度、潜水回数等）を行っているか。 (6) 潜水土船のスクリューは、潜水作業時は揚げておくか、覆い金物などで安全対策措置を行っているか。 2 クレーン船との共同作業 (1) クレーンの運転は有資格者が行っているか。また潜水土は玉掛けの資格を持っているか。 (2) クレーンの規格は余裕のあるものとなっているか。 (3) クレーン操作と潜水作業との連携が十分とられているか。また、潜水土が吊り荷の下に入っていないか。 (4) エアーホースがクレーン船のフックに絡まぬよう作業指揮者、連絡員が十分な監視を行っているか。
4 環境対策	1 海水の汚濁防止に注意しているか。 2 捨石を投入前に洗浄等する場合、効果的に洗浄等ができているか。 3 汚濁防止膜を使用する場合、その状態は適切で、効果的に機能しているか。 （「1 - 7 - 4 水質汚濁の防止」参照） 4 塵埃の飛散防止設備は効果的に機能しているか。 5 必要項目の監視・測定を適切に実施しているか。（濁度測定など）

2－8 海底地盤改良作業

2－8－1 調査・届出等 (1/2)

項 目	事 項
1 調 査	次の事項について調査を行ったか。 1 改良する海底地盤の土質、水深、改良深度 2 潮位・潮流、水質等の状況、機雷等の爆発物、海底電線等の埋設物、沈船等の障害物の有無 3 隣接工事の位置（作業船位置、アンカー位置、作業方向）、内容、工期との関係、周辺の一般船舶航行状況、漁業操業状況 4 材料運搬船経路、荷役場所の状況、荒天時避泊地 5 固化材（セメント等）の使用による影響（「1－7 環境保全」参照） 6 地盤改良船のリーダー・櫓高さと空域制限、電波障害区域との関係
2 届出等	1 工事の許可申請、届出手続きはよいか。（「1－1－4 工事関係適用法令と手続」参照） 2 電業法、航空法、電波法による許可申請はよいか。 （「1－6－6 電気事業法関係の手続等（電業法）」参照）
3 作業計画	1 地盤改良船の選定について、水深と改良深度を基に能力（ケーシングパイプの長さ、振動杭打機、処理機モータの容量、リーダー・櫓の高さ）を決めているか。 2 作業船団（地盤改良船、揚錨船、材料運搬船・瀬取船等）の構成、配置は作業海域の状況、環境への被害・障害等の発生を考慮しているか。 3 次の事項について作業計画は策定されているか。 (1) 作業船団の係留方法、地盤改良船の作業方法、アンカー打替え方法 (2) 改良杭打込み精度、打止め深度とその測定方法、管理方法 (3) 夜間及び周辺航行船舶に係る作業の制限 4 作業の指揮系統の確立のため次の事項はよいか。 (1) 作業指揮者の指名 (2) 作業方法の周知徹底方法 (3) 合図、連絡方法の統一
4 安全管理計画	1 安全管理体制は確立されているか。 2 作業従事者の資格等を確認したか。（「2－1－2 資格の確認及び作業指揮」参照） 3 作業区域の安全について次の事項はよいか。 (1) 作業区域表示のための標識・灯火の設置 (2) 関係者以外の立入禁止の明示 (3) 監視船又は警戒船・見張員の配置及び警戒要領 (4) 航行船舶の衝突予防、その他危険防止の措置 4 作業船及び地盤改良作業の安全について次の事項はよいか。 (1) 機械類の操作における安全 (2) 危険場所の表示と立入禁止措置 (3) 保護具及び安全設備等の具備 (4) 資材（砂、セメント・燃料等）の運搬経路 (5) 投入箇所の清掃方法 (6) 作業員に対する連絡方法、合図の周知

項 目	事 項
5 環境対策	1 振動、騒音、粉塵、海水汚濁に対して必要な防止対策を適切に計画しているか。 2 工事中の必要な水質の監視・測定について、適切に計画しているか。 3 電波障害、航空障害の可能性を検討し、必要な防止対策を適切に計画しているか。 4 「給油時などの油排出防止対策」を適切に計画等しているか。(作業時の油飛散防止対策も含む) (「2-1-6-2 曳航(押航)作業計画 3 環境対策」参照) 5 排出油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示しているか。(2014埋渫統一ルール) 6 油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止に関する法令に基づく書類・掲示等は適正か。 (「3-1-1 作業船一般管理」参照) 7 ビルジ、廃油及び廃棄物等を法令に基づき適正に処理・処分しているか。 (「3-1-1 作業船一般管理」参照)
6 異常時の措置	1 荒天時における作業の中止基準を定めているか。 2 荒天対策はよいか。(「1-8-4 台風等荒天対策」参照) (1) 作業船の荒天準備、避難体制 (2) 作業標識類の保持対策 3 事故発生時の措置要領の策定(「1-8 緊急措置体制」参照)

項 目	事 項
1 地盤改良 船等の準備	1 危険箇所について適切な防護設備（囲い、手すり、覆い、立入禁止措置等）と危険標識が施されているか。（「1-6 作業施設と作業上の安全、衛生」、「1-9 共通事項月例点検表」参照） 2 特定動力機器には危険標識、取扱注意事項、取扱者氏名等が表示されているか。 （「1-6 作業施設と作業上の安全、衛生」、「1-9 共通事項月例点検表」参照） 3 作業足場は適切か。（「1-6 作業施設と作業上の安全、衛生」参照） （1）作業に必要な面積 （2）使用材料は損傷・変形及び腐食に対する耐久性のあるもの （3）丈夫な構造 （4）最大積載荷重の掲示 4 作業足場は水位、波高、作業時の姿勢等を検討し、安全性を十分満足する構造となっているか。 5 安全通路は確保されているか。（「1-6-4 通路・足場等の安全（安衛法関係）参照」） 6 作業船の積荷、移動物、ケーシングパイプ、改良処理機等の船体の動揺に対する措置は適切か。 7 動力装置等の流出油防止施設（コーミング）はあるか。 8 水質拡散防止のための諸資機材（オイルフェンス、油吸着材等）を備えているか。
2 曳航作業	次の事項のほか「2-1-6 曳航（押航）作業」による。 1 曳航装置等の点検・整備をしたか。 2 曳航の方法、船舶相互間の連絡、緊急時の措置要領等の作業責任者間の打合せ確認はよいか。 3 作業方法・作業手順の関係者全員への周知徹底はよいか。 4 曳船の能力は被曳船の規模に対して余裕はあるか。 5 航路の下調べは行ったか。 6 航路の障害物、特にリーダー、櫓等の高さに対する調査は行ったか。（橋梁、架空線等）
3 作業中の 安全確保	1 気象・海象の悪化にすみやかに対応する施策はよいか。 （1）状況判断のための情報の収集体制 （2）作業中止の伝達、周知徹底方法 （3）作業中止後の作業員の行動手順 2 有資格者の確認をしたか。 （1）動力により駆動される巻き上げ機運転業務等の特別教育修了者（安衛則36条） （2）組立解体等作業指揮者（安衛則190条） 3 作業は計画どおり決められた合図者の合図により行われる体制となっているか。 4 周辺を航行する船舶の航跡波に注意しているか。 5 付属船の接舷時にアンカーワイヤの接触に注意しているか。 6 稼働中の機械について取扱者が行う振動、発声音、締付ボルト、歯止め等の状態の点検手順はよいか。 7 高所作業、動揺時の作業員への墜落制止用器具着用・安全ブロック取付・救命浮環設置等の転落・墜落防止措置はよいか。 （「1-3 海上工事安全確保上の一般対策」、「2-1 各種共通作業」参照） 8 デッキ又は足場上では滑止め・段差解消等のスリップ、転倒防止措置はよいか。

2－8－3 海底地盤改良作業

(サンドドレーン工法、サンドコンパクションパイル工法) (1/2)

項 目	事 項
1 作業前の準備点検	1 作業について次の事項を確認したか。 (1) 砂杭打設作業、船団の移動の際の作業指揮者及び合図者 (2) 作業配置人員の適正配置、作業内容・方法の周知及び相互の連絡方法 (3) 砂杭打機器取扱者の指名、資格(「2－1 各種共通作業」参照) (4) 保護具、安全設備の使用方法及び保全状況 2 作業場所について次の事項を確認したか。 (1) 砂杭打設位置の決定方法、打設箇所の水深、打止深度決定方法及び作業手順 (2) 作業地域の気象・海象(風向、風速、波浪、潮流等)の情報伝達と注意 (3) 作業箇所の危険物、障害物の状況 (4) 作業区域の危険標識、立入禁止・注意標識等の保全状況 3 地盤改良船について次の事項の異常の有無及び安全を確認したか。 (1) 油圧ユニット、発電機及びそれらの付属設備 (2) 防舷材、係船ビット、ロープ、スパッド、ウインチ、ブレーキ、クラッチ等 (3) 手すり、囲い、覆い、渡橋等 (4) 救命用具、海水汚染拡散防止設備(オイルフェンス、油吸着材等) 4 巻上げ装置について次の事項の異常の有無及び安全を確認したか。 (1) 機械類の緊結部のゆるみ、損傷の有無 (2) 巻上げ装置のブレーキ、歯止め装置の機能、巻上げ用ワイヤロープ、みぞ車、滑車装置 5 設備機械について次の事項の異常の有無及び安全を確認したか。 (1) 打込み機及びケーシングパイプの船体動揺等に対する脱落防止の措置 (2) 発電機、電動ポンプ、電動コンプレッサ等の感電防止の措置 (3) 高圧水・エアホースの損傷の有無及び接続部の状態 (4) 貯蔵槽、ベルトコンベヤ可動部、ケーシングパイプへの砂等投入用ホッパー可動部、ケーシングパイプ打込み箇所等への立入禁止措置
2 敷砂作業	1 作業(敷砂)区域の標識灯の明示はなされているか。 2 敷砂作業中の立入禁止(潜水士、他船等)の措置はよいか。 3 コンベヤの固定状態、原動機の運転状態はよいか。 4 ガット船の場合のグラブバケット旋回範囲内の立入禁止(作業員)の措置はよいか。 5 ウインチ操作員の安全運転への配慮(アンカーワイヤへの衝撃等)はよいか。 6 振動、騒音、海水汚濁拡散に対する防護措置及び油の飛散・拡散防止措置はよいか。
3 砂等の貯蔵運搬作業	1 砂の補給にあたって、時間、数量、運搬船の係留場所・接舷方法(風向・風速、波高、潮位・潮流等を考慮)は指示されているか。 2 砂の貯蔵槽の規定量の表示及びその順守はよいか。 3 貯蔵槽の点検について次の事項は徹底されているか。 (1) 砂出口閉塞、その他の故障が生じた際の点検時の船長への報告 (2) 関連機器の電源のしや断の確認、点検、清掃中の表示の確認及び通電厳禁の周知 4 点検の際の墜落防止対策(作業足場の設置、安全帯の使用等)はよいか。 5 搬送装置(ベルトコンベヤ等)への注油、点検、清掃は運転を停止し、点検中の表示をして行っているか。

項 目	事 項
1 作業前の準備点検	1 作業について次の事項を確認したか。 (1) 改良杭打設作業、船団の移動の際の作業指揮者及び合図者 (2) 作業配置人員の適正配置、作業内容・方法の周知及び相互の連絡方法 (3) 処理機器取扱者の指名、資格（「2－1 各種共通作業」参照） (4) 保護具、安全設備の使用方法及び保全状況 2 作業場所について次の事項を確認したか。 (1) 施工箇所の水深、処理深度等の作業員への周知 (2) 作業地域の気象・海象（風向、風速、波浪、潮流等）の情報伝達と注意 (3) 作業箇所の危険物、障害物の状況 (4) 作業区域の危険標識、立入禁止標識等の保全状況 3 地盤改良船について次の事項の異常の有無及び安全を確認したか。 (1) 動力用エンジン、発電機及びそれらの付属設備 (2) タワー、サブリーダー等の異常の有無 (3) ウインチ設備の起動、制御、停止の状態 (4) 手すり、囲い、覆い、渡橋、救命具等の異常の有無 (5) 船舶の機械室の換気・通気の状態 (6) 動揺に対する甲板上の移動物保持の状態 (7) アンカー、アンカーワイヤ等の設置状況 4 処理機について次の事項の異常の有無及び安全を確認したか。 (1) 処理機各部の外観、本体鋼管、攪拌翼等の損傷の有無 (2) 油圧ホース、スラリーホース、キャブタイヤケーブル等の損傷の有無 (3) 処理機及びジブ等各部の取付ボルトのゆるみ、軸受けのシール、メタルの摩耗等 (4) 油圧系統の機器、配管、継手等からの油漏れ、油圧ユニットの油量、油圧、油温、フィルター等の状態及び油の汚れ状況 5 プラント、スラリーポンプについて次の事項の異常の有無及び安全を確認したか。 (1) サイロの各開口部の密閉状態 (2) プラントの各部の異物の有無 (3) 搬送機器の内部、各ベルトコンベヤの作動、チェーンやベルトの張り具合の状況 (4) 計量機、ミキサー、アジテーターの作動状況 (5) 計量機の内部、各計量機の作動、各バルブの作動、各油圧の状況 (6) スラリーポンプの作動、各計器及び操作盤の作動状況
2 セメントの取扱作業	1 セメントの取扱作業に防じん装置の設置はよいか。 2 セメントサイロの点検、清掃の際、作業員の長袖の作業衣、長手袋、防じんマスク、保護眼鏡等の使用は徹底しているか。 3 セメントの貯蔵に対する防水措置はよいか。 4 セメントが目に入ったときの処置は早く適切に行えるか。 5 セメントの海中への漏洩防止対策はよいか。

作

2-8-4 海底地盤改良作業（深層混合処理工法等）（2/2）

項 目	事 項
３　処理作業	１　処理機の振動、発声音等に異常が認められたときの処置は決めてあるか。 ２　運転作業中、スラリー搬送用ホースの点検方法は決めてあるか。 ３　処理機のアジャスター操作についてオペレーターと合図者の相互確認はよいのか。 ４　運転作業中、処理機に付着した泥土除去は安全な状態で行われているか。 ５　処理機の点検の際、攪拌軸の停止、固定は確実に実施されているか。 ６　ミキサー、アジテーターの点検及び洗浄を行う時は、メインスイッチを切り、操作盤には、「点検、洗浄中スイッチ入れるな」の表示をしているか。
４　連続運転時の注意	１　荒天時における回避時期の判断基準を決めてあるか。 ２　作業人員・配置、作業時間に無理はないか。 ３　夜間の単独作業の禁止は徹底されているか。 ４　連続運転の引継要領はよいのか。
５　移動作業	１　攪拌軸の海底面からの完全な引き上げを確認しているか。 ２　地盤改良船の移動開始、移動中、終了について作業員に周知させているか。 ３　操船ワイヤロープに急激な衝撃を与えないよう配慮しているか。 ４　他の作業船や測量者との連携はよいのか。計画どおりに行われているか。
６　環境対策	１　汚濁防止膜等を使用する場合、その状態は適切で、効果的に機能しているか。 ２　計画のとおり工事中の水質の監視・測定を適切に実施しているか。 ３　セメントの粉塵に対する防護装置は適切なものか。 ４　必要とした電波障害、航空障害の事前の対策を適切に実施しているか。 ５　「給油時などの油排出防止対策」を計画等したとおり適切に実施しているか。（作業時の油飛散防止対策も含む）（「２－１－６－２　曳航（押航）作業計画　３環境対策」参照） ６　排出油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示しているか（2014埋没統一ルール） ７　油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止に関する法令に基づく書類・掲示等は適正か。（「３－１－１　作業船一般管理」参照） ８　ビルジ、廃油及び廃棄物等を法令に基づき適正に処理・処分しているか。（「３－１－１　作業船一般管理」参照）

2－9 杭 打 作 業
 2－9－1 調 査 ・ 届 出 等

項 目	事 項
1 調 査	1 作業海域について次の事項の調査を行ったか。 (1) 施工区域の一般航路等への影響、係留の条件、夜間作業等の制約・航空障害等 (2) 杭・矢板打ち込み場所の水深、海底地盤状況、土質柱状図、支持力等 (3) 残存機雷等の危険な埋設物・沈船等の障害物の有無と安全対策 (4) 風向・風力、潮位・潮流、波浪等の気象・海象・地域特性 (5) 航空路付近の高さ制限 2 環境への被害、障害等について次の事項の調査を行ったか。 (1) 付近の既存施設に影響を及ぼさない工法 (2) 住民等に対し騒音・振動・排ガス等の環境に影響を及ぼさない工法 (3) 通行船舶の航路を妨害しない工法・係留方法 (4) 杭打船、杭打櫓等の高さと空域制限、電波障害との関係 (5) 水質汚濁（油飛散）等による付近環境への影響 3 回航、避泊等について次の事項を調査したか。（「2－1－5 運航・回航作業」参照） (1) 杭打船、杭打櫓等と架空線との高さ関係 (2) 杭運搬船の予定航路の状況 (3) 回航航路及び泊地の状況 (4) 曳航の中継港及び作業中の異常気象時の退避（「2－1－6 曳航（押航）作業」参照） 4 位置基準点に関する調査を行ったか。（「2－1－9 位置決め作業」参照） 5 杭、杭打船、杭運搬船について次の事項を調査したか。 (1) 杭の接続構造、寸法（長さ、径等）、重量、数量等 (2) 杭打機の性能等 (3) 杭の吊上げ建込み等に使用するクレーンの性能等 (4) 杭の保持、ガイド機能 (5) 使用する杭打船、付属船等の船団の構成及び配置状況 (6) 杭運搬船の性能、杭の積載方法等 (7) 杭の重防食、電気防食装置取付け位置関係
2 届出等	1 工事の許可申請、届出手続はよいか。（「1－1－4 工事関係適用法令と手続」参照） 2 電業法、航空法、電波法による許可申請はよいか。 （「1－6－6 電気事業法関係の手続等（電業法）」参照）

項 目	事 項
1 作業計画	1 杭打船（杭打機）は次の事項を検討して選定したか。 (1) 杭の長さ、径、重量、数量 (2) 打込み地盤の地質、水深 (3) 杭打船（機）の能力（ラム重量、櫓の高さ）等 2 杭打船団（杭打船、揚錨船、杭運搬船、曳船、警戒船等）の構成及び配船計画はよいか。 3 杭打船団の曳航計画はよいか。（「2 - 1 - 6 曳航（押航）作業」参照） 4 杭打作業は次の事項を検討したか。 (1) 杭打地点を設定する基準点の準備及び測量体制（「2 - 1 - 9 位置決め作業」参照） (2) 杭打船及び杭運搬船の錨泊係留計画 (3) 杭の吊上げ、建込み、支持方法 (4) 基準杭の位置決め、杭の打込み順序・矢板の接続方法 (5) 杭の打込み深度その他の精度測定方法、斜杭の場合の傾斜角の測定精度 (6) スパイラル鋼管の打込み中のねじれの検討 (7) 杭の打止め管理基準、杭頭切断の基準 (8) 杭打船及び運搬船の移動並びにアンカーの打替計画 5 原則として夜間の杭打作業を制限しているか。 6 作業指揮者の指揮により作業を行うことになっているか。 (1) 杭打作業（安衛則190条） (2) 材料運搬船・曳船作業
2 安全管理計画	1 作業従事者の資格を確認したか。特に次の事項を確認したか。 (1) 車両系の基礎工事用機械の運転（機体重量3t以上）：建設機械施工技術検定1級又は2級6種合格者、技能講習修了者（安衛令20条） (2) 車両系の基礎工事用機械の運転（機体重量3t未満）：特別教育修了者（安衛則36条） (3) 車両系以外の基礎工事用機械（安衛則36条） (4) 車両系の基礎工事用機械で車体上の運転席以外で操作する作業装置の操作（安衛則36条） 2 作業海域の安全措置はよいか。 (1) 航行船舶の衝突予防その他の危険防止装置 (2) 接触の危険のある構造物等の防護装置 (3) 作業海域を明示するための標識・灯火の設置 (4) 警戒船の配置及び警戒要領（「2 - 2 警戒業務」参照） 3 作業船及び杭打作業の安全措置はよいか。 (1) 杭の吊上げ用ウインチの制限荷重の明示 (2) 杭運搬船の満載荷重、満載喫水線（標示を要しないものを除く）の標示（船安則3条） (3) 杭運搬船上の杭の固縛等移動・荷崩れ防止措置 (4) 杭の玉掛け作業 (5) 杭建込み作業時の控索による振止め (6) 杭の建込み後の胴締め等の倒壊防止 (7) 危険箇所及び機械設備の囲い、手摺等の防護設備、標識等の設置、安全通路の確保 (安衛法20条、安衛則519条、船安衛則18条、24条) (8) 杭の打止め時における計測者の落下事故防止対策 (9) 高所作業に対する安全対策（「2 - 1 - 13 高所・開口部及び舷外作業」参照） (10) 海域の安全、他船の航跡波等を監視する専従見張員の配置 (11) 必要により夜間当直者の配置、また、陸上との連絡体制 (12) 海衝法に基づく灯火・形象物の備付け

項 目	事 項
3 環境対策	1 振動、騒音、海水汚濁に対して必要な防止対策を適切に計画しているか。 2 工事中の必要な水質の監視・測定について、適切に計画しているか。 3 電波障害、航空障害の可能性を検討し、必要な防止対策を適切に計画しているか。 4 「給油時などの油排出防止対策」を適切に計画等しているか。(作業時の油飛散防止対策も含む) (「2-1-6-2 曳航(押航)作業計画 3 環境対策」参照)
4 異常時の措置	1 荒天時における作業の中止条件を定めているか。 2 荒天対策(「1-8-4 台風等荒天対策」参照)は定めているか。 (1) 作業船及び船団内の荒天準備、避難体制の確立 ① 現地係留の場合、曳船・運搬船と杭打船の接触防止 ② 杭打船と打込み完了杭との接触防止 ③ 杭打船の風による影響を配慮した警戒アンカーの打設計画 ④ 運搬船を一点係留とする時の引離し距離を十分とるような計画 (2) 避難港・避泊地の選定及び所定の関係官署への連絡 (3) 避難コース及び避難時の警戒要領 (4) 避難時の曳船・揚錨船等の手配体制 (5) 施工済みの杭に対する警戒及び保守体制 3 事故発生時の措置要領を定めているか。(「1-8-3 各種緊急事態措置要領」参照) 4 工事用標識等に異常が生じた場合の措置等の体制はよいか。

項 目	事 項
1 杭打機	1 機体及び付属品の強度等は確保されているか。 (1) 使用目的に適応した必要な強度 (安衛則172条) (2) 著しい損傷、摩耗、変形又は腐食。特にハンマー吊上げ用爪、パイプロハンマーのチャック等の摩耗 2 杭打機の据付け、倒壊防止措置に対して次の事項を確認したか。(安衛則173条) (1) 施設、仮設物等に据え付けるときの耐力の確認及び耐力不足時の補強 (2) 脚部又は架台の滑動防止のため、くさび、歯止め等による固定 (3) 軌道又はころで移動する機体の歯止め等による固定 (4) 控え索のみで頂部を安定させるときは、控え索は3本以上とし、その末端を堅固な吊り環、鉄骨等へ固定し、あらゆる方向への安定の確保 (5) バランスウエイトを用いて安定させるときのバランスウエイトの移動防止措置 3 空気 (蒸気) ホース及びそのハンマー接続部に異常はないか。(安衛則183条) 4 巻き上げ用ワイヤロープに不適格なワイヤロープを使用していないか。(安衛則174条) 5 巻き上げ用ワイヤロープの安全係数は「6」以上あるか。(安衛則175条) 6 巻き上げ用ワイヤロープは巻胴に2巻以上捨巻きしているか。また、端末取付部はクリップ、クランプ等を用いて確実に緊結しているか。(安衛則176条) 7 杭の吊上げ用具は、十分な強度のあるシャックル、つかみ金具等を使用し確実に連結しているか。(安衛則177条) 8 杭の吊上げ用ウインチに制限荷重が明示されているか。 9 杭打機には運転者の見やすい位置に、機体の重量、安定度、平均接地圧、リーダー及びハンマーの形式、重量、最大傾斜角度等法定の表示がなされているか。(車両系建設機械構造規格15条) 10 油飛散防止設備はよいか。
2 杭打船	1 杭打船、ハンマーの性能は作業計画に適応しているか。 2 杭打櫓、リーダー、はしご、手すり等に変形損傷はないか。また、高所作業用足場の転落防止設備は十分か。 3 アンカー把駐力は気象・海象と底質条件に対し十分か。起重機船・台船を横付けしても、なお、余力があるか。 4 スライド式リーダーの場合の安全通路は確保されているか。 5 杭の吊上げ、建込み等に使用するウインチ、クレーン等は荷重に対し余裕をもち、十分な揚程・リーチ・作業半径等の作業に適したものか。 6 動力装置等の油流出防止設備はあるか。 7 水質汚濁防止のための諸資機材 (オイルフェンス、油吸着材等) を備えているか。
3 付属船等	1 揚錨船、材料台船、曳船、交通船、警戒船等の付属船は、作業条件に適合した性能のものを選んでいくか。 2 溶接用設備及び材料は仕様を満足しているか。(「2 - 1 - 16 溶接及び溶断作業」参照) 3 杭運搬船の積付け、固縛装置は安全か。 4 杭積付後の通路・足場は確保されているか。

作

2-9-4 杭打作業開始前の点検

項 目	事 項
1 作業打合せ等	1 杭打作業、錨打作業では作業指揮者及び合図者を指名したか。(安衛則189条、190条) 2 杭打機運転者、組立解体等作業指揮者、玉掛け者等の資格を確認したか。 (「2-9-2 杭打作業計画」参照) 3 作業方法及び内容、連絡方法、合図等の打合せを行ったか。 4 安全標識は整備され、危険箇所には立入禁止の措置がとられているか。
2 作業場所	1 打込み位置を決定するための基準点は偏位していないか。特に海域に設けた測量台兼用の基準点は、潮流や波浪によって動いていないか。 2 作業箇所の障害物は処理済みか。また、ガス管・地中電線・架空線等に近いつきは管理者の立合いを求めているか。 3 基準となる最初の杭の位置決めは、ダブルチェックをするなど慎重に行っているか。
3 杭打船等	1 台船へ杭を積み込む場合、荷くずれ防止の措置はよいか。 2 台船の安定性はよいか。安全通路を確保しているか。 3 台船から杭等を吊上げる場合、荷くずれしないよう措置しているか。 4 杭打船には危険箇所に対する立入禁止設備が設けられているか。 5 杭打船は、移動しないよう作業現場に十分係留されているか。 6 航行船舶の航跡波に対する見張員の配置及び報告要領はよいか。 7 スライド式マストの安全通路、櫓への昇降通路、転落防止設備等に異常はないか。 8 櫓、リーダー、手すり等に損傷はないか。
4 杭打機	1 組立、解体、変更又は移動時には、作業方法、手順等を定めて作業員に周知させ、かつ、指名した作業指揮者の直接指揮の下で作業を行うようにしているか。(安衛則190条) 2 組立後、作業開始前に次の事項を点検し、異常のないことを確認してから使用するようになっているか。(安衛則192条) (1) 機体の緊結部のゆるみ及び損傷の有無 (2) 巻上げ用・起伏ワイヤロープ等、みぞ車及び滑車装置の取付け状態 (3) 巻上げ装置のブレーキ及び歯止め装置の機能 (4) ウインチの据付状態 (5) 控えの取り方及び固定の状態
5 環境対策	1 騒音、振動防止対策は適切で、必要なその測定計器の準備はできているか。 2 飛散油の拡散防止対策は適切か。 3 付近の既存施設に対する影響を定期的に調査する人員、器材の配置体制は適切か。

項 目	事 項
1 建込み作業	- 杭吊上げ時の玉掛用具、玉掛け方法は適切か。 - 杭の吊上げは、ハンマーを下げた後に行っているか。 - 杭の吊込みは、杭をできるだけフックの真下に寄せて行っているか。（安衛則188条） - 杭の吊上げ、建込みは、付近に作業員がいないことを確かめたうえ、横振れ、杭の衝突などしないように注意しているか。 - 斜杭の建込みの場合、杭自重によるたわみを考慮して櫓角度を決定しているか。 - 矢板の傾斜修正を無理な方法で行っていないか。
2 打込み作業	- ハンマーの運動線と杭の軸線はずれていないか。 - キャップ・クッション材・連結用ワイヤロープに異常はないか。 - キャップは杭打船の動揺などで杭頭より外れないよう注意しているか。 - ハンマーを杭頭にセットする場合、徐々に行っているか。 - 作業の騒音などで命令・合図が聞きとれない場合はハンドマイク、トランシーバ等を使用して的確に伝達しているか。 櫓、リーダーなどの高所作業には、安全带及びフロリップを使用しているか。 「2－1－13 高所・開口部及び舷外作業」の注意点を遵守しているか - 斜杭の吊りワイヤを外すときには、必ずワイヤ・フック等を仮止めしてから行っているか。 - 貫入量及びリバウンド測定を行うときは合図者に通知したのち、安全を確認して行っているか。 - ヤットコを使用するときは、杭頭及びハンマーとの接触部の状態を確認しているか。 - 矢板のつかみ装置の油圧は作業中所定の圧力を保つようにしているか。 - 杭打ち中の安全守則は守られているか。 - 巻上装置に荷重をかけたままで停止しておくときの歯止装置による歯止め又は止め金具付ブレーキを用いて制動しておく等による確実な停止（安衛則185条） - 巻上げ装置に荷重をかけたままでの運転者の離席禁止（安衛則186条） - 運転中巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側への立入禁止（安衛則187条） - 合図者を定め、一定の合図の徹底（安衛則189条）
3 作業中の警戒	- 見張り員は、航跡波により杭打船が動揺するおそれのあるときは、早めに作業指揮者に報告しているか。 - 夜間等作業休止時には、当直員を警戒に当らせているか。 - 陸上との連絡に使用する無線電話、交通船などに異常はないか。 - 杭打船が移動する際に櫓、リーダーが送電線等に触れないよう注意しているか。 - 台風等接近時の措置・対策はよいか。（「2－1－8 荒天準備作業」参照）
4 環境対策	- 汚濁防止膜等を使用する場合その状態は適切で、効果的に機能しているか。 - 計画のとおり工事中の水質の監視・測定を適切に実施しているか。 - 騒音、振動の測定値は基準値を満足しているか。 - 必要とした電波障害、航空障害の事前の対策を適切に実施しているか。 「給油時などの油排出防止対策」を計画等したとおり適切に実施しているか。（作業時の油飛散防止対策も含む）（「2－1－6－2 曳航（押航）作業計画 3環境対策」参照） - 排出油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示しているか。（2014埋渫統一ルール） - 油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止に関する法令に基づく書類・掲示等は適正か。（「3－1－1 作業船一般管理」参照） - ビルジ、廃油及び廃棄物等を法令に基づき適正に処理・処分しているか。（「3－1－1 作業船一般管理」参照）

2-10 水中発破作業
2-10-1 調査・届出等

項 目	事 項
1 調 査	1 水中爆破実験のデータ等を調査したか。 2 水中爆破現場に関する次の事項の調査はよいか。 (1) 地形、水深、海底地盤の岩質・硬さ、気象・海象等の状況 (2) 発破作業におけるせん孔、装てん、結線及び点火等の作業並びに不発又は残薬の点検処理等に 必要な調査（安衛令20条） (3) 発破海域の危険標示、警戒、関係者周知等に関する調査 3 環境保全等に関する影響調査はよいか。 (1) 海上交通の航路条件に及ぼす影響等 (2) 漁業の制約条件及び付近の海中生物への影響等 (3) 海水汚濁防止に関する水質調査、影響度調査及び測定要領等 (4) 水中発破による振動・騒音、水中圧力波等の影響調査と測定要領等 (5) 汚濁防止膜等の設置の必要性 4 火薬関係法令の調査はよいか。 （火取法・同則、安衛法・同則、危規則、都道府県条例、港則法及び火薬府令等） 5 火薬類の貯蔵、運搬及び取扱い等に関する次の事項の調査はよいか。 (1) 火薬庫又は庫外貯蔵庫の設置条件及び保安等 （火取則13条、15条～30条、危規則51条～53条、366条～370条、373条～383条） (2) 火薬類取扱所、火工所等の設置条件及び保安等（火取則51条～52条の2） (3) 火薬類運搬に使用する作業船・運搬経路、積載方法等（火取法19条、20条、危規則5条の9、 20条、21条、24条～28条、46条、50条、111条～112条、115条） (4) 火薬類の荷役場所、方法、消防等（危規則5条の4、5条の7、31条～37条、47条～49条） (5) 発破時に使用する作業船等 (6) 不発弾の処理等 6 発破時の警戒保全に関する事項の調査はよいか。 (1) 発注者、海上保安部署等との協議事項 ① 危険水域の設定と警戒保安体制 ② 事前の水路通報、航行警報、港長公示等による周知 ③ 事前の広報（報道機関の利用、ポスター等の作成と配布） ④ 発破前日の広報の方法（報道機関の活用、関係団体への直接通知） ⑤ 発破当日の広報の方法（花火、アドバルーン、標識等の準備） (2) 警戒保安配備関係の調査 ① 警戒船団及び搭載用具等 ② 指揮命令系統及び通信配備等 ③ 危険防止のための警戒配備及び要領並びに広報等
2 届出等	1 関係官署に対する許可申請・届出はよいか。 （火取法25条、火取則48条、港則法31条、海交法30、31条） 2 報告要領は検討しているか。 3 火薬類を車両で運搬する場合、運搬届・運搬計画表を都道府県公安委員会に提出、運搬証明書 の交付を受けているか。（火取法19条、火薬府令2条、3条、10条） 4 火薬類を船舶輸送する場合の申請・届出はよいか。（火取法20条、危規則111条、115条） また特定港内では港長の許可を受けているか。（港則法21条～23条） 5 係留船を火薬庫等として使用する場合の許可を受けているか。（火取法50条） 6 爆破作業を行う場合、海域に応じて事前に作業許可を受けているか。 （「1-1-4 工事関係適用法令と手続」参照）

項 目	事 項
1 作業計画	1 計画の策定は、港則法、危規則及び建設三団体安全対策協議会（以下、「三団体」という）の火薬類管理自主基準（以下、「自主基準」という）等に基づいて運搬、貯蔵及び消費するよう定めているか。 2 水中発破作業の工事区域及び発破方法は、振動・騒音・水中圧力波等が、付近の航行船舶、周辺海域の棲息生物、構造物等に及ぼす影響などを考慮して計画しているか。 3 火薬類の貯蔵 (1) 火薬類を貯蔵するために火薬庫を設置する計画はよいか。 火薬庫の構造、位置及び設備は三団体の自主基準に適合しているか。 (2) 火薬類を船舶に貯蔵する場合の貯蔵船の標識、構造・設備、係留位置、貯蔵方法はよいか。 (危規則373条～383条) 4 火薬類の陸上運搬 (1) 運搬は所定の容器に収納して行うように計画しているか。(危規則8条、火薬府令12条、15条) (2) 車両運搬する場合の標識はよいか。(火薬府令16条) (3) 火薬類の混載禁止の指示は適切か。(火薬府令14条) 5 火薬類の船舶積載及び輸送 (1) 荷役には船長（又は船長職務代行者）が立会うようにしているか。(危規則5条の4) (2) 積付場所は船橋、居住室棟、救命設備、消火設備及びその他熱源等から離れたところを選定しているか。(危規則50条、船危運告示17-2) (3) 荷役作業の開始前には荷役設備を点検し、かつ消防設備を準備するように指示しているか。 (危規則49条4項) (4) 他の貨物と同時に荷役しないように計画しているか。(危規則21条、27条) (5) 積載方法は適切か。(危規則46条～53条) 6 発破作業（消費） (1) 火薬類の管理及び発破準備のために、1日の消費見込量が火薬又は爆薬25kg、工業雷管又は電気雷管250個、導爆線500mをこえる場合には火薬類取扱所を設けるようにしているか。 (火取則52条、52条の2) (2) 親ダイの作製、取扱いのための火工所の設置計画はよいか。(火取則52条、52条の2) (3) 台船上に火薬庫等を設ける場合の係留位置等はよいか。(火取法50条) (4) 火薬類の耐水性を保持するための防水措置はよいか。(火取則53条7号) (5) 発破計画及び爆薬の選定は、発破方法、規模、地盤条件及び作業環境に適合したものとして、次の基準を定めているか。 ① セン孔パターン（せん孔数、せん孔長、せん孔径、せん孔間隔、せん孔角度） ② 装薬量、装てん方法 ③ 結線方法 ④ 点火方法（電気発破、導火線発破等） (6) セン孔作業では発破パターンが計画どおり確保できるような設備・機械の使用を計画しているか。せん孔位置出しの測量体制はよいか。 (7) 装てん、結線作業は法令に準拠し、機器等は適切なものを準備しているか。 (火取則53条9号、安衛則318条) (8) 発破開始時の退避、警戒、通報等及び発破終了時の解除通報等がすみやかに行われるように計画しているか。(火取則53条16号) 7 火薬類の出納、発破記録のために三団体所定の帳票を備えているか。 (火取法41条、火取則52条3項12号、自主基準) 8 作業指揮系統 (1) 発破作業指揮者を選任しているか。(安衛則319条～320条) (2) 点火者を指名しているか。退避の際の責任者を定めているか。(安衛則319条～320条)

項 目	事 項
2 安全管理計画	1 有資格者の配置 (1) 火薬類取扱保安責任者の有資格者を配置する計画となっているか。(安衛法61条1項、安衛令20条、火取法21条、25条、30条～33条、火取則48条、51条15号～16号、68条～70条の6) (2) 貯蔵及び消費に係る責任者等を選任又は指名し、届出しているか。(安衛法61条1項、安衛令20条、火取法21条、25条、30条～33条、火取則48条、51条15号、16号、68条～70条の6) (3) 発破作業は発破技士に行わせる計画となっているか。また取扱従事者は火薬類手帳制度に基づく手帳を有しているか。(安衛則41条、通産省通達50立局128号) (4) 水中発破作業では潜水士の資格をもつ発破技士の配置を計画しているか。 2 火薬類の保管、取扱い場所における保安管理計画 (「2-10-3 火薬関係施設の準備及び保安管理」参照) (1) 火薬類を取扱う者に対する保安教育の実施を計画しているか。 (火取法29条、30条、火取則67条の2～67条の7) (2) 火薬類を保管する場所の保安管理計画はよいか。 (3) 火薬庫の定期自主検査計画はよいか。(火取法35条の2、火取則67条の9、67条の10) (4) 火薬類を火薬類取扱所又は火工所に存置する場合、常時見張員を配置するよう計画しているか。(火取則52条3項、52条の2・3項) 3 荷役作業の安全 (1) 作業船の積載場所、積載方法は基準等に基づいた計画となっているか。 (危規則20条、船危運告示14-4及び17-2 別表1) (2) 甲板上へ積載する場合の波浪等に対する防水性は適切に計画しているか。(危規則20条) (3) 荷役場所付近は喫煙及び火気取扱厳禁を表示し、関係者以外の立入りを禁止しているか。(火取法40条、火取則51条17号、52条4号、52条の2・3項、危規則48条、53条、火薬府令15条1項7号) (4) 荷役作業は火薬類の投げ、落とし、転がす等による転倒、衝撃、摩擦、圧壊等を生じないように計画しているか。(危規則26条、32条、49条5項、火取則51条3項、火薬府令12条1項) (5) 地方運輸局長又は港長から指示された消火設備、警報設備の準備はよいか。 (6) 作業時は電灯以外の照明を使用しないように、また積載場所付近で火花の発生を伴う工事及び行為を行わないように計画しているか。(危規則47条～49条) (7) 原則として夜間の荷役は行わないように計画しているか。(火薬府令15条1項12号) 4 発破作業の安全 (1) せん孔作業を行う場合、前回の不発や残留等確かめるよう指示しているか。(火取則55条) (2) 前回の発破孔を利用してせん孔又は装てんしないよう指示しているか。(火取則53条6号) (3) 発破孔底の清掃を行い、込棒は木製等の安全なものを使用して装てんするよう計画しているか。(火取則53条1項9号、14号) (4) 電気雷管を使用する場合、発破母線を点火器から取外し、端部を短絡させたのちに火薬類を発破技士に渡すよう指示しているか。(火取則54条) (5) 電気雷管を使用する場合、落雷のおそれがあるときは作業を中止避難するよう指示しているか。(火取則51条11号) (6) 点火作業は、点火場所の安全を確認してから行うよう指示しているか。(火取則54条9号) (7) 点火後爆発しないとき又はその確認が困難などきの措置を指示しているか。(火取則55条) (8) 発破後現場への立入りは安全を確認したのち行うようにしているか。(火取則56条) (9) 潜水作業は安全か。(「2-1-14 潜水作業」参照)

項 目	事 項
3 環境対策	1 条例等で基準が定められている場合、基準内に収めるように措置を講じているか。 2 発破による現場付近の影響を把握するための準備をしているか。 3 必要箇所に対して振動、騒音等の測定を行うように計画しているか。 4 発破前後の水質を監視・測定、記録するように計画しているか。 5 漁業、魚介類等海中生物に対する影響調査を行うように計画しているか。 6 広報活動により近隣の理解を得るように努めているか。 7 汚濁防止膜等の設置の必要性を検討しているか。
4 異常時の措置	1 事故発生時の緊急連絡方法を定めているか。 2 付近の構造物等に異常が生じた場合の措置は適切に計画されているか。 3 作業船、作業設備及び人身等の事故等発生時の応急措置体制を定めているか。 (火取法46条、47条、危規則5条の10、海交法33条、港則法25条) (「1-8-3 各種緊急事態措置要領」参照)

項 目	事 項
1 火薬庫、 庫外貯蔵庫 (火取法11条 ～14条、火 取則13条～ 33条、52 条、52条の 2、自主基 準、都道府 県条例等)	1 位置・構造は自主基準に適合しているか。または自主基準より厳しい都道府県等ではその基準に適合しているか。(2以下も同様。) 2 自動警報装置(警報装置又は警鳴装置)、消火設備、照明設備及び避雷装置等付属設備は合法かつ適正に設置され、その機能はよいか。 3 境界柵は自主基準に適合し、防火設備、警戒設備が設置されこれらの諸標識が適切に表示されているか。 4 庫内外の整理整頓及び貯蔵上の取扱いは合法かつ適切に行われているか。 5 設備の設置又は変更は許可を受けたのち実施するよう周知したか。 6 見やすい箇所に取扱いに必要な法規及び心得が掲示されているか。 7 火薬庫等の鍵の保管場所は準備されているか。
2 取扱所、 火工所(火 取則52条、 52条の2、 自主基準)	1 設置場所及び構造等は自主基準に適合しているか。 2 暖房設備、照明設備等の付属設備は合法かつ適正に設置され、その機能はよいか。 3 境界柵は自主基準に適合し、警戒札が適切に設置されているか。 4 取扱いに必要な法規及び心得が見易い箇所に掲示されているか。 5 境界内は整理整頓され、爆発、発火、燃焼しやすい物がたい積していないか。 6 鍵の保管場所は準備されているか。
3 施設にお ける保安	1 火薬類を保管する場所の保安管理 (1) 巡回点検の実施計画を定めているか。 (2) 自動警報装置(警報装置又は警鳴装置)を設置して火災、盗難の防止を図るよう計画しているか。(火取則16条、21条1項14号) (3) 保管、取扱い場所は定員を定め、不要な者の立入りを禁止しているか。(火取則52条3項10号) (4) 取扱従事者の身元確認等不正流出防止に必要な措置が計画されているか。 (5) 鍵の保管を厳重にし、盗難防止に努めることとしているか。(火取則52条3項2号) (6) 所定の避雷装置を設置しているか。また落雷のおそれがある場合は適切な措置をとっているか。(火取則30条、51条11号) 2 火薬類の保管・取扱い場所における安全 (1) 火花の出やすい物品の所持・使用を禁止しているか。(火取則21条1項4号、5号) (2) 保管・取扱い場所の境界内では喫煙・火気の使用及び可燃物のたい積を禁止しているか。 (火取則21条1項2号、52条3項9号) (3) ニトログリセリンの滲出や吸湿液の漏出が生じた場合の措置を指示しているか。 (火取則21条1項11号、12号) (4) 使用に適さない火薬類は直ちに返納するよう指示しているか。(火取則51条8号) (5) 荷役作業時の諸規則を遵守させているか。 (「2-10-4 火薬類の荷役・運搬及び取扱い」参照) (6) 保管・取扱い場所の周囲には、適当な境界柵を設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てているか。(火取則52条3項7号、4項3号)

項 目	事 項
1 荷役・運搬	1 火薬類の運搬については、火取法、火薬府令、港則法、危規則等に基づき事故防止に努めているか。 ✓ 2 火薬類積載船には赤旗（夜間赤色灯）などの警戒標識を掲げているか。（危規則5条の7） 3 作業船において火薬類の荷役を行う場合、船長又は船長職務代行者が立会っているか。 （危規則5条の4） 4 火薬類の作業船積載 (1) 船橋、居住区などから十分に離れた場所に積載しているか。 （船危運告示17条の2、火取則23条） (2) 電灯その他電気器具を設けてある船倉又は区画に積載していないか。（危規則47条） 5 荷役をする前後に、積載場所の清掃、荷役設備及び器具を点検し、消防に必要な準備を完了しているか。（危規則26条1項、49条2項、4項） 6 荷役機械を用いて火薬類を荷役する場合 (1) 一回に取扱う火薬類の重量は適切か。 (2) かご、ロープ、ネットスリング、板もっこなどを使用しているか。 (3) 火薬類に過度な荷重が加わる積み方あるいは不安定な積み方をしていないか。 (4) マットレスの上に吊り降ろしているか。 (5) 他の貨物と同時に荷役を行ってはいないか。 (6) 荷敷を用いて積載しているか。 (7) 荷役する場合電灯以外の照明を使用していないか。（危規則47条） (8) 運搬箱を使用しているか。その蓋は確実にしまっているか。（危規則46条） (9) 直射日光・波浪による危険防止のための覆布等は適切か。（危規則20条2項） 7 荷役場所の安全 (1) 火薬類の荷役をする場所、積載してある場所及びこれらの付近でマッチ、露出した鉄製工具その他火花を発生しやすい物品を所持していないか。また、鉄鉈のついた靴を履いていないか。 （火取則21条1項4号、5号、危規則47条3項、火薬府令15条1項11号） (2) 火薬類を積載した場所で、防爆型の懐中電灯以外の照明を使用していないか。 （危険則47条2項） (3) 荷役場所、積載場所及びこれらの場所の付近に、禁煙、火気厳禁を表示しているか。 （48条、火薬府令15条1項7号）
2 消費場所における取扱い	1 火薬類の消費場所における取扱いでは火取法等に基づき事故防止に心掛けているか。 2 電気雷管、親ダイを取扱う場合木製平滑甲板上で行っているか。 3 船上に火工所を設ける場合、場所の選定、整理、喫煙禁止など火気に注意し、また漏洩電流の有無を測定しているか。 4 取扱所においては、爆薬と火工品は別々の容器に保管しているか。 （火取則51条の2、危規則8条4項）

項 目	事 項
1 発破開始前	1 発破前の警報発令、警戒船・見張人の配置、警戒水域における他船の進入禁止措置、潜水作業 者、遊泳者・漁船等の退避状況を確認したか。（火取則53条16号） 2 せん孔は計画どおり行われているか。 3 環境への影響を調査したか。飛石等に対する防護措置はよいか。（火取則53条5号） 4 汚濁防止膜及び水中圧力波防止等の設備を確認したか。
2 発 破	1 発破場所では記録責任者を定め、火薬類の受渡し数量、消費残数量及び発破孔・薬室に対する 装てん方法を、その都度記録しているか。（火取則53条2号） 2 発破場所へは当該発破作業に使用する消費見込量を携行しているか。また装てん終了後残った 火薬類は直ちに火工所又は取扱所へ返送しているか。（火取則53条1号、3号） 3 装てん前に発破孔・薬室の位置及び岩盤等の状況を検査したか。また装薬孔の清掃及び適切な 装てん方法により装てんしているか。装薬順序は適正か。（火取則53条4号） 4 前回の発破孔を利用して削岩又は装てんしていないか。（火取則53条6号） 5 発破孔には砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ摩擦衝撃、静電気等に対し て安全な装てん機若しくは装てん具を使用しているか。（火取則53条9号） 6 装てん設備の装てんのためのホースは十分な強度を有し、かつ摩擦、衝撃及び静電気に対して 安全な措置を講じているか。（火取則53条11号） 7 装てん設備を使用するときは、金属部は接地しているか。（火取則53条13号） 8 装てんのための潜水作業は安全に行われているか。
3 電気発破 （火取則54 条）	1 発破場所に漏洩電流がある場合は適切な措置を講じているか。（火取則54条1号） 2 電気発破器等は常に乾燥したところに置いているか。また使用前に起電力を確認しているか。 （火取則54条2号） 3 発破母線の断線の有無を検査したか。（火取則54条3号） 4 発破母線の点火器に接続する側の短絡、電気雷管の脚線に接続する側の短絡防止措置はよいか。 （火取則54条4号） 5 発破母線の敷設は電線路その他の充電部又は帯電するおそれの多いものから隔離して布設して いるか。（火取則54条5号） 6 多数斉発は、電源（電圧）、発破母線、導火線及び雷管の全抵抗を考慮し、雷管に所要電流を通 じさせているか。（火取則54条6号） 7 動力線又は電灯線を電源とする場合の電路の開閉及び当該作業者の徹底等の措置はよいか。 （火取則54条7号） 8 電気発破器のハンドルは点火時以外は施錠又は担当者自身が携帯しているか。 （火取則54条8号） 9 電気発破の点火前に電流回路の導通又は抵抗試験を実施したか。また水中への漏電を防止する 対策はよいか。試験は作業者が退避終了後に火薬類装てん箇所から30メートル以上離れた安全な 場所で行っているか。（火取則54条9号） 10 母線と脚線又は脚線相互間の接続箇所の防水処置はよいか。 11 導爆線を使用するときは、端面の防水に注意し、配線の際キンク（線が鋭角に折れ曲がること） が起らないよう注意しているか。

項 目	事 項
4 発破終了後及び不発時の措置	1 発破終了後、次の事項により火薬類の完爆を確認しているか。(火取則56条) (1) 目視による観察 (2) 計測器による振動又は衝撃圧の測定 (3) 有毒ガス、破碎岩盤等の危険度の検査確認 (4) 安全確認後の水中観測 2 点火後爆発しないとき又はその確認が困難なときの措置はよいか。(火取則55条) 3 発破終了後、発破場所への立入りは安全を確認したのち行っているか。(火取則56条) 4 不発の装薬の回収、処理は適正に行われているか。(火取則55条) 5 不発の装薬の回収、処理不能時の標示及び報告は適正に行われているか。(火取則55条)
5 環境対策	1 汚濁防止膜等を設置している場合の影響はないか。 2 振動、騒音等の測定を適切に実施しているか。 3 計画のとおり工事中発破前後の水質の監視・測定、記録を適切に実施しているか。 4 魚介類等海中生物の影響調査を適切に実施しているか。

項 目	事 項
1 全般管理	1 作業船等における火薬類の荷役には船長又はその職務代行者が必ず立会しているか。 (危規則5条の4) 2 取扱保安責任者(正、副、代理)の現場在勤(常駐)の状況はよいか。 (安衛法61条1項、安衛令20条、火取法30条～33条、火取則68条～70条の6) 3 火薬類取扱所、火工所及び発破場所の責任者の配置はよいか。(同上) 4 取扱従事者に無届、無資格の就業者はいないか。(火取則51条16号) 5 十八才未満のもの又は心身の障害により火薬類取扱いに伴う危害予防措置を適切に行えないもの(診断書等により確認)に従事させていないか。(火取法23条2号、火取則83条、火取令第5条) 6 取扱従事者に対する身元確認、届出、保安教育を行ったか。 (火取法29条、火取則67条の2～67条の7) 7 取扱従事者は所定の腕章等標識を着用しているか。(火取則51条15号) 8 運搬、取扱いは適正に、かつ慎重に行われているか。 9 各責任者は、火薬類の盗難、不正流出の防止及び災害発生の防止対策を推進しているか。 (火取則51条18号)
2 施 設	1 火薬庫又は庫外貯蔵庫の基礎、外壁、屋根及び外柵等の外観に異常はないか。 (火取則22条～32条) 2 取扱所及び火工所の基礎、外壁、屋根及び外柵等の外観に異常はないか。(火取則22条～32条) 3 火薬庫又は庫外貯蔵庫、取扱所及び火工所の施錠は確実に行われているか。また、鍵の保管、取扱いは適切に行われているか。(火取則52条3項2号、危規則52条) 4 自動警報装置(警報装置又は警鳴装置)の機能はよいか。また、常時作動するよう維持されているか。(火取則16条3項へ、21条1項14号) 5 照明設備、消火設備及び避雷装置等付属設備に異常はないか。 (火取則16条、21条1項14号、30条、危規則381条、382条)
3 取扱い及び消費	1 庫内における貯蔵、取扱いは適切に行われているか。火気厳禁は守られているか。(火取法40条、火取則51条17号、52条4項、52条の2・3項、危規則48条、火薬府令15条の7) 2 火薬類に吸湿、固化その他の異常はないか。(火取則51条5号) 3 取扱所及び火工所における取扱いは適切か。(火取則21条) 4 鋼製甲板上等及び漏電等による危険な場所で取扱っていないか。 5 取扱所及び火工所における保管の状況は適正か。 6 取扱所及び火工所には親ダイの作製に必要な数量以上の火薬類を存置していないか。 7 取扱所及び火工所に火薬類が存置されている場合、盗難及び火災を防止するための措置を行っているか。(火取則52条3項2号、52条の2・3項3号) 8 親ダイ、増ダイの発破現場への運搬は適正に行われているか。 9 不発残留火薬類の回収、返納は適正に行われているか。(火取則55条) 10 その日の作業終了後、発破場所、取扱所及び火工所に火薬類が残置されていないか。 (火取則51条14号) 11 火薬庫における毎日の在庫量を確認しているか。帳簿と一致しているか。(火取則53条2号) 12 飛石等に対する防護措置はよいか。(火取則53条5号)
4 記 録	1 火薬類の受払、消費残量及び装てん方法等はその都度明確に記録されているか。(火取法41条、火取則33条、火取則52条3項12号)(火薬庫又は庫外貯蔵庫、取扱所、火工所及び発破場所ごと) 2 取扱い保安責任者は帳票の記録を確認しているか。(火取則70条の4・5号) 3 施設に対する巡回点検は確実に実施され、記録されているか。 4 自動警報装置(警報装置又は警鳴装置)の作動状況点検の結果は記録されているか。 (火取則16条1項1号、21条1項14号)

2-11 コンクリート打設作業

2-11-1 調査・届出等

項 目	事 項
1 調 査	作業に必要な次の事項について調査しているか。 1 作業海域の気象・海象状況 2 材料等の運搬経路、積込場所等 3 材料置場、加工場の位置、規模等 4 その他は「2-1 各種共通作業」による。
2 届出等	1 工事の許可申請・届出手続はよいか。（「1-1-4 工事関係適用法令と手続」参照） 2 電業法による許可申請はよいか。 （「1-6-6 電気事業法関係の手続等（電業法）」参照）
3 作業計画	作業計画は、次の事項を検討して策定しているか。 1 作業海域の状況、気象・海象等に見合った適正能力を有する船舶及び機械器具の配置 2 一般船舶の運航状況、骨材採集場、給水設備等を考慮した作業用資機材の運搬補給計画 3 施工工程、作業手順の作成と設備の配置 4 作業用足場、型わく支保工の構造及び組立方法（船安衛則27条、安衛則564条、安衛則239条） 5 資材運搬船等の航行経路、係留場所及び係留方法、荷役計画 6 通信連絡方法 7 作業船の避難場所 8 荷役作業（「2-1-10 荷役作業」参照）
4 安全管理 計画	1 作業従事者の資格等は確認したか。 2 型わく支保工、足場の組立解体作業主任者を選任し、次の業務を行うよう指示しているか。 （安衛法第14条、安衛則第16条、246条、247条、565条、566条） (1) 作業方法の決定及び作業の指揮 (2) 関係従事者以外の者の立入禁止 (3) 器具、工具の点検及び不良品の除去 (4) 合図者の指名 (5) 保護具、安全設備等の使用状況の点検 3 各種作業の指揮者、監視員等を指名しているか。 4 コンクリートプラント船（ミキサ船）等の作業標準又は作業手順を定めているか。 また、それらが適切に関係者に周知、徹底されているか。
5 環境対策	1 水質汚濁が生じないよう必要な防止対策を講じているか。 （「1-7-4 水質汚濁の防止」参照） (1) 型わく継目からのモルタル等の漏洩防止 (2) 根固め部からのモルタル等の漏洩防止 2 レイタンスの除去、型わく洗浄水やモルタル等注入時の置換水の処理設備について検討しているか。 3 潜水土等によるモルタル漏洩の有無の監視体制がとられているか。 4 ミスパッチや廃コンクリート等の処理対策を講じているか。 5 工事中の必要な水質の監視・測定について、適切に計画しているか。
6 異常時の 措置	1 荒天時における作業の中止条件を定めているか。（「1-8-4 台風等荒天対策」参照） 2 荒天時の対策はよいか。 3 故障等事故発生時の措置要領を定めているか。 4 緊急時の連絡体制（措置）は確立されているか。 5 事故発生時、緊急時の措置要領が関係者に周知徹底されているか。 （「1-8-3 各種緊急事態措置要領」参照）

項 目	事 項
1 コンクリートプラント船等の準備	コンクリートプラント船（ミキサ船）、モルタルプラント船等は、次の事項について点検し、異常のないことを確認しているか。 1 船底・甲板の損傷、ハッチ及び隔壁の水密性、係留装置等の異常の有無 2 集中制御装置による各部の作動状態、機側装置への切換え、諸計器等の異常の有無 3 ブームの取付部、ウインチのブレーキ、ワイヤロープ、シーブ等の状態 4 ベルトコンベヤの支持台、駆動装置、ベルト、ローラー、安全カバー等の状態 5 回転軸・歯車回転部のカバー、手すり又は踏切橋等の接触防護設備の有無及び状態 6 セメントサイロ等重量のかかる基部、支柱等の変形、腐食の状態 7 警報装置、安全装置等の作動状態 8 開口部、甲板等から転落等のおそれのある箇所の防護柵、保護ネット、親綱の状態 9 セメント等の飛散防止カバー、遮へい設備、吸引装置等の状態 10 洗浄水、余水等の処理設備、ミスパッチの容器等の環境対策設備の状態等
2 その他の作業船	揚錨船、型わく設備撤去用の作業船、粗骨材運搬船、鉄筋組立クレーン船等は、適当なものを準備しているか。
3 型わくおよび支保工	1 型わく支保工の材料は、欠陥のないものを使用し、丈夫な構造で組み立てているか。（安衛則237条、238条） 2 組立図、作業標準・手順に従って確実に組み立てているか。（作業指揮者の選任） （安衛則237条、238条、239条、240条、241条、242条、243条、246条） 3 作業開始前に、当該作業に係る型わく支保工について点検したか、又、作業中に型わく支保工に異状が認められた際における作業中止のための措置が講じられているか。（安衛則245条） 4 作業足場に船舶を使用するときは、監視員を置き、波浪、航跡波等による動揺に注意し、転倒、転落等の事故防止に努めているか。 5 型わくを解体するときは、予め決められた解体作業要領によって行っているか。 6 型わくの補修は、落下、はさまれ、滑り等に注意して行っているか。また剥離剤塗布後の管理は適切か。 7 水中コンクリートは次の事項を確認したか。 (1) 型わくは、コンクリート打設時の応力、水圧、波力等の外力に対して適切な安全率をもつ強固な構造 (2) 組立図を作成し、予め作業手順を定めて確実に実施 (3) 型わく吊り下げ時の横揺れ防止等の措置 (4) 鋼材接続部及び交差部ボルト、クランプ等の金具による緊結 (5) 亀裂のないコッター、コッターピンの使用 (6) 複数の潜水士による同時作業時の上下作業や接近作業時のお互いの作業状況 (7) クレーン吊り下げ作業時、型わくが所定位置に達した確認後の潜水士の接近 (8) 型わく接近時の締付金具等による潜具破損防止、型わくへのはさまれ防止の指示 (9) 打設後型わくの転倒防止、脱落防止措置とタイボルトのゆるみ (10) 型わく解体におけるピン、コッター取外し時の落下注意、クレーン等での型わく吊り外し時の手順 (11) 型わくを吊り上げる時は、型わくがコンクリートから離脱したことを確認した後に安全な場所に退避しての合図方法 (12) 潜水作業は「2-1-14 潜水作業」による。

項 目	事 項
4 鉄筋加工 組立等	(陸上) - 加工は、海上における加工作業が、必要最小限となるよう計画されているか。 - アーク溶接時の感電防止対策はよいか。また身体にしぶきがかかる状態では作業を中止しているか。 (水中) - 水中での組立作業は必要最小限になるよう計画されているか。 - 水中での溶接・溶断作業は極力避けるように計画されているか。
5 コンクリート打設作業	- 陸上作業に準じて設備の点検を行い、各部所間の通信・連絡体制はよいか。 - ミキサー車を台船で運搬するときは、安定性に注意し台船上の固縛を確実にしているか。またミキサー車は、ブレーキをかけ、車止めをしているか。 - ポンプ車は、ブレーキをかけ、車止めをしているか。 - 打設の開始及び終了又は中止の連絡・合図は、周知徹底されているか。 - シュートは堅固に保持し、安全円滑な流送ができるよう投入方法やシュート勾配等を工夫しているか。また型わくと支保工に偏圧がかからぬよう配慮しているか。 - 突風や高波等の発生により危険のおそれがある時又は型わく支保工に異常が認められた時は、直ちに作業を中止する指示を周知させているか。 - 夜間作業の場合は、2人以上の共同作業とし照明等の設備は適切か。 - パイブレーター（キャブタイヤコード、アース等）は使用前に点検しているか。 - クレーン船等にコンクリートバケットを積み込み、そのクレーンで積み下ろしする時は船体重心の移動に留意し、クレーンの転倒、ブームの角度、船体の安定等を十分検討しているか。 - コンクリート打設に使用する作業船は型わくに接触しない配置か。
6 打設完了後の片付け	- ポンプ車及びホッパーや配管内の掃除を行っているか。 - 圧送管を取り外すときは、予め圧力を減少させ、コンクリート等の吹出しを防止しているか。 - 圧送管の前方に作業員が立っていないか。 - 作業現場近辺に散乱したコンクリート等は、清掃し指示した場所に集積し、産業廃棄物として適切に処理しているか。
7 環境対策	- 型わく継目からのコンクリート、モルタルの漏洩防止対策を適切に実施しているか。 - コンクリート打設時の洗浄水及びび余水等の処理設備は適切か。 - レイタンスの除去、型わく洗浄水やモルタル等注入時の置換水の処理設備を設置しているか。 - ミスバッチや廃コンクリート等の処理は適切か。 - 計画のとおり工事中の水質の監視・測定を適切に実施しているか。 「給油時などの油排出防止対策」を計画等したとおり適切に実施しているか。（作業時の油飛散防止対策も含む）（「2-1-6-2 曳航（押航）作業計画 3 環境対策」参照） - 排出油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示しているか。（2014埋渫統一ルール） - 油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止に関する法令に基づく書類・掲示等は適正か。（「3-1-1 作業船一般管理」参照） - ビルジ、廃油及び廃棄物等を法令に基づき適正に処理・処分しているか。（「3-1-1 作業船一般管理」参照）

項 目	事 項
1 気中コンクリート	1 材料等の運搬計画はよいか。 2 足場、支保工、安全ネット等はよいか。 3 ミキサー車、ポンプ車の車止めは確実か。 4 生コン車等の誘導員を配置しているか。 5 作業区画を明示して、適切な立入禁止措置がとられているか。 6 圧送管の架台及びジョイント等は確実に固定されているか。 7 圧送管の不意の横揺れ等に対する防止策はよいか。 8 圧送管の管厚の擦りヘリは所定の基準値内に納まっているか 9 打設順序はよいか。 10 残近処理の手順は確認・周知されているか 11 打設作業員は所定の保護具を着用しているか(保護メガネ、防振手袋等)
2 水中コンクリート	1 作業開始前に運搬通路、投入用機械、作業足場等を点検・整備しているか。(作業手順、作業員の配置及び通信連絡設備を含む。) 2 コンクリートプラント船は、積載量に余裕のあるものを使用し、打設時の船体傾斜等による事故防止に配慮しているか。 3 打設の開始又は中止の合図は確実にに行っているか。 4 コンクリート打設は、型わく、鉄筋を破損しないよう慎重に行っているか。 5 圧送管は、無理な屈曲や立ち上がり等のないよう配管されているか。 6 圧送管、フレキシブルホース及びトレミー管の取付けは確実か。 7 ポンプ圧送の開始、中止等の合図は潜水士を含め確実にに行っているか。 8 圧送管の立上がり部及び屈曲部付近への立入りを禁止しているか。 9 圧送管は、移動しないよう固定し、接続部の緊結はよいか。 10 作業途中にポンプを点検する時は、エンジンの停止、ストップバルブの閉鎖を確認後行っているか。 11 圧送管を移動するときは、制御弁を閉め、注入圧を確認しながら行っているか。 12 潜水作業は「2-1-4 潜水作業」に適合しているか。

3 プレバック ドコンクリート	1 骨材投入 (1) 作業開始前に運搬通路、投入用機械、作業足場等を点検、整備しているか。 (2) 運搬船は、積載量に余裕のあるものを用い、投入時の船体傾斜等による事故防止に配慮しているか。 (3) 投入の開始又は中止の合図は、確実にやっているか。 (4) シュートを使用して投入するときは、投入時の衝撃に対して十分堅固な構造とし、作業の状況により適当なこう配及び接続方法を採用しているか。 (5) 骨材の投入は、型わく、鉄筋、注入管等を破損しないよう慎重に行っているか。 (6) グラブバケット等を使用する時は、旋回範囲内に立ち入らぬように周知徹底しているか。 (7) 移動式ベルトコンベヤを使用する時は、感電防止の漏洩遮断装置を取付けているか。また作業中巻き込まれ等の危険が生じた時の非常停止装置は取付けてあるか。 (8) 固定式ベルトコンベアを用いるときは、確実に架構に固定ベルトに沿う通路を設けているか。 2 モルタル注入作業 (1) 圧送管は、無理な屈曲、立ち上がり等のないよう配管されているか。 (2) 圧送管及びフレキシブルホースの取付けは確実か。 (3) ポンプ圧送の開始、中止等の合図は、潜水土を含め確実にやっているか。 (4) 圧送管の立上がり部、屈曲部付近の立入りを禁止しているか。 (5) 圧送管は、移動しないよう固定してあり、接続部の緊結状況はよいか。 (6) ポンプを途中で点検する時は、エンジンを止めて、ストップバルブを閉鎖した後行っているか。 (7) 圧送管を移動するときは、制御弁を閉めて、注入圧を確認しながら行っているか。
----------------------------	--

2-12 事前混合処理作業

2-12-1 調査・作業計画等 (1/2)

項 目	事 項
1 調 査	作業に必要な次の事項について調査しているか。 (1) 作業海域の気象・海象・水深、潮位及び海底の地形、地質等 (2) 海洋施設、作業船等が一般船舶の航行に及ぼす影響 (3) 陸上施設、車両関係について交通事情及び歩行者、一般車両に与える影響 (4) 施工箇所の周囲における潮流の状況及び漁業施設の状況と漁船等に与える影響 (5) 風向・風力及び住宅までの距離等と騒音・振動、海水汚濁など環境保全に対する影響 (6) その他は、「2-1-1 作業の準備体制」による。
2 作業計画	作業計画は、事前調査の結果を検討して、次の事項等について策定しているか。 (1) 盛土量に対応する運搬、混合、盛立ての方法 (2) 作業海域の状況、気象・海象に見合った適正能力を有する船舶及び機械器具の配置 (3) 船舶の運航状況、集積場、給水設備等を考慮した資機材の運搬・補給計画 (4) 施工工程、作業順序及び設備の配置 (5) 作業用足場の構造及び組立作業方法 (6) 資材運搬船等の航行経路、係留場所及び係留方法、荷役計画 (7) 環境対策設備の配置 (8) 曳航計画（「2-1-6-2 曳航（押航）作業計画」参照） (9) 荷役計画（「2-1-10-2 荷役作業計画」参照） (10) 盛土地盤の沈下、滑動に対する安定度 (11) 潜水作業（「2-1-14-2 潜水作業計画」参照） (12) 届出等に対する許可条件
3 安全管理 計画	1 一般船舶の航路の安全は確保されているか。（「1-4-3 航路の安全」参照） 2 作業海域の警戒船、見張員の配置及び警戒要領、標識（灯火）等の危険防止対策はよいか。 3 作業間の連絡・調整、合図の統一はよいか。（安衛則104条） 4 作業海域の気象・海象の確認はよいか。 5 各種作業手順を定めているか。 6 作業場所の安全は確保されているか。 (1) 安全通路及び作業環境の確保（安衛則540条、576条） (2) 危険場所への立入禁止措置（安衛則530条、585条） 7 作業主任者、作業指揮者、運転者、合図者、監（看）視員その他の作業員の資格を確認のうえ指名し、適正な配置をしているか。 8 作業主任者、指揮者は次の事項を行っているか。（安衛法第14条） (1) 作業員に対する作業の内容、手順、方法の周知確認 (2) 高所作業の安全対策（「2-1-13 高所・開口部及び舷外作業」参照） (3) 作業中断時における安全対策 (4) 作業に応じた保護具の着用指示及び確認 (5) 配置変更に対する指導 (6) 手順変更に対する命令、指示、報告 (7) 器具、工具の点検及び不良品の除去
4 届出等	1 工事の許可申請、届出及び諸設備等の届出手続はよいか。 2 電業法による許可申請はよいか。 3 その他は、「1-1-4 工事関係適用法令と手続」による。

項 目	事 項
5 環境対策	1 環境対策が必要な打設作業等について、具体的に調査し、対策を講じているか。 2 環境対策設備及び機材の検討、準備がなされているか。 3 海水の汚濁防止に対する措置又は指示事項を検討し、計画したか。 4 排水の処理あるいはリサイクルを計画したか。 5 資材ヤード等における騒音、振動、粉じん等の環境対策を検討し、計画したか。
6 異常時の措置	1 荒天時における作業の中止条件を定めているか。 2 荒天時及び地震、津波発生時の対策を定めているか。 3 故障、事故発生時の措置要領を定めているか。(「1-8-3 各種緊急事態措置要領」参照)

項 目	事 項
1 プラント 船	プラント船は、次の事項について点検し、異常のないことを確認しているか。 (1) 集中制御装置による各部の作動状態、諸計器等の異常の有無 (2) 警報装置、安全装置等の作動状態 (3) ブームの取付け部、ウインチのブレーキ、ワイヤロープ、シーブ等の状態 (4) ベルトコンベヤの支持台、駆動装置、ベルト、ローラー、安全カバー等の状態 (5) 回転軸・歯車回転部のカバー、手すり又は踏切橋等の接触防護設備の有無及び状態 (6) セメントサイロ等重量のかかる基部、支柱等の変形、腐食の状態 (7) 開口部・甲板等で墜落・転落・転倒等のおそれのある箇所の防護柵、通路標示等 (8) セメント等の飛散防止カバー、遮へい設備、吸引装置等の状態
2 その他の 作業船	セメント運搬船、ソイル運搬船、水運搬船等その他作業船は適切なものを準備しているか。
3 型わく・ 締切工	1 型わく・締切工は、欠陥のない材料を使用し、丈夫な構造で組み立てられているか。 2 組立図、作業手順に従って、確実に組み立てられているか。 3 型わく・締切工を解体するときは、予め決められた作業手順によって行っているか。 4 潜水作業は、「2-1-14-5 潜水作業（一般）」による。
4 打設作業	1 各設備の始業点検はよいか。（船舶、標示物、機械設備等） 2 各作業間の連絡はよいか。（機械室、盛立口、潜水土、測量者、各作業船等） 3 作業の開始、中止、終了、転錨・移動時の合図は周知されているか。 4 作業手順のうち、特に次の事項について正しく作業を行っているか。 (1) グラブバケット等旋回範囲内への立入禁止措置 (2) ベルトコンベヤ等設備の感電防止用漏電遮断装置等、緊急停止装置等の作動の確認 (3) 打設用配管、打設管の適切な固定と漏洩のない接続 (4) 水中打設中、打設管の先端部の位置の確認 (5) 打設中止、移動時の打設管先端バルブの確実な閉鎖 5 地盤の不同沈下、すべりの発生、構造物の沈下、移動等を常時監視し、異常を認めたときは、直ちに適切な連絡、措置ができるか。 6 夜間作業の照明、複数巡視者の装備品はよいか。（トランシーバ、懐中電灯、警笛等） 7 セメント等の取扱者は、保護衣、保護具の使用はよいか。 (長袖、手袋、防じんマスク、防じん眼鏡等) 8 荒天時において危険のおそれがあるときは、直ちに作業を中止する等の指示が周知されているか。
5 打設完了 後の片付け	1 ポンプ、ホッパー、配管内等の掃除は行っているか。 2 周辺・通路等に散乱した材料、資材等は清掃し、指示した場所に集積しているか。

項 目	事 項
6 環境対策	1 洗浄水、余水の処理方法及び処理設備は適切か。 2 周辺海域の水質は基準値内にあるか。 3 打設時の型わくなどからの漏洩防止対策を適切に実施しているか。 4 資材の船舶積み込み、積み卸し等の場合の脱落、飛散防止対策を適切に実施しているか。 5 周囲の環境に応じた騒音、振動、粉じん等の環境対策を適切に実施しているか。 6 汚濁防止膜等の維持管理を適切に実施しているか。 7 廃棄すべきバッチ等は、不要処理土入れ容器を設置し、陸上で産業廃棄物として処理しているか。 8 「給油時などの油排出防止対策」を計画等したとおり適切に実施しているか。（作業時の油飛散防止対策も含む）（「2-1-6-2 曳航（押航）作業計画 3 環境対策」参照） 9 排出油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示しているか（2014埋渫統一ルール） 10 油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止に関する法令に基づく書類・掲示等は適正か。 （「3-1-1 作業船一般管理」参照） 11 ビルジ、廃油及び廃棄物等を法令に基づき適正に処理・処分しているか。 （「3-1-1 作業船一般管理」参照）

項 目	事 項																																																																										
1 措置	「1－8－3 各種緊急事態措置要領」および次表による。 特定の作業、設備・機材等については、下表のとおり、安衛則、クレーン則等で悪天候（悪天候なることが予想される場合を含む。）および地震の際には作業の中止、作業再開時の始業前点検等が義務づけられている。																																																																										
	作 業 等	作 業 中 止 ・ 始 業 点 検 等	条 ・ 項	型わく組立て又は解体	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	安衛則 245条	地山掘削	大雨、中震後の地山点検の実施	〃 358条	土止め支保工	中震後、大雨時等の支保工点検の実施	〃 373条	ずい道	中震後のずい道内地山の点検の実施	〃 382条	ずい道	中震後のずい道内可燃ガス濃度測定	〃 382条の2	ずい道支保工	中震後のずい道内支保工の点検の実施	〃 396条	採石	大雨、中震後の地山点検の実施	〃 401条	鉄骨組立等	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 517条の3	木造建築物の組立等	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 517条の11	橋梁の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるものの架設、解体又は変更の作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 517条の7	コンクリート造の工作物の解体等	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 517条の15	橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のものの架設、解体又は変更の作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 517条の21	高さが二メートル以上の個所での作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 522条	足場組立又は解体	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 564条	足場における作業	強風、大雨、大雪、中震後等の足場の始業使用前点検	〃 567条、655条	作業構台組立、解体又は変更	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 575条の7	作業構台組立の使用	強風、大雨、大雪、中震後等の作業構台の始業使用前点検	〃 575条の8、655条、655条の2	解体用機械を用いた作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 171条の6	建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いた荷のつり上げ、つり下げ等の作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 194条の6	クレーン	暴風（30m超）のおそれのあるとき、屋外走行クレーンの逸走防止策	クレーン則31条	クレーン組立、解体又は解体	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 33条	クレーン	暴風（30m超）、中震後のクレーン始業使用前点検	〃 37条	移動式クレーンのジブの組立又は解体の作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 75条の2	デリック	暴風（30m超）のおそれのあるとき、屋外デ	〃 116条
	作 業 等	作 業 中 止 ・ 始 業 点 検 等	条 ・ 項																																																																								
	型わく組立て又は解体	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	安衛則 245条																																																																								
	地山掘削	大雨、中震後の地山点検の実施	〃 358条																																																																								
	土止め支保工	中震後、大雨時等の支保工点検の実施	〃 373条																																																																								
	ずい道	中震後のずい道内地山の点検の実施	〃 382条																																																																								
	ずい道	中震後のずい道内可燃ガス濃度測定	〃 382条の2																																																																								
	ずい道支保工	中震後のずい道内支保工の点検の実施	〃 396条																																																																								
	採石	大雨、中震後の地山点検の実施	〃 401条																																																																								
	鉄骨組立等	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 517条の3																																																																								
	木造建築物の組立等	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 517条の11																																																																								
	橋梁の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるものの架設、解体又は変更の作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 517条の7																																																																								
	コンクリート造の工作物の解体等	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 517条の15																																																																								
	橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のものの架設、解体又は変更の作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 517条の21																																																																								
	高さが二メートル以上の個所での作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 522条																																																																								
	足場組立又は解体	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 564条																																																																								
	足場における作業	強風、大雨、大雪、中震後等の足場の始業使用前点検	〃 567条、655条																																																																								
	作業構台組立、解体又は変更	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 575条の7																																																																								
	作業構台組立の使用	強風、大雨、大雪、中震後等の作業構台の始業使用前点検	〃 575条の8、655条、655条の2																																																																								
	解体用機械を用いた作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 171条の6																																																																								
	建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いた荷のつり上げ、つり下げ等の作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 194条の6																																																																								
	クレーン	暴風（30m超）のおそれのあるとき、屋外走行クレーンの逸走防止策	クレーン則31条																																																																								
	クレーン組立、解体又は解体	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 33条																																																																								
	クレーン	暴風（30m超）、中震後のクレーン始業使用前点検	〃 37条																																																																								
	移動式クレーンのジブの組立又は解体の作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 75条の2																																																																								
	デリック	暴風（30m超）のおそれのあるとき、屋外デ	〃 116条																																																																								

	リックの破損防止策	
デリック組立、又は解体	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 118条
デリック	暴風（30m超）、中震後のデリック始業使用前点検	〃 122条
クレーン、移動式クレーン、デリックにかかる作業	強風のとき作業中止	〃 31条の2 〃 74条の3 〃 116条の2
エレベータ	暴風（35m超）のおそれのあるとき、屋外に設置されたエレベータの倒壊防止策	〃 152条
屋外に設置するエレベータの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立又は解体	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 153条
エレベータ	強風（30m超）、中震後のエレベータ始業使用前点検	〃 156条
建設用リフト	暴風（35m超）のおそれのあるとき、建設用リフトの倒壊防止策	〃 189条
建設用リフトの組立又は解体	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	〃 191条
建設用リフト	暴風（30m超）、中震後の建設用リストの始業使用前点検	〃 194条
ゴンドラを使用する作業	強風、大雨、大雪等のとき作業中止	ゴンドラ則19条
ゴンドラの使用	強風、大雨、大雪等のゴンドラの始業使用前点検	〃 22条

項 目	事 項
2 悪天候の 解釈例規	悪天候の基準 強風、大雨等の基準(基発第309号（昭46.4.15）) ・強風とは：10分間の平均風速が10m/s以上の風 ・大雨とは：1回の降雨量が50mm以上の降雨 ・大雪とは：1回の降雪量が25cm以上の降雪 ※ 「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む ・中震以上とは：震度階級4以上の地震をいう

第3部 作業船・作業機械等

項 目	事 項
1 法定書類	1 船舶検査証書・臨時変更証は船内に備付けているか。小型船舶の場合は、船内に備置しているか。(船安則40条) 2 小型船舶の場合 船舶検査済票を両船側の船外から見やすい場所に貼り付けているか。(船安則42条3項) 3 船舶国籍証書等必要な法定書類を船内に備え付けまたは保管しているか。 (1) 船舶国籍証書又は登録事項証明書(小型船舶)、海員名簿、航海日誌 (船員法18条、船員則9条～12条) (2) 船員手帳、海技免状、操縦者免許証、安全・衛生管理記録、日本船舶医療便覧・小型船医療便覧(船員法50条、船職法23条、船安衛則5条、8条、船員則54条) (3) 船舶検査手帳、荷役設備検査記録簿(船安則46条、61条) (4) クレーン船の場合、移動式クレーン検査証(クレーン則63条) (5) 無線局免許状等無線業務日誌(電波法60条、電波則38条、40条) (6) 油記録簿、廃棄物の排出確認済証(海防法8条、10条の12) (7) 廃棄物排出船の登録済証、廃棄物処理記録簿(海防法13条、16条) 4 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業を行う場合の港長許可(港則法31条) 5 船舶職員の乗組みに関する基準に準じた船員が乗船しているか。(船職法18条、船職則5条)
2 標 示	1 船名等の標示を明瞭に施しているか。 (1) 総トン数20トン以上の船舶 ① 船名、船籍港名、喫水尺度、船舶番号・総トン数等の彫刻版(釘付け)(船舶細則44条) ② 室名(旅客室、船員室)及び定員(船設規92条の2、115条の11) (2) 小型船舶 ① 船舶番号(両船側の外側から見やすい場所)(小型船登録則26条) ② 船舶検査済票(船安則42条3項) ③ 最大搭載人員等(小型船安則79条) 2 救命胴衣等の積付場所の標示はよいか。(船救設則98条) 3 廃棄物排出船登録番号の表示は適正か。(海防法13条、海防則12条の7)
3 標 識	1 危険物積載場所等の標識は施しているか。(船安衛則24条) (1) 危険物積載場所 (2) 消火器具置場所 (3) 墜落の危険のある開口部 (4) 高圧電路の露出箇所 (5) 担架置場所 2 夜光塗料標識が施されているか。(船安衛則24条) (1) 非常用脱出通路 (2) 昇降設備 (3) 出入口 (4) 消火器具置場所 3 危険物(貨物)積載船には、川・港内を航行又は停泊する場合、昼間は赤旗を、夜間は赤灯をマスト等に掲げているか。(危規則5条の7)
4 船舶借入人に対する報告	船長は工事責任者に対し、船舶所有者に対するものと同様な一般管理上必要な報告を行っているか。 (注) 船舶を借入れて使用する場合、船員法、船安法及び船職法における船舶所有者に関する規定は、船舶借入人に適用される。(船員法5条、船安法26条、船職法3条)

項 目	事 項
5 環境対策	1 教育指導の実施 乗組員及び上乗り作業員に対して、環境対策に関する教育指導を適切に行っているか。
	2 水質汚濁の防止 工事の内容に応じた汚濁防止膜、汚濁防止枠の設置等、汚濁水の拡散防止措置を講じているか。
	3 油・有害液体物質等及び廃棄物による汚染の防止 (1) 法令に基づく書類・掲示等は適正か。

項 目	事 項										
5 環境対策 (つづき)	e 給油時の油排出防止対策										
	i 作業マニュアルの作成及び周知										
	ii 給油前のオイルフェンス展張										
	iii 作業責任者の選任										
	iv 排出油防除資材の数量、性能、保管場所等										
	v チェックリストに基づく必要な点検・確認										
	vi 緊急処理体制の確立										
	f 作業時の励行事項										
	i 所要の作業員と監視員の配置										
	ii 給油口・ホース等、給油系統の点検及びスカッパの閉鎖確認										
iii オイルフェンスの展張・油吸着剤の準備等、排出油防除資材の配備											
iv 油排出後、事故発生時の緊急対応体制と通報・連絡先の掲示											
② 廃棄物											
a 生活廃棄物（一般廃棄物）の適正な保管、処理、排出についての周知及び励行											
b 船舶及び海洋施設からの日常生活発生廃棄物に関する排出基準の遵守											
<table><tr><td>廃棄物の区分</td><td>排出海域</td><td>排 出 方 法</td></tr><tr><td rowspan="3">食物くず</td><td>甲海域</td><td>・粉砕式排出方法により排出すること。 ・航行中に排出すること。 ・氷上に排出しないこと。</td></tr><tr><td>海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</td><td>・粉砕式排出方法により排出すること。 ・国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。</td></tr><tr><td>乙海域</td><td>・航行中に排出すること。</td></tr></table>		廃棄物の区分	排出海域	排 出 方 法	食物くず	甲海域	・粉砕式排出方法により排出すること。 ・航行中に排出すること。 ・氷上に排出しないこと。	海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）	・粉砕式排出方法により排出すること。 ・国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。	乙海域	・航行中に排出すること。
廃棄物の区分	排出海域	排 出 方 法									
食物くず	甲海域	・粉砕式排出方法により排出すること。 ・航行中に排出すること。 ・氷上に排出しないこと。									
	海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）	・粉砕式排出方法により排出すること。 ・国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。									
	乙海域	・航行中に排出すること。									
c 工事副生の産業廃棄物の処理・再利用に関する計画の策定(委託契約含む)及び実施											
d 船舶から生じる廃油の処理に関する計画（国交省の許可を受けた又は届出している廃油処理施設の場所、処理能力の事前確認含む）の策定及び実施											
e 工事用資材の飛散・落下防止措置											
f 工事用機械・プラント等からの汚水の海上流出防止措置											
4 航行障害・航空障害・電波障害等の防止											
(1) 工事用の設備・機材、灯火・音響等により航行障害及び航空障害が発生しないよう適切な措置を講じているか。											
(2) 電波障害をはじめ騒音・振動等についても配慮し適切な措置を講じているか。											

項 目	事 項
環境対策 (つづき)	5 船舶による廃棄物の海洋投入処分、運搬等 (1) 海洋投入処分をしようとする者(原則として排出事業者)は、廃棄物の海洋投入処分の許可申請書を環境大臣に提出し、許可を受けているか。(海防法18条の2)(廃棄物には、Ⅳ海域(廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令6条)に海洋投入可能な政令で定める基準に適合する水底土砂などがある。) (2) 許可を受けた者は、廃棄物の排出海域の汚染状況等の監視計画(監視の方法と頻度)を策定し、それに従って監視を実施した結果(数量の実績、判定基準への適合状況、排出海域の状況)を環境大臣に報告しているか。 (3) 元請は、廃棄物を船舶に積載する前に確認申請書を海上保安庁長官に提出し確認を受けているか。(海防法10条の12) (4) 海上保安庁長官の廃棄物排出船の登録を受けた船舶を使用しているか。(海防法11条) (海洋投入処分しない場合で、廃棄物を運搬する場合も登録は必要) (5) 廃棄物排出船の船舶内に登録済証を備付け、登録番号を船体外側に見やすいように表示しているか。(海防法13条) (6) 廃棄物排出船の登録内容で法12条に示す項目(廃棄物の主な積込地、航行区域など)に変更があった場合は、その旨届け出ているか。(海防法14条) (7) 廃棄物の排出に常用しなくなった廃棄物排出船は、その旨を海上保安庁長官に届け出ているか。(海防法14条) (8) 廃棄物排出船には、廃棄物処理記録簿を備付け、廃棄物処理記録簿へ記載し、最終記載後2年間船内(引かれ船等にあつて船舶所有者の事務所)に保管しているか。(海防法16条) 6 底質処理・処分等に関する指針 ダイオキシン類、水銀又はPCBにより汚染された底質除去等の工事を行う場合は、「底質処理・処分等に関する指針」に従っているか。 7 大気汚染の防止 (1) 船舶に設置したディーゼル機関で定格出力130KWを超える原動機から発生する窒素酸化物の放出量は基準を満たしているか。(海防法19条の3) (2) 上記(1)に該当する原動機は国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けているか。 (3) 使用する燃料油は、法で定められた品質に適合しているか。(海防法19条の21)

項 目	事 項
1 船 体	1 外板、甲板 (1) 外板に腐食、変形等の異常はないか。 (2) 甲板に変形、亀裂等の異常はないか。 (3) 甲板上の構造物（空気抜管、ばく露した通風筒その他）に異常はないか。 (4) ブルワークの放水口に異常はないか。 (5) 水密隔壁・電線貫通部等に異常はないか。 (6) 脱出設備に異常はないか。 2 付属設備 (1) 甲板等の各排水口に異常はないか。 (2) 防舷材に異常はないか。 (3) 出入口扉、窓その他水密扉等に異常はないか。 (4) 通路、階段、はしごその他昇降設備、歩板に異常はないか。 (5) 舷側等の手すりなど墜落・転落防止設備に異常はないか。 3 計測 (1) 清水、バラスト、燃料油等諸タンクの測深は行ったか。 (2) 機関室、タンク等各部のビルジの量に異常はないか。 (3) 喫水を計測したか。
2 居住設備 衛生設備	1 室内の整理整頓はよいか。 2 船員室、食堂等の空調設備に異常はないか。 3 寝具は清潔に保持されているか。 4 厨房設備は衛生的に保持されているか。 5 プロパンガスのボンベ、配管、レンジに異常はないか。 6 食堂は清潔に保持されているか。 7 生ごみの処理方法はよいか。 8 浴室、便所は清潔に保持されているか。 9 手洗い消毒設備を設けているか。また、常時清潔になっているか。 10 担架、救急薬品等は整備されているか。 11 非常用食料は確保されているか。 12 飲料タンクの水質検査を実施しているか。 13 ストープ使用時の換気に問題はないか。

項 目	事 項
1 運転準備	1 起動前の準備 (1) 各ボルトの締付け及び割ピン等の装着は確実か。 (2) 主軸回転前に主軸掛外し接手を完全に離脱したか。 (3) 冷却水系、潤滑油系のバルブ、コックの開閉は運転状態になっているか。 (4) 潤滑油量は適当か。汚れはないか。 (5) 空気圧縮機の運転状態に異常はないか。起動空気槽の充気圧はよいか。 (6) 燃料油タンクのドレンを排出したか。 (7) 寒冷時には十分な暖機を行ったか。 (8) ガソリンエンジンの場合、起動前に機関室の換気を行ったか。 2 主軸の回転中に次の事項を確認しているか。 (1) 注油（独立ポンプによる強制注油）、各運動部分における異常の有無 (2) シリンダ内溜水及び過給機のドレン抜き (3) 噴油弁、呼吸弁、排気弁及び動弁装置の有無 (4) 付属注油ポンプ、冷却水ポンプ、噴油ポンプ、過給機の異常の有無 3 主軸回転後次の事項を確認しているか。 (1) 回転装置と主軸の絶縁 (2) 燃料油系諸弁の開閉及び指圧器取付弁の閉鎖 (3) 潤滑油系諸弁の開閉及び指圧器取付弁の閉鎖 (4) 操縦装置、動弁装置の作動 4 試運転 (1) 試運転時に、異常な音、発熱、振動等の有無を確認しているか。 (2) 十分な暖機運転を行ったか。 5 試運転後起動空気槽は規定圧力まで充気しているか。 6 機械等の覆い、囲い、踏切橋、階段及び手すり等の異常はないか。
2 運転中	1 機関の回転は、回転増減標準を守り徐々に増減しているか。また、軸系ねじり危険回転範囲内は、すばやく回転数を増減しているか。 2 冷却水、潤滑油、排気の湿度を定期的に計測し、起動弁その他の発熱状況を触手により確かめているか。 3 シリンダ、ポンプ等運動部の異音の有無を聴音棒等により確認しているか。 4 架構等からガス漏れ、油及び水漏れはないか。 5 指圧線図により出力及び作動状況を調べているか。 6 運転諸元を機関日誌に記録しているか。
3 運転終了時	1 指圧器取付弁を開き、主軸回転によりシリンダ内の排気を排出しているか。 2 過給機の水ジャケットの冷却水及び各車室のドレンを抜いているか。 3 クランクピン、主軸受等の締付ボルトナットのゆるみを調べたか。 4 潤滑油中に金属粉、水等の異物は混入していないか。 5 寒冷時には、シリンダジャケット内の冷却水を完全に抜いているか。 6 冷却水等の諸弁、船底海水吸入弁、船外排水弁を閉鎖しているか。 7 噴油、起動、給気、排気などのバルブで不良のものは交換しているか。

項 目	事 項
1 排水装置	1 排水ポンプ、ビルジエジェクタ等排水装置に異常はないか。 2 配水管は破損などを生じていないか。 3 排水ポンプの吸入側ローズボックス等を掃除しているか。床面に布等が放置されていないか。 4 排水ポンプ、バルブ、配水管系図を掲示しているか。 5 非常用可搬式排水ポンプの整備はよいか。
2 空気圧縮装置	1 各部の締付けボルトナット、割ピン、ベルト等駆動装置に異常はないか。 2 クランクケース内、軸受の潤滑油の油量は適正か。油室に異常はないか。 3 空気吸入こし器、冷却水吸入こし器等を掃除しているか。 4 運転状態に異常はないか。ドレン抜きを励行しているか。過熱、振動などを生じていないか。 5 圧縮空気圧力、回転数等運転諸元に異常はないか。 6 エアレシーバに制限圧力表示をしているか。
3 通風装置	1 軸受部の注油は行われているか。 2 運転状態に異常はないか。扇車回転による騒音、振動を生じていないか。 3 送風機吸入孔金網に異常はないか。通風管は漏気等を生じていないか。 4 タンパー等の開閉に異常はないか。
4 ボイラー	1 ボイラー本体、囲い、諸管、バルブ等に異常はないか。 2 給水、燃料供給、燃料噴射、送風、煤吹き、かん水吹出等諸装置の整備及び作動の状態に異常はないか。 3 付属装置、機器及びその電気系統に異常はないか。 4 起動・停止装置、火災検出装置、燃料遮断装置、水位調整装置、蒸気圧力調節装置、諸警報装置に異常はないか。 5 安全装置に異常はないか。 6 点火、燃料及び消火の操作は標準どおり確実に行われているか。 7 かん水の管理は適正に行われているか。
5 油水分離装置	1 油水分離装置は、排水の油分濃度を15ppm以下とする性能を有しているか。 (海防法施行令1条の9) 2 油水分離装置のこし器（フィルタ）に汚れ、目詰まりはないか。 3 油水分離器内にビルジを送り込む前に満水にしているか。 4 運転中、器内圧力、回転数に異常はないか。

項 目	事 項
1 一般事項	1 電気設備の測定（接地抵抗・絶縁抵抗測定）及び点検記録（日常・定期点検）と検査（漏電遮断器・自動電撃防止装置検査）を行っているか。 2 電気取扱責任者・主任技術者の標示はよいか。 3 特に船舶においては補修用資機材の必要数、修理中・送電禁止等の表示板は準備されているか。
2 発電機・変圧器	1 接地状態・絶縁抵抗はよいか。 2 刷子の摩耗・整流子面・スリップリング等に異常はないか。 3 軸受装置の油質・油量は適正か。換気の状態はよいか。 4 起動装置・管制装置・調速機等各部に異常はないか。 5 運転中、電圧・電流・周波数・回転数等の諸元に異常はないか。振動・過熱等の異常はないか。 6 変圧器等の汚損・漏油・破損・接地・過熱・変色・異音・異臭はないか。 7 変形・振動・端子リード線のゆるみ・変色・変形はないか。
3 配電盤・分電盤等	1 取付箇所・取付状態及び施錠装置はよいか。 2 扉の開放・破損はないか。 3 防水・接地の状態はよいか。 4 過熱・変色・変形・カバーの破損や欠落はないか。 5 端子のゆるみ・充電部の露出はないか。 6 必要な電圧や電流の容量・ヒューズの適否はよいか。 7 タコ足配線となっていないか。 8 電圧・取扱者・回路先の行先等の表示はよいか。 9 漏電遮断器（E L B）の動作確認をしたか。
4 蓄電池	1 電解液が減っていないか。比重は適正か。結線のゆるみはないか。 2 蓄電池室又は置き場所の換気はよいか。火気厳禁の表示はよいか。 3 蓄電池室の照明は、JIS船用防爆天井灯を使用しているか。
5 電路・配線等	1 幹線 (1) 支持物の破損・ゆるみはないか。 (2) 碍子の破損・脱落・汚損はないか。 (3) 電線の張り・他物との隔離・防護はよいか。 2 配線 (1) 電線の種類・施設状態はよいか。 (2) 漏電遮断器の取付状態はよいか。 3 低圧配線器具 (1) 器具の破損・充電部（端子等）の露出はないか。 (2) 容量・過熱・変色・変形・破損はないか。 4 移動電線 (1) 電線の種類・接続状態はよいか。 (2) 被覆の損傷・芯線の露出はないか。 (3) 配線場所の適否・防護処置はよいか。 (4) 油の付着しやすい箇所にゴムキャブタイヤケーブルを配線していないか。 (5) コネクターの向きはよいか。（オス／メス接続で水が入らない向きにする。）

項 目	事 項
6 負荷設備	1 電気機器 (1) 異音・異臭・過熱・振動・変形・損傷はないか。 (2) 接続部の締付け・過熱・変色・充電部の露出はないか。 (3) 接地の状態・絶縁抵抗はよいか。 (4) 溶接機電撃防止装置の動作確認をしたか。 2 照明器具 (1) 取付位置・高さ・可燃物との間隔はよいか。 (2) 器具・ガードの破損、電球の破損・汚損はないか。 (3) 防水器具を使用しているか。照度はよいか。
7 その他	電話・通信・警報装置等に異常はないか。

項 目	事 項
1 一般事項	1 操舵装置に異常はないか。(船設規135条、136条、137条、小型船安則43条) 2 補助操舵装置を確認したか。(船設規135条) 3 操舵装置の整備及び作動の状態に異常はないか。 4 自動操舵装置は自動操舵から直ちに手動操舵に切換えられることを確認したか。(船設規145条)
2 電動油圧 操舵装置	1 電気系統に異常はないか。 2 油圧装置の油量に異常はないか。 3 油管等からの油漏れはないか。 4 毎月油質の異常の有無を確認しているか。 5 空気抜きバルブ、安全弁等に異常はないか。空気を抜いているか。 6 油圧装置、油圧ポンプ、追従装置等に異常はないか。 7 警報装置に異常はないか。
3 航海用具	1 法定の種類及び数量を備え付けているか。(船設規146条の3) 2 警戒船の双眼鏡等業務に応ずる用具が必要数備え付けているか。 3 汽笛又はサイレンの吹鳴状態に異常はないか。(非自航船は規定しない)(船設規146条の7) 4 航海用レーダーは告示で定められた機能を有しているか。また、異常はないか。(総トン数300t未満の旅客船以外を除く、プッシャーバージにおいて結合時の長さ(満載喫水線規則)が50m未満の場合はこの限りでない。)(船設規146条の12) 5 羅針儀の状態に異常はないか。自差曲線は正確に作成されているか。 6 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶には、機能等について告示で定める要件に適合する方位測定コンパス装置を備えているか。(船設規146条の19) 7 機関遠隔操舵盤・機関監視装置の作動に異常はないか。 8 伝声管、連絡用電話等に異常はないか。 9 船灯の状態に異常はないか。(船設規146条の4、海衝法20条)
4 備 品	1 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶は、海図の備え付け・補正・水路図誌等の状況はよいか。(船設規146条の10) 2 灯火・形象物、国際信号旗等の掲揚用具及び国際信号書は整備されているか。(係留船を除く)(船設規146条の3、海衝法20条)

項 目	事 項
1 揚錨装置 (船設規 127条)	1 各部締付ボルトナットに異常はないか。 2 歯車等の覆い、その他接触防止装置に異常はないか。 3 歯車、クラッチ、ブレーキ等に損傷している箇所はないか。 4 軸受等の油量、注油の状態はよいか。 5 運動部の整備、作動の状態に異常はないか。 6 錨鎖用ストッパに異常はないか。
2 係船装置 (船設規129 条、小型船 安則44条)	1 各部締付ボルトナットに異常はないか。 2 係船原動機の整備及び作動の状態に異常はないか。 3 歯車に異常な摩耗はないか。 4 各軸及び軸受に異常はないか。軸受等の油量、注油の状態はよいか。 5 巻ドラムのクラッチ及びブレーキの機能はよいか。 6 巻ドラムのラチェット式ストッパが破損していないか。 7 ギヤカバーの破損、脱落はないか。 8 操舵レバー等に異常はないか。 9 遠隔操縦装置の場合、操作弁、空気管及び標示灯に異常はないか。 10 ワイヤロープがドラムに乱巻きになっていないか。 11 ビット、ボラード、フェアリーダの変形及び取付部に異常はないか。 12 適当な係船索を備えているか。
3 錨・錨 鎖・錨索	1 錨に異常はないか。予備錨の保管状態はよいか。(船設規 123条、124条) 2 定期検査時に、錨鎖の常用部分(錨に近い部分)と非常用部分(遠い部分)とを適宜入れ替えているか。 3 錨鎖には法定以上の衰耗が起っていないか。(船設規125条、126条) 4 スタッドにゆるみはないか。 5 破損した錨索は、直ちに補充されているか。 6 アンカーブイに異常はないか。

項 目	事 項
1 救命設備	1 救命艇、救命いかだ、救命浮環、救命胴衣等は法定の種類及び数量を備え付けているか。表示の状態はよいか。(船救設則48条～71条、97条、98条) 2 救命艇 (船救設則 8 条～15条) (1) 艇体の強度、安定度に異常はないか。 (2) 所定の艀装品は備え付けられ、必要に応じて艇内に定着されているか。 3 救命いかだ・救命浮器 (船救設則21条～27条) (1) 膨張式救命いかだの装備の状態に異常はないか。 (2) 固型救命いかだは投下しやすい状態で備え付けられているか。つかみ綱等の破損はないか。 4 救命浮環 (船救設則28条) (1) 本体、つかみ綱、引寄せ索に異常はないか。 (2) 備え付けの位置、状態はよいか。 (3) 連絡先の表示はあるか。「2014埋没統一ルール」 5 救命胴衣等 (船救設則29条) (1) 浮体部、着装用紐、呼笛等に異常はないか。 (2) 膨張式の気蓄器装置に異常はないか。 6 信号装置 (船救設則31条～41条) 自己点灯灯、自己発煙信号、救命胴衣灯、傘付信号、火せん、信号紅炎、発煙浮信号、浮揚型及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置等発信機 (非浮揚EPIRB) の性能は要件に適合しているか。その状態に異常はないか。 7 救急薬品の備え付け、内容や数量はよいか。
2 消防施設	1 法定の種類及び数量の備え付け、表示の状態はよいか。(船消設則53条～56条、60条) 2 射水消火設備 (船消設則 4 条～ 6 条) (1) 消火ポンプ、非常用消火ポンプの整備の状態はよいか。 (2) 送水管、消火栓の塗色に異常はないか。 (3) 消火ホース、ノズル、カップリング取付用ハンマー等に異常はないか。 3 消火器 (1) 消火器は消火対象物に適したものを備え付けているか。 (2) 泡、粉末消火器の薬品の有効期間を過ぎていないか。 (3) 転倒防止措置はよいか。 4 消防員装具の備え付け、整備の状態及び火災探知・警報装置、可燃性ガス検知器の作動はよいか。
3 危険物積付設備	1 危険物の標示 (1) 危険物には、その品名の表示を施しているか。(危規則 8 条) (2) 危険物積付設備の危険標識に異常はないか。(船安衛則24条、危規則28条) (3) 危険物積付場所の発火源の除去、火気取扱禁止、立入禁止の表示はよいか。 (危規則48条、60条、62条、157条、船安衛則46条) 2 危険物の保管 (1) 火薬類積付設備の鍵の保管状況はよいか。 (2) 敷物、移動、転倒等防止固定装置その他積付状態に異常はないか。 (3) 危険物運搬船舶は防火設備、消火設備、消火器材を準備しているか。(危規則37条) (4) 火薬類を船舶で運搬する場合は、電灯その他の電気器具を設けてある船倉区画、特定機関区域の直上、直下に積載していないか。(危規則50条)

項 目	事 項															
月例点検表の作成	次項以下の点検事項をヒントとし、「第3部 各作業船・作業機械等」の作業中点検の中から、主要な機械装置について、月例点検表を現場で作成すること。															
1 安全装置等	1 安全装置、安全弁等の作動に異常はないか。 2 警報装置等に異常はないか。 3 圧力計、各種指示器等の計器類の指針は円滑・正確に作動するか。 4 接触防止装置、昇降装置等の取付けは確実か、変形等はないか。															
2 装置等本体	1 取付部等のボルトナット、ビス等に緩み、脱落はないか。 2 振動部のボルトナット、割ピン等に緩み、脱落はないか。 3 駆動部、滑動部、ライナー等に異常摩耗はないか。油切れはないか。 4 ブレーキ、クラッチの各部に損傷はないか、制御装置の機能に異常はないか。 5 吸入・排出弁、制御弁、調整弁等諸弁の機能はよいか。バルブの調整はよいか。 6 冷却水系、潤滑油系、空気系、油圧系等の諸管系統に漏洩部はないか。 7 内部油の抜取り検査を行い、油質等の異常の有無を調べたか。 8 内部油のこし器、フィルタ等を清掃したか。きりこ等が混入していないか確認したか。 9 グリスカップに充填したか。グリス強圧注油装置に異常はないか。															
3 作動油等	1 作動油の抜取り検査を行い、油質等の異常の有無を調べたか。 2 ドレン抜き、空気抜き等のバルブに異常はないか。油密はよいか。															
4 伝導装置等	1 伝導ワイヤに素線切れ等損傷はないか。過度の緩みはないか。 2 伝導ベルト等の張り具合はよいか。継目等に損傷はないか。 3 伝導装置の各部に異常はないか。シーブ、ジョイント部の注油はよいか。															
5 ワイヤ、フック等	1 ワイヤ、フック等に異常はないか。（「2－1－12 船具・索具取扱作業」参照） 2 シーブ等に異常はないか。注油を行ったか。															
6 電機装置等	1 安全装置、防護装置に異常はないか。 2 絶縁抵抗を測定し、異常の有無を確認したか。 3 潤滑油系統等に異常はないか。 4 回転機起動装置等に異常はないか。整流子面、滑動境面を清掃したか。															
7 その他の装置等	1 装置の機能はよいか。 2 定数のあるものは、定数を確認したか。 3 定所にあるべきものは、指定位置に置かれているか。付近は整頓されているか。															
法定月例自主検査																
<table><tr><td>クレーン</td><td>(クレーン則35条)</td><td>電機機械器具の囲い及び絶縁覆い</td></tr><tr><td>移動式クレーン</td><td>(クレーン則77条)</td><td>(安衛則353条)</td></tr><tr><td>車両系建設機械</td><td>(安衛則168条)</td><td>潜水器</td></tr><tr><td>巻上げ装置</td><td>(安衛則230条)</td><td>再圧室</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(高圧則45条)</td></tr></table>		クレーン	(クレーン則35条)	電機機械器具の囲い及び絶縁覆い	移動式クレーン	(クレーン則77条)	(安衛則353条)	車両系建設機械	(安衛則168条)	潜水器	巻上げ装置	(安衛則230条)	再圧室			(高圧則45条)
クレーン	(クレーン則35条)	電機機械器具の囲い及び絶縁覆い														
移動式クレーン	(クレーン則77条)	(安衛則353条)														
車両系建設機械	(安衛則168条)	潜水器														
巻上げ装置	(安衛則230条)	再圧室														
		(高圧則45条)														

項 目	事 項
1 船体・諸装置等	「3－1 作業船等の共通事項」による。
2 主機械等	次の事項のほか「3－1－3 主機械」及び「3－1－4 補助機械」による。 1 推力軸受の状態はよいか。異音・振動・発熱はないか。 2 減速装置に異常はないか。オイルの量に不足はないか。 3 前後進発停装置の状態はよいか。 4 可変ピッチ等の装置から海中への油漏れはないか。（目視確認） 5 被曳船との通信連絡装備はよいか。 6 被曳航物件の照射を必要とする場合、その準備はよいか。
3 曳航装置等	1 曳航フック等 (1) フックの曳索離脱防止金具の掛りはよいか。 (2) フックの曳索離脱操作装置の作動に異常はないか。 (3) フックは上下左右に追従して動くか。 (4) フックは変形および腐食はしていないか。 (5) テンションフック、テンションメータの作動はよいか。 2 曳索等 (1) 曳索の長さは適正か。曳索に損傷はないか。 (2) フック取付部は損傷していないか。擦れ止めはよいか。 (3) ボラード、フェアリーダ、トーイングビーム等通過部の索の擦れ止めはよいか。フェアリーダに損傷はないか。またローラーの回転状態はよいか。 3 曳索緊張緩衝（曳索に吊り下げ用の重錘、スィベル使用等）はよいか。 4 ストップ等用具類 (1) ストップに異常はないか。 (2) 曳索巻込みドラムの係止装置はよいか。 (3) 船首部固定フェンダに損傷はないか。
4 押航装置等	1 押船接触部の防護材等に亀裂等の異常はないか。 2 押航装置の整備、作動の状態はよいか。異音・振動等はないか。 3 結合用ワイヤロープ又は結合ピン等に損傷を生じていないか。 4 用具類に異常はないか。 5 押船からの移乗設備に損傷はないか。
5 環境対策	「3－1－1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。

項 目	事 項
1 船体・諸装置	次の事項のほか「3－1 作業船等の共通事項」による。 1 トリム調整タンクに漏れ・亀裂等の異常はないか。 2 甲板上ワイヤロープの踏切橋、接触防止装置はよいか。 3 係留用アンカー及びワイヤロープの係止装置に著しい腐食・損傷はないか。 4 安全通路の確保・掲示をしているか。
2 主機械等	「3－1－3 主機械」及び「3－1－4 補助機械」による。
3 クレーン設備	1 ジブ等 (1) ジブ又はブームに変形、亀裂等はないか。 (2) トップシーブ及びピン、ワイヤロープの外れ止め等に異常はないか。 (3) 固定ジブの場合、バックステーに異常はないか。 (4) バックステーがワイヤロープでクリップ止めの場合、クリップは正しく取付けられているか。 (5) ジブのバックストップ装置が曲がっていないか。 (6) 起伏するジブの場合、傾斜角度計は破損していないか。 (7) 点検用はしご、足場等に破損箇所はないか。 2 吊り具等 (1) ワイヤロープに、著しい型くずれ・腐食等の異常はないか。 (2) 吊りフックに変形、摩耗、亀裂等はないか。 (3) フックブロックのシーブ及びピン等に異常はないか。 (4) フックのワイヤ外れ止め装置が破損していないか。 (5) 荷重計の取付け及び性能に異常はないか。 (6) 過巻防止装置の機能はよいか。 3 ウィンチ (1) 各ボルトナットに緩みはないか。 (2) 歯車、軸及び軸受に異常はないか。 (3) 巻ドラムのクラッチ及びブレーキの機能はよいか。 (4) ドラムにワイヤロープが正しく巻かれているか。 (5) インターロック、油圧安全弁等安全装置に異常はないか。 (6) 油圧の調整は適当で、油圧モーターに異常はないか。
4 揚錨船の揚錨設備	「3－1－7 揚錨・係船装置 1 揚錨装置」による。
5 環境対策	「3－1－1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。

項 目	事 項
1 船体、諸装置等	次の事項のほか「3－1－6 操舵装置・航海用具」、「3－1－7 揚錨・係船装置」、「3－1－8 救命・消防・危険物積付設備」による。 1 甲板舷側の手すり及び船倉コーミングの手すりに腐食・損傷等の異常はないか。 2 クレーン旋回体の接触防止設備はよいか。 3 クレーンの旋回圏内立入禁止措置はよいか。 4 ガット船ハッチビーム・ボードの整理はよいか。 5 安全通路の確保・表示をしているか。
2 ガット船荷役設備	1 揚荷装置 (1) エンジン、動力伝達装置の運転、作動はよいか。異音、発熱はないか。 (2) 操縦装置、クラッチ、ブレーキの機能はよいか。 (3) 旋回フレーム及びキャブに異常はないか。 (4) ジブ及び支持機構、ジブのシーブに異常はないか。 (5) 吊りブロック、フック、吊りワイヤロープに損傷・腐食等を生じていないか。 (6) 各種安全装置の整備、作動に異常はないか。 2 デリック (1) 取付ピン、ピンメタル等に異常はないか。ブームのポスト取付部は確実か。 (2) ブーム起伏用及び吊りワイヤロープならびにブームガイに異常はないか。 (3) ウィンチの整備運転状態、クラッチ、ブレーキの機能に異常はないか。 (4) 歯車等の覆い等接触防止設備に異常はないか。
3 荷役用具	1 玉掛用具の種類、数量、整備の状態はよいか。著しい腐食・損傷はないか。 2 特殊用具は吊り荷に応じて適切で、良態のものを使用しているか。 3 倉内荷役作業用具に異常はないか。 4 荷くずれ等防止設備、用具及び同取付部の状態はよいか。
4 土（石）運船開閉装置	1 油圧式開閉装置 (1) 開閉チェーンとスライディング金物及び連結金物との取付部に異常はないか。 (2) スライディングレール及びローラーに異常はないか。 (3) シリンダ及びストッパ架台の取付部はよいか。 (4) 油圧装置取付架台及び補強用ガーダーに損傷を生じていないか。 (5) ストッパの安全ピン及びつめに異常はないか。ハンドルの作動はよいか。 (6) 油圧槽の圧力は適正か。油量、油質はよいか。 (7) 空気管、油圧管及び油圧コントロールバルブに異常はないか。 2 ジャッキ式開閉装置 (1) 扉開閉つめ車、歯車及び歯止めに異常はないか。 (2) 扉開閉チェーンとジャッキのスクリューと取付部に異常はないか。 3 全開閉装置 (1) 全開閉ヒンジ金具、ブッシュ及びピンに異常はないか。 (2) 開閉用原動機、油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダ、コントロールバルブ及びストッパバルブに異常はないか。 (3) 油圧管、ゴムホースに損傷を生じていないか。 (4) 全開閉装置の連結金具及びブラケットに異常はないか。
5 環境対策	「3－1－1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。

項 目	事 項
1 船体・諸装置等	次の事項のほか「3－1 作業船等の共通事項」による。 1 ラダーガントリ、スパッドシャー、デッキ及びメンテナンス用クレーン等の重要物の本体・取付部に異常はないか。 2 駆動部の接触防止カバーに異常はないか。 3 安全通路の確保・表示をしているか。
2 主機械等	次の事項のほか「3－1－3 主機械」及び「3－1－4 補助機械」による。 1 陸電受電式ポンプ船の場合、高圧回路は安全か。
3 浚渫機械関係	1 ラダー (1) ラダー本体、ラダーガントリに亀裂、変形、著しい腐食等はないか。取付ピンの摩耗はないか。 (2) ラダーガントリ頂部シーブ、ラダー吊りブロック、バーチェーン、ワイヤロープに異常はないか。 (3) 各シーブ、回転部の給油の状態はよいか。 (4) サクションヘッドに著しい摩耗はないか。 (5) トラニオン軸受部に異常はないか。 (6) ラダーガントリ昇降用はしご及びラダーの通路、足場等に損傷はないか。 2 カッター装置 (1) ギヤカバーに損傷はないか。 (2) カッター減速機の油ポンプ、歯車に異常はないか。 (3) カッター軸の中間及び先端軸受等各軸受に異常はないか。同部の注油は毎日行っているか。 (4) カッター軸の接手のボルトナットにゆるみはないか。 (5) 先端の特殊カップリング、カッターヘッドのバックリングに異常はないか。 (6) カッターナイフ又はチップの損傷、脱落はないか。 3 吸入吐出管 (1) 吸入及び吐出管の取付部、接続ボルトナットにゆるみ、脱落はないか。管の肉厚はよいか。 (2) ゴムスリーブに異常はないか。 (3) 船尾のスイベルジョイントに異常はないか。 (4) 逆止弁、石取り管等に異常はないか。 4 スパッド装置 (1) スパッド、同シャーに変形、亀裂等の損傷はないか。 (2) スパッドキーバ取付部に異常はないか。 (3) スパッド吊りワイヤロープに錆、素線の切断、つぶれ等はないか。 (4) スパッドリフトブロックに異常はないか。 (5) 各シーブの溝部の摩耗、ピンブッシュにゆるみはないか。注油は作業中毎日行っているか。 (6) シャー昇降用はしご、踊り場の手すりに損傷はないか。

項 目	事 項
3 浚渫機械 関係 (つづき)	5 ウィンチ類 次の事項のほか「3-3 クレーン船・揚錨船」による。 (1) 修理等の場合、運転室及び機側の両インターロックを確認したか。 (2) ラダーウィンチ、スイング及びスパッドウィンチの減速機に異常はないか。 (3) ブレーキ・クラッチホイール、ライニングの摩耗、損傷はないか。ブレーキ・クラッチの作動はよいか。 6 操縦装置 (1) 各操作弁の作動はよいか。 (2) 管及び弁等に異常はないか。 (3) 圧力計、真空計、記録計等に異常はないか。 (4) 深度計及び深度指示装置に異常はないか。 7 浚渫ポンプ (1) 浚渫ポンプの運転状態に異常はないか。 (2) 異音、振動及び揚水量の減少等、異常がある場合、次のことを確認したか。 ① インペラの変形、亀裂 ② インペラ軸、軸取付部、軸受メタル等の異常の有無 ③ ポンプ又は吸入口の障害物の有無 (3) インペラ軸のグランドスタフィングボックスに異常はないか。 (4) インペラ軸接手のボルトナットにゆるみはないか。 (5) ラジアル・スラスト軸受に異常はないか。 (6) 主ポンプ台板の内外面に腐食等異常はないか。 (7) 潤滑油ポンプの圧力に異常はないか。 (8) 封水ポンプの圧力に異常はないか。
4 環境対策	「3-1-1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。

項 目	事 項
1 船体・諸装置等	「3－1 作業船等の共通事項」による。 1 安全通路の確保・表示をしているか。 2 クレーンの旋回圏内立入禁止措置はよいか。
2 主機械等	「3－1－3 主機械」及び「3－1－4 補助機械」による。
3 浚渫機械	1 ブーム (1) ブームに変形・亀裂等の損傷はないか。 (2) ブーム先端シーブのベアリング等に異常はないか。 (3) ブーム昇降用はしご、踊り場及び先端シーブのワイヤロープの外れ止め金具に損傷はないか。 (4) ブームの旋回フレーム取付部に異常はないか。 (5) ブームの傾斜角度計に異常はないか。 2 グラブの巻上げ開閉装置 (1) 減速装置に異常はないか。 (2) 各歯車に偏摩耗、ピッチング等はないか。 (3) 主軸の軸受に異常はないか。 (4) ギヤカバー、回転部等の安全設備は確実か。 (5) ワイヤはドラムに正しく取付けられ、運転中は乱巻きされていないか。 (6) ワイヤに損傷はないか。 (7) ブレーキ、クラッチの作動に異常はないか。 (8) 巻上げ、巻下げのリミットスイッチ、過負荷防止装置等安全装置の作動はよいか。 3 旋回装置 (1) 旋回フレームに変形、亀裂等はないか。 (2) ローラーパス、旋回ローラー等に偏摩耗、破損、油切れ等はないか。 (3) 旋回ギヤ装置に異常はないか。 (4) 旋回縦軸の振れはないか。 (5) 旋回大歯車と縦軸小歯車とのかみ合いに異常はないか。 (6) ブレーキ及びクラッチの機能はよいか。 (7) 旋回装置のリミットスイッチ等の安全装置の作動に異常はないか。 4 ブーム起伏装置 (1) 減速装置に異常はないか。 (2) 主軸の軸受に異常はないか。 (3) ブレーキ及びクラッチの機能はよいか。 (4) ワイヤはドラムに正しく取付けられ、運転中は乱巻きされていないか。 (5) ワイヤに損傷はないか。 (6) ブーム起伏用リミットスイッチの作動はよいか。 5 グラブバケット (1) グラブの本体に変形、亀裂等はないか。 (2) ロッド等の取付ピン回りに異常はないか。 (3) シーブのベアリング及びロープ溝に異常はないか。 (4) つめの脱落はないか。 (5) ワイヤの取付部に異常はないか。
4 環境対策	「3－1－1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。

項 目	事 項
1 船体・諸装置等	次の事項のほか月例点検以外の「3－1 作業船等の共通事項」による。 1 クレーンの巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ等の作動はよいか。 2 バラストタンクの調整、操船用設備の状態はよいか。 3 安全通路の確保・表示をしているか。
2 主機械等	「3－1－3 主機械」及び「3－1－4 補助機械」による。
3 砂杭打機・機器	1 リーダーに損傷、変形はないか。 2 ケーシングに損傷、変形、腐食、摩耗はないか。 3 巻上げ用滑車の軸、軸受の損傷、シーブの摩耗はないか。 4 ホッパーの変形、腐食、ゲートの摩耗、作動状態は点検したか。 5 打設機（バイブロハンマー）について次の事項を点検したか。 (1) 緩衝スプリングの損傷、摩耗、変形 (2) Vベルトの張り、劣化の状況 (3) 締付ボルトのゆるみ、欠落 (4) キャブタイヤコードや結線の異常の有無 (5) 操作盤の状況（作業状態、アースの設置等） 6 圧気装置について次の事項をチェックしたか。 (1) ホース類の損傷、劣化、漏れ、取付けや継手の状況 (2) 冷却水の温度や安全弁の作動 7 計測機器のセンサーや標示機器の取付け、形状、作動等に異常はないか。 8 砂積込みについて次の事項を点検したか。 (1) 船体四隅の乾舷バランス (2) バケット旋回範囲内の立入禁止措置 (3) こぼれた砂の清掃 (4) 砂供給ベルトコンベアの安全装置（緊急停止スイッチ等）
4 処理機（深層混合処理）	1 タワー、メインリーダー、サブリーダーに損傷、腐食はないか。 2 昇降装置について次の事項を点検したか。 (1) 吊環、滑車の取付部やガイドの保持の状態 (2) 軸、軸受、ワイヤの損傷・摩耗の有無 (3) 取付ボルト類のゆるみ、脱落の有無 (4) ブレーキ、クラッチの機能 3 攪拌装置について次の事項を確認したか。 (1) 異常音、異常振動の有無 (2) 攪拌翼の取付け状態 (3) 攪拌翼の損傷、変形、腐食、摩耗の有無 (4) 攪拌軸、軸受の摩耗、当り (5) 掘削ビットの摩耗、欠損状態 4 固化剤供給装置に異常音、異常振動はないか。 5 計測機能のセンサーや標示機器の取付け、形状、作動時に異常はないか。

項 目	事 項
4 処理機 （深層混合 処理） （つづき）	6 プラントについて次の事項を点検したか。 (1) ミキサーのボルトのゆるみ、グリスカップ、ニップルの破損、シリンダのオイル洩れ、羽根ボルトのゆるみの有無 (2) グラウトポンプの異常音、配管系統部、ジョイントの異常の有無 (3) サイロゲートのゴムの摩耗状態、作動状況 (4) 各材料の計量器の作動状況 7 セメントの受入れについて次の事項を点検したか。 (1) 作業区域内の立入禁止措置 (2) 船体四隅の乾舷バランス (3) セメント受入れホースの固定 (4) 輸送ラインのエア洩れ、各切替弁の作動 (5) セメント漏れ、パイプ及びセメント用フィルタ開閉の有無
5 環境対策	「3－1－1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。
6 付属船	1 骨材運搬船 「3－4 ガット船・底開式土（石）運船」による。 2 セメント運搬船 (1) 着船後確実に係留されているか。 (2) 圧送配管の継手の接続はよいか。継手パッキンのすり減りはないか。 (3) セメントサイロの排気部から、セメントが飛散していないか。

項 目	事 項
1 船体・諸装置等	次の事項のほか「3－1 作業船等の共通事項」による。 1 船体のバラストタンクの調整はよいか。 2 リーダー上の墜落・転落防止設備はよいか。 3 安全通路の確保・表示をしているか。
2 主機械等	次の事項のほか「3－1－3 主機械」及び「3－1－4 補助機械」による。 1 杭吊り込み、建込み用ウィンチの各部の状態及び作動はよいか。 2 稼働中のクレーンの旋回圏内立入禁止措置はよいか。
3 杭打機	1 機体（アタッチメントを含む）に著しい変形、腐食及び亀裂はないか。 2 油圧装置に異常はないか。 3 タラップに破損箇所はないか。 4 踊り場の手すり等に破損箇所はないか。また、油等がこぼれていないか。 5 ギヤシャフト、カップリング等にカバーが確実に取付けられているか。 6 滑車、フック、ブロック等のシーブ及び軸受に異常はないか。 7 ワイヤロープはドラムに正しく取付けられ、運転中は乱巻きされていないか。 8 各ブレーキ及びクラッチの機能はよいか。 9 玉掛用具類は吊り荷重に適したものを準備しているか。 10 高所の作業で墜落制止用器具の取付箇所はよいか。 11 旋回範囲やワイヤロープの内側に人がいないか。また立入禁止措置をしているか。 12 バイブロハンマー (1) キャブタイヤケーブルに異常はないか。 (2) 油圧ホースの異常、継手部の油漏れはないか。 (3) チャックのかみ合い状況はよいか。 (4) 操作盤の作動に異常はないか。 13 油圧ハンマー (1) 油圧ホースに異常はないか。 (2) パイルキャップの吊り下げ、取付けはよいか。 (3) ガイディングクランプに異常摩耗はないか。
4 環境対策	「3－1－1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。

項 目	事 項														
1 掘削準備 (組立・据付試運転)	1 掘削機の組立・据付けに必要な複数のクレーン及び玉掛用具に異常はないか。 2 パワーユニット、コントロールユニット及びドリルユニット間の油圧配管の接続はよいか。 3 パワーユニットモータの電力ケーブルの接続の状態はよいか。 4 中間スイベル、ロータリ装置部、ドリルパイプ、スタビライザ、ドリルカラー、カッタヘッド等の結合部の緊結はよいか。 5 ずり排出ホースの接続、排砂管、ずりピン、給水ポンプ等の準備はよいか。 6 浸水比により、サクションポンプ又はエアリフトのいずれによるかを検討しているか。 7 エアリフトによる場合のポータブルコンプレッサの容量は十分か。 8 掘削機、サクションポンプ、コンプレッサ等は、それぞれ単独試運転を行って異常の有無を確認したか。 9 ボーリング地点の地質の概要について、運転者に対し教育を行ったか。 10 作業台上の掘削機据付けレベルに異常はないか。														
2 掘削機の 運転	1 掘削初期は低回転、低スラストで慎重に運転を開始し、ビット回転計（タコメータ）、スラストメータ、トルクメータ等を監視し、徐々に回転数、スラストを調整しながら正常運転に入っているか。 2 運転中の振動・異常音について常に注意しているか。 3 浸水比に応じて、サクションポンプからエアリフトに適切に切換えられたか。また、ずり排出状態について常に注意しているか。 4 異常振動、異常音を発生したときの措置について、予め運転者に指示を与えているか。 5 掘進は孔曲りを起していないか。掘進精度のチェックは行われているか。 6 配管接続部の点検、油漏れ等がないか、常にチェックしているか。														
3 掘削後の 確認	1 掘削深度並びに精度の確認を行ったか。 2 ドリルストリングス（ビット、スタビライザ、ドリルカラー、ドリルパイプ等の総称）取外し作業の手順及び安全性は徹底されているか。 3 ドリルストリングス解体後の開口部に対する墜落、落下防止柵等の設置はよいか。														
4 定期点検	次項による毎日及び月例点検を実施し異常の有無を確認しているか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">毎 日 点 検</th><th style="text-align: center;">月 例 点 検</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 動力盤内の漏電リレー、漏電・感電防止用遮断機</td><td>(1) 外部のボルトナットのゆるみ・脱落</td></tr> <tr> <td>(2) パワーユニット内の作動油のフィルタ</td><td>(2) 作動油の抜取り検査（粘度、汚れ等）</td></tr> <tr> <td>(3) 作動油タンクの油量計</td><td>(3) ギヤケースの油の抜取り検査 (粘度、汚れ等)</td></tr> <tr> <td>(4) ドリルユニットギヤケースのギヤオイル (量、汚れ等)</td><td>(4) パワーユニットVベルト張りの調整</td></tr> <tr> <td>(5) 油圧配管、ギヤケース等の油漏れ</td><td>(5) 電機関係絶縁抵抗値の測定</td></tr> <tr> <td>(6) スイベル、ロータリ回転部のグリース</td><td>(6) 各部分の清掃、手入れ</td></tr> </tbody> </table>	毎 日 点 検	月 例 点 検	(1) 動力盤内の漏電リレー、漏電・感電防止用遮断機	(1) 外部のボルトナットのゆるみ・脱落	(2) パワーユニット内の作動油のフィルタ	(2) 作動油の抜取り検査（粘度、汚れ等）	(3) 作動油タンクの油量計	(3) ギヤケースの油の抜取り検査 (粘度、汚れ等)	(4) ドリルユニットギヤケースのギヤオイル (量、汚れ等)	(4) パワーユニットVベルト張りの調整	(5) 油圧配管、ギヤケース等の油漏れ	(5) 電機関係絶縁抵抗値の測定	(6) スイベル、ロータリ回転部のグリース	(6) 各部分の清掃、手入れ
毎 日 点 検	月 例 点 検														
(1) 動力盤内の漏電リレー、漏電・感電防止用遮断機	(1) 外部のボルトナットのゆるみ・脱落														
(2) パワーユニット内の作動油のフィルタ	(2) 作動油の抜取り検査（粘度、汚れ等）														
(3) 作動油タンクの油量計	(3) ギヤケースの油の抜取り検査 (粘度、汚れ等)														
(4) ドリルユニットギヤケースのギヤオイル (量、汚れ等)	(4) パワーユニットVベルト張りの調整														
(5) 油圧配管、ギヤケース等の油漏れ	(5) 電機関係絶縁抵抗値の測定														
(6) スイベル、ロータリ回転部のグリース	(6) 各部分の清掃、手入れ														
5 環境対策	「3－1－1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。														

項 目	事 項
1 本体現状の確認	1 計画・届出等の事項に対し、変更はないか。 2 指示された制限事項等は守られているか。 3 脚部は沈下、洗掘等を起していないか。(潜水土等で確認したか) 4 強風、高波等を受けたあと、傾斜等を確認したか。 5 脚部の中(床板の下)に交通船等が流されて入るおそれはないか。 6 人員移乗用昇降設備に異常はないか。交通船に適合しているか。通路は安全か。 7 構造部、溶接部等に変形、脱落、腐食はないか。 8 床板に変形、腐食はないか。滑りやすいか。 9 搭載の機械、材料等は、本体の支持力、安定等に異常を与えていないか。 10 居住施設がある場合、その管理は適切に行われているか。
2 付属品、装備品等	1 階段・はしご、タラップ等に異常はないか。錆・著しい損傷はないか。 2 ビット、ボラード、係船リング等の状態に異常はないか。 3 接舷設備、昇降設備は潮流及び風向の変化に伴う接舷位置の変更が可能のように2箇所以上設けてあるか。 4 防舷物等に異常はないか。正常に機能しているか。 5 搭載したクレーン等相互に接触の危険はないか。 6 装置、装備品等 (1) 標識灯、サーチライト、作業灯等に異常はないか。 (2) 霧中信号、スピーカー、レーダーレフレクタ等の機能はよいか。 (3) 無線電話等外部との通信連絡装置に異常はないか。 (4) 救命設備、消防機材は所定の場所に置かれ、常に使用できる状態にあるか。 (5) 物品を海中に落した場合、直ちにその位置に投入する位置浮標は準備されているか。
3 安全設備	1 移動床、足場等は堅固か。すき間や片持ちの箇所はないか。 2 作業用通路は確保されているか。 3 車止め、転落防止用手すり等に錆・著しい損傷はないか。 4 作業の性質上、手すり設置が困難な場合は、防網及び親網が設置されているか。 5 交通船からの移乗通路の踏栈、すべり止め、身体防護材等はよいか。 6 旋回、クレーン等の旋回部の立入禁止柵等はよいか。 7 高さ2.0m以上の作業床の床板の幅及びすき間は適正か。
4 環境対策	「3-1-1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。

項 目	事 項
1 本体現状の確認	1 船体、諸設備等は次の事項のほか「3－1 作業船等の共通事項」による。 (1) 船内は整理され、倉庫等に不明重量（計画外重量等）となる物件が収納されていないか。 (2) ウィンチ錨鎖、錨等の係留設備に異常はないか。 (3) 船安法の定期検査を受けたか。水密部に異常はないか。 (4) 作業機械等の固定装置は確実に、損傷等していないか。 2 電機設備等は次の他「3－1 作業船等の共通事項」による。 (1) 他に電気を供給する場合、電業法を遵守しているか。 (2) プレロード用バラスト水タンクの注排水、移水管系に漏水等の異常はないか。 3 その他の装置等は次のほか「3－9－1 海上足場」による。 (1) 軽質油等の保管状況はよいか。ドラム缶が移動・転倒しないよう固縛等の処置はされているか。 (2) 救助船、救命ゴンドラ、ヘリコプター発着設備等に異常はないか。 (3) 交通船の横付け設備、昇降設備は安全か。 (4) 非常用食料、飲用水、燃料等の備蓄保有量は適当か。 (5) はしご等の損傷はないか。
2 昇降保持装置	1 コントロールパネル内の計器類の作動に異常はないか。 2 遠隔操縦装置、コンプレッサ、油圧発生装置、管路等に異常はないか。 3 昇降用ジャッキ等は正常に作動するか。 4 上昇保持装置は確実か。油、雨水等によって滑ることはないか。 5 作動油の抜き取り検査を行っているか。油質に異常はないか。（月例）
3 プラットホーム上昇後の安全	1 傾斜を測定しているか。また、レグの海底面の安定確認をしているか。 2 海面が荒い場合、レグとレグの間（プラットフォームの下）に交通船、作業船が入らないか。必要な場合は適当な高さに防護ワイヤ等を展張したか。 3 人員昇降設備に異常はないか。スライディングフェンダ等に損傷はないか。 4 重量管理は適切に行われているか。 5 発電機、原動機の冷却水関係はよいか。水量の確認をしたか。 6 消防用水中ポンプに異常はないか。また予備ポンプはあるか。 7 長期上昇の場合、レグの固着（引抜き困難）防止対策を講じているか。
4 安全設備 自救設備等	1 標識灯、甲板灯、霧中信号等に異常はないか。 2 救命設備、消防機材は所定の場所に置かれ、常に使用できる状態にあるか。表示はされているか。 3 担架、救急医薬品等は備え付けられ、内容は補充されているか。表示はされているか。 4 船舶電話、無線機等の通信装置に異常はないか。
5 環境対策	「3－1－1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。

項 目	事 項
1 潜水土船	次の事項のほか「3－1 作業船等の共通事項」による。 1 船体各部、操舵装置、揚錨設備、係留索等に異常はないか。 2 潜水作業昇降用はしご及び同取り付け部は損傷していないか。 3 機関諸装置はよいか。クラッチは完全に切れ、ハンドルのロックはよいか。 4 燃料、潤滑油の確認をしたか。 5 形象物、灯火装置（海衝法27条）、A旗信号板、航海用具等に異常はないか。 6 クレーン、ウィンチ等について、次の箇所に損傷及び異常はないか。 (1) 過巻防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置 (2) ブレーキ及びクラッチ (3) ワイヤロープ、吊りチェーン、フック、ブロック、玉掛用具
2 送気設備	1 コンプレッサの原動機、駆動用Vベルトに異常はないか。 2 コンプレッサに異常はないか。フィルタ、冷却水はよいか。有害排気ガスを吸入していないか。 3 空気清浄装置、流量計に異常はないか。 4 送気調節用空気槽及び予備空気槽に異常はないか。連結送気管に異常はないか。 5 エアホースの漏洩の有無及びひび割れ等の損傷はないか。 6 ボンベ式の場合の2段以上の減圧方式による圧力調整器を取り付けているか。弁からの漏れはないか。（高圧則30条）
3 送気式潜水器	1 ヘルメット（潜水カブト）は、潜水器構造規格（昭和47労働省告示148号）に適合したもので、本体に著しい打痕、変形等がなく、排気弁（キリップ）、逆止弁（吸気弁）等の機能の完全なものを使用しているか。 2 潜水服は、切傷、劣化等がなく、気密テストによる漏れの無いものを使用しているか。 3 さがり綱は、水深に応じた長さがあり、かつ丈夫で滑りにくい材質のものを使用しているか。また、水深表示の標識を取付け、海中先端には、錘をつけて、他端は、船のはしごに結んでいるか。
4 自給気式潜水器	1 マスクは、排気弁、逆止弁等の機能の完全なもの、目、鼻、口を覆うものを使用しているか。 2 ドライスーツは、破損のないものを使用し、水圧によりスクイーズ（しめつけ障害）が起らないようにしているか。 3 空気ボンベは、深度、潜水時間、作業に応じて、適正な容量ボンベの必要数を準備しているか。 4 圧力調整器（レギュレータ）は、1MPa以上のボンベから給気をする場合、2段以上の減圧方式を使用しているか。（高圧則30条）
5 携帯物件	1 送気式潜水（高圧則37条） 潜水作業者は、信号索、水深計、水中時計（潜水作業者と連絡員とが相互通話装置があるときは不要）、鋭利な刃物を携行したか。また、異常はないか。 2 自給気式潜水（高圧則37条） 潜水作業者は、水深計、水中時計、鋭利な刃物を携行し、作業用救命衣（又は浮力調整具）を着用したか。また、異常はないか。
6 再圧室	「2－1－14 潜水作業」による。

項 目	事 項	
7 定期点検	潜水設備の定期点検（高圧則34条）	
	再圧室の月例点検（高圧則45条）	
	1 空気圧縮機からの送気による潜水 (1) 空気圧縮機 1週ごと1回以上 (2) 空気清浄装置、水深計 1月ごと1回以上 (3) 水中時計 3月ごと1回以上 (4) 流量計 1月ごと1回以上 (5) 圧力調整器・潜水器 ・送気管・さがり綱 潜水前 2 ポンベからの給気による潜水 (1) 水深計、水中時計は前項に同じ。 (2) ポンベ 6月ごと1回以上 (3) 圧力調整器・潜水器 ・送気管・さがり綱 潜水前	1 送気設備及び排気設備の作動状況 2 通話装置及び警報装置の作動状況 3 電路の漏電の有無 4 電機機械器具及び配線の損傷その他の異常の有無 （注） いずれも点検結果の概要を記録し、3年間保存する。

1 交通船	1 船体、機関等は次の事項のほか「3-1 作業船等の共通事項」による。 (1) 通路の手すり及び人員昇降口の握り用支柱は強固に固定されているか。 (2) 喫煙場所を指定し、吸い殻入れが備え付けられているか。消火器等はあるか。 2 定員の表示と遵守 (1) 各室、甲板等にそれぞれ定員が表示されているか。 (2) 総定員が表示され、定員は厳守されているか。 (3) 乗船心得、救命胴衣等の着用要領は掲示されているか。
2 警戒船	1 船体、機関等は次の事項のほか「3-1 作業船等の共通事項」による。 (1) 指示された警戒船の標識（標識旗、吹流し等）は掲揚されているか。 (2) 連絡設備、監視機材、注意喚起機材、表示機材等は整備されているか。 2 荒天、霧中航行能力等の維持 (1) レーダーに異常はないか。探照灯の機能に異常はないか。 (2) 霧中信号、拡声器、サイレン等に異常はないか。 (3) 移動物の固縛等常時荒天航行に備えているか。 3 事故処理作業船としての準備 (1) オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除資機材及び配置場所は把握しているか。掲示されているか。 (2) 溺者の救助に備え、舷外吊り下げ式の特殊担架等が備え付けられているか。 (3) 担架、救急医薬品等適当な数量が良態に維持されているか。 (4) 海難船舶の曳航等の応急措置ができるように整備されているか。
3 船舶防護施設、灯浮標等	1 係留状態及び係留位置に異常はないか。 2 灯浮標、浮体部に変形、損傷はないか。水面マークに変化はないか。 3 灯火、電源等に異常はないか。
4 排出油防除資材	1 オイルフェンスの本体、特に接続部に異常はないか。 2 オイルフェンスは定所に所要数が保管され、その管理は適切か。 3 アンカー、係留索等を良好に整備しているか。 4 油処理剤・油ゲル化剤等の有効期間を確認したか。その保管は適切か。 5 油処理剤の使用は海上保安部署等と連絡しているか。また、使用時の保護具（眼鏡、マスク等）を準備しているか。 6 油吸着材の保管は適切か。 7 その他必要な資機材を保管しているか。 8 排出油防除資材は、すぐにとりだせるように保管しているか。

項 目	事 項
1 船体・諸装置等	次の事項のほか「3-1 作業船等の共通事項」による。 1 トリム調整装置に異常はないか。 2 甲板上ワイヤロープの踏切橋、接触防護装置はよいか。 3 係留用アンカー及びワイヤロープの係止装置の状態はよいか。 4 安全通路の確保・表示をしているか。
2 主機械等	「3-1 作業船等の共通事項」による。
3 骨材積込用クレーン	「3-3 クレーン船・揚錨船」及び「3-4 ガット船・底開式土（石）運船」による。
4 ミキシングプラント関係	1 材料貯蔵設備 (1) ターンヘッドシュート等回転部の給油はよいか。 (2) 駆動部の異音、発熱はないか。停止位置はよいか。 (3) 各レベル計の検知状態はよいか。 (4) 貯蔵槽の壁、柱、脚等各部の損傷、摩耗はないか。 (5) 付着、飛散、漏れ等はないか。 (6) SDSの掲示はよいか。 (7) 化学物質のリスクアセスメントはなされているか。掲示されているか。 2 材料供給設備 (1) ベルトコンベアーのベルトの損傷、蛇行はないか。 (2) バケットエレベータのチェーンの緩みはないか。 (3) ベルトコンベアー、バケットエレベータ、ロータリーフィーダ等の駆動部の給油はよいか。異音、発熱等の異常はないか。 (4) 各部ボルト類の緩み、脱落はないか。 (5) 清掃はよいか。 (6) 安全カバーに異常はないか。 3 計量装置 (1) 棹桿（さおばかり）、接続部及びロードセル、吊り金具の装着状態に異常はないか。 (2) オイルダンパーの油量及び作動はよいか。 (3) ゲート、バルブ、エアシリンダ等の作動に異音・振動等の異常はないか。 4 ミキサー、アジテーター (1) ドラム内・外の清掃（生コンの付着）はよいか。 (2) 駆動部の潤滑油の確認と給油はよいか。 (3) 攪拌羽根と内張材の摩耗の状態はどうか。 (4) 運転時に異音はないか。 5 コンクリートポンプ (1) ホッパー及び配管内・外の清掃はよいか。 (2) 駆動部の潤滑油の確認と給油はよいか。 (3) 各部からの油漏れはないか。 (4) 各部のボルトの緩み、脱落はないか。 (5) 運転時に異音はないか。

項 目	事 項
4 ミキシン グプラント 関係 (つづき)	6 配管用ブーム (1) ブームの取付部、ウィンチのブレーキ、ワイヤロープ、シーブ等に異常はないか。 (2) ベルトコンベアーの支持台、駆動装置、ベルト、ローラー安全カバー等に異常はないか。 (3) ディストリビュータ配管の漏れ、作動に異常はないか。 (4) 昇降階段、手すりに損傷はないか。 (5) 配管の継手の接続はよいか。配管の損傷、摩耗はないか。 7 クーリング設備 (1) 冷水・製氷・貯氷及び搬送装置の作動に異常はないか。 (2) 駆動部の潤滑油の確認と給油はよいか。 8 汚水処理設備 骨材回収・濁水処理・脱水・pHコントロール等の各装置の作動に異常はないか。 9 集中制御装置 (1) 各設備の連係作動及び諸計器に異常はないか。 (2) 警報装置、安全装置等の作動はよいか。 10 通信設備 各部署への連絡通信設備に異常はないか。
5 環境対策	「3-1-1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。
6 付属船	1 骨材運搬船 「3-4 ガット船・底開式土（石）運船」による。 2 セメント運搬船 (1) 着船後確実に係留されているか。 (2) 圧送配管の継手の接続はよいか。 (3) 継手パッキンのすり減りはないか。 (4) セメントサイロの排気部から、セメントが飛散していないか。 3 化学物質の取り扱い (1) SDSの掲示はされているか。 (2) 化学物質のリスクアセスメントはされているか。掲示はされているか。

項 目	事 項
1 船体・諸装置等	次の事項のほか「3-1 作業船等の共通事項」による。 1 トリム調整装置に異常はないか。 2 甲板上ワイヤロープの踏切橋、接触防護装置はよいか。 3 係留用アンカー及びワイヤロープの係止装置の状態はよいか。 4 安全通路の確保・表示をしているか。
2 主機械等	「3-1 作業船等の共通事項」による。
3 揚土装置等	1 パワーショベル方式 (1) 掘削機 ① エンジン、動力伝達装置の運転、作動はよいか。異音、発熱はないか。 ② 操縦装置に異常はないか。 ③ ブーム・アームに異常はないか。 ④ 油圧機器に異常はないか。 ⑤ 各油圧シリンダ、油圧ホースに油漏れはないか。(油圧ホースに油漏れの養生がされていることが望ましい) ⑥ 燃料油等の漏れはないか。 ⑦ エアークリーナー等の清掃はよいか。 ⑧ 取付ピン、ピンメタル等に異常はないか。 ⑨ バケットに損傷はないか。 (2) パワーショベル用ガントリー ① 走行駆動輪等に摩耗・損傷はないか。 ② 動力伝達装置に異常はないか。 ③ 油圧の調整、油圧モーターに異常はないか。 ④ 衝突防止装置の作動に異常はないか。 ⑤ ガントリーフレームに損傷・ボルトの緩みはないか。 ⑥ 昇降階段、手すりに腐食・損傷等はないか。 (3) ホッパーカー（ガントリーに連結） ① 走行駆動輪等に摩耗・損傷はないか。 ② ケーブルリールに異常はないか。 ③ フレーム等に損傷・ボルトの緩みはないか。 ④ 昇降階段、手すりに損傷はないか。 ⑤ エブロンフィーダーの動力伝達装置に異常はないか。 ⑥ エブロンフィーダーの土砂吐出口に異常はないか。 2 アンローダー方式 (1) 掘削機 ① バケットリンク装置に異常はないか。 ② 動力伝達装置の運転、作動はよいか。異音、発熱はないか。 ③ 油圧装置及び油圧ホース等に油漏れはないか。 ④ 本体カバー等に異常はないか。 ⑤ 各回転部の給油はよいか。 ⑥ バケットチップの損傷、脱落はないか。

項 目	事 項
3 揚土装置等（つづき）	(3) ブーム ① フレームに損傷はないか。 ② 操縦装置に異常はないか。 ③ 旋回装置に異音・振動等の異常はないか。 ④ 起伏装置に異音・振動等の異常はないか。油圧の調整、油圧モーターに異常はないか。 ⑤ 油圧装置及び油圧ホース等に油漏れはないか。（油圧ホースに油漏れの養生がされていることが望ましい） ⑥ 取付ピン、ピンメタル等に異常はないか。 ⑦ 昇降階段、手すりに腐食・損傷等はないか。 (2) ブーム内コンベアー ① フレーム、架台等に損傷はないか。 ② ベルトの損傷、蛇行はないか。 ③ プーリー、ローラー等に異常はないか。 ④ ベルトの緊張装置に異常はないか。 ⑤ 異音、振動変化はないか。 ⑥ 各保護装置の作動に異常はないか。 ⑦ 各回転部の給油はよいか。 ⑧ 安全カバーに異常はないか。 ⑨ 昇降階段、手すりに損傷はないか。 ⑩ シュート部に異常はないか。 (3) ガントリー ① 走行駆動輪等に摩耗・損傷はないか。 ② 動力伝達装置に異常はないか。 ③ 油圧の調整、油圧モーターに異常はないか。 ④ ガントリーフレームに損傷・ボルトの緩みはないか。 ⑤ 昇降階段、手すりに損傷はないか。
4 土砂搬出・圧送装置等	1 スプレッダー方式 (1) コンベアー ① フレーム、補強材、架台に損傷、ボルトの緩みはないか。 ② ベルトの損傷、蛇行はないか。 ③ プーリー、ローラー等に異常はないか。 ④ ベルトの緊張装置に異常はないか。 ⑤ 異音、振動変化はないか。 ⑥ 各保護装置に異常はないか。 ⑦ 各回転部の給油はよいか。 ⑧ 安全カバーに異常はないか。 ⑨ 昇降階段、手すりに損傷はないか。 ⑩ シュート部に損傷はないか。 ⑪ 計量装置に異常はないか。 (2) スプレッダータワー ① フレーム、補強材等に変形、亀裂等の損傷はないか。 ② ベルコンブーム昇降用の各シーブに異常はないか。 ③ 昇降階段、手すりに損傷はないか。

項 目	事 項
4 土砂搬出・ 圧送装置等 (つづき)	(3) 旋回装置 ① 旋回ローラーに偏摩耗、破損、油切れはないか。 ② 縦軸に振れはないか。 ③ 油圧の調整、油圧モーターに異常はないか。 ④ 旋回角度検出装置に異常はないか。 ⑤ リミットスイッチ等の安全装置の作動に異常はないか。 (4) 起伏装置 ① ウィンチのブレーキの作動はよいか。 ② ワイヤの損傷はないか。 ③ ワイヤはドラムに乱巻きされていないか。 ④ シーブ等に異常はないか。 ⑤ 各回転部、ワイヤの給油はよいか。 ⑥ リミットスイッチ等の安全装置の作動に異常はないか。 (5) 集中制御装置 ① 各設備の連係作動及び諸計器の異常はないか。 ② 警報装置、安全装置等の作動はよいか。 (6) 通信設備 ① 各部署への連絡通信に異常はないか。 2 圧送方式 (1) 送泥管路に異常はないか。 屈曲状況、連結状況（ゴムスリーブの状況等）、フロータの状況、管路の標識等 (2) 管路切替バルブの開閉は適切に行われているか。 (3) 送出側と吐出側との連絡体制は十分か。 (4) 吐出口付近の作業員を退避させているか。 (5) 異物除去装置の機能は十分か。 (6) 送泥圧力は、搬送距離に対して適切か。
5 環境対策	「3-1-1 作業船一般管理」により環境対策を講じているか。

編集委員名簿

(交通専門部会)

堀口 祐信 (大成建設)
根木島 岳人 (寄神建設)
段林 朋美 (五洋建設)
竹田 慎二 (フジタ)
深澤 貴光 (みらい建設工業)
平口 哲明 (東洋建設)

(保安専門部会)

内藤 潤 (清水建設)
岩寄 幸男 (飛島建設)
上田 智広 (鹿島建設)
阿部 英之 (りんかい日産建設)
新庄 幸作 (東亜建設工業)
松元 拓磨 (あおみ建設)

(環境公害専門部会)

荒川 真秀 (前田建設工業)
梅崎 峰浩 (若築建設)
伊藤 聡 (三井住友建設)
小林 秀匡 (安藤・間)
文随 尚 (佐藤工業)
原田 禎久 (不動産テトラ)
佐藤 晃一 (竹中土木)
黒崎 信夫 (大林組)

海洋工事安全施工チェックリスト (令和7年3月 第6回改訂)

令和7年3月発行

昭和53年12月	初版発行
昭和61年	第1回改訂
平成8年	第2回改訂
平成15年	第3回改訂
平成21年 3月	第4回改訂
平成28年 3月	第5回改訂
令和7年 3月	第6回改訂

編集 安全委員会 海洋安全部会

発行 一般社団法人 日本建設業連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1

東京建設会館 8F

電話 03(3551)8812